

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定
運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
募集要項

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市

— 目 次 —

1. はじめに.....	1
2. 本事業の選定に関する事項.....	3
2.1. 本事業の内容に関する事項.....	3
3. 事業者の募集及び選定に関する事項.....	14
3.1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方.....	14
3.2. 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項.....	14
3.3. 事業者の募集及び選定の手順に関する事項.....	23
3.4. 優先交渉権者選定後の手続.....	28
3.5. 応募に関する留意事項.....	29
4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	32
4.1. 事業者の責任の明確化に関する事項.....	32
4.2. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続.....	32
4.3. 業績等の監視に関する事項.....	33
5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	34
5.1. 本事業の事業場所.....	34
5.2. 本事業（国）の対象施設.....	35
5.3. 本事業（市）の対象施設.....	36
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（国）.....	37
6.1. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	37
6.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	37
7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（市）.....	38
7.1. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	38
7.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	38
8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	39
8.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	39
8.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	39
8.3. その他の支援に関する事項.....	39
9. 提出書類.....	39
9.1. 守秘義務対象資料の提供に関する書類.....	39
9.2. 説明会・質問に関する提出書類.....	39
9.3. 第一次審査書類の受付時における提出書類.....	39
9.1. 第二次審査に関する提出書類.....	40
10. その他.....	42

10.1. 本事業に関する事項	42
10.2. 情報提供	42

■募集要項等の構成

募集要項

資料1：特定事業契約書（案）

- 別紙1 契約金額の内訳
- 別紙2 定義集
- 別紙3 事業者が付す保険等
- 別紙4 サービス対価の算定及び支払方法
- 別紙5 需要変動に基づく調整
- 別紙6 業績等の監視及び改善要求措置要領

資料2：実施契約書（案）

- 別紙1 定義集
- 別紙2 事業者が付す保険等
- 別紙3 需要変動に基づく調整
- 別紙4 業績等の監視及び改善要求措置要領

資料3：基本協定書（国）（案）

資料4：基本協定書（市）（案）

資料5：要求水準書（案）

資料6：様式集及び記載要領

資料7：事業者選定基準

■用語の定義

用語	定義
本事業	<p>【本事業】 下記の総称。</p> <p>【本事業（国）】 一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等をいう。</p> <p>【本事業（市）】 三宮バスターミナル特定運営事業等をいう。</p>
本事業対象施設	新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナルを合わせた総称。
本施設	<p>【本施設】 下記の総称。</p> <p>【本施設（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設のうち、利便施設を除く施設をいう。</p> <p>【本施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、利便施設を除く施設をいう。</p>
一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等	<p>新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業で構成される事業。</p> <p>「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づく特定事業であり、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。</p>
三宮バスターミナル特定運営事業等	<p>三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業で構成される事業。</p> <p>PFI法に基づく特定事業であり、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。</p>
雲井通5丁目再開発事業	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業。
ミント神戸	ミント神戸（神戸新聞会館ビル）。三宮バスターミナル、商業施設、オフィス等で構成されている。
新バスターミナル運営等事業	本事業のうち、新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備業務、維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
三宮バスターミナル運営等事業	本事業のうち、三宮バスターミナルの維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
利便増進事業	本事業のうち、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
新バスターミナル利便増進事業	新バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
三宮バスターミナル利便増進事業	三宮バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
再開発ビル（雲井5）	雲井通5丁目再開発事業で整備するビル。新バスターミナル（Ⅰ期）、商業施設、共用施設、公益施設等から成る低層部、オフィス、ホテル等から成る高層部、全体共用部、駐車場・駐輪場等で構成される。
再開発ビル（雲井6）	神戸三宮雲井通6丁目北地区で再開発事業による整備を検討しているビル。
新バスターミナル（Ⅰ期）及び神戸三宮駅交通ターミナル	再開発ビル（雲井5）のうち、新たな中・長距離バスターミナルを中心とした約6,820㎡の施設。特定車両停留施設（国）及び利便施設、入口東側一部スペースで構成される。
新バスターミナル（Ⅱ期）	再開発ビル（雲井6）に整備予定の新たな中・長距離バスターミナル施設部分。

用語	定義
三宮バスターミナル	ミント神戸の1階等に位置するバスターミナル及び便利施設。
特定車両停留施設	<p>【特定車両停留施設】 特定車両停留施設とは、「道路法（昭和27年法律第180号）」第2条第2項第8号の道路の附属物である。バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【特定車両停留施設（国）】 新バスターミナル（I期）のうち、地下2階～地下1階のエレベーターホール及びエレベーター施設並びに地上1階～3階部分の特定車両用場所（国）、旅客用場所（国）、その他設備及び専用使用部分（国）で構成される。</p> <p>【特定車両停留施設（市）】 三宮バスターミナルをいい、特定車両用場所（市）、旅客用場所（市）、その他設備及び専用使用部分（市）で構成される。</p>
バスターミナル専有部分	<p>【バスターミナル専有部分】 下記の総称。</p> <p>【バスターミナル専有部分（国）】 国が再開発ビル（雲井5）内において区分所有権を取得する部分で、区分所有法第2条第3項に定める専有部分をいう。</p> <p>【バスターミナル専有部分（市）】 市がミント神戸内において区分所有権を有する部分で、区分所有法第2条第3項に定める専有部分をいう。</p>
共用部分	区分所有法第2条第4項に定める共用部分をいう。
共用部分等	共用部分及び附属施設、附属設備をいう。
専用使用部分	<p>【専用使用部分】 下記の総称。</p> <p>【専用使用部分（国）】 国が専用使用権（特定の区分所有者又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分（1階誘導車路の入口付近等）をいう。</p> <p>【専用使用部分（市）】 市が専用使用権（特定の区分所有者又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分をいう。</p>
道路区域	<p>【道路区域】 道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域であって、道路法が全面的に適用される土地の部分である。なお、本事業の道路区域は、道路法第四十七条の十七の規定により、空間又は地下に上下の範囲を区切って定める立体的区域を設定する。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【道路区域（国）】 国が道路区域を指定する部分全体をいう。バスターミナル専有部分（国）の他、専用使用部分（国）とされた部分を道路区域に指定する予定である。</p>

用語	定義
	<p>【道路区域（市）】 市が道路区域を指定する部分全体をいう。バスターミナル専有部分（市）の他、駅前広場の一部、専用使用部分（市）とされた部分を道路区域に指定する予定である。</p>
<p>運営権設定対象施設</p>	<p>【運営権設定対象施設】 運営権を設定する施設をいう。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【運営権設定対象施設（国）】 新バスターミナル（I期）内の施設のうち、運営権（国）を設定する施設をいう。特定車両停留施設（国）を運営権設定対象施設（国）とする。</p> <p>【運営権設定対象施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、運営権（市）を設定する施設をいう。特定車両停留施設（市）を運営権設定対象施設（市）とする。</p>
<p>非運営権施設</p>	<p>【非運営権施設】 運営権設定対象とならない施設をいう。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【非運営権施設（国）】 新バスターミナル（I期）内の施設のうち、運営権設定対象（国）とならない施設であり、事業者の費用負担により整備する利便施設（国）をいう。</p> <p>【非運営権施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、運営権設定対象（市）とならない施設であり、事業者の費用負担により整備する利便施設（市）をいう。</p>
<p>特定車両用場所</p>	<p>【特定車両用場所】 特定車両停留施設のうち、誘導車路、操車場所、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【特定車両用場所（国）】 新バスターミナル（I期）内の特定車両用場所。</p> <p>【特定車両用場所（市）】 三宮バスターミナル内の特定車両用場所。</p>
<p>旅客用場所</p>	<p>【旅客用場所】 特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客のために供する場所。乗降場、通路、その他の旅客のために供する場所で構成される。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【旅客用場所（国）】 新バスターミナル（I期）内の旅客用場所。</p> <p>【旅客用場所（市）】 三宮バスターミナル内の旅客用場所。</p>

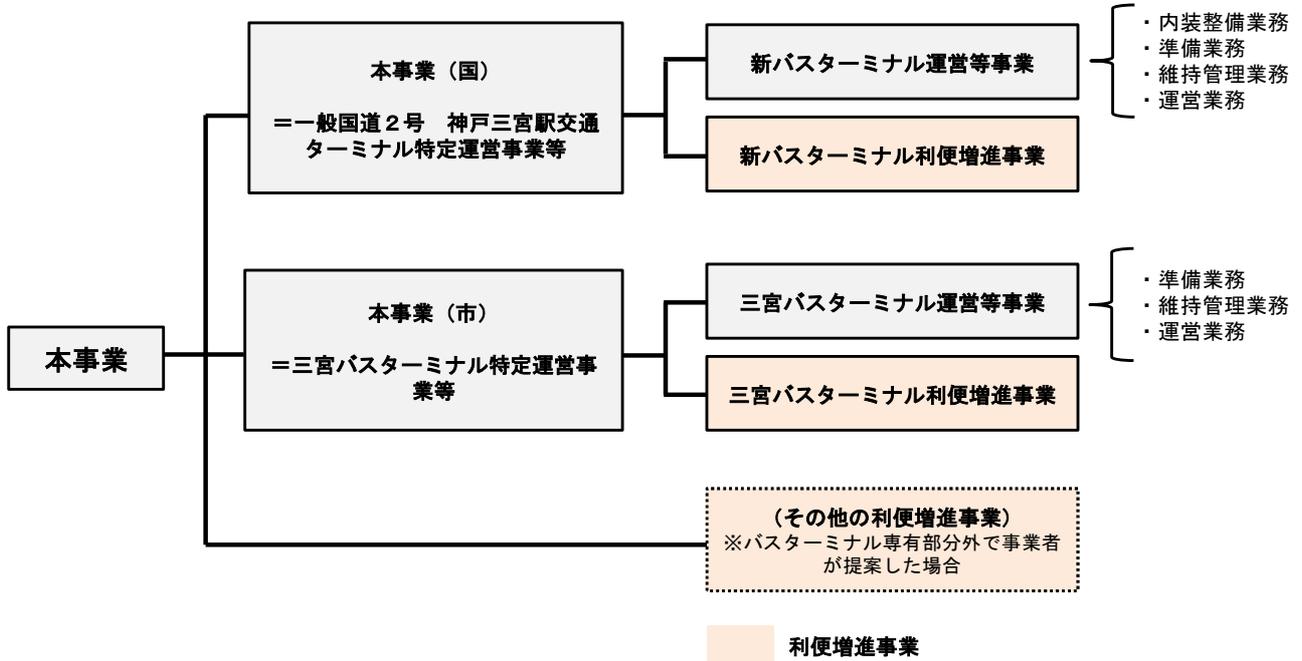
用語	定義
利便施設	<p>【利便施設】 利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う道路占用物をいう。</p> <p>【利便施設（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内に設置される利便施設。飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等を想定している。</p> <p>【利便施設（市）】 三宮バスターミナル内に設置される利便施設。運行情報提供設備（デジタルサイネージ）や自動販売機等を想定している。</p> <p>※なお、民間財産は運営権を設定できないため、利便施設は運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は国若しくは市が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。</p>
民間事業者	一般的な民間事業者。
応募者	本事業に応募する民間事業者。内装整備業務、維持管理業務及び運営業務を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ。
提案提出者	参加資格の確認を受けた応募者。
優先交渉権者	国・市により選定された提案提出者。
事業者	<p>本事業の実施に際して、国と特定事業契約、市と実施契約をそれぞれ締結し、本事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。国・市によって選定され、国・市との間で基本協定（国）及び基本協定（市）をそれぞれ締結した優先交渉権者（単体企業又は企業グループ）が、本事業の実施のみを目的とする SPC を設立し、当該 SPC が事業者となる。</p> <p>事業者は内装整備業務の完了後、国から、運営権設定対象施設（国）について、運営権（国）の設定を受けるものである。</p> <p>事業者は市から、運営権設定対象施設（市）について、運営権（市）の設定を受けるものである。</p>
バス事業者	<p>【バス事業者】 下記の総称。</p> <p>【バス事業者（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）に特定車両を停留させる民間事業者の総称。</p> <p>【バス事業者（市）】 三宮バスターミナルに特定車両を停留させる民間事業者の総称。</p>
国	国土交通省近畿地方整備局。
市	神戸市。
再開発会社	雲井通 5 丁目再開発事業の施行者である雲井通 5 丁目再開発株式会社。
特定事業参加者	雲井通 5 丁目再開発事業において、再開発会社に負担金を納付し、権利変換計画の定めるところに従い再開発ビル（雲井 5）の保留床を取得する者（代表企業：三菱地所株式会社、構成員：三菱倉庫株式会社、神鋼不動産株式会社）をいう。
特定業務代行者	雲井通 5 丁目再開発事業において、再開発ビル（雲井 5）の実施設計、工事等を実施する者（株式会社大林組）をいう。
再開発会社等	再開発会社、特定事業参加者及び特定業務代行者の総称。
管理組合	再開発ビル（雲井 5）の管理を行うために、区分所有法に基づいて再開発ビル（雲井 5）の区分所有者（国）全員により構成される団体。
三宮バスターミナル協議会	三宮バスターミナルに関する協議会であり、施設所有者である神戸市、西日本旅客鉄道株式会社とバス事業者部会で構成される。
バス事業者部会	現在、三宮バスターミナルを使用しているバス事業者で構成される部会をいう。

用語	定義
管理協議会	ミント神戸の管理を行うために、区分所有法に基づいてミント神戸の区分所有者（市）全員により構成される団体であり、ミント神戸管理協議会をいう。
区分所有者	<p>【区分所有者】 下記の総称。</p> <p>【区分所有者（国）】 再開発ビル（雲井5）において、区分所有権を有する者。</p> <p>【区分所有者（市）】 ミント神戸において、区分所有権を有する者。株式会社神戸新聞会館と神戸市をいう。</p>
特定事業契約	国と事業者の間で締結する契約。 新バスターミナル（I期）の内装整備について包括的かつ詳細に規定する契約及び維持管理・運営について運営権（国）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約。
実施契約	市と事業者の間で締結する契約。 三宮バスターミナルの維持管理・運営について、運営権（市）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約。
管理規約	<p>【管理規約】 下記の総称。</p> <p>【管理規約（国）】 再開発ビル（雲井5）の管理又は使用に関する区分所有者（国）間の事項を定めた規約。管理規約及び関連細則の総称。新バスターミナル（I期）に関する事項として、バスターミナル部分使用細則及び会計細則を設けられる予定。</p> <p>【管理規約（市）】 ミント神戸の敷地及び建物の管理又は使用に関する区分所有者（市）間の事項を定めた規約。</p>
管理協定	国、管理組合の間で締結する新バスターミナル（I期）の管理運営に関する事項を取り決めた協定。
管理規約等	管理規約と管理協定の総称。
運営権	<p>【運営権】 下記の総称。</p> <p>【運営権（国）】 運営権設定対象施設（国）を対象として、国が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）。</p> <p>【運営権（市）】 運営権設定対象施設（市）を対象として、市が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）。</p>
大規模修繕	<p>以下に記載の内容をいう。本施設（国）及び本施設（市）においては、事業対象外とする。</p> <p>（建築）：建物（内装・外構等を含む）の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。</p> <p>（土木）：舗装の補修（オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法）、区画線・標識等の全面・全数に対して行う修繕をいう。</p> <p>（電気）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。</p> <p>（機械）：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。</p> <p>※「修繕」とは、劣化した部位・部材、又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること（更新を含む）。</p>
長期修繕計画	経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画。

■用語の定義（イメージ図）

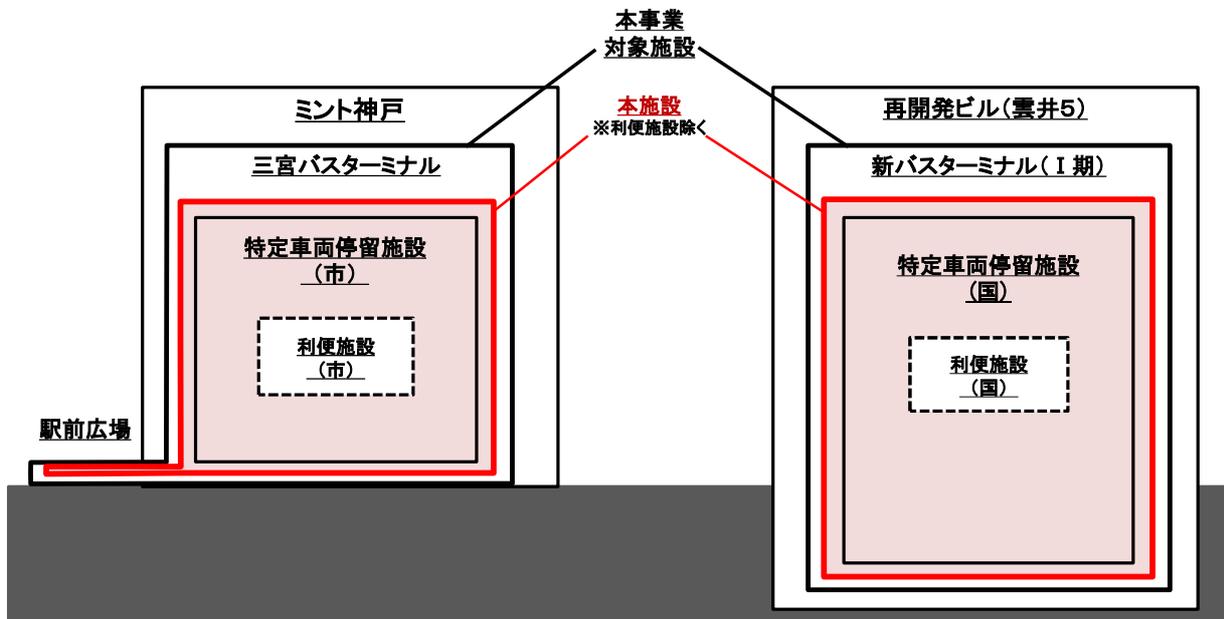
【事業名の定義】

※便宜的なイメージ図です。



【全体に関する用語の定義】

※便宜的なイメージ図です。



【本施設（国）に関する用語の定義】

※便宜的なイメージ図です。

■ 運営権設定対象施設

■ 非運営権設定対象施設

※利便施設(国)(道路占有物)について、民間財産は運営権を設定できないため、運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は国が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。

○財産区分



○床と施設の取り扱い



【本施設（市）に関する用語の定義】

※便宜的なイメージ図です。

■ 運営権設定対象施設

■ 非運営権設定対象施設

※利便施設(市)(道路占有物)について、民間財産は運営権を設定できないため、運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は市が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。

○財産区分



○床と施設の取り扱い



特定車両停留施設については、下記も参照すること。

特定車両用場所

誘導車路 (車両が走行する車路)

操車場所 (車両が転回等する場所)

停留場所 (車両を停留させる場所)

その他の特定車両の通行、
停留又は駐車のために供する場所

旅客用場所

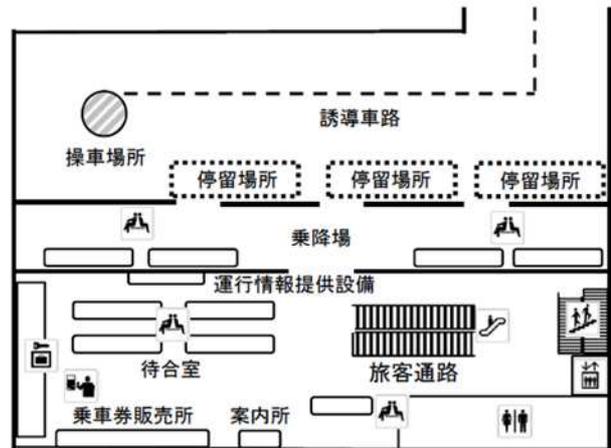
乗降場 (旅客が車両を乗降する場所)

旅客通路 (乗降場と外部、又は乗降場同士の連絡路)

その他の旅客の用に
供する場所(待合所等)

その他設備

排水設備 換気設備 等



出典：令和2年度道路法改正内容説明会 資料を一部加筆修正

1. はじめに

国及び市は、神戸三宮駅周辺において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した本事業を実施する能力を有する民間事業者として「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）」及び「三宮バスターミナル特定運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）」の締結を優先的に交渉する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者に対して運営権を設定するとともに、本事業を実施することを計画している。

一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の募集要項（以下「募集要項」という。）は、国及び市が本事業の提案に係る募集を行い、本事業の優先交渉権者の選定（以下「本募集」という。）に適用するものである。なお、募集要項は、募集要項の公表日から特定事業契約及び実施契約の締結日までに適用し、また締結日以降も、特定事業契約及び実施契約の関係当事者を拘束する。

(1) 募集要項の公表日

令和 6 年 4 月 23 日

(2) 契約担当官等

<一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等>

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範

<三宮バスターミナル特定運営事業等>

神戸市長 久元 喜造

(3) 担当部局

<一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等>

国土交通省 近畿地方整備局 総務部契約課契約第二係

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎

TEL：06-6942-1141 なお、電話での直接問い合わせは受け付けない。

FAX：06-6943-7834

Email：kkk-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

<三宮バスターミナル特定運営事業等>

神戸市 都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 6 階

本募集において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(4) 募集要項等

募集要項等とは、募集要項及び以下の資料1～7の書類（これらに、補足資料及びホームページへの掲載により公表した質問回答書、その他これらに関して国及び市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。募集要項等は、応募者が提出書類を作成するにあたっての前提条件であり、募集要項、資料1 特定事業契約書（案）、資料2 実施契約書（案）、資料3 基本協定書（国）（案）、資料4 基本協定書（市）（案）及び資料5 要求水準書（案）は、特定事業契約及び実施契約の締結時に契約関係当事者を拘束するものである。なお、資料5 要求水準書（案）は、競争的対話後に「要求水準書」として修正版を公表する予定であり、要求水準書も同様に特定事業契約及び実施契約の締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表又は配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も特定事業契約及び実施契約の締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

資料1 特定事業契約書（案）

資料2 実施契約書（案）

資料3 基本協定書（国）（案）

資料4 基本協定書（市）（案）

資料5 要求水準書（案）

資料6 様式集及び記載要領

資料7 事業者選定基準

なお、募集要項等と一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の実施方針（令和6年1月16日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問の回答によることとする。

(5) その他

本事業（国）は、令和7年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本事業の見積もり合わせ日を変更する場合や取りやめる場合がある。

なお、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分等に相応する契約とする。

2. 本事業の選定に関する事項

2.1. 本事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等

(2) 事業に供される公共施設の種類の種類

<一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等>
道路法に基づく道路の附属物（特定車両停留施設（国））
※再開発ビル（雲井5）の各種登記完了、竣工後に指定する予定である。
<三宮バスターミナル特定運営事業等>
道路法に基づく道路の附属物（特定車両停留施設（市））

(3) 公共施設等の管理者

<一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等>
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 見坂 茂範）
<三宮バスターミナル特定運営事業等>
神戸市長 久元 喜造

(4) 事業目的

兵庫・神戸の玄関口である神戸三宮駅周辺は、鉄道駅と中・長距離バス停が分散しているため、「乗換の利便性が低い」、「バス待合空間が不十分である」、「路上のバス停に起因する後続車の走行阻害が発生している」などの課題を抱えている。これらの課題を解消するため、国と市は、令和2年3月に「新たな中・長距離バスターミナル」等の整備を位置付けた「国道2号等神戸三宮駅前空間の事業計画」を策定した。「新たな中・長距離バスターミナル」の整備にあたっては、計画の具体化を民間事業者の知見と技術、ノウハウを広く取り入れながら官民連携で推進する。

本事業は、新バスターミナル（I期）の内装を整備し、ミント神戸の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと一体的な運用を行い、点在する中・長距離バス停の一部を集約した新たな運用を開始することで、三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図ることを目的とする。

(5) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則及び要項等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて、適宜適用するものとする。

なお、関係法令等はすべて最新のものを適用すること。

(6) 事業期間（国）

a) 本事業（国）の事業期間

本事業（国）の事業期間は、特定事業契約締結から 30 年度間を想定している。事業期間は、事業者が本施設（国）の内装整備を実施する期間（内装整備業務期間）及び運営権（国）に基づき本施設（国）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

内装整備業務期間は、約 2 年 11 カ月（内装設計・内装施工約 2 年 3 カ月、再開発ビル（雲井 5）の完了検査約 5 カ月、準備（※）約 3 カ月）、運営・維持管理期間は、本施設（国）の竣工後、運営権（国）を設定する令和 10（2028）年度から事業期間終了までの約 27 年を想定している。

なお、本事業（国）の事業終了日は、本事業（市）と同一とする。

（※）準備業務は、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

b) 内装整備業務期間

内装整備業務期間は、内装設計に係る期間及び内装施工に係る期間で構成され、約 2 年 11 カ月（内装設計・内装施工約 2 年 3 カ月、再開発ビル（雲井 5）の完了検査約 5 カ月、準備約 3 カ月）とする。

内装設計は、特定事業契約締結後から令和 8（2026）年 5 月 31 日までに完了すること。内装施工は、設計完了及び再開発ビル（雲井 5）の建築確認申請（計画変更）終了後着手し、令和 9（2027）年 8 月より開始予定の再開発ビル（雲井 5）の完了検査準備開始前に完了すること。準備は再開発ビル（雲井 5）竣工後の令和 10（2028）年 1 月から 3 カ月程度を想定しているが、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

c) 運営権（国）存続期間

運営権（国）存続期間は、運営権（国）を設定した日から、27 年後の応当日の前日までとする。運営権（国）存続期間は、運営・維持管理期間終了日をもって終了し、運営権（国）は同日をもって消滅する。

(7) 事業期間（市）

a) 本事業（市）の事業期間

本事業（市）の事業期間は、実施契約締結から 30 年度間を想定している。事業期間は、準備業務を実施する期間（準備業務期間）及び運営権（市）に基づき本施設（市）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

準備業務期間は約 2 年 9 カ月、運営・維持管理期間は、運営権（市）を設定する令和 10（2028）年度から事業期間終了までの約 27 年を想定している。

なお、本事業（市）の事業終了日は、本事業（国）と同一とする。

b) 運営権（市）存続期間

運営権（市）存続期間は、運営権（市）を設定した日から、27 年後の応当日の前日までとする。運営権（市）存続期間は、事業終了日をもって終了し、運営権（市）は同日をもって

消滅する。

(8) 事業方式

新バスターミナル（Ⅰ期）では、再開発会社等が整備する再開発ビル（雲井5）の地下2階から地下1階の一部及び地上1階から3階までを道路法上の特定車両停留施設（国）として内装を整備する予定である。新バスターミナル（Ⅰ期）のうち、特定車両停留施設（国）の内装整備については、国と事業者の間で締結する特定事業契約の定めるところにより、事業者が資金調達・内装設計・内装施工を行い、内装整備完了後に特定車両停留施設（国）の所有権を国に移転する（BT（Build-Transfer）方式）。

新バスターミナル（Ⅰ期）の維持管理・運営については、特定車両停留施設（国）の所有権移転後、国が運営権設定対象施設（国）について事業者に対して運営権（国）を設定し、同契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（国）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。

三宮バスターミナルについては、市が運営権設定対象施設（市）について運営権（市）を設定し、市と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（市）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。なお、現在の三宮バスターミナルは特定車両停留施設ではないが、市は、新バスターミナル（Ⅰ期）開業までに三宮バスターミナルを特定車両停留施設（市）に指定する。

また、再開発ビル（雲井5）に隣接する再開発ビル（雲井6）内に整備する新バスターミナル（Ⅱ期）が事業化された場合には、新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営する予定である。

なお、新バスターミナル（Ⅱ期）工事期間中、新バスターミナル（Ⅰ期）のバース数に影響が生じる場合、工事期間中のバス運行及び料金収入に関して調整を行う必要があるため、別途協議する。

(9) 利用料金の設定及び收受

本事業では、事業者は、本施設に車両を停留させる者から徴収する停留料金及び利便施設の利用者から得た収入を自らの収入とすることができる。

a) 停留料金の設定及び收受

事業者は、道路法第48条の35第2項に基づき、自らの経営判断により、下記の条件を充足する範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定する。

- ・ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- ・ 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類の車両を同時に2両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

なお、事業者は、特定事業契約及び実施契約締結後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金について、国及び市に届出を行うこと。

国又は市は、道路法第 48 条の 42 第 1 項に基づき、事業者が届け出た特定車両停留施設の停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、道路管理者が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じることができる。

b) その他の利用料金の設定及び收受

事業者は、利便施設に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(10) 費用負担

a) 内装整備に係る費用負担

新バスターミナル（I 期）の整備に係る費用のうち、A 工事に係る費用は国が負担する。

B 工事に係る費用は、国が費用負担する C 工事に伴い発生する B 工事に係る費用を除き、事業者が負担する。

C 工事に係る費用は、事業者又は国が負担することとし、特定事業契約に定めるところにより、国は、新バスターミナル（I 期）の内装整備における費用の一部（※）を事業者に支払う。

国の支払う内装整備費等の参考規模は 1,645,975 千円程度（10%の消費税相当額を含む）を想定している。提出された金額は、1,645,975 千円を超えてはならないものとする。詳細は、特定事業契約書（案）の別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」に示す。

（※）本施設（国）に係る内装整備費用は、追加投資とみなされる部分を除き、国が負担する。

b) 維持管理・運営に係る費用負担

本事業の実施にあたり、提案時に事業者が提示する提案額を、維持管理・運営に係るサービス購入料等として公共が負担することとする。ただし、維持管理・運営に係るサービス購入料等の提案額については、上限額 498,960 千円（10%の消費税相当額を含む）を超えてはならないものとする。詳細は、特定事業契約書（案）の別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」に示す。

下記図の収入及び費用は、新バスターミナル（I 期）及び三宮バスターミナルを併せたものとする。運営費には、再開発ビル（雲井 5）に係る管理費（※ 1）及びミント神戸に係る共益費（※ 2）を含む。なお、再開発ビル（雲井 5）に係る管理費については、公共が一部を負担する予定であるため、公共負担分を差し引いた金額が事業者の負担分となる。

なお、利便増進事業については、事業者が自らの責任と費用負担により実施するものとする。

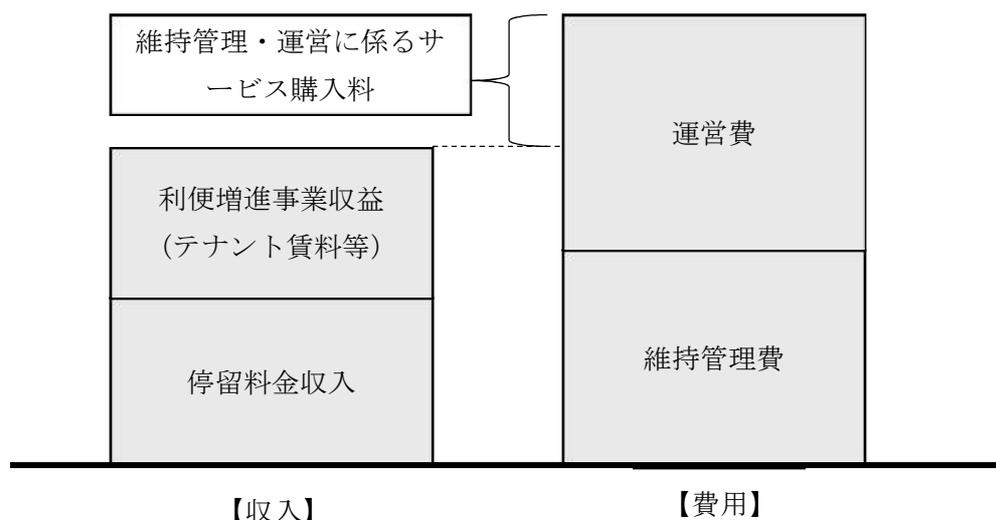


図 1 サービス購入料の構成イメージ

(※1) 管理費は、管理組合が組合管理部分や共用部分等の管理に要する経費に充てるために、区分所有者が納付する費用である。管理規約等に基づき、事業者が管理組合に区分所有者（国）である国に代わり、代理納付することを想定している。なお、管理費は令和9（2027）年11月支払いの12月分より徴収予定である。

(※2) 共益費は、事業者が管理協議会に区分所有者（市）である市に代わり、代理納付することを想定している。

(11) 需要変動に基づく調整

本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業の運営・維持管理期間における需要変動リスクについて、国及び市と事業者が負担する観点から、需要変動に基づく調整を行う。

実際の収入額が当該年度の基準となる収入（以下「基準収入」という。）を上回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市に一部の金額を還元する（以下「プロフィットシェア」という。）。実際の収入額が、基準収入を下回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市が一部の金額を補填する（以下「ロスシェア」という。）。

詳細は、特定事業契約書（案）及び実施契約書（案）の別紙「需要変動に基づく調整」に示す。

(12) 事業範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとする。事業者は以下に示す業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。

なお、本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業と一体として、利便増進事業を経営するものとする。

a) 新バスターミナル運営等事業

新バスターミナル運営等事業の範囲は、以下のとおりとする。

① 内装整備業務

・ 特定車両停留施設（国）の内装設計、内装施工（※）、工事監理及びその関連業務

（※）本事業（国）では、下表のとおり、再開発ビル（雲井5）の躯体等ビル本体の工事（以下「A 工事」という。）及び間仕切りにより発生する建築工事や給排水・防災等の設備工事の A 工事に対する追加変更工事（以下「B 工事」という。）は特定業務代行者が設計・施工する。A 工事及び B 工事以外の工事（以下「C 工事」という。）を事業者が設計・施工する。

表 1 工事区分

項目	設計・施工		
	A 工事	B 工事	C 工事
工事区分の概要	再開発ビル（雲井5）の躯体等ビル本体の工事	A 工事に対する追加変更工事	A 工事及び B 工事以外の工事
設計・施工	特定業務代行者	特定業務代行者	事業者
費用負担	国 ^{注1}	事業者/国 ^{注2}	事業者/国 ^{注3}

注 1 国が新バスターミナル（I 期）部分について区分所有権を取得する。

注 2 国が費用負担する C 工事に伴い発生する費用は、国が費用負担する。

注 3 本施設（国）に係る内装整備費用は、追加投資とみなされる部分を除き、国が費用負担する。

② 準備業務

- ・ 開業前研修
- ・ バス便の移行調整業務
- ・ 広報活動
- ・ 事業パンフレットの作成
- ・ 供用約款の策定

③ 維持管理業務

- ・ 建築物点検保守管理業務
- ・ 建築設備点検保守管理業務
- ・ 車路点検保守管理業務
- ・ 什器・備品維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務
- ・ 経常修繕業務
- ・ 交通事故復旧業務
- ・ 長期修繕計画案作成業務

④ 運營業務

- ・ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・ 安全対策業務
- ・ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）

- ・危機管理対応業務
- ・バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・その他関連業務（広報活動、再開発ビル（雲井5）の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

b) 三宮バスターミナル運営等事業

三宮バスターミナル運営等事業の範囲は、以下のとおりとする。

なお、三宮バスターミナル運営等事業は新バスターミナル（I期）の供用開始と同時期に開始することを予定しているが、開始前までは三宮バスターミナルはバス事業者部会が維持管理・運営を行っている。そのため、三宮バスターミナル運営等事業の開始前に、三宮バスターミナルの維持管理・運営に関して、バス事業者部会と調整の上、必要となる準備を行うこと。

① 準備業務

- ・開業前研修
- ・バス事業者部会からの引継ぎ
- ・バス便の移行調整業務
- ・広報活動
- ・事業パンフレットの作成
- ・供用約款の策定

② 維持管理業務

- ・建築物点検保守管理業務
- ・建築設備点検保守管理業務
- ・車路点検保守管理業務
- ・什器・備品維持管理業務
- ・警備業務
- ・清掃業務
- ・経常修繕業務
- ・交通事故応急対応業務
- ・長期修繕計画案作成業務

③ 運営業務

- ・運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・料金徴収業務（停留料金の設定、届出、収受等）
- ・安全対策業務
- ・利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・危機管理対応業務
- ・バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バ

ス以外の取扱い検討等)

- ・その他関連業務（広報活動、管理規約（市）の遵守、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

c) 新バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（国）の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設（国）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・利便施設（国）の設置、運営
- ・事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、占用料は0円とする。

d) 三宮バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（市）の事業期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、利便施設（市）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・利便施設（市）の設置、運営
- ・事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、国に準じて占用料は0円を想定している。

(13) 要求水準書（案）の体系

国及び市は、事業者によって適切な内装整備及び維持管理が実施されること、安全なバスターミナル運営を行うことが確保されること及び事業継続が確保されることを目的として要求水準を定める。なお、要求水準書（案）は、競争的対話実施後に内容を確定し、要求水準書として公表する。

ただし、事業者が提案した事業計画の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

(14) 事業者が取得する権利

運営事業開始日までに事業者は特定車両停留施設の運営権を取得する。

(15) 追加投資等の取扱い（国）

a) 本施設（国）に係る追加投資等の取扱い

① 追加投資

事業者は、本施設（国）について、運営権（国）存続期間中、あらかじめ国との協議が成

立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資をすることができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（国）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（国）との一体性が認められる対象については国の所有物となり、運営権設定対象施設（国）に含む。追加投資を実施するにあたっては、管理組合の事前承認を得ること。

② 大規模修繕

事業者は、本施設（国）の長期修繕計画の案を作成し、国に提出すること。

b) 利便施設（国）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（国）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理組合へ事前確認を行うこと。

(16) 追加投資等の取扱い（市）

a) 本施設（市）に係る追加投資等の取扱い

① 追加投資

事業者は、本施設（市）について、運営権（市）存続期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資をすることができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（市）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（市）との一体性が認められる対象については市の所有物となり、運営権設定対象施設（市）に含む。追加投資を実施するにあたっては、管理協議会の事前承認を得ること。

② 大規模修繕

事業者は、本施設（市）の長期修繕計画の案を作成し、市に提出すること。

b) 利便施設（市）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（市）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理協議会へ事前確認を行うこと。

(17) 計画及び報告

a) 計画

事業者は、事業期間中、要求水準書（案）に定める計画書等を作成し、国及び市に提出すること。

計画においては、安全性及び運営の安定性の確保を含めるものとする。事業者は、提出さ

れた計画に従って本事業を実施する。

b) 報告

事業者は、事業期間中、要求水準書（案）に定める報告書等を作成し、国及び市に提出すること。

(18) 運営権対価の支払い

本事業に係る運営権の設定に対する対価は0円とする。運営権対価を1円以上で提案できる場合は、該当金額を公的負担の削減に充てること。

(19) 特定車両停留施設に停留できる車両の種類（予定）

特定車両停留施設（国）に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）

特定車両停留施設（市）に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車※

※一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車については、施設の容量等を加味し、現在三宮バスターミナルに乗り入れしているバスを想定している。

(20) 本事業の実施に関する協定等

a) 基本協定

国及び市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定（国）及び基本協定（市）をそれぞれ締結する。詳細は基本協定書（国）（案）、基本協定書（市）（案）を参照すること。

b) 特定事業契約

国は、基本協定（国）の定めるところにより、優先交渉権者との間で特定事業契約を締結する予定である。事業者は、当該特定事業契約に基づいて新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業を実施する。詳細は特定事業契約書（案）を参照すること。

c) 実施契約

市は、基本協定（市）の定めるところにより、優先交渉権者との間で実施契約を締結する予定である。事業者は、当該実施契約に基づいて三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業を実施する。詳細は実施契約書（案）を参照すること。

(21) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりとする。

a) 事業終了時の水準

事業者は、運営・維持管理期間中の維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で本施設を保持していなければならない。なお、運営・維持管理期間終了日の約4年前から本施設の維持管理業務及び運営業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を国及び市に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

b) 運営権

事業期間終了時に事業者を設定されている運営権は消滅する。

c) 事業者の資産等（国）

事業期間終了時又はそれ以降の国が指定する日において、事業者は、本施設（国）を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第三者への譲渡を含む。）することとする。ただし、国又は国の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、国又は国の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

d) 事業者の資産等（市）

事業期間終了時又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、本施設（市）を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第三者への譲渡を含む。）することとする。ただし、市又は市の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、市又は市の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

e) 業務の引継ぎ（国）

国又は国が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権（国）存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業（国）が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、国又は国が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

f) 業務の引継ぎ（市）

市又は市が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権（市）存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業（市）が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、市又は市が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国及び市は、一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等を特定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の提示を通じて募集し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定するものとする。本事業の優先交渉権者等の選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）による。

3.2. 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、2.1.(12)事業範囲に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、構成員は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募グループの場合、SPC の設立にあたって構成員は構成企業（SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業）と協力企業（SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業）に分類される。代表企業は構成企業から定めるものとする。
- ウ 応募企業又は構成企業は、SPC の設立にあたって SPC に出資し、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）すべての割当てを受けるものとする。
- エ 本事業に係る業務は、SPC から応募企業、構成企業又は協力企業にのみ委託することができ、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。
- オ 応募企業、構成企業又は協力企業は、準備業務のうち「供用約款の策定」、運營業務のうち「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便の移行調整業務」について、再委託できないものとする。
- カ 参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国及び市と協議するものとし、国及び市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は構成員が以下に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、国及び市に速やかに通知しなければならない。
- キ 参加表明書の提出以降、応募企業又は構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又は構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、構成員に共通の参加資格

- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。
- キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）に該当しないこと。
- ク 近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。及び、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ケ 本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人は以下に示すとおりである。
- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- コ 有識者委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- サ 上記ケ及びコに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 各業務に携わる企業に求める要件

a) 本施設（国）の内装整備業務に携わる企業

① 内装設計企業

応募者を構成する企業のうち内装設計業務を実施する者（以下「内装設計企業」という。）は、次のアからキの要件を満たすこと。

ア 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「土木関係建設コンサルタント業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 内装設計業務を複数の内装設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの内装設計企業においても上記ア及びイを満たしていること。

エ 次の（ア）から（キ）までに示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

（ア）管理技術者については、設計業務の技術の管理及び統括に関する業務。

（イ）総合主任担当技術者については、「総合」及び「構造」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

（ウ）電気設備主任担当技術者については、「電気設備」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

（エ）機械設備主任担当技術者については、「機械設備」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

※内装設計業務を分担する場合の業務分野は、国土交通省告示第八号（令和6年1月9日）における別添一（以下「告示別添一」という。）第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の設計の種類により示されたものを、次のとおり分類する。

「総合」建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計業務。

「構造」建築物の構造に関する設計業務。

「電気設備」建築物の設備における電気設備に関する設計業務。

「機械設備」建築物の設備における給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等設備に関する設計業務。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（最終改正令和3年3月30日国営管第588号）第16条の定義による。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

オ 管理技術者及び総合主任担当技術者は、内装設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。）にあること。

カ 管理技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置できること。

キ 次の（ア）から（エ）までに示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

（ア）平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の（エ）に示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡しが完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。）を満たす業務において、担当する業務分野（管理技術者の場合は「総合」の分野も含む。）の設計業務実績を有する者であること。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

（イ）携わった実績については、次の（エ）のうち、管理技術者、総合主任担当技術者にあつてはAの項目、電気設備主任担当技術者にあつてはBの項目、機械設備主任担当技術者にあつてはCの項目に該当する実績を有する者であること。

なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

（ウ）管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、管理技術者と各主任担当技術者のいずれかとの兼務を認める。

また、第一次審査書類提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記（ア）及び（イ）の要件を満たしていなければならない。

（エ）実績要件

A 管理技術者、総合主任担当技術者

a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で4,500㎡以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。

b. 国土交通省告示第八号（令和6年1月9日）における別添二（以下「告示別添二」という。）の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。

c. 上記a. 及びb. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

B 電気設備主任担当技術者

a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で4,500㎡以上の公共施設で工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

- c. 上記 a. 及び b. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

C 機械設備主任担当技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で4,500 m²以上の公共施設で工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。
- b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。
- c. 上記 a. 及び b. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

② 内装施工企業

応募者を構成する企業のうち内装施工業務を実施する者（以下「内装施工企業」という。）は、次のアからエの要件を満たすこと。

- ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に認定されている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。
- イ 次の a から c の各工事に携わる内装施工企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれ a から c に示す点数以上であること（上記アの再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の経営事項評価点数がそれぞれ a から c に示す点数以上であること。）。
 - a 建築工事 1 1 0 0 点以上
 - b 電気設備工事 1 1 0 0 点以上
 - c 暖冷房衛生設備工事 1 1 0 0 点以上
- ウ 内装施工業務を複数の内装施工企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記ア及びイを満たしていること。
- エ 下記（ア）から（イ）までの基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、経常JVとして参加する場合、JV構成員のうち下記（ア）に示す工事種別を実施するものについてAからDまでの基準をすべて満たす配置予定技術者を配置できること。

（ア）工事種別 建築工事

- A 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。な

お、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- a. 一級建築士の免許を有する者
 - b. 一級建築施工管理技士と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。
- B 平成26年4月1日以降、第一次審査書類提出期限の日までに元請として完成及び引き渡しを完了した下記a. からc. までのすべての要件を満たす工事（新築又は増築工事とし、いずれの場合も躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合の取扱いは、上記①キ（ア）による。
- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設
 - b. 構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
 - c. 上記a. からb. までは同一工事の実績であること。
- C 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- D 配置予定技術者（その他のJV構成員の配置予定技術者を含む。）は、内装施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。）にあること。

(イ) 同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

また、第一次審査書類提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記の要件を満たしていなければならない。

さらに、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組

合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和5年3月13日付け国不建第601号)、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて」(平成28年12月19日付け国土建第357号)において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

③ 工事監理企業

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者(以下「工事監理企業」という。)は、次のアからキの要件を満たすこと。

ア 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「土木関係建設コンサルタント業務」及び「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。なお、当該一般競争(指名競争)参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの工事監理企業においても上記ア及びイを満たしていること。

エ 次の(ア)から(キ)までに示す業務を実施する工事監理者及び監理主任技術者を配置できること。

(ア) 工事監理者については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の6第4項に規定する業務及び統括に関する業務。

(イ) 建築監理主任技術者については、「建築監理」に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

(ウ) 電気設備監理主任技術者については、「電気設備監理」に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

(エ) 機械設備監理主任技術者については、「機械設備監理」に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

※工事監理業務の業務分野は、告示別添一、第2項第一号及び第二号による業務において示される工事監理の種類により示されたものを、次のとおり分類する。

「建築監理」告示別添一、第1項第二号ロ(1)における(1)総合及び(2)構造に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

「電気設備監理」告示別添一、第1項第二号ロ(1)における(3)設備(i)に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

「機械設備監理」告示別添一、第1項第二号ロ(1)における(3)設備(ii)から(iv)までに定める成果図書に基づき行う工事監理業務

オ 工事監理者及び建築監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。）にあること。

カ 工事監理者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置できること。

キ 次の（ア）から（エ）までに示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

（ア）平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の（エ）に示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の工事監理業務に携わったものに限る。）を満たす工事において担当する業務分野（工事監理者の場合は「建築監理」の分野の実績を含む。）の工事監理業務実績を有する者であること。また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合の取扱いは、上記①キ（ア）による。

（イ）携わった実績については、次の（エ）のうち、工事監理者、建築監理主任技術者にあつてはAの項目、電気設備監理主任技術者にあつてはBの項目、機械設備監理主任技術者にあつてはCの項目に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

（ウ）工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。また、第一次審査書類提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記（ア）及び（イ）の要件を満たしていなければならない。

（エ）実績要件

A 工事監理者、建築監理主任技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。
- b. 国土交通省告示第八号（令和6年1月9日）における別添二（以下「告示別添二」という。）の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。
- c. 上記a. 及びb. の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。
- d. 建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

B 電気設備監理主任技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設で工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。
- b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設

が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

- c. 上記 a. 及び b. の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

C 機械設備監理主任技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設で工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。
- b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。
- c. 上記 a. 及び b. の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

b) 本施設の維持管理業務に携わる企業

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たすこと。

- ア 令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。
- イ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの維持管理企業においても上記の要件を満たしていること。

c) 本施設の運營業務に携わる企業

応募者を構成する企業のうち運營業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次のアの要件を満たすこと。

- ア 特定車両停留施設の運營業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績（※）を有すること。
- ただし、令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において「役務の提供等」に登録していない者にあつては、特定事業契約の締結までに「役務の提供等」に登録しておくこと。

（※）一般乗合旅客自動車運送事業（高速バス、路線バス）又は一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績とする。

d) 利便増進事業に携わる企業

応募者を構成する企業のうち利便増進事業を実施する者は、3.2.(2)応募企業、構成員に共通の参加資格を満たすこと。

3.3. 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

国及び市は、以下の手順により、優先交渉権者等を選定する。

(1) 募集スケジュール（予定）

募集要項等の公表後、本事業開始日に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。

表 2 今後のスケジュール

スケジュール（予定）	内容
令和6年4月23日	特定事業の選定・公表、募集要項等の公表
令和6年5月14日まで	募集要項等に関する質問（第1回）受付期間
令和6年6月14日	募集要項等に関する質問（第1回）の回答公表
令和6年7月16日	参加表明書の受付、参加資格の確認
令和6年9月3日、4日	競争的対話の実施期間
令和6年11月5日まで	募集要項等に関する質問（第2回）受付期間
令和6年11月22日	募集要項等に関する質問（第2回）の回答公表
令和6年12月6日	事業提案書等の受付
令和7年2月頃	優先交渉権者等の選定
令和7年3月頃	基本協定の締結
令和7年4月頃	特定事業契約の締結
令和7年6月頃	実施契約の締結

(2) 有識者委員会の設置

国及び市は、優先交渉権者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者からなる有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置し、有識者委員会から事業者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

(3) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を実施する。開始時間やWEB参加の際のURL等の詳細については、「(様式5) 募集要項等に関する説明会参加申込書」を提出した者に連絡する。

受付期間：令和6年4月23日（火）から令和6年4月26日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：「(様式5) 募集要項等に関する説明会参加申込書」に記入し、1.(3)の担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ電子メールの添付ファイルとして上記の提出先に送信し、電話により着信を確認すること。

説明会実施日：令和6年5月8日（水）

説明会会場：兵庫国道事務所6階会議室 ※WEBでの参加についても認める。

(4) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

a) 質問の受付

国及び市は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

受付期間：＜第1回＞令和6年4月23日（火）から令和6年5月14日（火）まで

＜第2回＞令和6年10月25日（金）から令和6年11月5日（火）まで

土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：募集要項等に関する質問の内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める「(様式6) (様式7)」の各回質問書に記入し、1.(3)の担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ電子メールの添付ファイルとして上記の提出先に送信し、電話により着信を確認すること。

また、質問を公表された場合に質問を提出した者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。

なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

ただし、「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した上で提供する資料に関する質問は受け付けない。

b) 回答の公表

国及び市は、回答について、次のとおり閲覧に供するとともに近畿地方整備局ホームページへの掲載により公表する。募集要項等の内容に関する質問に対する回答は、すべて公表するものとする。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。また、公平性及び透明性を確保するため、電話等での直接回答は行わない。

閲覧場所：大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41

国土交通省 近畿地方整備局 大手前合同庁舎

1階 契約情報コーナー

TEL：06-6942-1141（代）内線 2850

閲覧期間：＜第1回＞令和6年6月14日（金）から令和6年6月21日（金）まで

＜第2回＞令和6年11月22日（金）から令和6年11月29日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、正午から午後1時00分までを除く。公開初日の閲覧は午後1時00分からとする。また、閲覧期間最終日は正午までとする。

(5) 守秘義務対象資料の提供等

a) 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

本事業において守秘義務の対象となる資料の提供を受ける者は、様式集及び記載要領に従い、「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」「(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書」、必要に応じて「(様式3) 第二次被開示者への資料開示通知書」を作成し、提出しなければならない。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、各審査において開示される資料の守秘義務を含む。

受付期間：令和6年4月23日（火）から令和6年5月7日（火）まで（必着）

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」「(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書」、必要に応じて「(様式3) 第二次被開示者への資料開示通知書」を作成し、1.(3)の担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ電子メールの添付ファイルとして上記の提出先に送信すること。併せて、封書に「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等 守秘義務の遵守に関する誓約書 在中」と記入の上で、1.(3)の担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ簡易書留により郵送すること。

提供方法：提供資料については、担当部局が「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」及び「(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書」を受領後、担当部局から電子メール若しくは簡易書留により郵送する。

提供形態：紙媒体若しくは電子データ

提供資料：要求水準書（案）添付資料一覧を参照すること。

b) 提供資料の破棄

守秘義務対象資料の提供を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、提供資料を適切に管理しなければならない。

守秘義務対象資料の提供を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、提出書類を提出しないことが明らかになった時点又は提案書提出期限のいずれか早い時点で責任をもって守秘義務対象資料（守秘義務対象資料の印刷物等を含む。）を破棄し、破棄完了後、様式集及び記載要領に定める「(様式4) 破棄義務の遵守に関する報告書」を作成し、封書に「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等 破棄義務の遵守に関する報告書 在中」と記入の上で、1.(3)の担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ簡易書留により郵送すること。

(6) 補足資料の公表等

国及び市は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表又は提供することができる。

補足資料を公表する場合は、ホームページにて行い、守秘義務の遵守に関する誓約書提出者

に対してのみ提供する場合は、紙媒体若しくは電子データにより行うものとする。

(7) 参加表明書の受付、参加資格の確認、参加資格の確認結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書及び参加資格の確認に必要な書類の提出を求め、国及び市にて参加資格の確認を行う。参加資格の確認結果は、応募者に通知する。

受付期間：令和6年4月23日（火）から令和6年7月16日（火）までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：郵送又は持参すること。

(8) 競争的対話等の実施

国及び市は、応募者の参加資格の確認後、事業提案書の提出までの間に、参加資格の確認を受けた応募者（以下「提案提出者」という。）と競争的対話等を行う。その結果を踏まえ、要求水準書（案）及び基本協定書（国）（案）・基本協定書（市）（案）・特定事業契約書（案）・実施契約書（案）等の調整を行い、修正があった場合は公表する。応募者は、参加表明書と併せて「(様式11) 競争的対話に関する議題提案書」を提出すること。応募者が多数の場合は、選定を行う場合がある。

受付期間：令和6年4月23日（火）から令和6年7月16日（火）までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：郵送又は持参すること。

対話実施日：令和6年9月3日（火）、令和6年9月4日（水）を予定している。

(9) 事業提案書等の受付

本事業の提案提出者は、事業提案書の提出時に必要な書類を、以下の要領で提出すること。

受付期間：令和6年11月22日（金）から令和6年12月6日（金）までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：郵送又は持参すること。

(10) 優先交渉権者等選定の方法

a) 選定方法の概要

優先交渉権者には、バスターミナルの内装整備・維持管理・運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、優先交渉権者等の選定にあたっては、企画競争により事

業提案の評価を行う。

また、優先交渉権者等の選定にあたっては、応募者の参加資格及び実績等の有無を判断する第一次審査と、提案提出者の提出する提案書の評価を行う第二次審査により行う。

なお、第一次審査は応募者が募集要項に定める必要な要件を満たすかを判断するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響しないこととする。

詳細は、資料7「事業者選定基準」を参照すること。

b) 事業者選定の体制

国及び市は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等からなる有識者委員会を設置する。有識者委員会は、各提案提出者からの提案に対する評価案について、意見を国及び市に報告し、国及び市はこれを受けて、提案提出者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

表 3 有識者委員会の委員

氏名	所属
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部 教授
小谷 通泰	神戸大学 名誉教授
甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
北詰 恵一	関西大学環境都市工学部 教授
正司 健一	神戸大学 名誉教授

(五十音順、敬称略)

c) 書類の審査

① 第一次審査

応募者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていない項目があれば失格とする。

② 第二次審査

i) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を満たしているか否かの審査を行う。事業提案が要求水準を満たしていない場合は失格とする。

なお、要求水準とは、「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の要求水準書」に定める要求水準をいう。

ii) 事業提案審査

要求水準の充足が確認された提案提出者の事業提案書について、事業者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。プレゼンテーション実施日等の詳細については、該当者に別途通知する。

③ 優先交渉権者等の選定

国及び市は、有識者委員会の意見を踏まえて、提案提出者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。なお、評価点が同点の場合は、資料7「事業者選定基準」に基づき、本事業の実施で重要と考える評価項目の合計点が高い提案提出者を優先交渉権者として選定する。これによりなお同点となった場合には、くじにより優先交渉権者を選定する。

④ 審査結果の公表

国及び市は、審査の結果及び審査の評価の過程について、優先交渉権者等の選定後速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(11) 審査結果の通知

国及び市は、審査の結果を、提案提出者に通知する。

3.4. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（国）（案）、基本協定書（市）（案）に基づき、速やかに国、市それぞれと基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と基本協定が適時に締結されない場合、国及び市は、次点交渉権者を優先交渉権者とし、基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、国及び市は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（国）（案）、基本協定書（市）（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

(2) 事業提案概要の公表用資料の作成

優先交渉権者は、提案審査書類の概要について、基本協定の締結後速やかに、公表用資料を作成し、国及び市に提出すること。

(3) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定締結後、速やかに、本事業の実施のみを事業目的とする SPC を設立する。

(4) 運営権の設定

国は、内装整備業務の完了後、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権（国）を設定する。また、SPC は、法令に従って運営権（国）の設定登録を行う。

なお、国は、運営権（国）を設定したときは、PFI 法第 19 条第 3 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

市は、特定車両停留施設（市）の指定後、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権（市）を設定する。また、SPC は、法令に従って運営権（市）の設定登録を行う。なお、運営権の設定に関しては、市会で議決を得る予定である。

なお、市は、運営権（市）を設定したときは、PFI 法第 19 条第 3 項に定める事項をホームペ

ージへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 特定事業契約及び実施契約の締結

SPC の設立後、競争的対話に基づいて修正された特定事業契約書（案）の内容に従い、国と SPC は、特定事業契約を締結する。なお、国は、競争的対話に基づいて修正された特定事業契約書（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

また、SPC の設立後、市会の議決を経て、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、市と SPC は、実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

なお、国は特定事業契約、市は実施契約を締結したときは、PFI 法第 15 条第 3 項及び第 22 条第 2 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 本事業の開始

事業者は、特定事業契約に定める開始日に内装整備業務を開始する。また、特定事業契約及び実施契約に定める開始日に維持管理業務・運営業務を開始する。

3.5. 応募に関する留意事項

(1) 契約保証金の納付

国は、特定事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、次のアからウのいずれかの方法による特定事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設（国）の内装整備費に相当する合計額の 10 分の 1 以上とする。

ア 会計法第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

a 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 応募の前提

a) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

b) 応募に伴う費用の負担

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

c) 書面主義

本募集に関して国及び市に対して行うすべての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なるときは日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

d) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(3) 応募者の提出する提出書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提出書類を作成する。

(4) 提出書類の取扱い

a) 著作権

提出された事業提案書の著作権は、提案提出者に帰属する。ただし、本事業において国及び市が必要と認める場合は、個人情報等の適正な取扱いをし、国及び市は事業提案書の一部又は全部を無償で使用（公表することを含む。）できるものとする。

なお、提出された事業提案書については返却しない。

b) 特許権等

提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

c) 提出書類の公開について

国及び市は、必要に応じて、提出書類の一部を公開する場合がある。なお、提案提出者は、提出書類を公表された場合に提案提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

d) 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

e) 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、各審査段階において国及び市に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負う。

f) その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者において処理するものとし、国及び市は一切の責を負わないものとする。

(5) 国及び市からの提示資料の取扱い

国及び市が提供する資料は、本募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「3.2. 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項」を満たさない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき
- ③ 提出書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 本事業の選定に関し、有識者委員会の委員又は有識者委員会の委員が属する法人、公募アドバイザーに働きかけをしたとき
- ⑥ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑦ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑧ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑨ 2通以上の提出書類を提出したとき
- ⑩ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業では、民間事業者の自主性と創意工夫が発揮されるように、停留料金等の収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスクは、原則、事業者が負担することを基本とする。ただし、国及び市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国及び市がリスクを負うものとする。

(2) 想定されるリスクと費用分担

新バスターミナル運営等事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、資料1「特定事業契約書（案）」において示す。

三宮バスターミナル運営等事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、資料2「実施契約書（案）」において示す。

(3) 要求する性能等

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、新バスターミナル（I期）の内装整備と維持管理及び運営、三宮バスターミナルの維持管理及び運営、利便増進事業を行うものとする。なお、本事業において実施する各業務の満たすべき水準その他事項の詳細は、資料5「要求水準書（案）」において示す。

(4) 業務の履行の検査

国は、本施設（国）の引渡しを受ける前に、内装整備業務について会計法第29条の11第2項の規定に基づく検査を行う。国は、上記の検査の結果、本施設（国）が特定事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって内装整備費等を支払う。

4.2. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡等

事業者は、国及び市の事前の承認を得ることなく、運営権、特定事業契約及び実施契約上の地位、及び本事業について国及び市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、以下 a) の手続きにしたがって本議決権株式及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）につい

て、以下 b) の手続きにしたがって事業者の責により行うものとし、国及び市は原則として関与しないものとする。

a) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国及び市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国及び市の事前の承認を受ける必要がある。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国及び市の事前の承認を受ける必要がある。

国及び市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、関係行政機関（財務省を含むがこれに限らない）と協議した上で処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国及び市に対して提出しなければならない。

b) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

4.3. 業績等の監視に関する事項

事業者が特定事業契約及び実施契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、国及び市による業績等の監視を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国及び市は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。

業績等の監視の具体的な方法等は、特定事業契約書（案）及び実施契約書（案）の別紙「業績等の監視及び改善要求措置要領」に示す。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1. 本事業の事業場所

本事業の事業場所に関する概要は、下表のとおりである。

表 4 再開発ビル（雲井5）の概要

① 事業名称	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
② 施行者	雲井通5丁目再開発株式会社
③ 施行区域	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
④ 面積	敷地面積：約 8,230 m ² 、延べ面積：約 98,900 m ² ※新バスターミナル（I期）を含む
⑤ 建物構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
⑥ 階数、高さ	階数：地下2階、地上32階、塔屋1階、高さ：約 164m
⑦ 主要用途	商業施設、特定車両停留施設、公益施設、業務施設、宿泊施設

表 5 新バスターミナル（I期）の概要

① 施設名	神戸三宮駅交通ターミナル
② 所在地	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
③ 面積	約 6,820 m ² 2～3階 バス待合空間・チケット売り場・各種店舗等：約 3,200 m ² 1階 バス乗降場：約 3,000 m ² （I期） 地下1階 エレベーター施設：約 20 m ² 地下2階：約 600 m ²
④ 整備事業区分	道路事業（国道） ※雲井通5丁目再開発事業と調整を図りながら整備推進
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設（地下2階、地下1階、地上1階～3階）
⑥ 周辺公共・民間事業	デッキ、三宮クロススクエア （ホテル、オフィス、店舗、ホール等）
⑦ バース数（予定）	乗降5バース、待機4バース

表 6 三宮バスターミナルの概要

① 施設名	三宮バスターミナル
② 所在地	神戸市中央区雲井通7丁目
③ 面積	約 1,900 m ² うちミント神戸敷地内：約 1,200 m ²
④ 供用開始時期	平成 18 年 11 月
⑤ 現施設管理者	神戸市、西日本旅客鉄道株式会社
⑥ バース数	乗降5バース、降車3バース
⑦ 待合室等	面積約 400 m ² チケットカウンター、トイレ

5.2. 本事業（国）の対象施設

本事業（国）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

下表のうち、事業者が整備する施設の詳細については、「資料5 要求水準書（案）」を参照すること。

表 7 新バスターミナル（I期）の主な対象施設

施設区分	施設名称	施設詳細	想定フロア	
特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路	1階	
		操車場所	1階	
		停留場所	1階	
		その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの	1階	
	旅客用 場所	乗降場	乗降場	1階
		通路	エレベーター（バスターミナル専有部分内）	地下2階～3階
			エスカレーター（バスターミナル専有部分内）	1階～3階
		その他	トイレ	1階・3階
			待合室・案内所・乗車券販売所	2階・3階
	ベンチ		1階～3階	
その他設備	授乳室・パウダーコーナー	3階		
	公共無線 LAN	1階～3階		
	運行管理室・事務室	2階		
	電気設備	店舗以外		
	機械設備	店舗以外		
便利施設（占用）	放送設備	1階～3階		
	監視設備	地下2階、1階～3階		
	飲食・物販施設（店舗）	3階		
	運行情報提供設備	1階～3階		
	手荷物預かり・手荷物宅配	2階		
	自動販売機	地下2階、1階～3階		
	自動発券機	2階		
	ATM・外貨両替機	2階		
	コインロッカー	2階・3階		
	更衣室	3階		
電気設備（店舗部分）	3階			
機械設備（店舗部分）	3階			

5.3. 本事業（市）の対象施設

本事業（市）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

下表のうち、事業者が整備する施設の詳細については、「資料5 要求水準書（案）」を参照すること。

表 8 三宮バスターミナルの主な対象施設

施設区分	施設名称		施設詳細
特定車両 停留施設	特定車両用 場所		誘導車路 操車場所 停留場所 その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの
	旅客用 場所	乗降場	乗降場
		その他	トイレ 待合室・乗車券販売所 ベンチ 公共無線 LAN
	その他設備		管理室 電気設備 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備
利便施設（占用）		自動販売機 自動発券機 運行情報提供設備	

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（国）

6.1. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業（国）の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり特定事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、特定事業契約の定めるところにより、国又は国が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、2.1.(21)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については特定事業契約書（案）に示す。

(1) 国の事由により事業の継続が困難となった場合

国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業（国）の継続が困難となった場合は、事業者は特定事業契約を解除できるものとする。この場合、国は特定事業契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(2) 事業者の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約に定める要求水準を下回る場合、その他特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、国は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、国は特定事業契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、国は特定事業契約を解除できるものとする。

上記の規定により、国が特定事業契約を解除した場合は、特定事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

(3) 三宮バスターミナルの事由により事業の継続が困難となった場合

三宮バスターミナルに係る実施契約が、特定事業契約に定める事由により解除され又は終了したときは、解除事由に応じ国又は事業者は特定事業契約を解除できるものとする。解除に関する詳細は特定事業契約書（案）に示す。

6.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

国及び事業者は、特定事業契約に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（市）

7.1. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業（市）の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、事業者は、実施契約の定めるところにより、市又は市が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、2.1.(21)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

(1) 市の事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は実施契約を解除できるものとする。この場合、市は実施契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(2) 事業者の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが実施契約に定める要求水準を下回る場合、その他実施契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、市は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は実施契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、市は実施契約を解除できるものとする。

上記の規定により、市が実施契約を解除した場合は、実施契約の定めるところにより、市は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

(3) 新バスターミナル（I期）の事由により事業の継続が困難となった場合

新バスターミナル（I期）に係る特定事業契約が、実施契約に定める事由により解除され又は終了したときは、解除事由に応じ市又は事業者は実施契約を解除できるものとする。解除に関する詳細は実施契約書（案）に示す。

7.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、実施契約に具体的に列挙した事由に対して、実施契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

8.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国及び市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国及び市は検討を行う。

8.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国及び市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

8.3. その他の支援に関する事項

国及び市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国及び市と事業者で協議する。

9. 提出書類

9.1. 守秘義務対象資料の提供に関する書類

守秘義務の遵守に関する誓約書	様式 1
守秘義務対象資料提供申込書	様式 2
第二次被開示者への資料開示通知書	様式 3
破棄義務の遵守に関する報告書	様式 4

9.2. 説明会・質問に関する提出書類

募集要項等に関する説明会参加申込書	様式 5
募集要項等に関する質問書（第 1 回）	様式 6
募集要項等に関する質問書（第 2 回）	様式 7

9.3. 第一次審査書類の受付時における提出書類

(1) 参加表明書等

参加表明書	様式 8
応募者の名称等	様式 9
委任状（構成員→代表企業）	様式 1 0
競争的対話に関する議題提案書	様式 1 1

(2) 資格審査書類

参加資格確認申請書（応募企業及び応募グループの代表企業用）	様式 1 2 - ①
-------------------------------	------------

参加資格確認申請書（代表企業以外の構成企業及び協力企業用）	様式 1 2 - ②
応募企業、構成員に共通の参加資格	様式 1 3
内装設計業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 1 4
配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 5 - ①
配置予定の総合主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 5 - ②
配置予定の電気設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 5 - ③
配置予定の機械設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 5 - ④
内装施工業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 1 6
配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等	様式 1 7
工事監理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 1 8
配置予定の工事監理者の資格・設計業務の実績等	様式 1 9 - ①
配置予定の建築監理主任技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 9 - ②
配置予定の電気設備監理主任技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 9 - ③
配置予定の機械設備監理主任技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 9 - ④
維持管理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 2 0
運営業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 2 1
添付資料提出確認書	様式 2 2

9.1. 第二次審査に関する提出書類

(1) 関係提出書類

第二次審査提出書類提出書	様式 2 3
応募者の名称等	様式 2 4
委任状（代表企業）	様式 2 5
要求水準書及び添付資料に関する確認書	様式 2 6

(2) 提案審査書類

実施方針及び体制	様式 2 7 - 1
資金調達及び収支計画	様式 2 7 - 2 (様式 2 7 - 2 - A ~ G)
内装整備業務	様式 2 7 - 3 (様式 2 7 - 3 - 図面集 - 1 ~ 7)
準備業務	様式 2 7 - 4
維持管理業務	様式 2 7 - 5
運営業務	様式 2 7 - 6
利便増進事業	様式 2 7 - 7
サービス対価 提案書	様式 2 8

(3) その他

応募辞退届	様式 29
構成員変更届	様式 30

10. その他

10.1. 本事業に関する事項

(1) 本募集及び特定事業の選定の取消し

国及び市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、国及び市は、その旨をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

10.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、近畿地方整備局ホームページ及び神戸市ホームページを通じて適宜行う。

近畿地方整備局ホームページ

https://www.kkr.mlit.go.jp/road/project/sannomiyabasuta_pfi.html

神戸市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/toshin/sannomiyabusta.html>

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル
特定運営事業等

特定事業契約書
(案)

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局

【事業者】

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
特定事業契約書

第1 事業名 一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等

第2 本施設（国）の概要

1 本施設（国）

道路法に基づく道路の附属物（特定車両停留施設（国））のうち、利便施設（国）を除いた部分

2 本施設（国）の場所 兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目

第3 事業の概要

1 事業期間等

(1) 本施設（国）

内装整備業務期間	特定事業契約締結日から、供用開始時までの期間（準備業務の期間を含む。）
運営・維持管理期間	供用開始時から、運営権設定日の27年後の応当日の前日までの期間
運営権存続期間	運営権設定日から、運営権設定日の27年後の応当日の前日までの期間

(2) 新バスターミナル（I期）及び事業敷地引渡し

新バスターミナル（I期）及び事業敷地引渡し時期	【○】
-------------------------	-----

2 契約金額及び支払条件

(1) 契約金額（サービス対価）

金【○】円（取引に係る消費税等の額 金【○】円）

なお、金額内訳は別紙1（契約金額の内訳）に定めるとおり。

(2) 支払条件

第8章（サービス対価の支払及び運営権対価）に定めるとおり。

(3) 契約保証金

第40条（契約の保証）に定めるとおり。

第4 事業の内容

第4条（本事業（国）の実施）に定めるとおり。

上記の事業について、発注者 支出負担行為担当官国土交通省 近畿地方整備局（以下「国」という。）と受注者【〇】（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約兼公共施設等運営権実施契約である特定事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、国及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年【○】月【○】日

発注者（国）

住所 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4
大手前合同庁舎

氏名 支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 【氏名】

受注者（事業者）

住所 【事業者の住所】

商号 【事業者の商号】

氏名 【役職】 【氏名】

目 次

前文 本契約の前提	6
第1章 総 則	7
第1条 (用語の解釈)	7
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	7
第3条 (特定事業契約等)	7
第4条 (本事業(国)の実施)	7
第5条 (運營業務の収入)	9
第6条 (国の実施業務)	9
第7条 (資金調達)	10
第8条 (公租公課の負担)	10
第9条 (保険の付保等)	11
第2章 本事業(国)実施の準備	11
第1節 実施体制及び本事業(国)の準備	11
第10条 (本事業(国)の実施体制等)	11
第11条 (総括代理人)	11
第12条 (内装整備業務の実施に係る準備)	12
第13条 (準備業務の実施に係る準備)	12
第14条 (運營業務の実施に係る準備)	12
第15条 (維持管理業務の実施に係る準備)	13
第16条 (要求水準確認書)	13
第2節 必要な契約等の締結	13
第17条 (業務の委託等)	13
第18条 (事業者による許認可の取得等)	14
第19条 (国及び関係者による許認可の取得等)	14
第20条 (特定事業契約に基づき実施可能な行為)	15
第21条 (国の承認等の特例)	15
第3章 適正業務の確保	15
第22条 (要求水準を満たす業務の実施)	15
第23条 (要求水準の変更)	16
第24条 (要求水準の変更による措置)	16
第25条 (総括代理人の変更要請)	17
第26条 (統括管理責任者の設置及び変更)	17

第27条	(財務情報の報告)	17
第28条	(国による指示等)	17
第29条	(監督職員)	17
第30条	(臨機の措置及び運営権の停止)	18
第31条	(一般的損害)	19
第32条	(第三者に及ぼした損害)	19
第33条	(セルフモニタリング)	20
第34条	(国によるモニタリング)	20
第35条	(業務等の監視及び改善要求措置要領等の変更)	21
第36条	(事業終了時のモニタリング)	21
第4章	内装整備業務	22
第1節	総則	22
第37条	(工事総則)	22
第38条	(本施設(国)の処分禁止)	22
第39条	(関連工事の調整)	22
第40条	(契約の保証)	23
第2節	内装設計	23
第41条	(内装設計)	23
第42条	(内装設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	25
第3節	内装施工	25
第43条	(内装施工)	25
第44条	(内装施工企業による業務実施及び下請の制限等)	26
第45条	(下請負者等(内装施工業務)の健康保険等加入義務等)	26
第46条	(近隣調整)	27
第47条	(主任技術者等)	28
第48条	(工事関係者に関する措置請求)	28
第49条	(新バスターミナル(I期)及び事業敷地の与件等)	29
第50条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	29
第51条	(設計図書の変更)	30
第52条	(工事の中止)	30
第53条	(事業者の請求による内装整備業務完了期限の延長)	30
第54条	(内装整備業務完了期限の変更方法)	31
第55条	(内装整備費の変更方法等)	31
第56条	(物価等の変動に基づく内装整備費の変更)	31

第57条	(内装整備費の変更に代える設計図書の変更)	32
第58条	(中間検査)	33
第4節	工事監理	33
第59条	(工事監理)	33
第60条	(工事監理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	34
第5節	内装施工の完了及び引渡し	34
第61条	(完了検査及び引渡し)	34
第62条	(部分使用)	35
第63条	(契約不適合責任)	35
第5章	準備業務	36
第64条	(準備業務の実施)	37
第65条	(準備業務の業務計画書)	37
第66条	(準備業務の業務報告書)	37
第6章	運営業務及び維持管理業務	37
第1節	公共施設等運営権	37
第67条	(公共施設等運営権の設定及び効力発生)	37
第2節	本施設(国)	39
第68条	(引渡し)	39
第3節	運営業務及び維持管理業務の実施	39
第69条	(運営業務の実施)	39
第70条	(維持管理業務の実施)	40
第71条	(本施設(国)の追加投資)	40
第72条	(国による本施設(国)の追加投資)	41
第73条	(利便施設(国)等の追加投資)	42
第74条	(長期修繕計画案作成業務)	42
第75条	(大規模修繕等)	42
第76条	(運営業務の業務計画書)	42
第77条	(維持管理業務の業務計画書)	43
第78条	(運営業務の業務報告書)	43
第79条	(維持管理業務の業務報告書)	43
第80条	(車両の停留許可申請)	43
第7章	新バスターミナル利便増進事業	43
第81条	(新バスターミナル利便増進事業の実施)	44
第8章	サービス対価の支払及び運営権対価	44

第82条	(サービス対価の支払)	44
第83条	(運営権対価)	45
第9章	表明保証及び誓約	45
第84条	(事業者による表明及び保証)	45
第85条	(事業者による誓約事項)	45
第86条	(事業者の株式)	47
第87条	(契約上の地位譲渡)	49
第88条	(運営権(国)の譲渡等)	49
第89条	(事業者の兼業禁止)	49
第10章	責任及び損害等の分担	49
第90条	(責任及び損害等の分担原則)	50
第91条	(法令等変更)	50
第92条	(税制変更)	51
第93条	(不可抗力)	51
第94条	(第三者帰責事由)	53
第95条	(技術進歩・競合施設設置)	54
第96条	(損害賠償責任)	55
第11章	契約の終了及び終了に伴う措置	55
第97条	(事業期間)	55
第98条	(事業者事由による解除)	55
第99条	(国の任意による解除、国事由等による解除)	57
第100条	(不可抗力等による解除)	57
第101条	(実施契約における解除による特定事業契約の解除)	58
第102条	(引渡前の解除)	58
第103条	(本施設(国)の一部引渡後の解除)	59
第104条	(運営権(国)の取消し)	59
第105条	(事業終了時の引継ぎ等)	59
第106条	(利用料金の引継ぎ等)	59
第107条	(本施設(国)の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償)	60
第108条	(契約終了による利便施設(国)等の取扱い)	60
第109条	(違約金及び損害補償)	61
第110条	(損失補償)	62
第111条	(事業終了後の解散及び債務引受)	62
第12章	知的財産権	63

第112条	(著作権の帰属)	63
第113条	(成果物の利用)	63
第114条	(著作権等の譲渡禁止)	64
第115条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	64
第116条	(第三者の知的財産権等の侵害)	64
第117条	(知的財産権の対象技術の使用)	64
第 13 章 雑 則		64
第118条	(個人情報保護)	65
第119条	(秘密保持義務)	65
第120条	(金融機関等との協議)	65
第121条	(遅延利息)	66
第122条	(契約の変更)	66
第123条	(準拠法・管轄裁判所)	67
第124条	(通知方法・計量単位・期間計算等)	67
第125条	(疑義に関する協議)	67

別紙1 契約金額の内訳

別紙2 定義集

<下記は別ファイルにて添付>

別紙3 事業者が付す保険等

別紙4 サービス対価の算定及び支払方法

別紙5 需要変動に基づく調整

別紙6 業績等の監視及び改善要求措置要領

前文 本契約の前提

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等（以下「本事業（国）」という。）及び三宮バスターミナル特定運営事業等（本事業（国）と総称して以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の定めるところにより選定事業として実施するものである。

本事業における公共施設等の管理者は、国土交通大臣及び神戸市長である。

国土交通大臣は、本事業（国）に係る支出負担行為に関する事務を国に分掌する。

国及び神戸市は、本事業について、令和6年1月16日にPFI法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和【○】年【○】月【○】日にPFI法第7条の定めるところにより、本事業のうち、新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業並びに三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業を特定事業として選定した。

国及び神戸市は、PFI法第8条第1項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項に定める方法により行った。その結果、国及び神戸市は、令和【○】年【○】月【○】日に本事業の実施を担う民間事業者を特定し、令和【○】年【○】月【○】日に当該民間事業者との間で基本協定書（国）及び基本協定書（市）を締結した。

国及び事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）の趣旨を踏まえ、本事業（国）の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総 則

第1条 (用語の解釈)

- 1 特定事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙2（定義集）において定める意義を有する。
- 2 特定事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、特定事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 特定事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が特定事業契約に適用される。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 特定事業契約の締結及びその履行に際し、本事業（国）の目的の実現に向けて、国は、本事業（国）が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は、本事業（国）が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。
- 2 事業者は、本事業（国）内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業（国）に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえ、国の請求に応じて国と緊密に協議し、必要に応じて随時見直すことに合意する。なお、事業者は、かかる協議が必要と自ら認める場合は、国に対して協議を求めることができ、国は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しないものとする。

第3条 (特定事業契約等)

- 1 特定事業契約は、要求水準書、募集要項等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも特定事業契約の一部を構成する。特定事業契約の規定に基づき、国と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも特定事業契約の一部を構成する。
- 2 特定事業契約、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。

第4条 (本事業（国）の実施)

- 1 本事業（国）は、次の各号に掲げる業務により構成される新バスターミナル運営等事業及び次項に定める新バスターミナル利便増進事業をいう。各業務の詳細は要求水準書等に定める。
 - (1) 内装整備業務

特定車両停留施設（国）のうち、専用使用部分（国）を除いた部分の内装設計、内装施工、工事監理及びその関連業務。ただし第6条（国の実施業務）に定める国が実施義務を負う業務を除く。

(2) 準備業務

- イ 開業前研修
- ロ バス便の移行調整業務
- ハ 広報活動
- ニ 事業パンフレットの作成
- ホ 供用約款の策定

(3) 維持管理業務

- イ 建築物点検保守管理業務
- ロ 建築設備点検保守管理業務
- ハ 車路点検保守管理業務
- ニ 什器・備品維持管理業務
- ホ 警備業務
- ヘ 清掃業務
- ト 経常修繕業務
- チ 交通事故復旧業務
- リ 長期修繕計画案作成業務

(4) 運營業務

- イ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ロ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ハ 安全対策業務
- ニ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ホ 危機管理対応業務
- ヘ バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ト その他関連業務（広報活動、再開発ビル（雲井5）の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

- 2 事業者は、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、特定事業契約及び要求水準書において定められる条件を充足する範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務（利便施設（国）の設置・運営を含み、以下「新バスターミナル利便増進事業」という。）を任意に行うことができるものとする。ただし、本事業（市）については、事業者は、当該事業にかかる実施契約に定める条件に従う限りにおいて、国との事前の協議なく、当該事業を実施すること

ができる。

- 3 事業者は、要求水準書等に従い、事業期間において、本事業（国）を実施する。
- 4 事業者は、本事業（国）を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守しなければならない。

第5条 （運營業務の収入）

- 1 事業者は、新バスターミナル（I期）に係る運營業務を実施するにあたり、本条の規定に従い、利用料金を設定又は変更の上、本施設（国）に車両を停留させる者（バス事業者（国）を含むが、これに限られない。）から停留料金を徴収すること及び利便施設（国）の利用者から収入を得ることができる。
- 2 事業者は、道路法第48条の35第2項に基づき、自らの経営判断により、以下の各号に定める条件を充足する範囲内で、停留料金を設定する。
 - イ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。
 - ロ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
 - ハ 特定車両停留施設（国）を利用することができる特定車両と同一の種類
の車両を同時に2両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく
均衡を失しないものであること。
- 3 事業者は、特定事業契約締結後、供用開始時まで、前項に従って設定した停留料金について、国に届出を行う。国は、道路法第48条の42第1項に基づき、事業者が届け出た停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、国が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じることができるものとする。
- 4 前二項の規定は、当初設定した停留料金を変更する際も同様に適用するものとする。
- 5 事業者は、利便施設（国）に係る料金については、法令等上、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら自由に料金を設定、収受し、その収入とすることができる。
- 6 本条に基づき利用者から徴収した停留料金及び利便施設（国）に係る料金は、別紙5（需要変動に基づく調整）に従い、国と事業者にそれぞれ帰属するものとする。

第6条 （国の実施業務）

- 1 国は、特定事業契約、要求水準書及び募集要項等に従い、特定車両停留施設

(国)のうち、専用使用部分(国)を除いた部分の内装設計、内装施工のうち、再開発ビル(雲井5)A工事及び再開発ビル(雲井5)B工事に該当する部分については、再開発会社等をして設計・施工させるものとする。具体的な設計・施工の対象については、工事開始までに国と事業者で協議の上で決定するものとする。

- 2 国は、要求水準書等に定めるところに従い、前項に規定する業務の実施に要する費用を負担する。
- 3 事業者は、国又はその他の関係者が個別に発注する第三者の施工する工事(再開発会社等が整備する再開発ビル(雲井5)A工事及びB工事、新バスターミナル(Ⅱ期)に係る工事並びに国が実施する緊急時対応業務を含むがこれらに限らない。)が、新バスターミナル(Ⅰ期)に関する業務遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。新バスターミナル(Ⅱ期)に関し、国が当該事業を実施する事業者と契約を締結した場合において、特定事業契約を変更する必要がある場合には、国と事業者は誠実に協議を行い必要な範囲で変更を行う。
- 4 事業者は、運営・維持管理期間中において、国又はその他の関係者の実施する業務等が、特定事業契約に定める運営業務及び維持管理業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。
- 5 事業者は、第3項又は前項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

第7条 (資金調達)

- 1 本事業(国)の実施に関する一切の費用(前条(国の実施業務)に従い国が負担する費用を除く。)は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き全て事業者が負担し、本事業(国)の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、前項に定める資金調達に係る金利変動による増加費用が生じた場合(サービス対価についての別紙4(サービス対価の算定及び支払方法)により国が負担する場合を除く。)は、当該増加費用を負担する。

第8条 (公租公課の負担)

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業(国)に関連して生じる一切の租税を負担する。
- 2 国及び事業者は、相手方に対し、特定事業契約の定めるところにより、サービス対価(これに係る消費税等を含む。)の支払債務をそれぞれ負担する。

第9条 (保険の付保等)

- 1 事業者は、自ら又は業務委託先をして、別紙3（事業者が付す保険等）の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業（国）の実施に必要な保険に加入させなければならない。
- 2 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに国に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第2章 本事業（国）実施の準備

第1節 実施体制及び本事業（国）の準備

第10条 (本事業（国）の実施体制等)

- 1 事業者は、本事業（国）に係る業務を着手する日までに、本事業（国）を実施するために必要な体制を確保する。
- 2 事業者は、要求水準書等に基づき、本事業（国）の実施に関連して、本事業（国）の実施に係る実施体制図その他要求水準書で定める書面（以下「実施体制図等」という。）を所定の期限までに策定して国に提出し、国の確認を受けなければならない。国は、実施体制図等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 事業者は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、実施体制図等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ国に通知し、必要に応じて協議する。国は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、実施体制図等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第11条 (総括代理人)

- 1 事業者は、特定事業契約締結後速やかに、本事業（国）の業務全体を総合的に把握し調整を行う総括代理人（以下「総括代理人」という。）を確保し、国に対して、その旨を報告するものとする。総括代理人は、特定事業契約の履行に関し、本事業（国）の業務全体の管理及び総括を行うほか、総括代理人の変更、契約金額の変更、請求及び受領並びに特定事業契約の解除に係る権限を除き、特定事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 2 事業者は、総括代理人を変更する必要があるとき、国の承諾を得た上で、総括代理人を変更することができる。なお、事業者は、総括代理人の頻繁な変更を避けるとともに、変更にあたっては、業務の質の維持及び向上を確保するべく、十分な

引継ぎ等を行わなければならない。

第12条 (内装整備業務の実施に係る準備)

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、内装整備業務の実施に関連して、要求水準書で定める書面（以下「内装整備業務に係る計画書等」という。）を所定の期限までに策定して国に提出し、国の確認を受けなければならない。国は、内装整備業務に係る計画書等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後内装整備業務が完了するまでの間に、内装整備業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ国に通知し、必要に応じて協議する。国は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、内装整備業務に係る計画書等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第13条 (準備業務の実施に係る準備)

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、準備業務の実施に関連して、要求水準書で定める書面（以下「準備業務に係る計画書等」という。）を所定の期限までに策定して国に提出し、国の確認を受けなければならない。国は、準備業務に係る計画書等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後準備業務が完了するまでの間に、準備業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ国に通知し、必要に応じて協議する。国は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、準備業務に係る計画書等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第14条 (運營業務の実施に係る準備)

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、運營業務の実施に関連して、要求水準書で定める書面（以下「運營業務に係る計画書等」という。）を所定の期限までに策定して国に提出し、国の確認を受けなければならない。国は、運營業務に係る計画書等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後運營業務が完了するまでの間に、運營業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ国に通知し、必要に応じて協議する。国は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、運營業務に係る計画書等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第15条 (維持管理業務の実施に係る準備)

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、維持管理業務の実施に関連して、要求水準書で定める書面（以下「維持管理業務に係る計画書等」という。）を所定の期限までに策定して国に提出し、国の確認を受けなければならない。国は、維持管理業務に係る計画書等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結後維持管理業務が完了するまでの間に、維持管理業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ国に通知し、必要に応じて協議する。国は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、維持管理業務に係る計画書等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第16条 (要求水準確認書)

事業者は、要求水準書等に従い、本事業（国）の実施に関する要求水準確認書案を所定の期限までに作成して国に提出しなければならない。事業者は、本事業（国）に係る業務を着手する日までに、当該要求水準確認書案につき国と協議の上、国の承諾を得ることにより要求水準確認書を確定する。

第2節 必要な契約等の締結

第17条 (業務の委託等)

- 1 事業者は、各業務の全てを業務委託先に一括して委託又は請け負わせてはならない。また、各業務中、①準備業務のうち「供用約款の策定」並びに②運營業務のうち「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」及び「バス便の移行調整業務」については、業務委託先から第三者への再委託又は下請負を行ってはならない。
- 2 事業者は、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託先との間で業務委託契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを国に提出する。
- 3 事業者は、前項に基づき各業務を業務委託先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他国が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、業務委託先をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他国が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。
- 4 事業者は、業務委託先への各業務の委託又は請負（業務委託先から第三者への再委託又は下請負が行われる場合を含む。）に関する一切の責任を負い、業務委託先の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。

第18条 (事業者による許認可の取得等)

- 1 次条（国及び関係者による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業（国）を実施するために必要となる一切の許認可又は届出若しくは報告は、事業者が取得若しくは承継して維持し、又は作成して提出する。
- 2 事業者は、次条（国及び関係者による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業（国）を実施するために必要となる許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が国の責めに帰すべき事由による場合には、国がその責任及び費用を負担する。
- 3 国は、事業者が国に対して書面により要請した場合、第1項に定める事業者による許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、第1項に定める許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、国の要請があった場合には許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを提示し、又は許認可の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを国に提出する。

第19条 (国及び関係者による許認可の取得等)

- 1 国は、第6条（国の実施業務）第1項に基づき自ら実施する業務に関して必要となる許認可又は届出若しくは報告、その他国が本事業（国）の実施に関して必要と認める許認可又は届出若しくは報告につき、本事業（国）の事業期間中、自らの責任及び費用負担により取得して維持し、又は作成して提出する。ただし、国が要求水準書等に従い許認可の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について事業者の協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任においてこれに応じる。
- 2 再開発会社等が必要とする許認可の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について、かかる関係者からの要請に基づき、国が要求水準書等に従い事業者に対して協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任においてこれに応じる。ただし、再開発会社等が再開発ビル（雲井5）A工事について必要となる許認可の取得若しくは維持又は届出若しくは報告に起因して事業者に増加費用（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）が生じた場合、国が再開発会社等と協議の上で、その責任及び費用を負担する。
- 3 前二項に定める許認可の取得又は維持に関して許認可権者から条件が付された場合、国は、当該条件のうち、本事業（国）の実施に関して必要と認めるものについて事業者に通知するものとし、事業者は、これを遵守しなければならない。
- 4 前各項のほか、他の区分所有者（国）（入居テナントを含む。）の責めによる許認可の取得・維持に関する責任及び損害については、国と事業者で協議の上で対応

する。

第20条 (特定事業契約に基づき実施可能な行為)

道路法第48条の40第1項に規定する自動車駐車場等の運営等として、自動車駐車場等の供用や料金徴収のために通常必要となる行為（当該自動車駐車場等内における標識等の設置、その運営事業において当然に必要な事務室、待合所等を設ける行為、当該自動車駐車場等の清掃又は美化（除草又は除雪を含む。）、駐車の用に供する部分の拡幅、停留所等の増設等を含む。）のうち、要求水準書等に定められたものについては、事業者は、本契約に基づき、道路法に規定する道路の占用許可又は道路に関する工事等に係る承認及び次条（国の承認等の特例）に規定する協議の成立を要せずして、各行為を実施することができるものとする。

第21条 (国の承認等の特例)

- 1 事業者が本事業（国）の実施に関して本施設（国）について行う要求水準書等に定める行為（前条（特定事業契約に基づき実施可能な行為）に規定する行為を除く。）のうち、道路法施行規則第4条の24第2項に規定する行為についての道路法第24条本文並びに第32条第1項及び第3項の規定の適用については、国と事業者との協議が成立することをもって、これらの規定による承認又は許可があったものとみなす。

(1) 道路法第24条本文の規定による承認

停留場所、乗降場、待合所若しくは荷扱場の増設その他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持（いずれも特定車両停留施設（国）の機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。）

(2) 道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可

特定車両停留施設（国）の利用者の一般交通に関し案内を表示する標識又は食事施設若しくは購買施設その他の特定車両停留施設（国）の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設に係る道路の占用

- 2 前項の国と事業者との協議の方法等については、別途国が決定するものとする。

第3章 適正業務の確保

第22条 (要求水準を満たす業務の実施)

事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たし、本事業（国）を実施する。

第23条 (要求水準の変更)

- 1 国は、事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、国は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
 - (1) 法令等変更により業務内容を著しく変更せざるを得ないとき
 - (2) 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき又は業務内容を著しく変更したとき
 - (3) その他変更が特に必要と認められるとき
- 2 前項の要求水準書の変更に伴う増加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が①法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第91条（法令等変更）に従い、②税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第92条（税制変更）に従い、③不可抗力による場合は第93条（不可抗力）に従い、④第三者帰責事由による場合は第94条（第三者帰責事由）に従い、⑤技術進歩・競合施設設置による場合は第95条（技術進歩・競合施設設置）に従うものとし、⑥上記①から⑤以外の場合であって、国の事由による場合は国が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担するものとする。ただし、国の合理的な指示（技術革新による、国が支払う内装整備費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合を含む。）による要求水準の変更により国が支払う内装整備費が減少する場合は、当該減少については事業者が負担するものとして国は費用負担を行わない。
- 3 この条に基づく要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については国の帰属とする。ただし、事業者からの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと合理的に認められる場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。
- 4 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。

第24条 (要求水準の変更による措置)

- 1 事業者は、前条（要求水準の変更）第1項に基づく要求水準書の変更に伴う措置を検討するにあたり、内装施工部分の引渡しの遅延の有無、事業者の費用の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、国に通知するとともに国と協議しなければならない。
- 2 要求水準の変更がなされる場合で、成果物の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、成果物を変更する。
- 3 要求水準の変更がなされる場合で、運営業務及び維持管理業務に係る業務計画書又は年度業務計画書等の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内

で、業務計画書又は年度業務計画書等を変更する。

第25条 (総括代理人の変更要請)

- 1 国は、事業期間中において、総括代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更を要請することができる。
- 2 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな総括代理人を選出し、国の承諾を得なければならない。

第26条 (統括管理責任者の設置及び変更)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、準備業務、運營業務及び維持管理業務の業務履行の責任者である統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を定め、国に届け出なければならない。
- 2 事業者は、統括管理責任者を変更する必要があるとき、国の承諾を得た上で、かかる統括管理責任者を変更することができる。なお、事業者は、かかる統括管理責任者の頻繁な変更を避けるとともに、変更にあたっては、業務の質の維持及び向上を確保するべく、十分な引継ぎ等を行わなければならない。

第27条 (財務情報の報告)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、事業者の財務諸表その他本事業（国）の財務情報を国に報告する。
- 2 事業者は、事業期間中、本事業（国）の財務情報に関し国が必要と認めて（国の固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく国に報告しなければならない。

第28条 (国による指示等)

- 1 前条（財務情報の報告）の定めにかかわらず、国は、PFI法第28条に基づき、事業者による本事業（国）の適正を期するため、事業者に対して、本事業（国）の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の国の調査又は指示に従うことにより事業者に費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

第29条 (監督職員)

- 1 国は、監督職員を定めたときは、その氏名を事業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、特定事業契約のほかの条項に定めるもの及び特定事業契約に基づく国の権限とされる事項のうち国が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本事業（国）の適正かつ確実な履行に関する、事業者に対する意思表示等
 - (2) 本事業（国）の実施に係る要求水準の達成状況の監督
 - (3) 特定事業契約の義務の履行に係る本事業（国）の実施状況の監督
 - (4) 事業者の財務状況及び業務委託先との契約内容の監督
 - (5) 事業者が作成及び提出した資料の確認、承諾等
 - (6) 工程の監督
- 3 国は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に特定事業契約に基づく国の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 国が監督職員を置かない場合には、特定事業契約に定める監督職員の権限は、国に帰属する。

第30条（臨機の措置及び運営権の停止）

- 1 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ国の意見を聴かなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を国に直ちに通知しなければならない。
- 3 国は、災害防止その他本事業（国）の実施上特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が内装整備業務期間に第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が内装整備費の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、国が負担する。ただし、再開発ビル（雲井5）の整備工事全体で必要となる臨機の措置に要した費用は、国、事業者、再開発会社等で協議のうえ対応する。
- 5 事業者が運営・維持管理期間に第1項又は第3項の規定により臨機の措置を講じた場合、当該措置に要する費用は事業者が負担するものとする。また、臨機の措置が必要となった主たる原因が法令等変更、不可抗力又は第三者帰責事由又は技術進歩・競合施設設置のいずれかに相当する場合は、第91条（法令等変更）、第93条

(不可抗力)、第94条(第三者帰責事由)、又は第95条(技術進歩・競合施設設置)の規定の適用を妨げない。

- 6 前各項の規定にかかわらず、運営・維持管理期間に限り、国は、災害防止等のため必要があると認めるときであって前各項に定める臨機の措置では対応できないと判断する場合、自らの判断で、PFI法第29条第2項に基づく聴聞を行った上で、同条第1項に基づき、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、国は、当該停止した運営権に基づく本事業(国)を自ら行うことができ、また、事業者に対して国による当該事業の実施について協力(事業者が所有する資産についての国による一時的使用、締結している契約についての国による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。)を要請することができ、事業者はこれに協力しなければならない。
- 7 前項に基づき運営権の行使が停止された場合、国は、PFI法第27条第1項に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由による場合であって事業者が増加費用又は損害が発生した場合又は収益が減少した場合は、事業者に対して、同法第30条に基づいて、国は、①事業者が当該停止に対応するための本事業(国)の実施方法の変更に直接必要となった費用の増加分(ただし、当該停止に起因して費用が減少した場合には減少分を控除する。)及び②当該停止に直接起因して発生した事業者の収益の減少額の合計額(いずれも当該運営権の行使の停止期間中に発生したものに限り。)分の補償金を支払う方法により事業者に補償するものとする。なお、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する以外の事由によるときは、国は、本項に定める補償額について補償する責任を負わない。

第31条 (一般的損害)

新バスターミナル(I期)及び事業敷地について生じた損害その他本事業(国)の実施に関して生じた損害(次条(第三者に及ぼした損害)第1項に規定する損害を除く。)については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害(第9条(保険の付保等)第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち国の責めに帰すべき事由により生じたものについては、国が負担する。

第32条 (第三者に及ぼした損害)

- 1 本事業(国)の実施について第三者に損害を及ぼした場合(通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。)は、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第9条(保険の付保等)第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。この条において以下同じ。)のうち国の責めに帰すべき事由により生じたものについて

は、国が負担する。

- 2 前項の損害が、内装整備業務期間に生じたものであって、特定業務代行者の責めに帰すべき理由による場合は、事業者は、特定業務代行者との間で協議を行い解決するものとする。ただし、再開発ビル（雲井5）A工事に起因して事業者が増加費用が生じた場合、国が再開発会社等と協議の上で、その責任及び費用を負担する。
- 3 第1項の損害が、運営・維持管理業務期間に生じたものであって、他の区分所有者（国）（入居テナントを含む。）の責めに帰すべき理由による場合は、国と事業者で協議の上、管理規約（国）等及び当事者等との協議に基づき対応する。
- 4 前三項の場合その他本事業（国）の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、事業者の責任において、国と協力の上、その処理解決に当たる。

第33条（セルフモニタリング）

- 1 事業者は、第27条（財務情報の報告）に定めるほか、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）及び要求水準確認書に従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は国の請求に従って随時、国に提出するとともに、各業務の内容に対するセルフモニタリング結果の反映等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、第27条（財務情報の報告）及び前項のセルフモニタリングの内容について、事業者のウェブサイトにおいて公表する。

第34条（国によるモニタリング）

- 1 国は、前条（セルフモニタリング）第1項に基づき提出された書類に基づき、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）の定めに従って、各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かのモニタリングを行い、事業者は、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）の定めに従って、かかる国のモニタリングに必要な協力を行う。
- 2 国は、前条（セルフモニタリング）第1項のセルフモニタリング及び前項のモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）の定めに従って、事業者に対して是正措置を行うとともに、減額措置、違約金等の支払の請求及び各業務の業務委託先の変更請求を行うことができる。また、市との実施契約第34条第2項に該当する場合は、特定事業契約に定める維持管理・運営に係るサービス購入料の減額を目的とする国と事業者の間の協議を行うことができるものとし、詳細は別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定めるところに従う。

第35条 (業務等の監視及び改善要求措置要領等の変更)

- 1 国は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、合理的な理由がある場合には、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）を変更することができる。ただし、国は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 国は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、特定事業契約が変更された場合、要求水準書が変更された場合、その他本事業（国）の業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、事業者に対して、要求水準確認書の変更を請求することができる。
- 3 事業者は、国より前項の請求があった場合、国と協議の上、要求水準確認書の変更を行うものとする。
- 4 第1項の別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は前項の要求水準確認書の変更が国の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う増加費用については国の負担とする。なお、事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。
- 5 第1項の別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は第3項の要求水準確認書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う増加費用については事業者の負担とする。なお、事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については国の帰属とする。
- 6 第1項の別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は第3項の要求水準確認書の変更が国又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行うものとする。また、国及び事業者は、かかる変更に伴い事業者に発生した合理的な増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。なお、事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額の帰属については国と事業者で協議する。
- 7 第1項の別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は第3項の要求水準確認書の変更は、書面をもって行う。

第36条 (事業終了時のモニタリング)

- 1 国及び事業者は、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）及び要求水準確認書の定めに従って、事業期間の満了する日の4年前から、事業期間満了後の本事業（国）に係る資産の取扱いについて、協議を行うものとする。この際、事業者は、事業期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業期間終了後に国が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書（案）」を国に提出し、引き渡しについて国と協議を行う

ものとする。

- 2 事業者は、事業期間の満了する日の1年前までに、本事業（国）に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を、国に報告し、国の確認を受けるものとする。この際、事業者は、時点修正を行った「次期修繕提案書」（対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものをいう。）を改めて国に提出し、その確認を受けるものとする。国及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて、事業期間満了までの当該施設及び設備の修繕及び更新に係る計画並びに事業期間満了後の本事業（国）に係る資産の取扱いについて協議する。
- 3 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、前二項の協議の結果を反映した修繕及び更新に係る計画書に基づき、本事業（国）に係る施設及び設備の修繕及び更新を行うほか、必要となる資料を整備し、国の確認等を受ける。
- 4 事業者は、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定める書類を事業期間満了時に国に提出し、国の確認を受けるものとする。

第4章 内装整備業務

第1節 総則

第37条（工事総則）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い内装設計業務を行った上で、当該内装設計に基づいて内装施工業務及び工事監理業務を特定事業契約頭書記載の内装整備業務完了期限内に完成し、整備した内装を含む本施設（国）を国に引き渡すものとし、国は、その対価として内装整備費の支払債務を負担する。
- 2 仮設、施工方法その他本施設（国）を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、特定事業契約に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。

第38条（本施設（国）の処分禁止）

事業者は、内装整備業務期間において、国に引き渡すべき本施設（国）（内装部分及び未完成の部分も含む。）を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

第39条（関連工事の調整）

国は、本事業（国）が、第6条（国の実施業務）第1項に基づき国が第三者に行わせる工事と施工上密接に関連する場合において、その施工につき、調整を行う。

この場合事業者は、国とともに他の工事を行う者と調整し、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第40条 (契約の保証)

- 1 事業者は、特定事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、内装整備業務期間が終了するまでの間これを維持しなければならない（なお、運営・維持管理期間中は保証を免除する。）。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を国に寄託しなければならない。
 - (1) 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
 - (2) 以下のいずれかの会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
 - ・契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ・特定事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (3) 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として、特定事業契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、内装整備費に相当する金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 事業者が第1項第2号又は第3号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第98条（事業者事由による解除）第2項各号又は第101条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）第1項第1号若しくは第3項に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、事業者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 内装整備費の変更があった場合には、保証の額が変更後の内装整備費（消費税等を含まない。）の10分の1に達するまで、国は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

第2節 内装設計

第41条 (内装設計)

- 1 事業者は、特定事業契約の締結後速やかに、要求水準書等に従い、内装設計業務を実施する。
- 2 事業者は、内装設計業務の着手までに、要求水準書等に従い、内装設計業務計画書その他の要求水準書等で定める書類を国に提出しなければならない。
- 3 事業者は、内装設計業務の着手までに、要求水準書等に従い、内装設計業務に係る業務責任者として管理技術者を選任するとともに、主任担当技術者を選任し、それらの氏名、保有資格等必要な事項を国に通知し、確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定に基づき選任した管理技術者及び主任担当技術者について、内装整備業務が完了するまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国が承認した場合を除き、変更してはならない。
- 5 事業者は、必要な調査を実施するときは、要求水準書等に従い、調査毎に調査計画書及び調査報告書を作成し、国に提出しなければならない。
- 6 事業者は、事業者が必要な調査を実施した結果、土壌汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在若しくは地盤の状態（地質断面のずれ、部分的な軟弱地盤、湧水等。この条において以下同じ。）について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに国に通知しなければならない。
- 7 土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物に起因して又は地盤の状態により発生する増加費用については、第49条（新バスターミナル（I期）及び事業敷地の与件等）第5項の規定に従う。
- 8 事業者は、自らが実施した調査の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する。ただし、再開発ビル（雲井5）A工事について再開発会社等が実施した実施設計に起因して事業者が増加費用が生じた場合、国が再開発会社等と協議の上で、その責任及び費用を負担する。なお、国が貸与する「官製ベーシックプラン」は参考資料であり、かかる資料に誤りがあったとしても、国はその責任を負担しない。
- 9 事業者は、国に対し、要求水準書等に従い、一定期間において進捗した内装設計の内容その他の内装設計業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない。国は、内装設計の内容その他の内装設計業務の進捗状況に関して、随時に、事業者に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。
- 10 事業者は、要求水準書等に基づく本施設（国）の内装設計業務の完了後その他国が必要と認めた場合、速やかに、要求水準書等に従い、成果物を国に提出して国の検査を受けなければならない。
- 11 国は、事業者から提出された成果物が、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、成果物の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して求め

ることができる。この場合、事業者は、速やかに成果物の当該箇所を自らの費用負担で是正した成果物を国に提出し、国の確認を受ける。

12 国は、事業者から提出された成果物の検査の結果、相当と認めた場合は、この旨を事業者に通知する。

13 国は、成果物の内容の検査結果の通知のみを理由として、事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。

14 成果物の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、国の指示の不備・誤り、その他の国の責めに帰すべき事由による場合は、国は、当該是正に係る事業者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が当該要求水準書等の記載が不相当であること又は国の指示に不備・誤りがあることを知りながら国に異議を述べなかった場合は、この限りではない。

15 成果物の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、特定業務代行者の施工不良、その他の特定業務代行者の責めに帰すべき理由による場合は、事業者は、特定業務代行者との間で協議を行い解決するものとする。ただし、再開発ビル（雲井5）A工事に起因して事業者が増加費用が生じた場合、国が再開発会社等と協議の上で、その責任及び費用を負担する。

第42条 （内装設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）

1 事業者は、要求水準書等に従い、内装設計業務の全部又は一部を内装設計企業に委託し又は請け負わせることができる。

2 事業者は、内装設計企業が事業者から受託し又は請け負った内装設計業務の全部を一括して、内装設計企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

3 国は、内装設計企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（内装設計業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（内装設計業務）の名称、下請負者等（内装設計業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第3節 内装施工

第43条 （内装施工）

1 事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い内装施工業務を実施する。

2 事業者は、内装施工業務の着手までに、要求水準書等に従い、内装施工業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ総合施工計画書その他の要求水準書等が定める書類を国に提出しなければならない。

- 3 事業者は、内装施工企業との間で締結する内装施工工事請負契約において、内装施工企業が内装施工する対象部分の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す。

第44条 (内装施工企業による業務実施及び下請の制限等)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、内装施工業務の全部又は一部を内装施工企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、内装施工企業が事業者から受託し又は請け負った工事の全部若しくはその主たる部分の工事を一括して、内装施工企業をして第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、内装施工企業が事業者から受託し又は請け負った工事の一部を、内装施工企業をして第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、後次の全ての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負者等（内装施工業務）」といい、下請負者等（内装設計業務）及び下請負者等（内装施工業務）を以下「下請負者等」と総称する。）が工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、内装施工企業又は下請負者等（内装施工業務）が第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、内装施工企業又は下請負者等（内装施工業務）をして内装施工工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し又は締結させるように努めなければならない。
- 5 国は、内装施工企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を下請負者等（内装施工業務）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（内装施工業務）の名称、下請負者等（内装施工業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第45条 (下請負者等（内装施工業務）の健康保険等加入義務等)

- 1 事業者は、内装施工企業をして、次の各号に掲げる届出をしていない内装施工業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入内装施工業者」という。）を下請負者等（内装施工業務）とさせてはならない。
 - (1) 健康保険法第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、内装施工企業をして、次の各号に掲げる下請負者等（内装施工業務）の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等

未加入内装施工業者を下請負者等（内装施工業務）とさせることができる。

- (1) 内装施工企業と直接下請契約を締結する下請負者等（内装施工業務）で次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入内装施工業者を下請負者等（内装施工業務）としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると国が認める場合
 - ロ 国の指定する期間内に当該社会保険等未加入内装施工業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下この項において「確認書類」という。）を、事業者が国に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負者等（内装施工業務）以外の下請負者等（内装施工業務）で次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入内装施工業者を下請負者等（内装施工業務）としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると国が認める場合
 - ロ 国の指定する期間内に、事業者が当該確認書類を国に提出した場合
- 3 事業者は、社会保険等未加入内装施工業者が前項第1号に掲げる下請負者等（内装施工業務）である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、国の請求に基づき、違約罰として、内装施工企業が当該社会保険等未加入内装施工業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、国の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 事業者は、社会保険等未加入内装施工業者が第2項第2号に掲げる下請負者等（内装施工業務）である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、国の請求に基づき、違約罰として、内装施工企業が当該社会保険等未加入内装施工業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の5に相当する額を、国の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 事業者は、下請負者等（内装施工業務）が受任又は請負に係る工事の施工に際し、内装施工企業をして、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負者等（内装施工業務）の育成に努めさせなければならない。

第46条（近隣調整）

- 1 事業者は、内装施工業務の着工前に、必要に応じて、あらかじめ国及び再開発会社との調整を経た方法、時期及び内容にて、近隣住民に対し工事実施計画（施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明その他の近隣調整を行い、近隣住民の理解を得るよう努める。国は、必要と認める場合には、事業者が行う近隣調整

に協力する。

- 2 事業者は、国の承諾を得た場合を除き、近隣調整の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。
- 3 近隣調整の結果、内装施工業務の着工の遅延が見込まれる場合には、国及び事業者は協議の上、内装施工業務の完成予定日（本施設（国）の引渡予定日）を変更することができる。
- 4 近隣調整の実施に要する費用及び近隣調整の結果事業者に生じた費用については、事業者が負担する。
- 5 前項の規定にかかわらず、①本事業（国）の実施自体についての住民反対運動等による費用は国が負担するものとし、また、②特定業務代行者の工事、その他の特定業務代行者の責めに帰すべき理由による場合は、事業者は、特定業務代行者との間で協議を行い解決するものとする。ただし、再開発ビル（雲井5）A工事に起因して事業者が増加費用が生じた場合、国が再開発会社等と協議の上で、その責任及び費用を負担する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、国が本施設（国）の内装施工に関する近隣説明会、現場見学会、内覧会等を行う場合、事業者は、国の求めに応じて必要な協力を行わなければならない。

第47条 （主任技術者等）

- 1 事業者は、内装施工業務の着手時に、要求水準書等に従い、内装施工業務に係る業務責任者として建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を選任するとともに、技術者を配置し、それらの氏名、保有資格等必要な事項を国に通知し、確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき選任した監理技術者又は主任技術者及び配置した技術者について、内装整備業務（工事種別、工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）が完了するまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国が承認した場合を除き、変更してはならない。

第48条 （工事関係者に関する措置請求）

- 1 国又は監督職員は、監理技術者、主任技術者、技術者その他事業者が内装施工企業をして工事を施工するために使用している下請負者等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに国に通知しなければならない。
- 3 事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき

は、国に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。

- 4 国は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに事業者に通知しなければならない。

第49条 (新バスターミナル (I期) 及び事業敷地の与件等)

- 1 国は、新バスターミナル (I期) (再開発ビル (雲井5) A工事が完了した状態のものをいう。以下本条において同じ。) 及び事業敷地を特定事業契約冒頭第3の1 (2) で明示した新バスターミナル (I期) 及び事業敷地引渡し時期に事業者を引き渡すものとする。
- 2 事業者は、国から新バスターミナル (I期) 及び事業敷地を引渡された日以降、十分な安全対策を行い、新バスターミナル (I期) 及び事業敷地を、法令等に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 事業者は、新バスターミナル (I期) 及び事業敷地内において別途予定されている工事 (他の区分所有者 (国) (入居テナントを含む。) が行う工事を含まがこれに限られない。) が円滑に実施されるよう協力しなければならない。詳細は国及び事業者とで別途協議するものとする。
- 4 第1項の引渡が遅延した場合、①当該遅延が国又は事業者の責めに帰すべき事由による場合、その費用は当該責めを負う者が負担するものとし、また、②特定業務代行者の工事その他の特定業務代行者の責めに帰すべき理由による場合は、事業者は、特定業務代行者との間で協議を行い解決するものとする。ただし、再開発ビル (雲井5) A工事に起因して事業者が増加費用が生じた場合、国が再開発会社等と協議の上で、その責任及び費用を負担する。
- 5 第1項の規定により引き渡された新バスターミナル (I期) 及び事業敷地について、引渡し後1年を経過するまでの期間に契約不適合 (募集要項等国が優先交渉権者に開示した情報から合理的に予測することのできないものに限る。) が発見された場合、事業者は速やかに国に通知する。この場合、国は、当該期間内に事業者から当該通知があった場合に限り、当該契約不適合から事業者に発生した損害のうち両者で合意の上で決定した範囲について補償するものとする。

第50条 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 1 事業者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合、設計図書に適合するよう必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該不適合が国の指示によるときその他国の責めに帰すべき事由によるときは、国は、必要があると認められるときは内装整備業務期間若しくは内装整備費を変更し又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 国は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

第51条 (設計図書の変更)

国は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を事業者に通知して、事業者に設計図書を変更させることができる。この場合において、国は、必要があると認められるときは内装整備業務期間若しくは内装整備費を変更し又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第52条 (工事の中止)

- 1 不可抗力又は第三者帰責事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が工事を施工できないと認められるときは、国は、工事の中止内容を直ちに事業者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 国は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を事業者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 国は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、内装整備業務期間若しくは内装整備費を変更し、又は事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合、①当該遅延が国又は事業者の責めに帰すべき事由による場合、その費用は当該責めを負う者が負担するものとし、また、②特定業務代行者の工事その他の特定業務代行者の責めに帰すべき理由による場合は、事業者は、特定業務代行者との間で協議を行い解決するものとする。ただし、再開発ビル（雲井5）A工事に起因して事業者が増加費用が生じた場合、国が再開発会社等と協議の上で、その責任及び費用を負担する。

第53条 (事業者の請求による内装整備業務完了期限の延長)

- 1 事業者は、不可抗力、第三者帰責事由、技術進歩・競合施設設置又は国の責めに帰すべき事由により内装整備業務完了期限内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、国に内装整備業務完了期限の延長変更を請求することができる。
- 2 国は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると

きは、内装整備業務完了期限を延長しなければならない。国は、その内装整備業務完了期限の延長が国の責めに帰すべき事由による場合においては、内装整備費について必要と認められる変更を行い又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第54条 (内装整備業務完了期限の変更方法)

- 1 特定事業契約の規定による内装整備業務完了期限の変更については、国と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、国が定め、事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、国が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、国が内装整備業務完了期限の変更事由が生じた日（第53条（事業者の請求による内装整備業務完了期限の延長）の場合にあっては、国が内装整備業務完了期限の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、国に通知することができる。
- 3 特定事業契約の規定による内装整備業務完了期限の変更により、内装整備期間が当初の予定より延長された場合であっても、事業期間は延長されず、運営・維持管理期間が当初の予定より短縮されるものとする。この場合、国は、維持管理・運営に係るサービス購入料について必要と認められる変更を行う。

第55条 (内装整備費の変更方法等)

- 1 特定事業契約の規定による内装整備費の変更については、国と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、国が定め、事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、国が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、内装整備費の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、国に通知することができる。
- 3 特定事業契約の規定により、事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に国が負担する必要な費用の額については、国と事業者とが協議して定める。

第56条 (物価等の変動に基づく内装整備費の変更)

- 1 内装整備業務期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、国又は事業者は、相手方に対して内装整備費（消費税等を含まない。）の変更を請求することができる。
 - (1) 内装整備業務期間内で特定事業契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により内装整備費が不相当となったと認めたとき。

- (2) 特別な要因により内装整備業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、内装整備費が不相当となったとき。
 - (3) 予期することができない特別の事情により、内装整備業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、内装整備費が著しく不相当となったとき。
- 2 前項第1号の規定による請求があったときは、変動前残内装整備費（内装整備費から当該請求時の出来形部分に相応する内装整備費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残内装整備費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残内装整備費に相応する額をいう。以下本条において同じ。）との差額のうち変動前残内装整備費の1000分の15を超える額につき、内装整備費の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残内装整備費及び変動後残内装整備費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき国と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、国が定め、事業者に通知する。
 - 4 第1項第1号の規定による請求は、本条の規定により内装整備費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「特定事業契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく内装整備費変更の基準とした日」とするものとする。
 - 5 第1項第2号又は第3号の場合においては、第1項第1号の規定によるほか、内装整備費の変更を請求することができる。内装整備費の変更額については、国と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、国が定め、事業者に通知する。
 - 6 第3項及び前項の協議開始の日については、国が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、国が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、国に通知することができる。
 - 7 事業者は、この条に基づき内装整備費の変更を国に請求する場合、当該請求の理由を疎明の上、内装整備費の内訳の変動額その他国が求める情報を提供しなければならない。国から当該請求を受けた場合も同様とする。

第57条 （内装整備費の変更に代える設計図書の変更）

- 1 国は、特定事業契約の規定により内装整備費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、内装整備費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を事業者に変更させることができる。この場合において、設計図書の変更内容は、国と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、国が定め、事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、国が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、国が前項の内装整備費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、国に通知することができる。

第58条 (中間検査)

- 1 国は、工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。
- 2 国は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前二項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

第4節 工事監理

第59条 (工事監理)

- 1 事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い工事監理業務を実施する。
- 2 事業者は、内装施工業務の着手までに、要求水準書等に従い、工事監理業務計画書その他の要求水準書等が定める書類を国に提出しなければならない。
- 3 事業者は、内装施工業務の着手までに、要求水準書等に従い、工事監理業務に係る業務責任者として工事監理者を選任するとともに、主任技術者を選任の上、それらの氏名、保有資格等必要な事項を国に通知し、確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定に基づき選任した管理技術者及び主任技術者について、内装整備業務が完了するまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国が承認した場合を除き、変更してはならない。
- 5 事業者は、内装施工業務期間中、工事監理者に、工事監理に関する記録について工事監理業務報告書として作成させ、国に対して定期的に提出させなければならない。
- 6 事業者は、要求水準書等に基づく工事監理業務の完了後その他国が必要と認めた場合、速やかに、要求水準書等に従い、成果物を国に提出して国の検査を受けなければならない。
- 7 国は、事業者から提出された成果物が、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、成果物の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して求めることができる。この場合、事業者は、速やかに成果物の当該箇所を自らの費用負担で是正した成果物を国に提出し、国の確認を受ける。
- 8 国は、事業者から提出された成果物の検査の結果、適当と認めた場合は、この旨

を事業者に通知する。

9 国は、成果物の内容の検査結果の通知のみを理由として、事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。

10 成果物の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、国の指示の不備・誤り、その他の国の責めに帰すべき事由による場合は、国は、当該是正に係る事業者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が当該要求水準書等の記載が不相当であること又は国の指示に不備・誤りがあることを知りながら国に異議を述べなかった場合は、この限りではない。

第60条 (工事監理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)

1 事業者は、要求水準書等に従い、工事監理業務の全部又は一部を工事監理企業に委託し又は請け負わせることができる。

2 事業者は、工事監理企業が事業者から受託し又は請け負った工事監理業務の全部を一括して、工事監理企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

3 国は、工事監理企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（工事監理業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（工事監理業務）の名称、下請負者等（工事監理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第 5 節 内装施工の完了及び引渡し

第61条 (完了検査及び引渡し)

1 事業者は、内装施工が完了したときは、その旨並びに内装施工部分の引渡しを国に通知しなければならない。

2 国は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた後遅滞なく事業者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、内装施工の完了を確認するための会計法第29条の11第2項の規定に基づく検査を完了しなければならない。この場合、国は、当該検査の結果及び供用開始時を事業者に通知しなければならない。

3 国は、前項の検査によって内装施工の完了を確認した日をもって内装施工部分の引渡しを受ける。

4 事業者は、内装施工が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して国の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を内装施工の完了とみなして前三項の規定を適用する。

5 国は、第2項及び前項の検査にあたり必要があると認めるときは、内装施工部分

を最小限度破壊して検査し又は事業者の内装施工部分を最小限度破壊して検査させることができる。

- 6 第2項及び前二項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、事業者の負担とする。

第62条 (部分使用)

- 1 国は、第61条(完了検査及び引渡し)第3項の規定による引渡前においても、本施設(国)の全部若しくは一部を事業者の承諾を得て使用することができる。この場合必要があるときは、国は、事業者の立会いの上当該使用部分の出来形を確認しなければならない。
- 2 前項の場合においては、国は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 国は、第1項の使用により事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第63条 (契約不適合責任)

- 1 国は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、国は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、国に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ国の承諾を得た上で、国が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、国が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、国は、その不適合の程度に応じて内装整備費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに内装整備費の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、国がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 国は、引き渡された内装施工部分に関し、第61条(完了検査及び引渡し)第3項の規定による引渡し(以下この条において単に「内装施工部分の引渡し」とい

う。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、内装整備費の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、事業者の故意又は重大な過失に起因する契約不適合並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)及び同法施行令(平成12年政令第64号)に定める住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵については、建替住宅の引渡し・所有権移転の日から10年が経過するまでその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、国が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 国が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、国が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 国は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が事業者、内装設計企業、内装施工企業、工事監理企業、下請負者等又は下請負者等(工事監理業務)の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 国は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者、内装設計企業、内装施工企業、工事監理企業、下請負者等又は下請負者等(工事監理業務)がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第5章 準備業務

第64条 (準備業務の実施)

- 1 事業者は、特定事業契約締結から第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第2項で定める運営開始日までの期間中、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、準備業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、準備業務の全部又は一部を準備企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、準備企業が事業者から受託し又は請け負った準備業務の全部を一括して、準備企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 国は、準備企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（準備業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（準備業務）の名称、下請負者等（準備業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第65条 (準備業務の業務計画書)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、準備業務に関し、準備業務の実施期間中の業務計画書、及び各事業年度の年間業務計画書を作成して国に提出し、国の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を国に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を国に提出し、国の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、前二項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、準備業務を実施しなければならない。

第66条 (準備業務の業務報告書)

事業者は、準備業務の履行状況等を自ら確認した上で、要求水準書等に従い、業務報告書を国に提出しなければならない。

第6章 運営業務及び維持管理業務

第1節 公共施設等運営権

第67条 (公共施設等運営権の設定及び効力発生)

- 1 国は、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、本施設（国）に、

事業者が本施設（国）に係る運営業務及び維持管理業務を実施するための運営権（国）を設定する。次に掲げる条件の全部が成就した場合、国は、事業者に対し、運営権設定書を交付し、運営権（国）を設定する。

- (1) 第61条（完了検査及び引渡し）に従い、内装施工が完了し、国が内装施工部分の引渡しを受けていること。
- (2) 要求水準書等に基づき、運営業務及び維持管理業務の開始に向けた手続が円滑に進捗していること。

2 本施設（国）に設定された運営権（国）は、次に掲げる条件（国が充足しないことを認めた条件を除く。）が全て満たされたことをもって、効力が発生するものとする（この項に基づき運営権（国）の効力が発生した日を以下「運営開始日」という。）。

- (1) 第18条（事業者による許認可の取得等）に定める事業者が本事業（国）の実施を開始するために必要となる許認可の取得、承継及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。
- (2) 第13条（準備業務の実施に係る準備）に定める準備業務に係る計画書等が国に提出され、国の確認を受けていること。
- (3) 第14条（運営業務の実施に係る準備）に定める運営業務に係る計画書等が国に提出され、国の確認を受けていること。
- (4) 第15条（維持管理業務の実施に係る準備）に定める維持管理業務に係る計画書等が国に提出され、国の確認を受けていること。
- (5) 第16条（要求水準確認書）に定める要求水準確認書案が国に提出され、要求水準確認書につき国と事業者が合意していること。
- (6) 第17条（業務の委託等）第2項に従い、業務委託先との間で運営業務及び維持管理業務に関する業務委託契約が締結され、当該契約書の写しが国に提出されていること。
- (7) 第61条（完了検査及び引渡し）第2項に定める供用開始の通知がなされていること。
- (8) 第85条（事業者による誓約事項）に定める各書類が国に提出されていること。
- (9) 第120条（金融機関等との協議）に基づき国が必要と認めた場合、国と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
- (10) 基本協定書（国）第3条（事業者の設立）第2項並びに第4条（株式の譲渡）第5項及び第6項に定める出資者保証書及び誓約書が国に提出されていること。
- (11) 前各号に定められている内容が全て満たされた時点までに、事業者に特定事業契約に対する重大な義務違反がないこと。

3 前二項の定めに従い運営権（国）が設定され、その効力が発生した場合には、当

該効力発生時点における本施設（国）の運営等に関する権利及び責任は国から事業者に移転する。また、当該効力発生後直ちに、国は事業者に対して運営権（国）の効力発生を証する書面を交付する。

- 4 運営権存続期間は、運営権設定日から、運営権設定日の27年後の応当日の前日までとする。
- 5 事業者は、第1項に基づく運営権（国）の設定後、自らの費用により、PFI法第27条に基づく運営権（国）の登録に必要な手続がある場合にはこれを行うものとし、国はこれに協力するものとする。

第2節 本施設（国）

第68条 （引渡し）

- 1 事業者は、第61条（完了検査及び引渡し）に従い、運営開始予定日（運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は、運営開始日）までに内装施工部分を国に引き渡す。国は、当該引渡しと同日中に、事業者による運営業務及び維持管理業務の実施のために、本施設（国）を事業者に引き渡す。
- 2 国は、事業者が運営開始予定日までに内装施工部分を国に引き渡すことができなかった場合、内装整備費（消費税等を含まない。）から出来形部分に相応する内装整備費（消費税等を含まない。）を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、国の債権に関する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額を損害金として賠償の請求をすることができる。

第3節 運営業務及び維持管理業務の実施

第69条 （運営業務の実施）

- 1 事業者は、運営・維持管理期間中、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、運営業務の全部又は一部を運営企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、第17条（業務の委託等）第1項に従うほか、運営企業が事業者から受託し又は請け負った運営業務の全部を一括して、運営企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 国は、運営企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（運営業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、

必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（運營業務）の名称、下請負者等（運營業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第70条（維持管理業務の実施）

- 1 事業者は、運営・維持管理期間中、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務を実施しなければならない。ただし、第三者による交通事故による本施設（国）の損傷については、国が当該第三者と協議のうえ、当該者に対してかかる費用の全額又は一部を請求する。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理業務の全部又は一部を維持管理企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った維持管理業務の全部を一括して、維持管理企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 国は、維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（維持管理業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（維持管理業務）の名称、下請負者等（維持管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第71条（本施設（国）の追加投資）

- 1 事業者は、運営権存続期間中、要求水準を充足する限り、事業提案書及び業務計画書に基づき、事前に国及び管理組合の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本施設（国）について、特定車両停留施設（国）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限り、追加投資（本施設（国）・設備・備品等の改修・更新及び追加等を含む。以下同じ。）を実施することができる。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
 - (1) 新バスターミナル（I期）の躯体や外観を変更するもの
 - (2) 国の各種施策に反するもの
 - (3) 事業期間終了後に原状復旧することが難しいもの
 - (4) その他法令等に違反するもの
- 2 事業者は、前項に定める追加投資を行った場合、追加投資の完了後速やかに、当該追加投資に関する情報を国及び管理組合に対して報告するとともに、必要に応じて国及び管理組合の立会確認を受けるものとする。
- 3 第1項に基づく追加投資の対象部分の取扱いは、かかる追加投資の完了後、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本施設（国）との一体性が認められる対象部分は、追加投資完了後に国の所有に属するものとし、本施設（国）に含まれ、かつ本施設（国）に関しては運営権（国）の効果が及ぶものとする。ただし、法令等上、当該追加投資の対象部分に当初運営権（国）が及ばないと解される場合には、国及び事業者は、協議の上、合意により、当該追加投資の対象部分への運営権（国）の設定その他の当該追加投資の対象部分を本事業（国）のために使用するために合理的に必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 本施設（国）との一体性が認められる対象部分以外の部分は、事業者の所有に属するものとする。
- 4 本条及び第73条（利便施設（国）等の追加投資）に基づく追加投資による収入の増加は、事業者に帰属するものとする。また、第72条（国による本施設（国）の追加投資）に基づく追加投資の場合については、第72条第4項の規定に従う。
 - 5 国は、必要と認める場合は、事業者に対して、第2項の報告に加え、国の国有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

第72条（国による本施設（国）の追加投資）

- 1 国は、必要と判断した場合は、事業者に通知の上、自らの責任及び費用負担により本施設（国）に係る追加投資を行うことができ、事業者はかかる追加投資に最大限協力しなければならない。
- 2 国は、自らの費用負担において、前項に定める追加投資の実施を事業者に求めることができる。この場合、当該追加投資の実施時期、期間及び費用は、国及び事業者の協議により決定されるものとし、事業者は、当該協議に誠実に応じなければならない。
- 3 前二項の規定による追加投資の対象部分は、当然に本施設（国）に含まれ、かつ本施設（国）に関しては運営権（国）の効果が及ぶものとする。ただし、法令等上、当該追加投資の対象部分に当初運営権（国）が及ばないと解される場合には、国及び事業者は、協議の上、合意により、当該追加投資の対象部分への運営権（国）の設定その他の当該追加投資の対象部分を本事業（国）のために使用するために合理的に必要な措置を講ずる。
- 4 第1項又は第2項に基づき行われる追加投資の内容が、事業者に著しい増加費用若しくは業務の増加若しくは損害が発生する場合、又は第1項に基づき行われる追加投資により事業者の収入が増加することが見込まれる場合には、事前に国と事業者が協議し、合意した上で実施する。この際、国は、必要と認める場合には、協議により維持管理・運営に係るサービス購入料の減額等特定事業契約の変更を行うことができる。

第73条 (利便施設(国)等の追加投資)

- 1 事業者は、要求水準を充足する限り、事前に国及び管理組合の確認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、利便施設(国)その他本事業(国)の実施のために自らが保有する資産等(備品等を含み、「利便施設(国)等」という。以下同じ。)について、国に報告の上、新規投資、改修及び追加投資を実施することができる。ただし、第71条(本施設(国)の追加投資)第1項各号に掲げるものを除く。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき、利便施設(国)等の新規投資、改修又は追加投資を行う場合は、事前に、当該新規投資、改修又は追加投資に関する情報(新規投資、改修又は追加投資の内容・費用等)を国及び管理組合に対して通知する。
- 3 第1項に基づき事業者が新規投資、改修又は追加投資を行った利便施設(国)等は、事業者の所有物とする。
- 4 第1項の場合において国が請求した場合、事業者は、自ら、当該利便施設(国)等の完成・購入前までに、当該保有資産等について国を予約完結権とする売買の一方の予約契約を締結する(同契約における当該保有資産等の売買価格は時価とする。)とともに、国が求める場合には、事業者の費用負担において、国が第三者への対抗要件を具備するために必要な登記その他の措置を講じるものとする。

第74条 (長期修繕計画案作成業務)

- 1 事業者は、運營業務及び維持管理業務のうち、修繕業務の対象範囲や想定時期、想定業務規模等、及び費用分担を示すものとして、要求水準書及び事業提案書に従い、長期修繕計画書の案を作成する。
- 2 国及び事業者は、前項に基づき事業者が作成した長期修繕計画書の案について協議の上、合意により、長期修繕計画書を定めるものとする。

第75条 (大規模修繕等)

- 1 国は、事業者と協議して合意により定めた長期修繕計画書を参考に、本施設(国)について、国が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者に通知の上、大規模修繕を実施することができる。
- 2 国は、第1項に定める大規模修繕及び改修等の実施に関して、工事期間中の休館に伴う事業者への営業補償義務を負担しない。

第76条 (運營業務の業務計画書)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、運營業務に関し、運營業務の開始日から事業期

間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して国に提出し、国の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を国に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を国に提出し、国の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、前二項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、運営業務を実施しなければならない。

第77条 (維持管理業務の業務計画書)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理業務に関し、維持管理業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して国に提出し、国の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を国に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を国に提出し、国の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、前二項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、維持管理業務を実施しなければならない。

第78条 (運営業務の業務報告書)

事業者は、運営業務の履行状況等を自ら確認した上で、要求水準書等に従い、業務報告書を国に提出しなければならない。

第79条 (維持管理業務の業務報告書)

事業者は、維持管理業務の履行状況等を自ら確認した上で、要求水準書等に従い、業務報告書を国に提出しなければならない。

第80条 (車両の停留許可申請)

- 1 事業者は、維持管理業務又は運営業務の実施に関し、特定車両停留施設（国）に車両を停留させようとする者をして、当該停留に係る国の許可を受けさせなければならない。ただし、道路法第48条の32第1項ただし書きに規定する車両についてはこの限りではない。
- 2 特定車両停留施設（国）に停留させることができる車両の種類は、国が道路法第48条の30に基づき指定し、公示したものに限られるものとする。
- 3 第1項の許可に係る申請手続等については、別途国が決定するものとする。

第7章 新バスターミナル利便増進事業

第81条 (新バスターミナル利便増進事業の実施)

- 1 事業者は、新バスターミナル利便増進事業の実施内容についてあらかじめ国の承認を得た上で、新バスターミナル利便増進事業実施企業をして、当該新バスターミナル利便増進事業実施企業の責任及び費用負担において、新バスターミナル利便増進事業を実施させることができる。
- 2 事業者は、提案した新バスターミナル利便増進事業（ただし、実施内容についてあらかじめ国の承認を得たものに限る。）について、新バスターミナル利便増進事業実施企業をして、当該新バスターミナル利便増進事業実施企業の責任及び費用負担において誠実に実施させなければならない。
- 3 事業者は、新バスターミナル利便増進事業の実施にあたり、道路法第32条の規定に基づき国の許可を受けた上で、新ターミナルビル（I期）内に利便施設（国）を整備することができる。道路法第32条の規定に基づき国の許可を受けた場合において、国が道路法第39条第1項に基づく占用料を設定した場合は、事業者は設定された占用料を道路法の規定に基づき支払うものとする¹。

第 8 章 サービス対価の支払及び運営権対価

第82条 (サービス対価の支払)

- 1 国は、内装整備費及び維持管理・運営費のうち国が負担する額として事業者が提案した金額（これに係る消費税等を含む。）として別紙1（契約金額の内訳）に定める金額を、別紙4（サービス対価の算定及び支払方法）の定めに基づき、サービス対価として事業者を支払う。
- 2 前項に定めるサービス対価は、別紙4（サービス対価の算定及び支払方法）に定めるところに従って、改定され得るものとする。
- 3 国は、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定めるところに従って、サービス対価を減額することができるものとする。
- 4 前項に定めるほか、国及び事業者は、特定事業契約その他国と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた相手方に対する債権及び債務を、法令の範囲内において、対当額の範囲で相殺することができる。
- 5 国及び事業者は、特定事業契約に基づき生ずる権利又は義務を相手方の事前の承諾なく第三者に譲渡し又は承継させることその他相手方の相殺権を害する行為を行ってはならない。

¹ 現時点では、募集要項に記載のとおりゼロ円とすることを想定している。

第83条 (運営権対価)

運営権対価はゼロ円とし、事業者は、国に対する運営権対価の支払いを要さない。

第 9 章 表明保証及び誓約

第84条 (事業者による表明及び保証)

事業者は、特定事業契約の締結日現在において、国に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 事業者は、特定事業契約を締結し履行する完全な能力を有しており、かつ、特定事業契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
- (3) 事業者が特定事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (4) 本事業（国）を実施するために必要な事業者の能力又は特定事業契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 特定事業契約の締結及び特定事業契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は【○】円²であること。
- (8) 事業者の定款に、会社法に定める監査役に関する定めがあること。
- (9) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI法第9条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

第85条 (事業者による誓約事項)

- 1 事業者は、特定事業契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印

² 事業提案書に基づき記載する。

後速やかに) 次の各号に掲げる各書類の写しを国に対して提出し、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを国に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 本事業（国）に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
 - イ 本事業（国）に関する事業者に対する融資等に係る契約書
 - ロ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - ハ 特定事業契約その他国と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書

2 事業者は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、法令等及び特定事業契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
- (2) 事業者は、特定事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、特定事業契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
- (3) 事業者が特定事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
- (4) 特定事業契約の締結及び特定事業契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
- (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
- (6) 事業者は、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を【○】³円以上に維持すること。
- (7) 事業者の定款に、会社法に定める監査役に関する定めを置くこと。
- (8) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。
- (9) 事業遂行にあたり、毎年度公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを国に提出し、監査報告すること。

³ 事業提案書に基づき記載する。

- 3 事業者は、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、国の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 本議決権株式の発行
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第86条 (事業者の株式)

- 1 事業者が本議決権株式又は本完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。
- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) PFI法第9条各号に規定する欠格事由に該当しない者であること。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (7) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと。
 - (9) 近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5

日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)に基づく指名停止を受けていないこと。また、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。

- 2 事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、本完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。事業者は、かかる割当てを受けた者から、基本協定書(国)別紙2(誓約書の様式)の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ国に提出させるものとし、また、前項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていることを誓約させるとともに、割当て先等、国が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 3 本完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する本完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。事業者は、本完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該本完全無議決権株式の譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定書(国)別紙2(誓約書の様式)の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ国に提出させるものとし、また、第1項に掲げる条件を満たした上で当該譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、国が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 4 本議決権株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 5 事業者は、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、本議決権株式を発行し、基本協定書(国)に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、国の事前の書面による承認を得なければならない。
- 6 本議決権株式を保有する者は、自ら保有する本議決権株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、国の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の本議決権株式を保有する者に対して、本議決権株式の一部を譲渡する場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について国の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
- 7 国は、第5項に定める割当て又は第6項に定める譲渡につき、当該株式の割当てを受ける者又は譲受人が第1項の要件(譲渡の場合は譲渡人と同等の資格要件、実績要件その他募集要項に定める要件を含む。)を満たし、かつ、当該割当て又は譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該割当て又は譲渡を承認するものとする。事業者は、当該承認を得て当該割当て又は譲渡が行われた場合、当該株式の割当てを受けた者又は譲受人、及びその他の議決権株式を保有する者をして、連名で基本協定書(国)別紙1(出資者保証書の様式)の様式及び内容の出資者保証書を作成させた上であらかじめ国に提出させるものとし、割当てを受けた者又は譲受人をして、第1項に掲げる条件を満たした上

で割当てを受けていること又は譲渡を行っていることを誓約させるとともに、割当て先又は譲渡先等、国が必要とする情報を速やかに報告するものとする。

8 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。

第87条 (契約上の地位譲渡)

事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、国の事前の書面による承諾なくして、特定事業契約その他国と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

第88条 (運営権（国）の譲渡等)

1 事業者は、国の事前の書面による承諾なくして、運営権（国）につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、国は、事業者から、運営権（国）の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者の欠格事由や募集要項等適合性の審査等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権存続期間の満了日まで本事業（国）を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。なお、国は、当該許可を与えるにあたり、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 譲受人が、本事業（国）における事業者の特定事業契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、国に対して承諾書を提出すること。
- (2) 譲受人が、事業者が所有し、本事業（国）の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位並びに権利の譲渡を受けすること。
- (3) 譲受人の全ての株主（持分会社の場合には社員）が、国に対して基本協定書（国）第3条（事業者の設立）第2項に定める出資者保証書又は誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- (4) 運営権（国）の譲渡先が本事業（市）を実施している（又はすることが見込まれる）と国が認めること（事業者が本事業（市）も実施している場合に限る。）。

第89条 (事業者の兼業禁止)

事業者は、国の事前の書面による承諾なくして、本事業（国）に係る業務並びに国及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第 10 章 責任及び損害等の分担

第90条 (責任及び損害等の分担原則)

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業（国）の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業（国）の実施に関する国による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの国に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる特定事業契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、国は何ら責任を負担しない。
- 3 特定事業契約に別段の規定がある場合を除き、本事業（国）の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。

第91条 (法令等変更)

- 1 特定事業契約の締結後に法令等の改正又は制定（以下「法令等変更」という。）により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令等変更通知」という。）により、事業者は国に対して直ちに通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、内装整備業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 要求水準書等に規定された条件に従って、準備業務、運営業務及び維持管理業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (3) 特定事業契約の履行のための費用が著しく増加するとき。
- 2 国及び事業者は、特定事業契約に基づく自己の義務の履行が適用される法令等に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、国及び事業者は当該法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 国及び事業者は、法令等変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該法令等変更に対応して本事業（国）を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
- 4 前項に定める協議の開始日から120日以内に協議が調わない場合には、国が当該法令等変更に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業（国）を継続する。この場合において、本事業（国）の継続に要する費用の増加の負担に関する取扱いは、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。なお、国は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
 - (1) 法令等変更のうち、本事業（国）に特別に又は典型的に適用され、かつ事業

者に不当な影響を及ぼす法令等変更による増加費用であって、増加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと国が認める増加費用が発生した場合、国は、当該増加費用を負担する。

(2) 法令等変更により事業者に生じた増加費用のうち、前号に従い補償されなかった増加費用は事業者が負担する。

5 国は、法令等変更に起因して事業者が支出又は負担を免れた費用（第2項により履行義務を免れた業務に対応する費用を含むが、これに限られない。）が存在する場合、当該費用に相当する額について、サービス対価の支払から控除する。

第92条 (税制変更)

1 特定事業契約の締結後に本施設（国）に係る内装整備業務、運営業務又は維持管理業務に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制変更通知」という。）により、事業者は国に対して直ちに通知する。

2 前条（法令等変更）第4項の規定にかかわらず、国及び事業者は、税制変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いに従い、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに増加費用の負担について協議する。

(1) 本事業（国）に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用については、国が当該費用を負担する。

(2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による増加費用については、事業者の負担とする。

3 前項第2号に定める協議の開始日から120日以内に協議が調わない場合において、当該税制変更により事業者に生じた増加費用のうち、増加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと国が認める増加費用が発生した場合、国は、当該増加費用を負担する。なお、国は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

4 前各項の規定にかかわらず、サービス対価に係る消費税等の税率変更による増加費用については国の負担とする。

第93条 (不可抗力)

1 特定事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）により、事業者は国に対して直ちに通知する。

(1) 要求水準書等に規定された条件に従って、内装整備業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

- (2) 要求水準書等に規定された条件に従って、準備業務、運営業務及び維持管理業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (3) 内装整備業務において著しい損害又は増加費用が生じたとき。
 - (4) 運営業務及び維持管理業務において著しい損害又は増加費用が生じたとき。
- 2 事業者は、不可抗力通知を国に送付し又は国から受領した場合には、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、本施設（国）に生じた損害の復旧その他要求水準書に従った対応を実施する。
 - 3 国及び事業者は、第1項第1号及び第2号の規定による不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合において、特定事業契約に基づく自己の債務が当該不可抗力により履行不能となったときは、当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、国及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
 - 4 国及び事業者は、第1項第1号又は第2号の規定による不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該不可抗力に対応して本事業（国）を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
 - 5 前項に定める協議の開始日から60日以内に協議が調わない場合には、国が当該不可抗力に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業（国）を継続する。この場合において、事業期間中に発生した不可抗力により本事業（国）の遂行が相当期間にわたって不可能又は著しく困難となり、かつ、事業者が生じた増加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと国が認める増加費用が発生した場合、国は、当該増加費用を負担する。なお、国は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
 - 6 国は、第1項第3号の規定による不可抗力通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同号の損害（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第9条（保険の付保等）の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この項から第9項までにおいて同じ。）の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、事業者は、この項前段の規定により確認された損害による費用の負担を国に請求することができる。
 - 7 国は、前項の規定により事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、内装整備費の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、国が損害合計額を負担するものとする。
 - 8 前二項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定める

ところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する内装整備費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する内装整備費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は内装施工機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は内装施工機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 9 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第7項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「内装整備費の100分の1を超える額」とあるのは「内装整備費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。
- 10 国は、不可抗力に起因して事業者が支出又は負担を免れた費用（第3項により履行義務を免れた業務に対応する費用を含むが、これに限られない。）が存在する場合、当該費用に相当する額について、サービス対価の支払から控除する。

第94条（第三者帰責事由）

- 1 特定事業契約の締結後に、次の各号に掲げるいずれかの第三者帰責事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「第三者帰責事由通知」という。）により、事業者は国に対して直ちに通知する。
- (1) 再開発会社等の事由により、本事業（国）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は特定事業契約の履行のための費用が著しく増加するとき
- (2) 他の区分所有者（国）（入居テナント含む。）の事由により、本事業（国）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は特定事業契約の履行のための費用が著しく増加するとき
- (3) 市の事由により、本事業（国）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は特定事業契約の履行のための費用が著しく増加するとき
- 2 国及び事業者は、第三者帰責事由通知を相手方から受領し又は相手方に送付した

場合において、特定事業契約に基づく自己の債務が当該第三者帰責事由により履行不能となったときは、履行期日及び当該第三者帰責事由の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、国及び事業者は、当該第三者帰責事由により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。

- 3 事業者は、第三者帰責事由通知を国に送付し又は国から受領した場合には、自らの責任及び費用負担において、本施設（国）における当該第三者帰責事由への対策その他要求水準書に従った対応を実施する。
- 4 国及び事業者は、第1項第1号に定める第三者帰責事由通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該第三者帰責事由に対応して本事業（国）を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
- 5 前項に定める協議の開始日から60日以内に協議が調わない場合には、国が、再開発会社等と協議の上、当該第三者帰責事由に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業（国）を継続する。この場合において、事業者に生じた増加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと国が認める増加費用が発生した場合、国は、当該増加費用を負担する。なお、国は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
- 6 国及び事業者は、第1項第2号に定める第三者帰責事由通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、国と事業者で協議のうえ、管理規約（国）等及び他の区分所有者（国）（入居テナント含む。）との協議に基づき対応する。
- 7 本条の規定にかかわらず、第三者帰責事由の本事業（国）への主たる影響が法令等変更、又は不可抗力のいずれかに相当する場合は、第91条（法令等変更）又は第93条（不可抗力）の規定の適用を妨げない。

第95条 （技術進歩・競合施設設置）

- 1 特定事業契約の締結後に次の各号に掲げるいずれかの技術進歩・競合施設設置が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「技術進歩・競合施設設置通知」という。）により、事業者は国に対して直ちに通知する。
 - (1) バス施設の維持管理・運営に関する著しい技術進歩により、本事業（国）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は特定事業契約の履行のための費用が著しく増加するとき
 - (2) 近隣バスターミナル設置により、本事業（国）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は特定事業契約の履行のための費用が著しく増加するとき
- 2 国及び事業者は、技術進歩・競合施設設置通知を相手方から受領し又は相手方に

送付した場合において、特定事業契約に基づく自己の債務が当該技術進歩・競合施設設置により履行不能となったときは、国が指定した範囲において、履行期日及び当該技術進歩・競合施設設置の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、国及び事業者は、当該技術進歩・競合施設設置により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。

- 3 事業者は、技術進歩・競合施設設置通知を国に送付し又は国から受領した場合には、自らの責任及び費用負担において、本施設（国）における当該技術進歩・競合施設設置への対策その他要求水準書に従った対応を実施する。
- 4 国及び事業者は、技術進歩・競合施設設置通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該技術進歩・競合施設設置に対応して本事業（国）を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
- 5 前項に定める協議の開始日から120日以内に協議が調わない場合には、国が、再開発会社等と協議の上、当該技術進歩・競合施設設置に対する対応方法を事業者へ通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業（国）を継続する。この場合において、事業者が生じた増加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと国が認める増加費用が発生した場合、国は、当該増加費用を負担する。なお、国は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
- 6 本条の規定にかかわらず、技術進歩・競合施設設置の本事業（国）への主たる影響が法令等変更、又は不可抗力のいずれかに相当する場合は、第91条（法令等変更）又は第93条（不可抗力）の規定の適用を妨げない。

第96条 （損害賠償責任）

国及び事業者は、相手方が特定事業契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

第 11 章 契約の終了及び終了に伴う措置

第97条 （事業期間）

特定事業契約に基づく本事業（国）の事業期間は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業契約冒頭第3の1に定める各期間の始期のいずれか早い日に始まり、特定事業契約冒頭第3の1に定める各期間の満了日のいずれか遅い日又は特定事業契約の全部が解除された日に終了する期間（以下「事業期間」という。）とする。

第98条 （事業者事由による解除）

- 1 特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、国は、事業者に対して書面により通知した上で、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) PFI法第29条第1項第1号に規定する事由が生じたとき。
 - (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (3) 別紙6（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定める解除事由が発生したとき。
 - (4) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書（国）第9条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (5) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書（国）第10条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (6) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 事業者の役員等に暴力団員等がいると認められるとき。
 - ロ 暴力団員等が事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ニ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 事業者の役員等又は使用人が、イからホのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 正当な理由なく、特定事業契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき。
 - ロ 特定事業契約に定める内装整備業務完了期限内に完成しないとき若しくは内装整備業務完了期限経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - ハ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、

事業者が特定事業契約に基づき本事業（国）を継続的に実施することが困難であると国が合理的に認めるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が特定事業契約に違反し（ただし、国から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は特定事業契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと国が認めるとき。

2 次の各号に掲げる者が特定事業契約を解除した場合は、前項の規定により特定事業契約が解除された場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第104条（運営権（国）の取消し）に基づく運営権（国）の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前二項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

第99条 （国の任意による解除、国事由等による解除）

1 国は、本施設（国）を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他国が合理的に必要と認める場合には、6ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2 ①国の責めに帰すべき事由により、国が特定事業契約上の国の重大な義務に違反し、本事業（国）の実施が著しく困難になった場合において、事業者から150日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき若しくは特定事業契約の履行が不能となったとき、又は、②技術進歩・競合施設設置により特定事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を国に送付することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

第100条 （不可抗力等による解除）

特定事業契約の締結後における不可抗力、第三者帰責事由、又は法令等変更の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、国又は事業者は、相手方と協議の上、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業（国）の継続が困難と判断したとき。
- (2) 特定事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

第101条 （実施契約における解除による特定事業契約の解除）

- 1 国は、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合、実施契約の解除日から6ヶ月以内に限り、特定事業契約を解除することができる。
 - (1) 市が、実施契約第98条（事業者事由による解除）により、同契約を解除した場合
 - (2) 市が、実施契約第100条（不可抗力等による解除）により、同契約を解除した場合
 - (3) 市又は事業者が、実施契約第99条（市の任意による解除、市事由等による解除）第1項により、同契約を解除した場合
- 2 国は、前項の場合において特定事業契約を解除しない旨を決定した場合には、事業者に対してその旨を速やかに通知する。
- 3 事業者は、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合、6ヶ月以内に限り、特定事業契約を解除することができる。
 - (1) 第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合であって、実施契約の解除又は終了日から6ヶ月以内に国が特定事業契約を解除しなかった場合又は前項に基づく通知を受けた場合
 - (2) 事業者が、実施契約第99条（市の任意による解除、市事由等による解除）第2項に基づき、同契約を解除した場合
- 4 本条に基づき特定事業契約を解除した場合、国及び事業者は、特定事業契約に基づき相手方に対して違約金の支払い又は損害賠償を行った場合であっても、市に対してその補償等を求めることはできない。
- 5 事業者は、第3項第1号に掲げる事由が発生した場合、当該事由の発生から6ヶ月以内に限り、特定事業契約の見直しの協議を国に申し入れることができる。この場合、国が認めた場合には、国と運営権者は協議の上、必要な範囲で特定事業契約の見直しを行う。

第102条 （引渡前の解除）

- 1 解除事由の如何を問わず、内装施工部分が完了検査を経て事業者から国に引き渡される前に特定事業契約が解除された場合において、内装施工部分の出来形部分が存在するときは、国は、内装施工部分の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下この項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、合格部分に相応する内装整備費を一括又は分割により事業者を支払う。
- 2 前項の場合において、国は、必要があると認められるときは、その理由を事業者

に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、内装施工部分が完了検査を経て事業者から国に引き渡される前に第98条（事業者事由による解除）又は第101条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）第1項第1号若しくは第3項の規定により特定事業契約が解除された場合において、内装施工部分について原状回復することが社会通念上合理的であって国が請求したときには、事業者は、新バスターミナル（I期）及び事業敷地を原状回復の上、国に返還しなければならない。

- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、国は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、国の処分について異議を申し出ることができない。

第103条 （本施設（国）の一部引渡後の解除）

国及び事業者は、特定事業契約を解除する場合において、当該解除時点において特定事業契約に従い完了検査及び国への引渡し完了した本施設（国）があるときは、特定事業契約のうち、当該完了検査及び引渡し完了済みの本施設（国）に係る内装整備業務を除く部分のみを解除することができる。

第104条 （運営権（国）の取消し）

第98条（事業者事由による解除）、第99条（国の任意による解除、国事由等による解除）、第100条（不可抗力等による解除）又は第101条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）に基づき特定事業契約の全部又は一部が解除された場合、国は、PFI法第29条第1項の規定に従い、解除された本施設（国）に係る運営権（国）を取り消すものとする。ただし、運営開始日までに特定事業契約の全部又は一部が解除された場合、第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第1項に定める運営権（国）の設定は、効力を生じない。

第105条 （事業終了時の引継ぎ等）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権（国）の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、要求水準書及び募集要項等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、国又は国が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

第106条 （利用料金の引継ぎ等）

- 1 利用料金収入は、本施設（国）の利用に供する年度の会計に属するものとする。
- 2 利用料金収入のうち、本施設（国）の利用に供する年度が運営権（国）の終了後となるものについては、前受金として、事業者は、国又は国の指定する者に引き継がなければならない。

第107条 （本施設（国）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権（国）の終了に際して、本施設（国）が要求水準書に適合した状態で国に本施設（国）を引き渡さなくてはならない。国及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設（国）の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。
- 2 運営権（国）の終了に際して、国の所有に属する事業者の行った本施設（国）の追加投資の対象部分がある場合、以下のように取り扱う。
 - (1) 当該追加投資に先立ち、国が当該追加投資を行うことに同意し、この項に基づく補償の対象とすることを事業者に通知したもの
国は、当該追加投資の対象部分の運営権（国）の終了時点における簿価相当額がある場合は、事業者に補償するものとする。
 - (2) その他の追加投資の対象部分
国は、事業者に対する補償は行わないものとする。
- 3 第1項に基づき引き渡された本施設（国）につき、その運営期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、内装施工部分については運営開始日において既に存在していたものを除く。また、第71条（本施設（国）の追加投資）に定める追加投資、第74条（長期修繕計画案作成業務）に定める修繕業務及び第36条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、当該運営権（国）の終了日から1年以内に国が事業者に通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- 4 前項により通知されたものを除き、第1項に基づき引き渡された本施設（国）につき契約不適合があった場合、事業者は国に対して一切責任を負わない。

第108条 （契約終了による利便施設（国）等の取扱い）

- 1 運営権（国）の終了に際して、本事業（国）の実施のために事業者が保有する利便施設（国）等は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、国又は国の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で国又は国の指定する者に売却しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第73条（利便施設（国）等の追加投資）に定める保有

資産等であって、当該利便施設（国）等に係る追加投資に先立ち、国が当該追加投資を行うことに同意し、本条に基づく買取の対象とすることを事業者に通知したもののについては、国は、運営権（国）の終了に際して、自ら又は国の指定する者をして本施設（国）の運営権（国）の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとする。

- 3 前二項に基づき国又は国の指定する者による利便施設（国）等の買取が行われる場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。
- 4 第1項及び第2項に基づき国又は国の指定する者による利便施設（国）等の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該利便施設（国）等に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 5 第1項及び第2項に基づき国又は国の指定する者による利便施設（国）等の買取が行われる場合において、国又は国の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、国又は国の指定する者が本施設（国）の引渡しを受けた日又は第1項及び第2項に基づき買取った利便施設（国）等の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、国又は国の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、国又は国の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、国又は国の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 6 前条（本施設（国）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第2項及び第3項の規定は、前五項により国又は国の指定する者が買い受けた利便施設（国）等について準用する。

第109条 （違約金及び損害補償）

- 1 内装整備期間中において、第98条（事業者事由による解除）又は第101条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）第1項第1号若しくは第3項の規定により特定事業契約が解除された場合には、事業者は、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として内装整備費の10分の1に相当する額を、違約金として国の指定する期限までに支払わなければならない。なお、運営・維持管理期間中においては当該違約金はゼロとして取り扱う。
- 2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して国が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第105条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎを行う先

の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して国が負担する一切の費用を含む。)が違約金の額(運営・維持管理期間中においてはゼロ)を上回るときは、その差額を、国の請求に基づき支払わなければならない。

- 3 第1項の場合において、第40条(契約の保証)の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、国は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第110条 (損失補償)

- 1 第99条(国の任意による解除、国事由等による解除)第1項の規定により特定事業契約が解除された場合には、PFI法第30条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用(ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。)及び通常生ずべき損失(ただし、事業者の逸失利益については国と事業者で協議して定める。)の補償を求めることができる。
- 2 第101条(実施契約における解除による特定事業契約の解除)第1項第3号の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して事業者が生じた費用及び損失の取り扱いについて、国、市及び事業者で協議の上で決定するものとする。
- 3 第100条(不可抗力等による解除)又は第101条(実施契約における解除による特定事業契約の解除)第1項第2号の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して国又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。
- 4 前三項にかかわらず、特定事業契約が解除された場合の追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等の取扱いは第107条(本施設(国)の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償)第2項及び第108条(契約終了による利便施設(国)等の扱い)の規定によるものとし、同各規定による補償又は買取対価の支払のほかに、国は、追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等について特定事業契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しないものとする。

第111条 (事業終了後の解散及び債務引受)

- 1 事業者は、特定事業契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が特定事業契約に基づく金銭債務を負担すると国が合理的に認める場合には、国の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、特定事業契約の事業期間終了後、事業者が特定事業契約に基づき負担する金銭債務は第107条(本施設(国)の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償)第3項に基づく費用の支払債務のみであると国が合

理的に認める場合には、60日前までに国に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、国は、代表企業に対して当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第 12 章 知的財産権

第112条 （著作権の帰属）

国が、本事業の募集段階において又は特定事業契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（国が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、国に帰属する。

第113条 （成果物の利用）

- 1 国は、成果物について、国の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する。
- 2 成果物及び本施設（国）のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、国が成果物及び本施設（国）を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設（国）の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は国が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、国又は国が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設（国）を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 特定事業契約の終了後に、本施設（国）を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本施設（国）の内容を公表すること。
 - (2) 本施設（国）に事業者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

第114条 (著作権等の譲渡禁止)

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設（国）に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、国の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

第115条 (第三者の有する著作権の侵害防止)

- 1 事業者は、成果物及び本施設（国）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを国に対して保証する。
- 2 事業者は、成果物又は本施設（国）のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。

第116条 (第三者の知的財産権等の侵害)

- 1 事業者は、特定事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下この条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに事業者が国に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを国に対して保証する。
- 2 事業者が特定事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し又は事業者が国に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して国に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、国に対して補償及び賠償し又は国が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、国の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第117条 (知的財産権の対象技術の使用)

事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、国が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、国は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。

第 13 章 雑 則

第118条 （個人情報保護）

- 1 事業者は、業務上知り得た個人情報を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。特定事業契約の事業期間終了後若しくは運営権（国）の取消後、又は事業者が本事業（国）への関与を終了した後も同様とする。
- 2 事業者は、前項に定める個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等に従って適正な管理を行い、漏洩、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じるものとする。

第119条 （秘密保持義務）

- 1 国及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、特定事業契約に関する情報（本事業（国）を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、特定事業契約の履行又は本事業（国）の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による特定事業契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 国及び事業者からの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、国及び事業者は、次に掲げる場合に限り、特定事業契約に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある国又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、国及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、業務委託先若しくは本事業（国）に関して事業者が融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、国及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 この条の規定は、国及び事業者による特定事業契約の完全な履行又は特定事業契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

第120条 （金融機関等との協議）

国は、必要と認めた場合には、本事業（国）に関して事業者が融資等を行う金融

機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的实施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

- (1) 金融機関等が本事業（国）のための融資に関して締結した契約（以下この条において「融資関連契約」という。）に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から国への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (2) 特定事業契約における解除事由の発生、特定事業契約に基づく事業者に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における国から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (3) 融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の本議決権株式、本施設（国）に係る運営権（国）、特定事業契約上の事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件
- (4) 事業者が本事業（市）について融資等を受ける場合には本事業（国）と同一の金融機関等であること及び金融機関等が担保権を実行した場合の譲渡先が本事業にかかる資産等と本事業（市）にかかる資産等について同一であることに関する事項

第121条 （遅延利息）

- 1 国又は事業者が、特定事業契約その他国と事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、国については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 2 国は、特定事業契約その他国と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

第122条 （契約の変更）

特定事業契約は、国及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第123条 (準拠法・管轄裁判所)

- 1 特定事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 特定事業契約に関連して発生した全ての紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第124条 (通知方法・計量単位・期間計算等)

- 1 特定事業契約に定める請求、通知、報告、勧告、確認、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。国及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 特定事業契約の履行に関して国と事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 特定事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 4 事業者が特定事業契約に基づき保管し又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、国の文書管理規程に従う。
- 5 特定事業契約の履行に関して国と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 特定事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国通貨とする。

第125条 (疑義に関する協議)

要求水準書等及び成果物に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び成果物の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、国及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

以 上

別紙1 契約金額の内訳

項目	内訳	金額
内装整備費等	内装整備費	【○】円
	内装整備費に係る消費税等	【○】円
維持管理・運営に係るサービス購入料等	維持管理・運営に係るサービス購入料	【○】円
	維持管理・運営に係るサービス購入料に係る消費税等	【○】円
合計（サービス対価）	サービス対価	【○】円
	サービス対価に係る消費税等	【○】円

別紙2 定義集

- (1) 「維持管理・運営に係るサービス購入料」とは、サービス対価のうち、維持管理・運営に係る部分をいい、詳細は別紙1（契約金額の内訳）に定める。
- (2) 「維持管理企業」とは、業務委託先として維持管理業務を実施する企業をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、要求水準書に定める維持管理業務をいう。
- (4) 「維持管理業務に係る計画書等」とは、第15条（維持管理業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (5) 「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」とは、新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業で構成される事業をいう。
- (6) 「運営・維持管理期間」とは、特定事業契約冒頭第3の1に定める運営業務及び維持管理業務を実施する期間をいう。
- (7) 「運営開始日」とは、第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第2項に定義する意味を有する。
- (8) 「運営開始予定日」とは、運営業務及び維持管理業務の開始予定日（令和【○】年【○】月【○】日）をいう。
- (9) 「運営企業」とは、業務委託先として運営業務を実施する企業をいう。
- (10) 「運営業務」とは、要求水準書に定める運営業務をいう。
- (11) 「運営業務に係る計画書等」とは、第14条（運営業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (12) 「運営権（国）」とは、本施設（国）を対象として、国が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）をいう。
- (13) 「運営権（市）」とは、本施設（市）を対象として、市が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）をいう。
- (14) 「運営権設定日」とは、第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第1項に基づき運営権（国）が設定された日をいう。
- (15) 「運営権存続期間」とは、特定事業契約冒頭第3の1に定める維持管理及び運営を実施する期間をいう。
- (16) 「運営権対価」とは、運営権（国）の設定に係る対価をいう。
- (17) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
- (18) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (19) 「各業務」とは、第4条（本事業（国）の実施）第1項各号に列記する本事業（国）に係る業務を個別に又は総称していう。
- (20) 「管理規約（国）」とは、再開発ビル（雲井5）の管理又は使用に関する区分所有者（国）間の事項を定めた管理規約及び関連細則の総称をいう。

- (21) 「管理規約（国）等」とは、管理規約（国）と管理協定の総称をいう。
- (22) 「管理協定」とは、国、管理組合の間で締結する新バスターミナル（I期）の管理運営に関する事項を取り決めた協定をいう。
- (23) 「管理組合」とは、再開発ビル（雲井5）の管理を行うために、区分所有法（昭和37年法律第69号）に基づいて再開発ビル（雲井5）の区分所有者（国）全員により構成される団体をいう。
- (24) 「完了検査」とは、第61条（完了検査及び引渡し）第2項に定める内装施工の完成を確認するための検査をいう。
- (25) 「技術革新」とは、要求水準の変更の必要性は生じないが、その達成のために必要な経費が減少する場合として国が合理的に指定する、本事業（国）に関する技術の改良をいう。
- (26) 「技術進歩」とは、技術革新を超えて要求水準の変更の必要性は生じる場合として国が合理的に指定する、本事業（国）に関する技術の改良をいう。
- (27) 「技術進歩・競合施設設置」とは、バス施設の維持管理・運営に関する技術進歩又は近隣バスターミナル設置であって、国及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (28) 「基本協定書（国）」とは、国と優先交渉権者との間で令和6年【○】月【○】日付けで締結された一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等基本協定書（国）をいう。
- (29) 「基本協定書（市）」とは、市と優先交渉権者との間で令和6年【○】月【○】日付けで締結された三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）をいう。
- (30) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。
- (31) 「業務委託契約」とは、事業者及び業務委託先との間で締結される各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
- (32) 「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業をいう。
- (33) 「供用開始時」とは、第61条（完了検査及び引渡し）第2項に定める供用開始の通知がなされた時点をいう。
- (34) 「共用部分」とは、区分所有法第2条第4項に定める共用部分をいう。
- (35) 「共用部分等」とは、共用部分及び附属施設、附属設備をいう。
- (36) 「協力企業」とは、優先交渉権者のうち、事業者の本議決権株式を保有せず、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、特定事業契約締結時点では【○（協力企業名）】及び【○（協力企業名）】をいう。
- (37) 「近隣バスターミナル設置」とは、神戸市内において、本施設（国）と同種かつ同規模のバスターミナルが設置されることをいう。

- (38) 「国」とは、国土交通省近畿地方整備局をいう。
- (39) 「国の債権に関する遅延利息の率」とは、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和32年大蔵省告示第8号）に定められている遅延利息の率をいう。
- (40) 「区分所有者（国）」とは、再開発ビル（雲井5）において、区分所有権を有する者をいう。
- (41) 「雲井通5丁目再開発事業」とは、神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業をいう。
- (42) 「契約不適合」とは、第63条（契約不適合責任）第1項に定義する意味を有する。
- (43) 「計量法」とは、計量法（平成4年法律第51号）をいう。
- (44) 「健康保険法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）をいう。
- (45) 「建設業法」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (46) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）をいう。
- (47) 「工事監理企業」とは、業務委託先として工事監理業務を実施する企業をいう。
- (48) 「工事監理業務」とは、内装整備業務のうち要求水準書に定める工事監理業務をいう。
- (49) 「構成企業」とは、優先交渉権者のうち、事業者の本議決権株式を保有し、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、特定事業契約締結時点では【○（代表企業名）】、【○（構成企業名）】及び【○（構成企業名）】をいう。
- (50) 「厚生年金保険法」とは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）をいう。
- (51) 「雇用保険法」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）をいう。
- (52) 「再開発会社」とは、雲井通5丁目再開発事業の施行者である雲井通5丁目再開発株式会社をいう。
- (53) 「再開発会社等」とは、再開発会社、特定事業参加者及び特定業務代行者の総称をいう。
- (54) 「再開発ビル（雲井5）」とは、雲井通5丁目再開発事業で整備するビルをいい、新バスターミナル（I期）並びにその他の商業施設、共用施設、公益施設等から成る低層部、オフィス、ホテル等から成る高層部、全体共用部、駐車場・駐輪場等で構成される施設をいう。
- (55) 「再開発ビル（雲井5）A工事」とは、再開発ビル（雲井5）の躯体等ビル本体の工事として要求水準書等に定める工事をいう。
- (56) 「再開発ビル（雲井5）B工事」とは、区分店舗内の間仕切りにより発生する建築工事や給排水・防災等の設備工事の再開発ビル（雲井5）A工事に対する追加

変更工事として要求水準書等に定める工事をいう。

- (57) 「再開発ビル（雲井5）C工事」とは、再開発ビル（雲井5）に係る再開発ビル（雲井5）A工事及び再開発ビル（雲井5）B工事以外の工事をいう。
- (58) 「再開発ビル（雲井6）」とは、神戸三宮雲井通6丁目北地区で再開発事業による整備を検討しているビルをいう。
- (59) 「サービス対価」とは、内装整備費及び維持管理・運営費のうち国が負担する額として事業者が提案した金額（これに係る消費税等を含む。）をいい、詳細は別紙1（契約金額の内訳）及び別紙4（サービス対価の算定及び支払方法）に定める。
- (60) 「三宮バスターミナル」とは、ミント神戸1階等に位置するバスターミナル及び利便施設をいい、詳細は募集要項に定める。
- (61) 「三宮バスターミナル特定運営事業等」とは、三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業で構成される事業をいう。
- (62) 「市」とは、神戸市をいう。
- (63) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において国及び事業者が合意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、国及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格をいう。
- (64) 「事業期間」とは、第97条（事業期間）に定義する意味を有する。
- (65) 「事業敷地」とは、バスターミナル専有部分（国）及び専用使用部分（国）の総称であって道路区域として指定されている部分をいい、詳細は要求水準書等において特定される。
- (66) 「事業者」とは、特定事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (67) 「事業提案書」とは、優先交渉権者が令和【○】年【○】月【○】日付けで提出した本事業の実施に係る事業提案書一式（本事業（市）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (68) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、特定事業契約締結年度にあつては、特定事業契約の締結日から次に到来する3月31日までの期間をいい、事業期間の開始年度にあつては、運営開始日から次に到来する3月31日までの期間をいう。
- (69) 「下請負者等」とは、第44条（内装施工企業による業務実施及び下請の制限等）第3項に定義する意味を有する。
- (70) 「下請負者等（維持管理業務）」とは、第70条（維持管理業務の実施）第4項に定義する意味を有する。
- (71) 「下請負者等（運営業務）」とは、第69条（運営業務の実施）第4項に定義する意味を有する。
- (72) 「下請負者等（準備業務）」とは、第64条（準備業務の実施）第4項に定義す

る意味を有する。

- (73) 「下請負者等（工事監理業務）」とは、第60条（工事監理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第3項に定義する意味を有する。
- (74) 「下請負者等（内装施工業務）」とは、第44条（内装施工企業による業務実施及び下請の制限等）第3項に定義する意味を有する。
- (75) 「下請負者等（内装設計業務）」とは、第42条（内装設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第3項に定義する意味を有する。
- (76) 「実施契約」とは、三宮バスターミナルの維持管理・運営について、本事業（市）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約として市と事業者の間で締結する契約をいう。
- (77) 「実施体制図等」とは、第10条（本事業（国）の実施体制等）第2項に定義する意味を有する。
- (78) 「社会保険等未加入内装施工業者」とは、第45条（下請負者等（内装施工業務）の健康保険等加入義務等）第1項に定義する意味を有する。
- (79) 「借地借家法」とは、借地借家法（平成3年法律第90号）をいう。
- (80) 「準備企業」とは、業務委託先として準備業務を実施する企業をいう。
- (81) 「準備業務」とは、要求水準書等に定める準備業務をいう。
- (82) 「準備業務に係る計画書等」とは、第13条（準備業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (83) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (84) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。
- (85) 「新バスターミナル（Ⅰ期）」「神戸三宮駅交通ターミナル」とは、本施設（国）と利便施設（国）、入口東側一部スペースを総称していう。本事業（国）開始前の時点においては、内装整備前の本施設（国）をさしていう。
- (86) 「新バスターミナル（Ⅱ期）」とは、再開発ビル（雲井6）に整備予定の新たな中・長距離バスターミナル施設部分をいう。
- (87) 「新バスターミナル運営等事業」とは、本事業（国）のうち、第4条（本事業（国）の実施）第1項各号に定める業務を総称していう。
- (88) 「新バスターミナル利便増進事業」とは、第4条第2項に定める業務をいい、詳細は要求水準書に定めるところによる。
- (89) 「新バスターミナル利便増進事業実施企業」とは、新バスターミナル利便増進事業の実施主体である、構成企業自ら若しくは自らが出資する会社（事業者を含む。）又は事業者と連携する企業の総称をいう。
- (90) 「成果物」とは、設計図書、完成図書及びその他事業者が要求水準書等に基づき又は国の請求により国に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (91) 「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」とは、政府契約の支払遅延に対す

る遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）をいう。

- (92) 「施工方法等」とは第37条（工事総則）第2項に定義する意味を有する。
- (93) 「専用使用部分（国）」とは、新バスターミナル（I期）のうち、国が専用使用权（特定の区分所有者（国）又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分（1階誘導車路の入口付近等）をいう。
- (94) 「総括代理人」とは、第11条（総括代理人）第1項に定義する意味を有する。
- (95) 「大規模感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態に係る公示がなされた場合又は同法第31条の4に基づき兵庫県を対象区域とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示なされた場合をいう。
- (96) 「大規模修繕」とは、募集要項に定める大規模修繕をいう。
- (97) 「第三者帰責事由」とは、再開発会社等に起因する事由又は他の区分所有者（国）（入居テナント含む。）に起因する事由であって、国及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (98) 「代表企業」とは、構成企業のうち優先交渉権者を代表して応募手続を行う企業をいい、特定事業契約締結時点では【○（代表企業名）】をいう。
- (99) 「著作権法」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）をいう。
- (100) 「著作者の権利」とは、第113条（成果物の利用）第2項に定める意義を有する。
- (101) 「統括管理責任者」とは、準備業務、運營業務及び維持管理業務の業務履行の責任者として第26条（統括管理責任者の設置及び変更）第1項に定める者をいう。
- (102) 「道路区域」とは、道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域であって、道路法が全面的に適用される土地の部分である。なお、本事業の道路区域は、道路法第47条の17の規定により、空間又は地下に上下の範囲を区切って定める立体的区域を設定する。本事業（国）においては、国が道路区域を指定する部分全体をいう。
- (103) 「道路法」とは、道路法（昭和27年法律第180号）をいう。
- (104) 「特定業務代行者」とは、雲井通5丁目再開発事業において、再開発ビル（雲井5）の実施設計、工事等を実施する者（株式会社大林組）をいう。
- (105) 「特定事業契約」とは、この契約をいう。
- (106) 「特定事業参加者」とは、雲井通5丁目再開発事業において、再開発会社に負担金を納付し、権利変換計画の定めるところに従い再開発ビル（雲井5）の保留床を取得する者（代表企業：三菱地所株式会社、構成員：三菱倉庫株式会社、神鋼不動産株式会社）をいう。
- (107) 「特定車両停留施設（国）」とは、特定車両用場所（国）、旅客用場所（国）及びこれらに付随するその他設備並びに専用使用部分（国）を総称していう。
- (108) 「特定車両用場所（国）」とは、特定車両停留施設（国）のうち、誘導車路、操車場所、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場

所をいう。

- (109) 「内装整備業務」とは、内装設計業務、内装施工業務、工事監理業務の総称をいう。
- (110) 「内装整備業務完了期限」とは、令和9年8月【○】日をいう。
- (111) 「内装整備業務期間」とは、特定事業契約冒頭第3の1に定める内装整備業務を実施する期間をいう。
- (112) 「内装整備業務に係る計画書等」とは、第12条（内装整備業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (113) 「内装整備費」とは、サービス対価のうち、内装整備に係る部分をいい、詳細は別紙1（契約金額の内訳）に定める。
- (114) 「内装施工」とは、内装整備業務のうち、事業者が内装整備業務期間において実施する業務をいう。
- (115) 「内装施工企業」とは、業務委託先として内装施工業務を実施する企業をいう。
- (116) 「内装施工業務」とは、要求水準書に定める内装施工業務をいう。
- (117) 「内装施工部分」とは、本施設（国）のうち、内装整備業務に係る工事目的物（什器備品を含む。）及び成果物をいう。
- (118) 「内装設計企業」とは、業務委託先として内装設計業務を実施する企業をいう。
- (119) 「内装設計業務」とは、要求水準書に定める内装設計業務をいう。
- (120) 「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号）をいう。
- (121) 「バス事業者（国）」とは、新バスターミナル（I期）に特定車両を停留させる民間事業者の総称をいう。
- (122) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (123) 「不可抗力」とは、①地震、洪水、高潮、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であって新バスターミナル（I期）及び事業敷地の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）（①乃至④いずれも、要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、国及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (124) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (125) 「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (126) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者を総称していう。
- (127) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その

組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）を含む。）をいう。

- (128) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書1(5)（遵守すべき法令等）に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (129) 「法令等変更」とは、第91条（法令等変更）第1項に定義する意味を有する。
- (130) 「募集要項」とは、国が令和6年【○】月【○】日付で公表した「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等 募集要項」（修正があった場合は、修正後の記述による。）（本事業（市）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (131) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付資料（資料1「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 特定事業契約書（案）」、資料2「三宮バスターミナル特定運営事業等 実施契約書（案）」、資料3「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 基本協定書（国）（案）」、資料4「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）」、資料5「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 要求水準書（案）」、資料6「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 様式集及び記載要領」及び資料7「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 事業者選定基準」を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して国が発出した書類（本事業（市）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (132) 「本完全無議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、本議決権株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
- (133) 「本議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (134) 「本事業」とは、本事業（国）と本事業（市）を総称していう。
- (135) 「本事業（国）」とは、一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等をいう。

- (136) 「本事業（市）」とは、三宮バスターミナル特定運営事業等をいう。
- (137) 「本施設（国）」とは、新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設のうち、利便施設（国）を除く施設として運営権（国）を設定する施設をいう。
- (138) 「本施設（市）」とは、三宮バスターミナル内の施設のうち、利便施設を除く施設をいう。
- (139) 「民間事業者」とは、一般的な民間事業者をいう。
- (140) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。
- (141) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (142) 「優先交渉権者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された【代表企業名】コンソーシアム（【○】株式会社を代表企業、【○】株式会社及び【○】株式会社を構成企業並びに【○】株式会社及び【○】株式会社を協力企業とするコンソーシアム）をいう。
- (143) 「要求水準」とは、事業者による本事業の実施にあたり、国及び市が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
- (144) 「要求水準書」とは、「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (145) 「要求水準書等」とは、特定事業契約、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の総称をいう。
- (146) 「利便施設（国）」とは、新バスターミナル利便増進事業の対象であって、新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設のうち、飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設（これら物件等の基礎部分に該当する躯体である床、柱、梁等の部分を除く。）であって、事業者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う道路占用物をいう。
- (147) 「利用者」とは、本施設（国）の利用者をいう。
- (148) 「旅客用場所（国）」とは、特定車両停留施設（国）のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客の用に供する場所のうち、専用使用部分（国）を除いた部分をいう。

以上

一般国道2号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
事業者が付す保険等

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等に関する特定事業契約書第9条の定めるところにより、「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」（以下「本事業」という。）に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。

ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1. 内装整備業務の履行に係る保険

事業者は、内装整備業務の履行に係る保険として、履行保証保険を付保する。

ただし、内装整備業務の履行を確保するために、特定事業契約の規定に基づき契約の保証を行う場合には、履行保証保険の付保の必要はない。

1.1. 保険名称

履行保証保険

(1) 付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と内装設計企業との間における内装設計業務の実施に関する契約の締結日から事業者と内装施工企業及び工事監理企業との間における内装整備工事業務及び工事監理業務の実施に関する契約終了日までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、内装設計企業及び内装施工企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、それぞれ国を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、内装整備工事費（消費税を含む。）の10%以上とする。なお、事業者又は内装設計企業、内装施工企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

2. 内装整備業務に係る保険

事業者は、内装施工業務の履行に係る保険として、建設（土木）工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

2.1. 保険名称

建設（土木）工事保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、内装整備工事の全てとする。
- ② 保険期間は、内装整備工事の着工日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は内装施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国、事業者、内装設計企業、工事監理企業、内装施工企業及びその全ての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、内装整備工事費（消費税を含む。）相当とする。

- ⑥ 自己負担額は10万円/1事故以下とする。

2.2. 保険名称

第三者賠償責任保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、内装整備工事の全てとする。
- ② 保険期間は、内装整備工事の着工日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は内装施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国、事業者、内装設計企業、工事監理企業、内装施工企業及びその全ての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）を含むものとする。
- ⑤ 内装施工企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円／1名、10億円／1事故以上、対物：1億円／1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円／1事故以下とする。

3. 維持管理業務、運營業務に係る保険

事業者は、維持管理業務及び運營業務の履行に係る保険として、第三者賠償責任保険及び火災保険を付保する。

3.1. 保険名称

第三者賠償責任保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び運営企業とする。
- ④ 被保険者は、国、事業者、維持管理企業、運営企業及びその全ての下請負者とする。
- ⑤ 事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：1億円/1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円/1事故以下とする。

3.2. 保険名称

火災保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよいものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は運営企業及び維持管理企業とする。
- ④ 被保険者は、国とする。
- ⑤ 保険金額は、再調達価格（消費税を含む。）相当とする。

一般国道2号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
サービス対価の算定及び支払方法

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局

【事業者】

1. はじめに

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等（以下「本事業（国）」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の定める手続きにより、国土交通省近畿地方整備局（以下「国」という。）が実施するものである。国は、本事業（国）を適正かつ確実に実施した場合にサービス対価を事業者を支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

本事業（国）は、令和7年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本事業（国）の見積もり合わせ日を変更する場合や取りやめる場合がある。なお、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分等に相応する契約とする。

2. サービス対価の構成

2.1. サービス対価の構成

(1) 内装整備費等

内装整備費等は、特定事業契約の締結日から本施設引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が内装整備業務の実施のために要する費用とする。なお、事業者の開業に伴う諸費用や特定事業契約の締結日から本施設引渡日までの期間に要する事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）等、内装整備に関する初期投資として認められる費用については、内装整備費に含むものとする。

(2) 維持管理・運営に係るサービス購入料等

維持管理・運営に係るサービス購入料等は、運営・維持管理開始日から事業期間の終了日までの運営・維持管理期間中に生じる新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業（以下、「バスターミナル運営等事業」という。）に係る費用の一部とする。

2.2. サービス対価の構成内訳

(1) 内装整備費等

項目	支払区分	費用の内容
内装整備費等	内装整備費	・内装設計費（必要な調査費用を含む。） ・内装施工費（必要な調査費用を含む。） ・工事監理費 ・什器備品調達費 ・必要な行政手続・申請手続に関する費用 ・事業者の開業に伴う諸費用 ・内装整備期間中の事業者の運営費（人件費・事務費等） ・建中金利 ・内装整備に係る保険料 その他内装整備に関する初期投資と認められる費用
	内装整備費に係る	内装整備費に係る消費税等

項目	支払区分	費用の内容
	消費税等	

注 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

(2) 維持管理・運営に係るサービス購入料等

項目	支払区分	費用の内容
維持管理・運営に係るサービス購入料等	維持管理・運営に係るサービス購入料	下記の一部 <バスターミナル運営等事業に係る費用> ・維持管理費 ・運営費 <その他の費用> ・維持管理・運営期間中の事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等）
	維持管理・運営に係るサービス購入料に係る消費税等	サービス購入料に係る消費税等

注 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

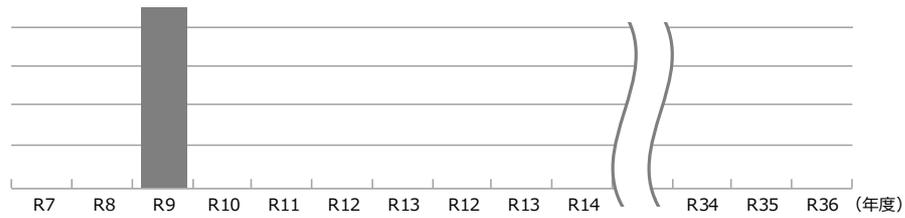
3. サービス対価の算定及び支払方法

3.1. 支払方法の基本的な考え方

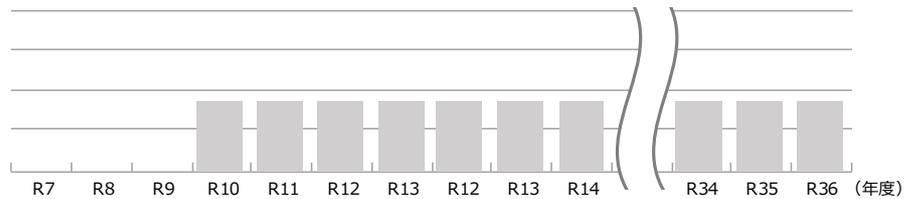
内装整備費等は、内装整備業務が完了し、運営権の設定を受けた後に一括払いとする。維持管理・運営に係るサービス購入料等については、事業者は本事業（国）において維持管理及び運営のサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体として、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

参考：サービス対価の支払イメージ

【内装整備費等】



【維持管理・運営にかかるサービス購入料等】



3.2. サービス対価を構成する各費用の支払額の算定及び支払方法

(1) 内装整備費

内装整備費は、内装整備業務が完了し、運営権の設定を受けた後に一括で支払う。

支払い方法は、完了検査により内装工事の完成を確認し、事業者から本施設（国）の引渡しがあり、運営権の設定がなされた後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

(2) 維持管理・運営に係るサービス購入料

維持管理・運営に係るサービス購入料は、運営開始日以降の事業期間にわたり、年1回、全27回に分けて支払う。

支払い方法は、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。具体的には、第1回目の支払時期は、令和11年4月30日までとする。

なお、サービス対価は、「4. サービス対価の改定」に規定する改定及び「5. サービス対価の減額措置」に定める規定による減額が行われない限り、第1回目の支払いを除き、原則として、毎支払いに同額を支払うものとする。

(3) 消費税等

消費税等については、①内装整備費及び②維持管理・運営に係るサービス購入料の区分ごとに、その相当額を支払期ごとに算定する。

なお、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、契約にあたっての消費税等の差額として生じた端数は、すべて第1回支払額に合算する。

(4) 1円未満端数の取扱い

契約にあたっては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。

4. サービス対価の改定

(1) 基本的な考え方

内装整備費については、下記(2)による改定を除き、原則として改定を行わない。

維持管理・運営に係るサービス購入料については、年度ごとに見直すものとする。

この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、公共施設等運営事業に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、3.2.(4)による処理を行う。

(2) 内装整備費の物価変動に基づく改定

特定事業契約書第56条に基づき、内装整備費の物価変動に基づく対価の改定を行う。

(3) 維持管理・運営に係るサービス購入料の物価変動に基づく改定

a) 改定期期

① 改定指標の評価

毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

② サービス購入料の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の支払いに反映する。なお、第1回目の支払額については、基本協定締結日の属する年度の4月10日の指標により、改定を行う。

b) 改定方法

前回改定時（第1回の支払については基本協定締結日の属する年度の4月1日）の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合には、サービス購入料の改定を行うことができるものとする。特定事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、特定事業契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

① 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。

「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス

(物価指数月報・日本銀行調査統計局)

② 改定率及び計算方法

以下の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$AP^t = AP_t \times (CSPI_n / CSPI_m)$$

ただし、今回評価時の指標－前回改定時の指標 ≥ 3 ポイント

m：前回改定時年度（契約後未改定の場合は、特定事業契約締結年度）

n：今回評価時年度

t：今回費用改定をする対価の対象年度（t：n+1，…、事業終了年度）

AP_t：改定前の t 年度 A 業務の対価

AP^t：改定後の t 年度 A 業務の対価

CSPI：Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

CSPI_m：前回改定時の評価指標である、m 年度の価格指数

CSPI_n：今回改定時の評価指標である、n 年度の価格指数

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

（計算例）

前回物価改定時（又は初回支払い時）である令和 14 年度の支払いが 100 万円、前回改定時の指標である令和 13 年度の指数が 90、令和 15 年度の指数が 108 の場合：

令和 16 年度の改定率（令和 15 年度の物価反映）

$$= \text{令和 15 年度指数 [108]} \div \text{令和 13 年度の指数 [90]} = 1.2$$

令和 16 年度の対価（改定後）

$$= \text{令和 14 年度の対価（改定前） [100 万円]} \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

5. サービス対価の減額措置

国は、運営権存続期間にわたり、本事業（国）の実施に関する各業務及び財務状況の業績等の監視を行い、「要求水準書」に定められた要求水準が達成されていない場合は、サービス対価の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「別紙6 業績等の監視及び改善要求措置要領」によるものとする。

一般国道2号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
需要変動に基づく調整

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市
【事業者】

1. 基本的な考え方

本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業の運営・維持管理期間における需要変動リスクについて、国及び市と事業者が負担する観点から、需要変動に基づく調整を行う。

実際の収入額が当該年度の基準となる収入（以下「基準収入」という。）を上回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市に一部の金額を還元する（以下「プロフィットシェア」という。）。

実際の収入額が、基準収入を下回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市が一部の金額を補填する（以下「ロスシェア」という。）。

なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第 2 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

2. プロフィットシェア・ロスシェアの適用条件

2.1. 基準収入の設定

基準収入は、事業者から提案された当該年度の新バスターミナル運営等事業と三宮バスターミナル運営等事業における収入（以下「バスターミナル運営等事業収入」）（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）をもとに、国及び市及び事業者の協議によって、供用開始までに設定する。基準収入には、利便増進事業の収入は見込まない。

基準収入は、実績に基づき、運営開始後 5 年ごとに国及び市と事業者の協議によって見直すこととする。

2.2. プロフィットシェア

(1) 適用条件

各事業年度のバスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）実績が、当該年度の基準収入より 5.0%を超えて上回った場合に、プロフィットシェアを適用する。

なお、国及び市が、需要変動以外の要因に基づく変動であると判断した場合、事業者と協議を行い、特定事業契約及び実施契約の該当する条項に従って対応する。

【プロフィットシェアの適用条件】

$$P_n - P_{0n} > P_{0n} \times 0.05$$

P_n : n 期のバスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）実績※
 P_{0n} : n 期の基準収入

※新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業による収入の合計であり、利便増進事業の収入を見込まない。

(2) プロフィットシェア金額の算定方法

適用条件を満たした場合に、プロフィットシェア金額を算定する。

5.0%以内の上回った収入相当額については、事業者の帰属とする。

5.0%を超えて上回った収入相当額については、当該超過部分の50%が事業者に帰属し、50%がプロフィットシェア金額として、国及び市に還元されるものとする。プロフィットシェア金額のうち、国及び市への配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。

【プロフィットシェア金額の算定方法】

$$n \text{ 期のプロフィットシェア金額} = \{R_n - (R_{0n} \times 1.05)\} \times 0.5$$

R_n : n 期の、算定対象の収入の実績値

R_{0n} : n 期の、算定対象の収入の計画値

(算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営開始後に協議する。)

(3) プロフィットシェアの還元方法

国への還元相当額は、当該相当額を国から支払う維持管理・運営に係るサービス購入料等から控除する。還元相当額が当該年度の維持管理・運営に係るサービス購入料等を超える場合は、国と事業者の協議による。

市への還元相当額は、事業者が直接市に対して支払うものとする。

2.3. ロスシェア

(1) 適用条件

各事業年度のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績が、当該年度の基準収入より5.0%を超えて下回った場合に、ロスシェアを適用する。

なお、国及び市が、需要変動以外の要因に基づく変動であると判断した場合、事業者と協議を行い、特定事業契約及び実施契約の該当する条項に従って対応する。

【ロスシェアの適用条件】

$$P_{0n} - P_n > P_{0n} \times 0.05$$

P_n : n 期のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績※

P_{0n} : n 期の基準収入

※新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業による収入の合計であり、利便増進事業の収入を見込まない。

(2) ロスシェア金額の算定方法

適用条件を満たした場合に、ロスシェア金額を算定する。

5.0%以内の下回った収入相当額については、事業者の帰属とする。

5.0%を超えて下回った収入相当額については、当該不足部分の50%は事業者が負担し、50%がロスシェア金額として、国及び市により補填されるものとする。ロスシェア金額のうち、国及び市の配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。

【ロスシェア金額の算定方法】

$$n \text{ 期のロスシェア金額} = \{(C_{0n} \times 0.95) - C_n\} \times 0.5$$

C_n : n 期の、算定対象の収入の実績値

C_{0n} : n 期の、算定対象の収入の計画値

(算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営開始後に協議する。)

(3) ロスシェアの補填方法

国からの補填相当額は、予算が成立した場合に、国が事業者に対して支払うものとする。なお、支払い時期や支払い方法に関しては、事前に国と事業者で協議を行うものとする。

市からの補填相当額は、予算が成立した場合に、市が事業者に対して支払うものとする。なお、支払い時期や支払い方法に関しては、事前に市と事業者で協議を行うものとする。

2.4. 算定対象の見直しについて

プロフィットシェア金額の算定対象 (R_n , R_{0n}) 及びロスシェア金額の算定対象 (C_n , C_{0n}) について、運營業務開始時点ではバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)とし、利便増進事業の収入を含まない。ただし、運營業務開始から5年以内に事業者から国及び市に申し出があった場合は、国及び市と事業者で協議を行い、該当する利便増進事業の収入を対象とすることを検討する。申し出に際して事業者は、利便施設の運営状況を踏まえて、バスターミナル運営等事業収入との関連性が認められることが確認できる資料を提出すること。

一般国道2号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
業績等の監視及び改善要求措置要領

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局

1. 基本的な考え方

1.1. 業績等の監視の基本的な考え方

本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、本事業の実施に関する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）について、事業者自らが確認及び管理する。各業務の業績等が要求水準書及び提案資料に定める要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合には、事業者自らが本事業の各業務を実施する企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

国土交通省近畿地方整備局（以下「国」という。）は、事業者による確認結果等を監視することにより、要求水準の達成状況を確認する。

なお、維持管理、運営に係る減額については、神戸市（以下「市」という。）が実施する業績等の監視と一体で行う。

1.2. 改善要求措置等の基本的な考え方

国は、事業者による業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しないおそれがあると判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善勧告、支払の減額等の改善要求措置や契約解除等の措置（以下、改善勧告以降を総称して「改善要求措置等」という。）を行う。改善要求措置等は、その業務不履行によって生じる各機能の麻痺又は各機能に与える支障の大きさ、並びに同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。

事業者は、業務不履行の発生が確認され、直ちに改善・復旧するよう国から改善の通告を受けた場合には、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画を国に提出し、その承認を得て、業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたる。ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

改善・復旧計画には、業務不履行の内容、業務不履行の場所、業務不履行の原因、改善・復旧の方法、改善・復旧の期限、改善・復旧の責任者を記載する。

業務不履行に対する支払の減額は、「7. 業務不履行に伴う減額措置」に示す。

1.3. 業績等の監視及び改善要求措置等の構成

業績等の監視及び改善要求措置等は、以下のように構成される。

- ・ 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・ 内装整備に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・ 準備に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・ 維持管理、運営、利便増進事業に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・ 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

2. 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等

2.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

国は、事業者の事業体制及び事業収支等の財務状況に関して、事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

(2) 確認方法

確認方法は書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者等に聞き取り調査を行う場合がある。

a) 書類による確認

事業者は、以下の提出書類を、それぞれの提出時期までに、国に提出する。提出書類は市と同一のものとするを認めるが、国に関する部分を確認できるよう記載すること。

また、国は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

- ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し）：各支払に対応する業務履行期間終了後 20 日以内
- ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等：同上
- ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む）：各事業年度の最終日より 3 か月以内
- ・SPC が締結する契約書類の写し：契約締結日の 14 日前まで、及び契約締結後
- ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨：各会実施日から 14 日以内

b) 聞き取りによる確認

国は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は専門家等による聞き取り調査を実施することができる。

2.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

国は業績等を監視した結果、事業者の実施体制又は事業収支等の財務状況に関して事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況でないと判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び事業収支等の財務状況を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、事業体制又は事業収支等の財

務状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。国は改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 2.2. (1) a) の改善勧告の手続きに移行する。

(2) 契約解除

国は、前記 2.2. (1) の手続きを繰り返しても事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、基本協定、特定事業契約の解除を行うことができる。

3. 内装整備に関する業績等の監視及び改善要求措置等

3.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

内装整備業務に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、国はその報告に基づき確認を行う。

事業者は、各業務の履行について要求水準確認計画書による確認を行うとともに、事業者が作成した要求水準確認報告書、内装整備業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、国に報告を行う。

国は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する要求水準確認計画書、要求水準確認報告書、各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、国が必要と認めた場合は、施工状況の重点的な確認を行う場合がある。

(2) 確認方法

a) 書類による確認

事業者は、要求水準書「5.国編 5.1.内装整備 5.1.5.業務の実施」に規定する各種提出書類をそれぞれの提出時期までに国に提出し、要求水準の達成状況について確認を受ける。

提出書類は、国の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。

国は、事業者が作成する要求水準確認報告書により達成状況の確認を行い、確認結果を事業者に通知する。

なお、要求水準確認計画書・同報告書の作成は、要求水準書に定める者が実施するものとするが、事業者はこれを提出し包括的な責任を負う。

b) 実地における確認

① 重点的な確認

要求水準を満たさないことが完成確認時点で発見することが困難である場合、又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、施工品質の確保のために特に重要な場合等で、施工の各段階で国が必要と認めた場合には、国は、品質等について設計図書若しくは要求水準確認計画書に従っているかどうか及び要求水準を満たしているかの確認を行う。

なお、国は、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認及び復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

② その他の確認

その他、工事において国が必要と認める時は、国は、実地における確認を行う。

3.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

国は内装整備の状況を監視した結果、事業者の要求水準を満たさないと判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準を満たさない状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

ただし、要求水準未達の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、3.2.(2)a) の再改善勧告の手続きに移行する。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、3.2.(2)a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

a) 再改善勧告

国は、前記 3.2.(1) の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに要求水準未達の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。当該改善・復旧計画書においては、要求水準未改善の原因を明記しなければならない。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、構成企業若しくは協力企業の変更を求めることが

できる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 3.2. (2) a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 減額措置

国は、内装整備業務について事業者の業務不履行があった場合、事業者の債務不履行と判断して、上記の改善勧告等の手続きと併行して、内装整備費の減額の措置をとる。詳細は「7. 業務不履行に伴う減額措置」を参照のこと。

(4) 契約解除

国は、前記 3.2. (1) から 3.2. (2) の手続きを繰り返しても要求水準未達の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合、事業者の債務不履行と判断して、基本協定及び特定事業契約の解除を行うことができる。

4. 準備に関する業績等の監視及び改善要求措置等

4.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

準備業務に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、国はその報告に基づき確認を行う。監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

a) 書類による確認

事業者は、要求水準書「4.本事業に係る計画・報告」に規定する各種提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出する。

b) 随時の業績等の監視

国は、必要に応じて、事業者からの報告を求めることができる。

c) 実地における確認

国は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、国が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

4.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

国は、準備業務の状況を監視した結果、事業者の要求水準を満たさないと判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準を満たさない状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

ただし、要求水準未達の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、4.2.(2)a) の再改善勧告の手続きに移行する。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、4.2. (2) a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

a) 再改善勧告

国は、前記 4.2. (1) の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに要求水準未達の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。当該改善・復旧計画書においては、要求水準未改善の原因を明記しなければならない。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、構成企業若しくは協力企業の変更を求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 4.2. (2) a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 契約解除

国は、前記 4.2. (1) から 4.2. (2) の手続きを繰り返しても要求水準未達の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合、事業者の債務不履行と判断して、基本協定、特定事業契約の解除を行うことができる。

5. 維持管理、運営、利便増進事業に関する業績等の監視及び改善要求措置等

5.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

維持管理業務、運営業務、利便増進事業に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、国はその報告に基づき確認を行う。監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

a) 書類による確認

事業者は、要求水準書「4.本事業に係る計画・報告」に規定する各種提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出する。

b) 随時の業績等の監視

国は、バス事業者・ターミナル利用者等から維持管理・運営の状況について疑義の申出を受けた場合は事業者を確認し、必要に応じて事業者からの報告を求めることができる。その他国が必要と認める場合も同様とする。

c) 実地における確認

国は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、国が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

5.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

国は、業績等を監視した結果、事業者の業務不履行と判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でない判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、5.2.(2)a) の再改善勧告

の手続きに移行する。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、5.2. (2) a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

a) 再改善勧告

国は、前記 5.2. (1) の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。当該改善・復旧計画書においては、業務不履行未改善の原因を明記しなければならない。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、業務不履行となった業務を受託又は請け負っている構成企業若しくは協力企業を、他の構成企業若しくは協力企業に変更することを求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 5.2. (2) a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 減額措置

国は、維持管理業務、運営業務について事業者の業務不履行があった場合、事業者の債務不履行と判断して、上記の改善勧告等の手続きと併行して、サービス購入料の減額の措置をとる。詳細は「7. 業務不履行に伴う減額措置」を参照のこと。

(4) 契約解除

国は、前記 5.2. (1) から 5.2. (2) の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合、事業者の債務不履行と判断して、基本協定、特定事業契約の解除を行うことができる。

6. 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

6.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

国は、事業期間の終了時において、運営権設定対象施設の性能の要求水準に対する達成状況を確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

国は事前に通知を行い、事業終了時の4年前から、運営権設定対象施設のうち、維持管理業務及び運営業務の対象である施設について、書類による確認と実地における確認を行う。事業者は、必要事項や申し送り事項その他の関係資料を国に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

a) 書類による確認

事業者は、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出する。

表 1 提出する書類及び時期（事業終了時）

	提出書類	提出時期
①	年度業務報告書	事業終了時の4年前、事業終了時
②	月次業務報告書	事業終了時の4年前、事業終了時
③	施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料	事業終了時の1年前、事業終了時
④	その他国が必要と認める書類	随時

※提出済みの書類について、提出後に変更した場合は変更後の書類のみを提出すること。

b) 実地における確認

国は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、国が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

6.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

国は業績等を監視した結果、要求水準を達成していないと判断した場合は、事業者に対して直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準を達成していない状態が改善・復旧できる内容と認められ

ない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 6.2. (1) a) の改善勧告の手続きに移行する。

(2) 契約の解除

国は、事業終了時まで改善が確認されない場合には、事業者の債務不履行と判断して、本件特定事業契約に定めるところに従い、事業期間終了前に基本協定、特定事業契約の解除を行うことができる。

7. 業務不履行に伴う減額措置

7.1. 内装整備に係る減額等

内装整備に係る提案・計画書等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合、国は、当該時点の事業費内訳表等に基づき、当該部分に係る内装整備費の減額を行い、さらに、当該部分に係る内装整備費の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。なお、国は、当該内容に関連する維持管理・運営に係るサービス購入料もあわせて減額等を行うことができる。

7.2. 維持管理、運営に係る減額方法

(1) 基本的な考え方

特定事業契約期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、①②に該当する場合かつ事業者の責に帰す事由による場合は、維持管理・運営に係るサービス購入料の減額を行う。

なお、市の実施する業績等の監視によって発生する減額措置についても、国の支払う維持管理・運営に係るサービス購入料に反映し、減額する。

(2) 重大な事象に対する減額

ア 次のいずれかに該当するかどうかにより判断する。これらに該当する主な具体例としては、「別紙 重大な事象の具体例」に掲げるような事象が想定される。

- ① 交通機能・公益機能の麻痺
- ② 重大な事故の発生
- ③ 明らかな不作為に起因する事故の発生
- ④ 法令違反
- ⑤ 提出書類、報告等における虚偽

重大な事象の判断基準は、特定事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、国と事業者で協議のうえ、国が定める。

イ 重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、維持管理・運営に係るサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、改善勧告を行った日から、改善及び復旧を確認した日までの間の日数の日割りとする。

ウ 発生した重大な事象に係る業務不履行が、以前に発生した重大な事象に係る業務不履行と同一の内容であると国がみなした場合には、上記イに加え、以前発生した重大な事象の発生回数を乗じた金額を減額する。

エ 再改善勧告を行った場合、維持管理・運営に係るサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、再改善勧告を行った日から、改善及び復旧を確認した日までの間の日数の日割りとする。

(3) 重大な事象以外の事象に対する減額

ア 重大な事象に該当しない場合については、要求水準を達成しているかどうかにより判断する。

国は、重大な事象以外の事象の判断基準を、特定事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、国と事業者で協議のうえ、定める。なお、判断基準には、各業務について次の事項を具体化した事項を含める。

- ① 重大な事象発生時の報告遅延
- ② 要求水準記載事項の未達成
- ③ 事業者による速やかな一次対応ができていない場合
- ④ 利用者・バス事業者等からのクレーム（要求水準の未達成による場合に限る）
- ⑤ 業務実施方法の誤りによる被害が派生した場合、誤りが繰り返される場合
- ⑥ 提出書類、報告等の提出遅延

イ 業務不履行を確認し、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、維持管理・運営に係るサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、改善勧告を行った日から、改善・復旧計画を受領した日までの間の日数の日割りとする。

ウ 発生した業務不履行が、以前に発生した事象に係る業務不履行と同一の内容であると国がみなした場合には、上記イに加え、以前発生した事象の発生回数を乗じた金額を減額する。

エ 再改善勧告を行った場合、維持管理・運営に係るサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、再改善勧告を行った日から、再改善・復旧計画を受領した日までの間の日数の日割りとする。

7.3. 減額以外の損害賠償

国は、上記 7.1. 又は 7.2. による減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。

別紙 重大な事象の具体例

項目	具体的な事象（例）	重大な事象となる判断基準（例）	
		規模・内容等による判断基準	結果による判断基準
バスターミナル機能の停止	バスの入出庫、発着等ができない など	—	バス運行の不全 など
	利用者・バス事業者が必要な情報を入手できない など	運行情報提供設備の全停止 など	情報配信不能 など
ユニバーサルデザイン、バリアフリーの欠如	移動の支援を受けられない など	—	歩行者の移動不能 など
関係者との連携・協調の欠如	会議への不参加 バス事業者間の協議・調整の未実施 など	意図的な連携・協調の欠如 など	—
施設的美観・機能性・衛生性の喪失	施設が適切に維持管理されていない など	—	景観阻害回遊・滞留空間の機能不全 など
防災機能の喪失	誘導や安全確保、災害情報の提供を行わない など	—	対応を講じなかったことによる死傷者の発生など
物理的アクセス機能の停止	エレベーター停止など	エレベーター・エスカレーターの停止など	アクセス不能など
安全性の喪失	事故原因となる可能性のある状況の放置など	—	人身事故の発生、明らかな不作為に起因する事故の発生など
防犯性の喪失	防犯機能停止、警備の不備による事件の発生など	—	不審者の侵入による盗難等の発生など
防災機能の異常	消火器等の誤作動など	—	バスターミナル運営不能、機材・書類等への損害
電力供給、照明設備機能の停止	停電、断線	フロア単位、一定時間以上	バスターミナル運営不能
気密性・水密性の損失	窓の破損、漏水など	—	バスターミナル運営不能、機材・書類等への損害など
空調設備・換気設備機能の停止	熱源の停止など	一定時間以上など	バスターミナル運営不能、機材等への損害など
通信機能の停止	電話の断線・不通、業務用通信回線の断線・不通など	フロア単位、一定時間以上など	バスターミナル運営不能など

項目	具体的な事象（例）	重大な事象となる判断基準（例）	
		規模・内容等による判断基準	結果による判断基準
給湯給排水設備機能の停止	水漏れなど	－	水漏れによる執務不能、機材・書類等への損害など
緊急時等の対応の迅速性の欠陥	救急患者、負傷者等の放置、利用者の避難誘導不備など	－	迅速な応急措置を講じなかったことによる死傷者の発生など
衛生管理の不徹底	食中毒の発生など	－	入院者、通院者の発生など
不適切な商品の販売	法令に抵触する商品の販売	－	模造品の販売など
利用者ニーズへの不対応	利用者満足度の低水準	－	長期に亘る低い利用者満足度など
法的基準を順守していないこと	資格者以外の法定業務実施など	意図的と判断され得る違反など	法令違反による業務停止など
情報漏洩	個人情報、機密情報の漏洩	－	漏洩による損害の発生など
その他コンプライアンスの欠如	提出書類、報告等における虚偽など	主要な事項に係る虚偽、意図的な虚偽、事実の隠蔽など	－
その他	行政への著しい負担の発生など	－	不適切な業務実施に伴う著しい行政負担の発生など
	その他		

三宮バスターミナル特定運営事業等
実施契約書
(案)

令和6年4月
神戸市

【事業者】

三宮バスターミナル特定運営事業等
実施契約書

第 1 事業名 三宮バスターミナル特定運営事業等

第 2 本施設（市）の概要

1 本施設（市）

道路法に基づく道路の附属物（特定車両停留施設（市））のうち、利便施設（市）を除いた部分

2 本施設（市）の場所 兵庫県神戸市中央区雲井通7丁目

第 3 事業の概要

1 事業期間等

(1) 本施設（市）

準備業務期間	実施契約締結日から、供用開始時までの期間
運営・維持管理期間	供用開始時から、運営権設定日の27年後の応当日の前日までの期間
運営権存続期間	運営権設定日から、運営権設定日の27年後の応当日の前日までの期間

(2) 三宮バスターミナル及び事業敷地引渡し

三宮バスターミナル及び事業敷地 引渡し時期	【○】
--------------------------	-----

2 運営権対価

第 8 章（運営権対価）に定めるとおり。

第 4 事業の内容

第 4 条（本事業（市）の実施）に定めるとおり。

上記の事業について、発注者 神戸市（以下「市」という。）と受注者【○】（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約兼公共施設等運営権実施契約である実施契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年【○】月【○】日

発注者（市）

住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

氏名 神戸市長 久元 喜造

受注者（事業者）

住所 【事業者の住所】

商号 【事業者の商号】

氏名 【役職】 【氏名】

目 次

前文 本契約の前提	9
第1章 総 則	10
第1条 (用語の解釈)	10
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	10
第3条 (実施契約等)	10
第4条 (本事業(市)の実施)	10
第5条 (運營業務の収入)	11
第6条 (市の実施業務)	12
第7条 (資金調達)	12
第8条 (公租公課の負担)	13
第9条 (保険の付保等)	13
第2章 本事業(市)実施の準備	13
第1節 実施体制及び本事業(市)の準備	13
第10条 (本事業(市)の実施体制等)	13
第11条 (総括代理人)	14
第12条 (意図的に削除)	14
第13条 (準備業務の実施に係る準備)	14
第14条 (運營業務の実施に係る準備)	14
第15条 (維持管理業務の実施に係る準備)	15
第16条 (要求水準確認書)	15
第2節 必要な契約等の締結	15
第17条 (業務の委託等)	15
第18条 (事業者による許認可の取得等)	16
第19条 (市及び関係者による許認可の取得等)	16
第20条 (実施契約に基づき実施可能な行為)	16
第21条 (市の承認等の特例)	17
第3章 適正業務の確保	17
第22条 (要求水準を満たす業務の実施)	17
第23条 (要求水準の変更)	17
第24条 (要求水準の変更による措置)	18
第25条 (総括代理人の変更要請)	18
第26条 (統括管理責任者の設置及び変更)	18
第27条 (財務情報の報告)	19

第28条	(市による指示等)	19
第29条	(監督員)	19
第30条	(臨機の措置及び運営権の停止)	20
第31条	(一般的損害)	21
第32条	(第三者に及ぼした損害)	21
第33条	(セルフモニタリング)	21
第34条	(市によるモニタリング)	21
第35条	(業務等の監視及び改善要求措置要領等の変更)	22
第36条	(事業終了時のモニタリング)	23
第4章	事業敷地等の引渡	23
第1節	(意図的に削除)	23
第37条	(意図的に削除)	23
第38条	(意図的に削除)	23
第39条	(意図的に削除)	23
第40条	(意図的に削除)	23
第2節	(意図的に削除)	23
第41条	(意図的に削除)	24
第42条	(意図的に削除)	24
第3節	(意図的に削除)	24
第43条	(意図的に削除)	24
第44条	(意図的に削除)	24
第45条	(意図的に削除)	24
第46条	(意図的に削除)	24
第47条	(意図的に削除)	24
第48条	(意図的に削除)	24
第49条	(三宮バスターミナル及び事業敷地の与件等)	24
第50条	(意図的に削除)	25
第51条	(意図的に削除)	25
第52条	(意図的に削除)	25
第53条	(意図的に削除)	25
第54条	(意図的に削除)	25
第55条	(意図的に削除)	25
第56条	(意図的に削除)	25
第57条	(意図的に削除)	25
第58条	(意図的に削除)	25

第4節（意図的に削除）	25
第59条（意図的に削除）	25
第60条（意図的に削除）	25
第5節（意図的に削除）	25
第61条（意図的に削除）	25
第62条（意図的に削除）	25
第63条（意図的に削除）	25
第5章 準備業務	25
第64条（準備業務の実施）	26
第65条（準備業務の業務計画書）	26
第66条（準備業務の業務報告書）	26
第6章 運営業務及び維持管理業務	26
第1節 公共施設等運営権	26
第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）	26
第2節 本施設（市）	28
第68条（引渡し）	28
第3節 運営業務及び維持管理業務の実施	28
第69条（運営業務の実施）	28
第70条（維持管理業務の実施）	28
第71条（本施設（市）の追加投資）	29
第72条（市による本施設（市）の追加投資）	30
第73条（利便施設（市）等の追加投資）	30
第74条（長期修繕計画案作成業務）	31
第75条（大規模修繕等）	31
第76条（運営業務の業務計画書）	31
第77条（維持管理業務の業務計画書）	31
第78条（運営業務の業務報告書）	32
第79条（維持管理業務の業務報告書）	32
第80条（車両の停留許可申請）	32
第7章 三宮バスターミナル利便増進事業	32
第81条（三宮バスターミナル利便増進事業の実施）	32
第8章 運営権対価	33
第82条（意図的に削除）	33
第83条（運営権対価）	33

第 9 章 表明保証及び誓約	33
第84条 (事業者による表明及び保証)	33
第85条 (事業者による誓約事項)	34
第86条 (事業者の株式)	35
第87条 (契約上の地位譲渡)	37
第88条 (運営権 (市) の譲渡等)	37
第89条 (事業者の兼業禁止)	38
第 10 章 責任及び損害等の分担	38
第90条 (責任及び損害等の分担原則)	38
第91条 (法令等変更)	38
第92条 (税制変更)	39
第93条 (不可抗力)	39
第94条 (第三者帰責事由)	40
第95条 (技術進歩・競合施設設置)	41
第96条 (意図的に削除)	42
第 11 章 契約の終了及び終了に伴う措置	42
第97条 (事業期間)	42
第98条 (事業者事由による解除)	42
第99条 (市の任意による解除、市事由等による解除)	43
第100条 (不可抗力等による解除)	44
第101条 (特定事業契約における解除による実施契約の解除)	44
第102条 (意図的に削除)	45
第103条 (意図的に削除)	45
第104条 (運営権 (市) の取消し)	45
第105条 (事業終了時の引継ぎ等)	45
第106条 (利用料金の引継ぎ等)	45
第107条 (本施設 (市) の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償)	45
第108条 (契約終了による利便施設 (市) 等の取扱い)	46
第109条 (損害賠償)	47
第110条 (損失補償)	47
第111条 (事業終了後の解散及び債務引受)	48
第 12 章 知的財産権	48
第112条 (著作権の帰属)	48
第113条 (成果物の利用)	48
第114条 (著作権等の譲渡禁止)	49

第115条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	49
第116条	(第三者の知的財産権等の侵害)	49
第117条	(知的財産権の対象技術の使用)	50
第13章 雑 則		50
第118条	(個人情報保護)	50
第119条	(秘密保持義務)	50
第120条	(金融機関等との協議)	51
第121条	(遅延利息)	51
第122条	(契約の変更)	52
第123条	(準拠法・管轄裁判所)	52
第124条	(通知方法・計量単位・期間計算等)	52
第125条	(疑義に関する協議)	52

別紙1 定義集

<下記は別ファイルにて添付>

別紙2 事業者が付す保険等

別紙3 需要変動に基づく調整

別紙4 業績等の監視及び改善要求措置要領

前文 本契約の前提

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等（以下「本事業（国）」という。）及び三宮バスターミナル特定運営事業等（以下「本事業（市）」といい、本事業（国）と総称して以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の定めるところにより選定事業として実施するものである。

本事業における公共施設等の管理者は、国土交通大臣及び神戸市長である。

国及び市は、本事業について、令和6年1月16日にPFI法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和【○】年【○】月【○】日にPFI法第7条の定めるところにより、本事業のうち、新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業並びに三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業を特定事業として選定した。

国及び市は、令和【○】年【○】月【○】日に本事業の実施を担う民間事業者を特定し、令和【○】年【○】月【○】日に当該民間事業者との間で基本協定書（国）及び基本協定書（市）を締結した。

市及び事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）の趣旨を踏まえ、本事業（市）の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総 則

第1条 (用語の解釈)

- 1 実施契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 実施契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、実施契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 実施契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が実施契約に適用される。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 実施契約の締結及びその履行に際し、本事業（市）の目的の実現に向けて、市は、本事業（市）が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は、本事業（市）が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。
- 2 事業者は、本事業（市）内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業（市）に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえ、市の請求に応じて市と緊密に協議し、必要に応じて随時見直すことに合意する。なお、事業者は、かかる協議が必要と自ら認める場合は、市に対して協議を求めることができ、市は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しないものとする。

第3条 (実施契約等)

- 1 実施契約は、要求水準書、募集要項等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも実施契約の一部を構成する。実施契約の規定に基づき、市と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも実施契約の一部を構成する。
- 2 実施契約、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。

第4条 (本事業（市）の実施)

- 1 本事業（市）は、次の各号に掲げる業務により構成される三宮バスターミナル運営等事業及び次項に定める三宮バスターミナル利便増進事業をいう。各業務の詳細は要求水準書等に定める。
 - (1) 準備業務
 - イ 開業前研修
 - ロ バス事業者部会からの引継ぎ
 - ハ バス便の移行調整業務

- ニ 広報活動
- ホ 事業パンフレットの作成
- へ 供用約款の策定

(2) 維持管理業務

- イ 建築物点検保守管理業務
- ロ 建築設備点検保守管理業務
- ハ 車路点検保守管理業務
- ニ 什器・備品維持管理業務
- ホ 警備業務
- へ 清掃業務
- ト 経常修繕業務
- チ 交通事故応急対応業務
- リ 長期修繕計画案作成業務

(3) 運營業務

- イ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ロ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ハ 安全対策業務
- ニ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ホ 危機管理対応業務
- へ バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ト その他関連業務（広報活動、管理規約（市）の遵守、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

2 事業者は、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、実施契約及び要求水準書において定められる条件を充足する範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務（利便施設（市）の設置・運営を含み、以下「三宮バスターミナル利便増進事業」という。）を任意に行うことができるものとする。ただし、本事業（国）については、事業者は、当該事業にかかる特定事業契約に定める条件に従う限りにおいて、市との事前の協議なく、当該事業を実施することができる。

3 事業者は、要求水準書等に従い、事業期間において、本事業（市）を実施する。

4 事業者は、本事業（市）を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守しなければならない。

第5条 （運營業務の収入）

1 事業者は、三宮バスターミナルに係る運營業務を実施するにあたり、本条の規定

に従い、利用料金を設定又は変更の上、本施設（市）に車両を停留させる者（バス事業者（市）を含むが、これに限られない。）から停留料金を徴収すること及び利便施設（市）の利用者から収入を得ることができる。

2 事業者は、道路法第48条の35第2項に基づき、自らの経営判断により、以下の各号に定める条件を充足する範囲内で、停留料金を設定する。

イ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。

ロ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

ハ 特定車両停留施設（市）を利用することができる特定車両と同一の種類の車両を同時に2両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 事業者は、実施契約締結後、供用開始時まで、前項に従って設定した停留料金について、市に届出を行う。市は、道路法第48条の42第1項に基づき、事業者が届け出た停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、市が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じることができるものとする。

4 前二項の規定は、当初設定した停留料金を変更する際も同様に適用するものとする。

5 事業者は、利便施設（市）に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら自由に料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

6 本条に基づき利用者から徴収した停留料金及び利便施設（市）に係る料金は、別紙3（需要変動に基づく調整）に従い、市と事業者それぞれにそれぞれ帰属するものとする。

第6条（市の実施業務）

1 事業者は、準備業務期間及び運営・維持管理期間中において、市又はその他の関係者の実施する業務等が、実施契約に定める準備業務、運営業務及び維持管理業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。

2 事業者は、前項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

第7条（資金調達）

1 本事業（市）の実施に関する一切の費用（前条（市の実施業務）に従い市が負担

する費用を除く。)は、実施契約に別段の定めがある場合を除き全て事業者が負担し、本事業(市)の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。

- 2 事業者は、前項に定める資金調達に係る金利変動による増加費用が生じた場合は、当該増加費用を負担する。

第8条 (公租公課の負担)

事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、本事業(市)に関連して生じる一切の租税を負担する。

第9条 (保険の付保等)

- 1 事業者は、自ら又は業務委託先をして、別紙2(事業者が付す保険等)の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業(市)の実施に必要な保険に加入させなければならない。
- 2 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款(特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。)又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに市に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第2章 本事業(市)実施の準備

第1節 実施体制及び本事業(市)の準備

第10条 (本事業(市)の実施体制等)

- 1 事業者は、本事業(市)に係る業務を着手する日までに、本事業(市)を実施するために必要な体制を確保する。
- 2 事業者は、要求水準書等に基づき、本事業(市)の実施に関連して、本事業(市)の実施に係る実施体制図その他要求水準書で定める書面(以下「実施体制図等」という。)を所定の期限までに策定して市に提出し、市の確認を受けなければならない。市は、実施体制図等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 事業者は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間に、実施体制図等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市に通知し、必要に応じて協議する。市は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、実施体制図等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第11条 (総括代理人)

- 1 事業者は、実施契約締結後速やかに、本事業（市）の業務全体を総合的に把握し調整を行う総括代理人（以下「総括代理人」という。）を確保し、市に対して、その旨を報告するものとする。総括代理人は、実施契約の履行に関し、本事業（市）の業務全体の管理及び総括を行うほか、総括代理人の変更、契約金額の変更、請求及び受領並びに実施契約の解除に係る権限を除き、実施契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 2 事業者は、総括代理人を変更する必要があるとき、市の承諾を得た上で、総括代理人を変更することができる。なお、事業者は、総括代理人の頻繁な変更を避けるとともに、変更にあたっては、業務の質の維持及び向上を確保するべく、十分な引継ぎ等を行わなければならない。

第12条 (意図的に削除)

第13条 (準備業務の実施に係る準備)

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、準備業務の実施に関連して、要求水準書で定める書面（以下「準備業務に係る計画書等」という。）を所定の期限までに策定して市に提出し、市の確認を受けなければならない。市は、準備業務に係る計画書等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、実施契約締結後準備業務が完了するまでの間に、準備業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市に通知し、必要に応じて協議する。市は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、準備業務に係る計画書等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第14条 (運營業務の実施に係る準備)

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、運營業務の実施に関連して、要求水準書で定める書面（以下「運營業務に係る計画書等」という。）を所定の期限までに策定して市に提出し、市の確認を受けなければならない。市は、運營業務に係る計画書等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、実施契約締結後運營業務が完了するまでの間に、運營業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市に通知し、必要に応じて協議する。市は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、運營業務に係る計画書等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第15条 (維持管理業務の実施に係る準備)

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、維持管理業務の実施に関連して、要求水準書で定める書面（以下「維持管理業務に係る計画書等」という。）を所定の期限までに策定して市に提出し、市の確認を受けなければならない。市は、維持管理業務に係る計画書等が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、実施契約締結後維持管理業務が完了するまでの間に、維持管理業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市に通知し、必要に応じて協議する。市は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、維持管理業務に係る計画書等の変更内容が要求水準を満たしていない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第16条 (要求水準確認書)

事業者は、要求水準書等に従い、本事業（市）の実施に関する要求水準確認書案を所定の期限までに作成して市に提出しなければならない。事業者は、本事業（市）に係る業務を着手する日までに、当該要求水準確認書案につき市と協議の上、市の承諾を得ることにより要求水準確認書を確定する。

第2節 必要な契約等の締結

第17条 (業務の委託等)

- 1 事業者は、各業務の全てを業務委託先に一括して委託又は請け負わせてはならない。また、各業務中、①準備業務のうち「供用約款の策定」並びに②運營業務のうち「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」及び「バス便の移行調整業務」については、業務委託先から第三者への再委託又は下請負を行ってはならない。
- 2 事業者は、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託先との間で業務委託契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを市に提出する。
- 3 事業者は、前項に基づき各業務を業務委託先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、業務委託先をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。
- 4 事業者は、業務委託先への各業務の委託又は請負（業務委託先から第三者への再委託又は下請負が行われる場合を含む。）に関する一切の責任を負い、業務委託先の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。

第18条 (事業者による許認可の取得等)

- 1 次条（市及び関係者による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業（市）を実施するために必要となる一切の許認可又は届出若しくは報告は、事業者が取得若しくは承継して維持し、又は作成して提出する。
- 2 事業者は、次条（市及び関係者による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業（市）を実施するために必要となる許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が市の責めに帰すべき事由による場合には、市がその責任及び費用を負担する。
- 3 市は、事業者が市に対して書面により要請した場合、第1項に定める事業者による許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、第1項に定める許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、市の要請があった場合には許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを提示し、又は許認可の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを市に提出する。

第19条 (市及び関係者による許認可の取得等)

- 1 市は、第6条（市の実施業務）第1項に基づき自ら実施する業務に関して必要となる許認可又は届出若しくは報告、その他市が本事業（市）の実施に関して必要と認める許認可又は届出若しくは報告につき、本事業（市）の事業期間中、自らの責任及び費用負担により取得して維持し、又は作成して提出する。ただし、市が要求水準書等に従い許認可の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について事業者の協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任においてこれに応じる。
- 2 前項に定める許認可の取得又は維持に関して許認可権者から条件が付された場合、市は、当該条件のうち、本事業（市）の実施に関して必要と認めるものについて事業者へ通知するものとし、事業者は、これを遵守しなければならない。
- 3 前二項のほか、他の区分所有者（市）（入居テナントを含む。）の責めによる許認可の取得・維持に関する責任及び損害については、市と事業者で協議の上で対応する。

第20条 (実施契約に基づき実施可能な行為)

道路法第48条の40第1項に規定する自動車駐車場等の運営等として、自動車駐車場等の供用や料金徴収のために通常必要となる行為（当該自動車駐車場等内における標識等の設置、その運営事業において当然に必要な事務室、待合所等を設ける行為、当該自動車駐車場等の清掃又は美化（除草又は除雪を含む。））、駐車のために供する部分の拡幅、停留所等の増設等を含む。）のうち、要求水準書等に定められたものについては、事業者は、本契約に基づき、道路法に規定する道路の占用許

可又は道路に関する工事等に係る承認及び次条（市の承認等の特例）に規定する協議の成立を要せずして、各行為を実施することができるものとする。

第21条 （市の承認等の特例）

- 1 事業者が本事業（市）の実施に関して本施設（市）について行う要求水準書等に定める行為（前条（実施契約に基づき実施可能な行為）に規定する行為を除く。）のうち、道路法施行規則第4条の24第2項に規定する行為についての道路法第24条本文並びに第32条第1項及び第3項の規定の適用については、市と事業者との協議が成立することをもって、これらの規定による承認又は許可があったものとみなす。
 - (1) 道路法第24条本文の規定による承認
停留場所、乗降場、待合所若しくは荷扱場の増設その他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持（いずれも特定車両停留施設（市）の機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。）
 - (2) 道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可
特定車両停留施設（市）の利用者の一般交通に関し案内を表示する標識又は食事施設若しくは購買施設その他の特定車両停留施設（市）の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設に係る道路の占用
- 2 前項の市と事業者との協議の方法等については、別途市が決定するものとする。

第3章 適正業務の確保

第22条 （要求水準を満たす業務の実施）

事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たし、本事業（市）を実施する。

第23条 （要求水準の変更）

- 1 市は、事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、市は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
 - (1) 法令等変更により業務内容を著しく変更せざるを得ないとき
 - (2) 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき又は業務内容を著しく変更したとき
 - (3) その他変更が特に必要と認められるとき
- 2 前項の要求水準書の変更に伴う増加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が①法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第91条（法令等変更）に従い、②税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第92条（税制変更）に従い、

③不可抗力による場合は第93条（不可抗力）に従い、④第三者帰責事由による場合は第94条（第三者帰責事由）に従い、⑤技術進歩・競合施設設置による場合は第95条（技術進歩・競合施設設置）に従うものとし、⑥上記①から⑤以外の場合であつて、市の事由による場合は市が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担するものとする。

3 この条に基づく要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については市の帰属とする。ただし、事業者からの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと合理的に認められる場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。

4 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもつて行うものとする。

第24条（要求水準の変更による措置）

1 事業者は、前条（要求水準の変更）第1項に基づく要求水準書の変更に伴う措置を検討するにあたり、事業者の費用の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、市に通知するとともに市と協議しなければならない。

2 要求水準の変更がなされる場合で、成果物の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、成果物を変更する。

3 要求水準の変更がなされる場合で、運營業務及び維持管理業務に係る業務計画書又は年度業務計画書等の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、業務計画書又は年度業務計画書等を変更する。

第25条（総括代理人の変更要請）

1 市は、事業期間中において、総括代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更を要請することができる。

2 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな総括代理人を選出し、市の承諾を得なければならない。

第26条（統括管理責任者の設置及び変更）

1 事業者は、要求水準書等に従い、準備業務、運營業務及び維持管理業務の業務履行の責任者である統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を定め、市に届け出なければならない。

2 事業者は、統括管理責任者を変更する必要があるとき、市の承諾を得た上で、かかる統括管理責任者を変更することができる。なお、事業者は、かかる統括管理責任者の頻繁な変更を避けるとともに、変更にあたっては、業務の質の維持及び向上を確保するべく、十分な引継ぎ等を行わなければならない。

第27条 (財務情報の報告)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、事業者の財務諸表その他本事業（市）の財務情報を市に報告する。
- 2 事業者は、事業期間中、本事業（市）の財務情報に関し市が必要と認めて（市の固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく市に報告しなければならない。

第28条 (市による指示等)

- 1 前条（財務情報の報告）の定めにかかわらず、市は、PFI法第28条に基づき、事業者による本事業（市）の適正を期するため、事業者に対して、本事業（市）の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の市の調査又は指示に従うことにより事業者が費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

第29条 (監督員)

- 1 市は、監督員を定めたときは、その氏名を事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、実施契約のほかの条項に定めるもの及び実施契約に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本事業（市）の適正かつ確実な履行に関する、事業者に対する意思表示等
 - (2) 本事業（市）の実施に係る要求水準の達成状況の監督
 - (3) 実施契約の義務の履行に係る本事業（市）の実施状況の監督
 - (4) 事業者の財務状況及び業務委託先との契約内容の監督
 - (5) 事業者が作成及び提出した資料の確認、承諾等
 - (6) 工程の監督
- 3 市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に実施契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 市が監督員を置かない場合には、実施契約に定める監督員の権限は、市に帰属する。

第30条 (臨機の措置及び運営権の停止)

- 1 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ市の意見を聴かななければならない。ただし、緊急時等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 3 市は、災害防止その他本事業（市）の実施上特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が負担することが適当でない認められる部分については、市が負担する。ただし、ミント神戸の運営・維持管理全体で必要となる臨機の措置に要した費用は、市、事業者及び管理協議会等による協議のうえ対応する。
- 5 事業者が準備業務期間又は運営・維持管理期間に第1項又は第3項の規定により臨機の措置を講じた場合、当該措置に要する費用は事業者が負担するものとする。ただし、臨機の措置が必要となった主たる原因が法令等変更、不可抗力又は第三者帰責事由又は技術進歩・競合施設設置のいずれかに相当する場合は、第91条（法令等変更）、第93条（不可抗力）、第94条（第三者帰責事由）、又は第95条（技術進歩・競合施設設置）の規定の適用を妨げない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、運営・維持管理期間に限り、市は、災害防止等のため必要があると認めるときであって前各項に定める臨機の措置では対応できないと判断する場合、自らの判断で、PFI法第29条第2項に基づく聴聞を行った上で、同条第1項に基づき、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した運営権に基づく本事業（市）を自ら行うことができ、また、事業者に対して市による当該事業の実施について協力（事業者が所有する資産についての市による一時的使用、締結している契約についての市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請ことができ、事業者はこれに協力しなければならない。
- 7 前項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、PFI法第27条第1項に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由による場合であって事業者が増加費用又は損害が発生した場合又は収益が減少した場合は、事業者に対して、同法第30条に基づいて、市は、①事業者が当該停止に対応するための本事業（市）の実施方法の変更に必要な費用の増加分（ただし、当該停止に起因して費用が減少した場合には減少分を控除する。）及び②当該停止に直接起因して発生した事業者の収益の減少額の合計額（いずれも当該運営権の行使の停止期間中に発生したものに限り。）分の補償金を支払う方法により事業者へ補償するものとする。なお、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する以外の

事由によるときは、市は、本項に定める補償額について補償する責任を負わない。

第31条 (一般的損害)

三宮バスターミナル及び事業敷地について生じた損害その他本事業（市）の実施に関して生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）第1項に規定する損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第9条（保険の付保等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

第32条 (第三者に及ぼした損害)

- 1 本事業（市）の実施について第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）は、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第9条（保険の付保等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。この条において以下同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。
- 2 前項の損害が、準備業務期間又は運営・維持管理業務期間に生じたものであって、他の区分所有者（市）（入居テナントを含む。）の責めに帰すべき理由による場合は、市と事業者で協議の上、管理規約（市）及び当事者等との協議に基づき対応する。
- 3 前二項の場合その他本事業（市）の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、事業者の責任において、市と協力の上、その処理解決に当たる。

第33条 (セルフモニタリング)

- 1 事業者は、第27条（財務情報の報告）に定めるほか、別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）及び要求水準確認書に従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は市の請求に従って随時、市に提出するとともに、各業務の内容に対するセルフモニタリング結果の反映等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、第27条（財務情報の報告）及び前項のセルフモニタリングの内容について、事業者のウェブサイトにおいて公表する。

第34条 (市によるモニタリング)

- 1 市は、前条（セルフモニタリング）第1項に基づき提出された書類に基づき、別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）の定めに従って、各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かのモニタリングを行い、別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）及び要求水準確認書

の定めに従って、かかる市のモニタリングに必要な協力を行う。

- 2 市は、前条（セルフモニタリング）第1項のセルフモニタリング及び前項のモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）の定めに従って、事業者に対しては、是正措置を行うとともに、各業務の業務委託先の変更請求を事業者との間で協議することができる。また、国との間では、特定事業契約に定めるサービス購入料（国）の減額を目的とする国と事業者の間の協議を行うことができるものとし、詳細は別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定めるところに従う。

第35条 （業務等の監視及び改善要求措置要領等の変更）

- 1 市は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、合理的な理由がある場合には、別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）を変更することができる。ただし、市は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 市は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、実施契約が変更された場合、要求水準書が変更された場合、その他本事業（市）の業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、事業者に対して、要求水準確認書の変更を請求することができる。
- 3 事業者は、市より前項の請求があった場合、市と協議の上、要求水準確認書の変更を行うものとする。
- 4 第1項の別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は前項の要求水準確認書の変更が市の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う増加費用については市の負担とする。なお、事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。
- 5 第1項の別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は第3項の要求水準確認書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う増加費用については事業者の負担とする。
- 6 第1項の別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は第3項の要求水準確認書の変更が市又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行うものとする。また、市及び事業者は、かかる変更に伴い事業者に発生した合理的な増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。
- 7 第1項の別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）の変更又は第3項の要求水準確認書の変更は、書面をもって行う。

第36条 (事業終了時のモニタリング)

- 1 市及び事業者は、別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）及び要求水準確認書の定めに従って、事業期間の満了する日の4年前から、事業期間満了後の本事業（市）に係る資産の取扱いについて、協議を行うものとする。この際、事業者は、事業期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業期間終了後に市が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書（案）」を市に提出し、引き渡しについて市と協議を行うものとする。
- 2 事業者は、事業期間の満了する日の1年前までに、本事業（市）に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を、市に報告し、市の確認を受けるものとする。この際、事業者は、時点修正を行った「次期修繕提案書」（対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものをいう。）を改めて市に提出し、その確認を受けるものとする。市及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて、事業期間満了までの当該施設及び設備の修繕及び更新に係る計画並びに事業期間満了後の本事業（市）に係る資産の取扱いについて協議する。
- 3 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、前二項の協議の結果を反映した修繕及び更新に係る計画書に基づき、本事業（市）に係る施設及び設備の修繕及び更新を行うほか、必要となる資料を整備し、市の確認等を受ける。
- 4 事業者は、別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定める書類を事業期間満了時に市に提出し、市の確認を受けるものとする。

第4章 事業敷地等の引渡

第1節 (意図的に削除)

第37条 (意図的に削除)

第38条 (意図的に削除)

第39条 (意図的に削除)

第40条 (意図的に削除)¹

第2節 (意図的に削除)

¹ 契約保証金は、免除とする。

第41条 (意図的に削除)

第42条 (意図的に削除)

第3節 (意図的に削除)

第43条 (意図的に削除)

第44条 (意図的に削除)

第45条 (意図的に削除)

第46条 (意図的に削除)

第47条 (意図的に削除)

第48条 (意図的に削除)

第49条 (三宮バスターミナル及び事業敷地の与件等)

- 1 市は、三宮バスターミナル及び事業敷地を実施契約冒頭第3の1(2)で明示した三宮バスターミナル及び事業敷地引渡し時期に事業者引き渡すものとする。
- 2 事業者は、市から三宮バスターミナル及び事業敷地を引渡された日以降、十分な安全対策を行い、三宮バスターミナル及び事業敷地を、法令等に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 事業者は、三宮バスターミナル及び事業敷地内において別途予定されている工事(他の区分所有者(市)(入居テナントを含む。)が行う工事を含むがこれに限られない。)が円滑に実施されるよう協力しなければならない。詳細は市及び事業者とで別途協議するものとする。
- 4 第1項の引渡が遅延した場合、当該遅延が市又は事業者の責めに帰すべき事由による場合、その費用は当該責めを負う者が負担するものとする。
- 5 第1項の規定により引き渡された三宮バスターミナル及び事業敷地について、引渡し後理由の如何を問わず実施契約又は運営権(市)が終了するまでの間に契約不適合(募集要項等市が優先交渉権者に開示した情報から合理的に予測することのできないものに限る。)が発見された場合、事業者は速やかに市に通知する。この場合、市は、当該期間内に事業者から当該通知があった場合に限り、当該契約不適合から事業者が発生した損害のうち両者で合意の上で決定した範囲について補償す

るものとする。

第50条 (意図的に削除)

第51条 (意図的に削除)

第52条 (意図的に削除)

第53条 (意図的に削除)

第54条 (意図的に削除)

第55条 (意図的に削除)

第56条 (意図的に削除)

第57条 (意図的に削除)

第58条 (意図的に削除)

第 4 節 (意図的に削除)

第59条 (意図的に削除)

第60条 (意図的に削除)

第 5 節 (意図的に削除)

第61条 (意図的に削除)

第62条 (意図的に削除)

第63条 (意図的に削除)

第 5 章 準備業務

第64条 (準備業務の実施)

- 1 事業者は、実施契約締結から第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第2項で定める運営開始日までの期間中、実施契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、準備業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、準備業務の全部又は一部を準備企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、準備企業が事業者から受託し又は請け負った準備業務の全部を一括して、準備企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 市は、準備企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（準備業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（準備業務）の名称、下請負者等（準備業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。
- 5 市は、準備業務の完了を確認した場合、供用開始時を事業者に通知しなければならない。

第65条 (準備業務の業務計画書)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、準備業務に関し、準備業務の実施期間中の業務計画書、及び各事業年度の年間業務計画書を作成して市に提出し、市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年間業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を市に提出し、市の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、前二項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、準備業務を実施しなければならない。

第66条 (準備業務の業務報告書)

事業者は、準備業務の履行状況等を自ら確認した上で、要求水準書等に従い、業務報告書を市に提出しなければならない。

第 6 章 運営業務及び維持管理業務

第 1 節 公共施設等運営権

第67条 (公共施設等運営権の設定及び効力発生)

- 1 市は、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、本施設（市）に、

事業者が本施設（市）に係る運営業務及び維持管理業務を実施するための運営権（市）を設定する。次に掲げる条件の全部が成就した場合、市は、事業者に対し、運営権設定書を交付し、運営権（市）を設定する。

- (1) 市において必要な議会の議決を完了していること。
- (2) 要求水準書等に基づき、運営業務及び維持管理業務の開始に向けた手続が円滑に進捗していること。

2 本施設（市）に設定された運営権（市）は、次に掲げる条件（市が充足しないことを認めた条件を除く。）が全て満たされたことをもって、効力が発生するものとする（この項に基づき運営権（市）の効力が発生した日を以下「運営開始日」という。）。

- (1) 第18条（事業者による許認可の取得等）に定める事業者が本事業（市）の実施を開始するために必要となる許認可の取得、承継及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。
- (2) 第13条（準備業務の実施に係る準備）に定める準備業務に係る計画書等が市に提出され、市の確認を受けていること。
- (3) 第14条（運営業務の実施に係る準備）に定める運営業務に係る計画書等が市に提出され、市の確認を受けていること。
- (4) 第15条（維持管理業務の実施に係る準備）に定める維持管理業務に係る計画書等が市に提出され、市の確認を受けていること。
- (5) 第16条（要求水準確認書）に定める要求水準確認書案が市に提出され、要求水準確認書につき市と事業者が合意していること。
- (6) 第17条（業務の委託等）第2項に従い、業務委託先との間で運営業務及び維持管理業務に関する業務委託契約が締結され、当該契約書の写しが市に提出されていること。
- (7) 第64条（準備業務の実施）第5項に定める供用開始の通知がなされていること。
- (8) 第85条（事業者による誓約事項）に定める各書類が市に提出されていること。
- (9) 第120条（金融機関等との協議）に基づき市が必要と認めた場合、市と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
- (10) 基本協定書（市）第3条（事業者の設立）第2項並びに第4条（株式の譲渡）第5項及び第6項に定める出資者保証書及び誓約書が市に提出されていること。
- (11) 前各号に定められている内容が全て満たされた時点までに、事業者を実施契約に対する重大な義務違反がないこと。

3 前二項の定めに従い運営権（市）が設定され、その効力が発生した場合には、当該効力発生時点における本施設（市）の運営等に関する権利及び責任は市から事業者に移転する。また、当該効力発生後直ちに、市は事業者に対して運営権（市）の効力発生を証する書面を交付する。

- 4 運営権存続期間は、運営権設定日から、運営権設定日の27年後の応当日の前日までとする。
- 5 事業者は、第1項に基づく運営権（市）の設定後、自らの費用により、PFI法第27条に基づく運営権（市）の登録に必要な手続がある場合にはこれを行うものとし、市はこれに協力するものとする。

第2節 本施設（市）

第68条 （引渡し）

市は、運営開始予定日（運営開始日が運営開始予定日よりも遅延する場合は、運営開始日）までに、事業者による運営業務及び維持管理業務の実施のために、本施設（市）を事業者に引き渡す。

第3節 運営業務及び維持管理業務の実施

第69条 （運営業務の実施）

- 1 事業者は、運営・維持管理期間中、実施契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務を実施しなければならない。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、運営業務の全部又は一部を運営企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、第17条（業務の委託等）第1項に従うほか、運営企業が事業者から受託し又は請け負った運営業務の全部を一括して、運営企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 市は、運営企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（運営業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（運営業務）の名称、下請負者等（運営業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第70条 （維持管理業務の実施）

- 1 事業者は、運営・維持管理期間中、実施契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務を実施しなければならない。ただし、①第三者による交通事故による本施設（市）の損傷については、市が当該交通事故の原因者である当該第三者に対して本施設（市）の原形復旧に係る工事の実施を求めるものとし、②第三者による交通事故による利便施設（市）の損傷については、事業者が当該交通事故の原因者である当該

第三者と調整のうえ、解決を図るものとする。

- 2 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理業務の全部又は一部を維持管理企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った維持管理業務の全部を一括して、維持管理企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 市は、維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（維持管理業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（維持管理業務）の名称、下請負者等（維持管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第71条（本施設（市）の追加投資）

- 1 事業者は、運営権存続期間中、要求水準を充足する限り、事業提案書及び業務計画書に基づき、事前に市及び管理協議会の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本施設（市）について、特定車両停留施設（市）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限り、追加投資（本施設（市）・設備・備品等の改修・更新及び追加等を含む。以下同じ。）を実施することができる。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
 - (1) 三宮バスターミナルの躯体や外観を変更するもの
 - (2) 市の各種施策に反するもの
 - (3) 事業期間終了後に原状復旧することが難しいもの
 - (4) その他法令等に違反するもの
- 2 事業者は、前項に定める追加投資を行った場合、追加投資の完了後速やかに、当該追加投資に関する情報を市及び管理協議会に対して報告するとともに、必要に応じて市及び管理協議会の立会確認を受けるものとする。
- 3 第1項に基づく追加投資の対象部分の取扱いは、かかる追加投資の完了後、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 本施設（市）との一体性が認められる対象部分は、追加投資完了後に市の所有に属するものとし、本施設（市）に含まれ、かつ本施設（市）に関しては運営権（市）の効果が及ぶものとする。ただし、法令等上、当該追加投資の対象部分に当初運営権（市）が及ばないと解される場合には、市及び事業者は、協議の上、合意により、当該追加投資の対象部分への運営権（市）の設定その他の当該追加投資の対象部分を本事業（市）のために使用するために合理的に必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 本施設（市）との一体性が認められる対象部分以外の部分は、事業者の所有に属するものとする。
- 4 本条及び第73条（利便施設（市）等の追加投資）に基づく追加投資による収入の

増加は、事業者に帰属するものとする。

- 5 市は、必要と認める場合は、事業者に対して、第2項の報告に加え、市の公有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

第72条 (市による本施設(市)の追加投資)

- 1 市は、必要と判断した場合は、事業者へ通知の上、自らの責任及び費用負担により本施設(市)に係る追加投資を行うことができ、事業者はかかる追加投資に最大限協力しなければならない。
- 2 市は、自らの費用負担において、前項に定める追加投資の実施を事業者へ求めることができる。この場合、当該追加投資の実施時期、期間及び費用は、市及び事業者の協議により決定されるものとし、事業者は、当該協議に誠実に応じなければならない。
- 3 前二項の規定による追加投資の対象部分は、当然に本施設(市)に含まれ、かつ本施設(市)に関しては運営権(市)の効果が及ぶものとする。ただし、法令等上、当該追加投資の対象部分に当初運営権(市)が及ばないと解される場合には、市及び事業者は、協議の上、合意により、当該追加投資の対象部分への運営権(市)の設定その他の当該追加投資の対象部分を本事業(市)のために使用するために合理的に必要な措置を講ずる。
- 4 第1項又は第2項に基づき行われる追加投資の内容が、事業者に著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合には、事前に市と事業者が協議し、合意した上で実施する。この際、市は、必要と認める場合には、協議により実施契約の変更を行うことができる。

第73条 (利便施設(市)等の追加投資)

- 1 事業者は、要求水準を充足する限り、事前に市及び管理協議会の確認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、利便施設(市)その他本事業(市)の実施のために自らが保有する資産等(備品等を含み、「利便施設(市)等」という。以下同じ。)について、市に報告の上、新規投資、改修及び追加投資を実施することができる。ただし、第72条(本施設(市)の追加投資)第1項各号に掲げるものを除く。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき、利便施設(市)等の新規投資、改修又は追加投資を行う場合は、事前に、当該新規投資、改修又は追加投資に関する情報(新規投資、改修又は追加投資の内容・費用等)を市及び管理協議会に対して通知する。
- 3 第1項に基づき事業者が新規投資、改修又は追加投資を行った利便施設(市)等は、事業者の所有物とする。

- 4 第1項の場合において市が請求した場合、事業者は、自ら、当該利便施設（市）等の完成・購入前までに、当該保有資産等について市を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結する（同契約における当該保有資産等の売買価格は時価とする。）とともに、市が求める場合には、事業者の費用負担において、市が第三者への対抗要件を具備するために必要な登記その他の措置を講じるものとする。

第74条 （長期修繕計画案作成業務）

- 1 事業者は、運営業務及び維持管理業務のうち、大規模修繕業務の対象範囲や想定時期、想定業務規模等、及び費用分担を示すものとして、要求水準書及び事業提案書に従い、長期修繕計画書の案を作成する。
- 2 事業者は、前項に基づき事業者が作成した長期修繕計画書の案について長期修繕計画は、市の事前承認を得なければならない。

第75条 （大規模修繕等）

- 1 市は、事業者が作成し、市の事前承認を得た長期修繕計画書を参考に、本施設（市）について、市が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者へ通知の上、大規模修繕を実施することができる。
- 2 市は、第1項に定める大規模修繕及び改修等の実施に関して、工事期間中の休館に伴う事業者への営業補償義務を負担しない。

第76条 （運営業務の業務計画書）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、運営業務に関し、運営業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して市に提出し、市の承認を得た上で国にもその写しを提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を市に提出し、市の承諾を得た上で国にもその写しを提出しなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、運営業務を実施しなければならない。

第77条 （維持管理業務の業務計画書）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理業務に関し、維持管理業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して市に提出し、市の承認を得た上で国にもその写しを提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を市に提出し、市の承諾を得た上で国にもその写しを提出しなければならない。

- 3 事業者は、前二項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、維持管理業務を実施しなければならない。

第78条 (運営業務の業務報告書)

事業者は、運営業務の履行状況等を自ら確認した上で、要求水準書等に従い、業務報告書を市に提出しなければならない。

第79条 (維持管理業務の業務報告書)

事業者は、維持管理業務の履行状況等を自ら確認した上で、要求水準書等に従い、業務報告書を市に提出しなければならない。

第80条 (車両の停留許可申請)

- 1 事業者は、維持管理・運営業務の実施に関し、特定車両停留施設（市）に車両を停留させようとする者をして、当該停留に係る市の許可を受けさせなければならない。ただし、道路法第48条の32第1項ただし書に規定する車両についてはこの限りではない。
- 2 特定車両停留施設（市）に停留させることができる車両の種類は、市が道路法第48条の30に基づき指定し、公示したものに限られるものとする。
- 3 第1項の許可に係る申請手続等については、別途市が決定するものとする。

第7章 三宮バスターミナル利便増進事業

第81条 (三宮バスターミナル利便増進事業の実施)

- 1 事業者は、三宮バスターミナル利便増進事業の実施内容についてあらかじめ市の承認を得た上で、三宮バスターミナル利便増進事業実施企業をして、当該三宮バスターミナル利便増進事業実施企業の責任及び費用負担において、三宮バスターミナル利便増進事業を実施させることができる。
- 2 事業者は、提案した三宮バスターミナル利便増進事業（ただし、実施内容についてあらかじめ市の承認を得たものに限る。）について、三宮バスターミナル利便増進事業実施企業をして、当該三宮バスターミナル利便増進事業実施企業の責任及び費用負担において誠実に実施させなければならない。
- 3 事業者は、三宮バスターミナル利便増進事業の実施にあたり、道路法第32条の規定及び神戸市道路占用規則に基づき市の許可を受けた上で、三宮バスターミナル内に利便施設（市）を整備することができる。市が道路法第39条第1項及び同条第2項並びに神戸市道路占用料条例（昭和44年3月31日条例第42号）第2条に基づく占用料を設定した場合は、事業者は設定された占用料を神戸市道路占有料条例第3条

の規定に基づき支払うものとする²。

第 8 章 運営権対価

第82条 (意図的に削除)

第83条 (運営権対価)

運営権対価はゼロ円とし、事業者は、市に対する運営権対価の支払いを要さない。

第 9 章 表明保証及び誓約

第84条 (事業者による表明及び保証)

事業者は、実施契約の締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 事業者は、実施契約を締結し履行する完全な能力を有しており、かつ、実施契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
- (3) 事業者が実施契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (4) 本事業（市）を実施するために必要な事業者の能力又は実施契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 実施契約の締結及び実施契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は【〇】円³であること。
- (8) 事業者の定款に、会社法に定める監査役に関する定めがあること。
- (9) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月

² 現時点では、募集要項に記載のとおり国に準じてゼロ円とすることを想定している。

³ 事業提案書に基づき記載する。

31日までの期間)を事業年度とする定めがあること。

(10) PFI法第9条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

第85条 (事業者による誓約事項)

- 1 事業者は、実施契約の締結後速やかに(契約書については当該契約書の調印後速やかに)次の各号に掲げる各書類の写しを市に対して提出し、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを市に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 履歴事項全部証明書
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 本事業(市)に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
 - イ 本事業(市)に関する事業者に対する融資等に係る契約書
 - ロ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - ハ 実施契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書
- 2 事業者は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、法令等及び実施契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、実施契約を締結し履行する完全な能力を有し、実施契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が実施契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (4) 実施契約の締結及び実施契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
 - (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
 - (6) 事業者は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を【○】⁴円以上に維持すること。
 - (7) 事業者の定款に、会社法に定める監査役に関する定めを置くこと。

⁴ 事業提案書に基づき記載する。

- (8) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。
 - (9) 事業遂行にあたり、毎年度公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告すること。
- 3 事業者は、実施契約締結後事業期間が終了するまでの間、市の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 本議決権株式の発行
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第86条 （事業者の株式）

- 1 事業者が本議決権株式又は本完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。
- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) PFI法第9条各号に規定する欠格事由に該当しない者であること。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (7) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当し

ないこと。

- (9) 近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 2 事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、本完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。事業者は、かかる割当てを受けた者から、基本協定書（市）別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ市に提出させるものとし、また、前項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていることを誓約させるとともに、割当て先等、市が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 3 本完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する本完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。事業者は、本完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該本完全無議決権株式の譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定書（市）別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ市に提出させるものとし、また、第1項に掲げる条件を満たした上で当該譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、市が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 4 本議決権株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 5 事業者は、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、本議決権株式を発行し、基本協定書（市）に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、市の事前の書面による承認を得なければならない。
- 6 本議決権株式を保有する者は、自ら保有する本議決権株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、市の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の本議決権株式を保有する者に対して、本議決権株式の一部を譲渡する場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について市の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
- 7 市は、第5項に定める割当て又は第6項に定める譲渡につき、当該株式の割当てを受ける者又は譲受人が第1項の要件（譲渡の場合は譲渡人と同等の資格要件、実績要件その他募集要項に定める要件を含む。）を満たし、かつ、当該割当て又は譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該割当て又は譲渡を承認するものとする。事業者は、当該承認を得て当該割当て又は譲渡が行われた場合、当該株式の割当てを受けた者又は譲受人、及びその他の議決権

株式を保有する者をして、連名で基本協定書（市）別紙1（出資者保証書の様式）の様式及び内容の出資者保証書を作成させた上であらかじめ市に提出させるものとし、割当てを受けた者又は譲受人をして、第1項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていること又は譲渡を行っていることを誓約させるとともに、割当て先又は譲渡先等、市が必要とする情報を速やかに報告するものとする。

- 8 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。

第87条（契約上の地位譲渡）

事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、市の事前の書面による承諾なくして、実施契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

第88条（運営権（市）の譲渡等）

- 1 事業者は、市における必要な議会の議決を経ること及び市の事前の書面による承諾なくして、運営権（市）につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。また、事業者は、当該議決の6か月前までに、市に対して市の求める必要な事項について通知を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、事業者から、運営権（市）の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者の欠格事由や募集要項等適合性の審査等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権存続期間の満了日まで本事業（市）を安定的に実施継続可能であると認めるときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。なお、市は、当該許可を与えるにあたり、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 譲受人が、本事業（市）における事業者の実施契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
- (2) 譲受人が、事業者が所有し、本事業（市）の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位並びに権利の譲渡を受けること。
- (3) 譲受人の全ての株主（持分会社の場合には社員）が、市に対して基本協定書（市）第3条（事業者の設立）第2項に定める出資者保証書又は誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- (4) 運営権（市）の譲渡先が本事業（国）を実施している（又はすることが見込まれる）と市が認めること（事業者が本事業（国）も実施している場合に限る。）。
- (5) 市において必要な議会の議決を完了していること。

第89条 (事業者の兼業禁止)

事業者は、市の事前の書面による承諾なくして、本事業（市）に係る業務並びに市及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第 10 章 責任及び損害等の分担

第90条 (責任及び損害等の分担原則)

- 1 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、本事業（市）の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業（市）の実施に関する市による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる実施契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。
- 3 実施契約に別段の規定がある場合を除き、本事業（市）の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。

第91条 (法令等変更)

- 1 実施契約の締結後に法令等の改正又は制定（以下「法令等変更」という。）により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令等変更通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、準備業務、運営業務及び維持管理業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 実施契約の履行のための費用が著しく増加するとき。
- 2 市及び事業者は、実施契約に基づく自己の義務の履行が適用される法令等に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は当該法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 市及び事業者は、法令等変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該法令等変更に対応して本事業（市）を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
- 4 前項に定める協議の開始日から120日以内に協議が調わない場合には、市が当該法令等変更に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業（市）を継続する。この場合において、本事業（市）の継続に要する費用の増加の負担に関する取扱いは、実施契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。なお、市は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担

しない。

- (1) 法令等変更のうち、本事業（市）に特別に又は典型的に適用され、かつ事業者に不当な影響を及ぼす法令等変更による増加費用であつて、増加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかつたと市が認める増加費用が発生した場合、市は、当該増加費用を負担する。
- (2) 法令等変更により事業者に生じた増加費用のうち、前号に従い補償されなかつた増加費用は事業者が負担する。

第92条 （税制変更）

- 1 実施契約の締結後に本施設（市）に係る運營業務又は維持管理業務に影響を及ぼす税制の改正又は制定があつたことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制変更通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
- 2 前条（法令等変更）第4項の規定にかかわらず、市及び事業者は、税制変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いに従い、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに増加費用の負担について協議する。
 - (1) 本事業（市）に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用については、市が当該費用を負担する。
 - (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による増加費用については、事業者の負担とする。
- 3 前項第2号に定める協議の開始日から120日以内に協議が調わない場合において、当該税制変更により事業者に生じた増加費用のうち、増加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかつたと市が認める増加費用が発生した場合、市は、当該増加費用を負担する。なお、市は、事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

第93条 （不可抗力）

- 1 実施契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従つて、準備業務、運營業務及び維持管理業務の全部又は一部を行うことができなくなつたとき。
 - (2) 運營業務及び維持管理業務において著しい損害又は増加費用が生じたとき。
- 2 事業者は、不可抗力通知を市に送付し又は市から受領した場合には、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、実施契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、本施設（市）に生じた損害の復旧その他要求水準書に従

った対応を実施する。

- 3 市及び事業者は、第1項第1号の規定による不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合において、実施契約に基づく自己の債務が当該不可抗力により履行不能となったときは、当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 4 市及び事業者は、第1項第1号の規定による不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該不可抗力に対応して本事業（市）を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
- 5 前項に定める協議の開始日から60日以内に協議が調わない場合には、市が当該不可抗力に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業（市）を継続する。この場合において、事業期間中に発生した不可抗力により本事業（市）の遂行が相当期間にわたって不可能又は著しく困難となり、かつ、事業者が生じた増加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと市が認める増加費用が発生した場合、市は、当該増加費用を負担する。なお、市は、事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

第94条 （第三者帰責事由）

- 1 実施契約の締結後に、次の各号に掲げるいずれかの第三者帰責事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「第三者帰責事由通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
 - (1) 他の区分所有者（市）（入居テナント含む。）の事由により、本事業（市）の全部又は一部を行うことができなくなったとき
 - (2) 他の区分所有者（市）（入居テナント含む。）の事由により、実施契約の履行のための費用が著しく増加するとき
 - (3) 国の事由により、本事業（市）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は実施契約の履行のための費用が著しく増加するとき
- 2 市及び事業者は、第三者帰責事由通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合において、実施契約に基づく自己の債務が当該第三者帰責事由により履行不能となったときは、履行期日及び当該第三者帰責事由の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該第三者帰責事由により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 事業者は、第三者帰責事由通知を市に送付し又は市から受領した場合には、自らの責任及び費用負担において、本施設（市）における当該第三者帰責事由への対策その他要求水準書に従った対応を実施する。
- 4 市及び事業者は、第1項第2号に定める第三者帰責事由通知を相手方から受領し

又は相手方に送付した場合には、市と事業者で協議のうえ、管理規約（市）及び他の区分所有者（市）（入居テナント含む。）との協議に基づき対応する。この場合において、他の区分所有者（市）から適切な補償を受けられない場合においては、本施設（市）に係る費用は市が、それ以外の施設に係る費用は事業者が、それぞれ負担するものとする。

- 5 本条の規定にかかわらず、第三者帰責事由の本事業（市）への主たる影響が法令等変更、又は不可抗力のいずれかに相当する場合は、第91条（法令等変更）又は第93条（不可抗力）の規定の適用を妨げない。

第95条（技術進歩・競合施設設置）

- 1 実施契約の締結後に次の各号に掲げるいずれかの技術進歩・競合施設設置が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「技術進歩・競合施設設置通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
 - (1) バス施設の維持管理・運営に関する著しい技術進歩により、本事業（市）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は実施契約の履行のための費用が著しく増加するとき
 - (2) 近隣バスターミナル設置により、本事業（市）の全部又は一部を行うことができなくなったとき又は実施契約の履行のための費用が著しく増加するとき
- 2 市及び事業者は、技術進歩・競合施設設置通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合において、実施契約に基づく自己の債務が当該技術進歩・競合施設設置により履行不能となったときは、市が指定した範囲において、履行期日及び当該技術進歩・競合施設設置の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該技術進歩・競合施設設置により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。
- 3 事業者は、技術進歩・競合施設設置通知を市に送付し又は市から受領した場合には、自らの責任及び費用負担において、本施設（市）における当該技術進歩・競合施設設置への対策その他要求水準書に従った対応を実施する。
- 4 市及び事業者は、技術進歩・競合施設設置通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該技術進歩・競合施設設置に対応して本事業（市）を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び増加費用の負担方法について協議する。
- 5 前項に定める協議の開始日から120日以内に協議が調わない場合には、市が、当該技術進歩・競合施設設置に対する対応方法を事業者に通知し、事業者は当該対応方法に従い本事業（市）を継続する。この場合において、事業者に生じた増加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと市が認める増加費用が発生した場合、市は、当該増加費用を負担する。なお、市は、事業者

に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

- 6 本条の規定にかかわらず、技術進歩・競合施設設置の本事業（市）への主たる影響が法令等変更、又は不可抗力のいずれかに相当する場合は、第91条（法令等変更）又は第93条（不可抗力）の規定の適用を妨げない。

第96条 （意図的に削除）

第 11 章 契約の終了及び終了に伴う措置

第97条 （事業期間）

実施契約に基づく本事業（市）の事業期間は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、実施契約冒頭第3の1に定める各期間の始期のいずれか早い日に始まり、実施契約冒頭第3の1に定める各期間の満了日のいずれか遅い日又は実施契約の全部が解除された日に終了する期間（以下「事業期間」という。）とする。

第98条 （事業者事由による解除）

- 1 実施契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、市は、事業者に対して書面により通知した上で、実施契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) PFI法第29条第1項第1号に規定する事由が生じたとき。
 - (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (3) 別紙4（業務等の監視及び改善要求措置要領）に定める解除事由が発生したとき。
 - (4) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書（市）第9条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (5) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書（市）第10条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (6) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 事業者の役員等に暴力団員等があると認められるとき。
 - ロ 暴力団員等が事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ニ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員

等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 事業者の役員等又は使用人が、イからホのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。

イ 正当な理由なく、実施契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき。

ロ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が実施契約に基づき本事業（市）を継続的に実施することが困難であると市が合理的に認めたとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が実施契約に違反し（ただし、市から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は実施契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により実施契約の目的を達することができないと市が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が実施契約を解除した場合は、前項の規定により実施契約が解除された場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第103条（運営権（市）の取消し）に基づく運営権（市）の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前二項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

第99条 （市の任意による解除、市事由等による解除）

1 市は、本施設（市）を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他市が合理的に必要と認める場合には、6ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

2 ①市の責めに帰すべき事由により、市が実施契約上の市の重大な義務に違反し、

本事業（市）の実施が著しく困難になった場合において、事業者から150日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき若しくは実施契約の履行が不能となったとき、又は、②技術進歩・競合施設設置により実施契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を市に送付することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

第100条 （不可抗力等による解除）

実施契約の締結後における不可抗力、第三者帰責事由、又は法令等変更の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、市又は事業者は、相手方と協議の上、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業（市）の継続が困難と判断したとき。
- (2) 実施契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

第101条 （特定事業契約における解除による実施契約の解除）

- 1 市は、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合、特定事業契約の解除日から6ヶ月以内に限り、実施契約を解除することができる。
 - (1) 国が、特定事業契約第98条（事業者事由による解除）により、同契約を解除した場合
 - (2) 国が、特定事業契約第100条（不可抗力等による解除）により、同契約を解除した場合
 - (3) 国又は事業者が、特定事業契約第99条（国の任意による解除、国事由等による解除）第1項により、同契約を解除した場合
- 2 市は、前項の場合において実施契約を解除しない旨を決定した場合には、事業者に対してその旨を速やかに通知する。
- 3 事業者は、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合、6ヶ月以内に限り、実施契約を解除することができる。
 - (1) 第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合であつて、特定事業契約の解除又は終了日から6ヶ月以内に市が実施契約を解除しなかった場合又は前項に基づく通知を受けた場合
 - (2) 事業者が、特定事業契約第99条（国の任意による解除、国事由等による解除）第2項に基づき、同契約を解除した場合
- 4 本条に基づき実施契約を解除した場合、市及び事業者は、実施契約に基づき相手方に対して損害賠償を行った場合であっても、国に対してその補償等を求めることはできない。
- 5 事業者は、第3項第1号に掲げる事由が発生した場合、当該事由の発生から6ヶ月以内に限り、実施契約の見直しの協議を市に申し入れることができる。この場合、

市が認めた場合には、市と運営権者は協議の上、必要な範囲で実施契約の見直しを行う。

第102条 (意図的に削除)

第103条 (意図的に削除)

第104条 (運営権(市)の取消し)

第98条(事業者事由による解除)、第99条(市の任意による解除、市事由等による解除)、第100条(不可抗力等による解除)又は第101条(特定事業契約における解除による実施契約の解除)に基づき実施契約の全部又は一部が解除された場合、市は、PFI法第29条第1項の規定に従い、解除された本施設(市)に係る運営権(市)を取り消すものとする。ただし、運営開始日までに実施契約の全部又は一部が解除された場合、第67条(公共施設等運営権の設定及び効力発生)第1項に定める運営権(市)の設定は、効力を生じない。

第105条 (事業終了時の引継ぎ等)

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権(市)の終了(存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。)に際して、要求水準書及び募集要項等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、市又は市の指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

第106条 (利用料金の引継ぎ等)

- 1 利用料金収入は、本施設(市)の利用に供する年度の会計に属するものとする。
- 2 利用料金収入のうち、本施設(市)の利用に供する年度が運営権(市)の終了後となるものについては、前受金として、事業者は、市又は市の指定する者に引き継がなければならない。

第107条 (本施設(市)の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償)

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権(市)の終了に際して、本施設(市)が要求水準書に適合した状態で市に本施設(市)を引き渡さなくてはならない。市及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設(市)の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。
- 2 運営権(市)の終了に際して、市の所有に属する事業者の行った本施設(市)の

追加投資の対象部分がある場合、以下のように取り扱う。

- (1) 当該追加投資に先立ち、市が当該追加投資を行うことに同意し、この項に基づく補償の対象とすることを事業者へ通知したもの
市は、当該追加投資の対象部分の運営権（市）の終了時点における簿価相当額がある場合は、事業者へ補償するものとする。
 - (2) その他の追加投資の対象部分
市は、事業者に対する補償は行わないものとする。
- 3 第1項に基づき引き渡された本施設（市）につき、その運営期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、第71条（本施設（市）の追加投資）に定める追加投資、第74条（長期修繕計画案作成業務）に定める修繕業務及び第34条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、当該運営権（市）の終了日から1年以内に市が事業者へ通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- 4 前項により通知されたものを除き、第1項に基づき引き渡された本施設（市）につき契約不適合があった場合、事業者は市に対して一切責任を負わない。

第108条（契約終了による利便施設（市）等の取扱い）

- 1 運営権（市）の終了に際して、本事業（市）の実施のために事業者が保有する利便施設（市）等は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、市又は市の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で市又は市の指定する者に売却しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第73条（利便施設（市）等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該利便施設（市）等に係る追加投資に先立ち、市が当該追加投資を行うことに同意し、本条に基づく買取の対象とすることを事業者へ通知したもののについては、市は、運営権（市）の終了に際して、自ら又は市の指定する者をして本施設（市）の運営権（市）の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとする。
- 3 前二項に基づき市又は市の指定する者による利便施設（市）等の買取が行われる場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。
- 4 第1項及び第2項に基づき市又は市の指定する者による利便施設（市）等の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該利便施設（市）等に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 5 第1項及び第2項に基づき市又は市の指定する者による利便施設（市）等の買取が行われる場合において、市又は市の指定する者による事業者への各買取対価の支

払は、市又は市の指定する者が本施設（市）の引渡しを受けた日又は第1項及び第2項に基づき買い取った利便施設（市）等の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。

- 6 前条（本施設（市）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第2項及び第3項の規定は、前五項により市又は市の指定する者が買い取った利便施設（市）等について準用する。

第109条 （損害賠償）

市及び事業者は、相手方が実施契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

第110条 （損失補償）

- 1 第99条（市の任意による解除、市事由等による解除）第1項又は第101条（特定事業契約における解除による実施契約の解除）第1項第3号の規定により実施契約が解除された場合には、PFI法第30条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）及び通常生ずべき損失（ただし、事業者の逸失利益については市と事業者で協議して定める。）の補償を求めることができる。
- 2 第101条（特定事業契約における解除による実施契約の解除）第1項第3号の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して事業者が生じた費用及び損失の取り扱いについて、国、市及び事業者で協議の上で決定するものとする。
- 3 第100条（不可抗力等による解除）又は第101条（特定事業契約における解除による実施契約の解除）第1項第2号の規定により実施契約が解除された場合には、当該解除に起因して市又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。
- 4 前二項にかかわらず、実施契約が解除された場合の追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等の取扱いは第107条（本施設（市）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第2項及び第108条（契約終了による利便施設（市）等の扱い）の規定によるものとし、同各規定による補償又は買取対価の支払のほかに、市は、追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等について実施契約の解除までに事業者

に生じた費用を負担しないものとする。

第111条 （事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、実施契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が実施契約に基づく金銭債務を負担すると市が合理的に認める場合には、市の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、実施契約の事業期間終了後、事業者が実施契約に基づき負担する金銭債務は第107条（本施設（市）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第3項に基づく費用の支払債務のみであると市が合理的に認める場合には、60日前までに市に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、市は、代表企業に対して当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第 12 章 知的財産権

第112条 （著作権の帰属）

市が、本事業の募集段階において又は実施契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、市に帰属する。

第113条 （成果物の利用）

- 1 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、実施契約の終了後も存続する。
- 2 成果物及び本施設（市）のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（以下「著作物の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が成果物及び本施設（市）を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設（市）の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は市が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設（市）を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 実施契約の終了後に、本施設（市）を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。

4 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。

- (1) 成果物及び本施設（市）の内容を公表すること。
- (2) 本施設（市）に事業者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

第114条 （著作権等の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設（市）に係る著作権の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、市の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

第115条 （第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、成果物及び本施設（市）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、成果物又は本施設（市）のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。

第116条 （第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 事業者は、実施契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下この条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに事業者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを市に対して保証する。
- 2 事業者が実施契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し又は事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、市に対して補償及び賠償し又は市が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、市の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第117条 (知的財産権の対象技術の使用)

事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。

第 13 章 雑 則

第118条 (個人情報保護)

- 1 事業者は、業務上知り得た個人情報を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。実施契約の事業期間終了後若しくは運営権（市）の取消後、又は事業者が本事業（市）への関与を終了した後も同様とする。
- 2 事業者は、前項に定める個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等に従って適正な管理を行い、漏洩、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じるものとする。

第119条 (秘密保持義務)

- 1 市及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、実施契約に関する情報（本事業（市）を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、実施契約の履行又は本事業（市）の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による実施契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 市及び事業者からの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合に限り、実施契約に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある市又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、業務委託先若しくは本事業（市）に関して事業者が融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、

金融商品取引業協会を含む。)の命令により開示を求められた情報を開示する場合

- 3 この条の規定は、市及び事業者による実施契約の完全な履行又は実施契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

第120条 (金融機関等との協議)

市は、必要と認めた場合には、本事業(市)に関して事業者に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続の実施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

- (1) 金融機関等が本事業(市)のための融資に関して締結した契約(以下この条において「融資関連契約」という。)に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から市への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (2) 実施契約における解除事由の発生、実施契約に基づく事業者に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における市から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (3) 融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の本議決権株式、本施設(市)に係る運営権(市)、実施契約上の事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件
- (4) 事業者が本事業(国)について融資等を受ける場合には本事業(市)と同一の金融機関等であること及び金融機関等が担保権を実行した場合の譲渡先が本事業にかかる資産等と本事業(国)にかかる資産等について同一であることに関する事項

第121条 (遅延利息)

- 1 市又は事業者が、実施契約その他市と事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日(以下この条において「履行期日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、市については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、神戸市債権の管理に関する条例(平成28年3月条例第29号)第7条第2項で準用する神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第13条第1項に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 2 市は、実施契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた事業

者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

第122条 (契約の変更)

実施契約は、市及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第123条 (準拠法・管轄裁判所)

- 1 実施契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 実施契約に関連して発生した全ての紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第124条 (通知方法・計量単位・期間計算等)

- 1 実施契約に定める請求、通知、報告、勧告、確認、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。市及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 実施契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 実施契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 4 事業者が実施契約に基づき保管し又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、市の文書管理規程に従う。
- 5 実施契約の履行に関して市と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 実施契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国通貨とする。

第125条 (疑義に関する協議)

要求水準書等及び成果物に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び成果物の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

以 上

別紙1 定義集

- (1) 「維持管理企業」とは、業務委託先として維持管理業務を実施する企業をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、要求水準書に定める維持管理業務をいう。
- (3) 「維持管理業務に係る計画書等」とは、第15条（維持管理業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (4) 「運営・維持管理期間」とは、実施契約冒頭第3の1に定める運営業務及び維持管理業務を実施する期間をいう。
- (5) 「運営開始日」とは、第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第2項に定義する意味を有する。
- (6) 「運営開始予定日」とは、運営業務及び維持管理業務の開始予定日（令和【○】年【○】月【○】日）をいう。
- (7) 「運営企業」とは、業務委託先として運営業務を実施する企業をいう。
- (8) 「運営業務」とは、要求水準書に定める運営業務をいう。
- (9) 「運営業務に係る計画書等」とは、第14条（運営業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (10) 「運営権（国）」とは、本施設（国）を対象として、国が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）をいう。
- (11) 「運営権（市）」とは、本施設（市）を対象として、市が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）をいう。
- (12) 「運営権設定日」とは、第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第1項に基づき運営権（市）が設定された日をいう。
- (13) 「運営権存続期間」とは、実施契約冒頭第3の1に定める維持管理及び運営を実施する期間をいう。
- (14) 「運営権対価」とは、運営権（市）の設定に係る対価をいう。
- (15) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
- (16) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (17) 「各業務」とは、第4条（本事業（市）の実施）第1項各号に列記する本事業（市）に係る業務を個別に又は総称していう。
- (18) 「管理規約（市）」とは、ミント神戸の敷地及び建物の管理又は使用に関する区分所有者（市）間の事項を定めた規約をいう。
- (19) 「管理協議会」とは、ミント神戸の管理を行うために、区分所有法に基づいてミント神戸の区分所有者（市）全員により構成される団体であり、ミント神戸管理協議会をいう。
- (20) 「技術進歩・競合施設設置」とは、バス施設の維持管理・運営に関する技術進歩

又は近隣バスターミナル設置であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

- (21) 「基本協定書（国）」とは、国と優先交渉権者との間で令和6年【○】月【○】日付けで締結された一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等基本協定書（国）をいう。
- (22) 「基本協定書（市）」とは、市と優先交渉権者との間で令和6年【○】月【○】日付けで締結された三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）をいう。
- (23) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。
- (24) 「業務委託契約」とは、事業者及び業務委託先との間で締結される各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
- (25) 「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業をいう。
- (26) 「供用開始時」とは、第64条（準備業務の実施）第5項に定める供用開始の通知がなされた時点をいう。
- (27) 「共用部分」とは、区分所有法第2条第4項に定める共用部分をいう。
- (28) 「共用部分等」とは、共用部分及び附属施設、附属設備をいう。
- (29) 「協力企業」とは、優先交渉権者のうち、事業者の本議決権株式を保有せず、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、実施契約締結時点では【○（協力企業名）】及び【○（協力企業名）】をいう。
- (30) 「近隣バスターミナル設置」とは、神戸市内において、本施設（市）と同種かつ同規模のバスターミナルが設置されることをいう。
- (31) 「国」とは、国土交通省近畿地方整備局をいう。
- (32) 「区分所有者（市）」とは、ミント神戸において、区分所有権を有する者であり、実施契約締結時点では株式会社神戸新聞会館と神戸市をいう。
- (33) 「計量法」とは、計量法（平成4年法律第51号）をいう。
- (34) 「健康保険法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）をいう。
- (35) 「建設業法」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (36) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）をいう。
- (37) 「構成企業」とは、優先交渉権者のうち、事業者の本議決権株式を保有し、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、実施契約締結時点では【○（代表企業名）】、【○（構成企業名）】及び【○（構成企業名）】をいう。
- (38) 「厚生年金保険法」とは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）をいう。
- (39) 「雇用保険法」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）をいう。

- (40) 「サービス購入料（国）」とは、本事業（国）について、内装整備費及び維持管理・運営費のうち国が負担する額として事業者が提案した金額（これに係る消費税等を含む。）をいう。
- (41) 「三宮バスターミナル」とは、ミント神戸1階等に位置するバスターミナル及び利便施設をいい、詳細は募集要項に定める。
- (42) 「三宮バスターミナル特定運営事業等」とは、三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業で構成される事業をいう。
- (43) 「三宮バスターミナル利便増進事業」とは、第4条（本事業（市）の実施）第2項に定める業務をいい、詳細は要求水準書に定めるところによる。
- (44) 「三宮バスターミナル利便増進事業実施企業」とは、三宮バスターミナル利便増進事業の実施主体である、構成企業自ら若しくは自らが出資する会社（事業者を含む。）又は事業者と連携する企業の総称をいう。
- (45) 「市」とは、神戸市をいう。
- (46) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において市及び事業者が合意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、市及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格をいう。
- (47) 「事業期間」とは、第97条（事業期間）に定義する意味を有する。
- (48) 「事業敷地」とは、バスターミナル専有部分（市）及び専用使用部分（市）の総称であって道路区域として指定されている部分をいい、詳細は要求水準書等において特定される。
- (49) 「事業者」とは、実施契約冒頭に定義されるものをいう。
- (50) 「事業提案書」とは、優先交渉権者が令和【○】年【○】月【○】日付けで提出した本事業の実施に係る事業提案書一式（本事業（国）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (51) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、実施契約締結年度にあつては、実施契約の締結日から次に到来する3月31日までの期間をいい、事業期間の開始年度にあつては、運営開始日から次に到来する3月31日までの期間をいう。
- (52) 「下請負者等（維持管理業務）」とは、第70条（維持管理業務の実施）第4項に定義する意味を有する。
- (53) 「下請負者等（運営業務）」とは、第69条（運営業務の実施）第4項に定義する意味を有する。
- (54) 「下請負者等（準備業務）」とは、第64条（準備業務の実施）第4項に定義する意味を有する。
- (55) 「実施契約」とは、この契約をいう。
- (56) 「実施体制図等」とは、第10条（本事業（市）の実施体制等）第2項に定義す

る意味を有する。

- (57) 「借地借家法」とは、借地借家法（平成3年法律第90号）をいう。
- (58) 「準備企業」とは、業務委託先として準備業務を実施する企業をいう。
- (59) 「準備業務」とは、要求水準書等に定める準備業務をいう。
- (60) 「準備業務期間」とは、実施契約冒頭第3の1に定める準備業務を実施する期間をいう。
- (61) 「準備業務に係る計画書等」とは、第13条（準備業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (62) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (63) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。
- (64) 「成果物」とは、事業者が要求水準書等に基づき又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (65) 「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」とは、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）をいう。
- (66) 「専用使用部分（市）」とは、三宮バスターミナルのうち、市が専用使用权（特定の区分所有者又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分をいう。
- (67) 「総括代理人」とは、第11条（総括代理人）第1項に定義する意味を有する。
- (68) 「大規模感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態に係る公示がなされた場合又は同法第31条の4に基づき兵庫県を対象区域とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示なされた場合をいう。
- (69) 「大規模修繕」とは、募集要項に定める大規模修繕をいう。
- (70) 「第三者帰責事由」とは、他の区分所有者（市）（入居テナント含む。）に起因する事由であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (71) 「代表企業」とは、構成企業のうち優先交渉権者を代表して応募手続を行う企業をいい、実施契約締結時点では【○（代表企業名）】をいう。
- (72) 「著作権法」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）をいう。
- (73) 「著作権者の権利」とは、第113条（成果物の利用）第2項に定める意義を有する。
- (74) 「統括管理責任者」とは、準備業務、運營業務及び維持管理業務の業務履行の責任者として第26条第1項（統括管理責任者の設置及び変更）に定める者をいう。
- (75) 「道路区域」とは、道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域であって、道路法が全面的に適用される土地の部分である。なお、本事業の道路区域は、道路法第47条の17の規定により、空間又は地下に上下の範囲を区切って定める立体的区域を設定する。本事業（市）においては、市が道路区域を指

定する部分全体（バスターミナル専有部分（市）の他、駅前広場の一部、専用使用部分（市）を含むものとする。）をいう。

- (76) 「道路法」とは、道路法（昭和27年法律第180号）をいう。
- (77) 「特定事業契約」とは、新バスターミナル（I期）の内装整備について包括的かつ詳細に規定する契約及び維持管理・運営について運営権（国）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約をいう。
- (78) 「特定車両停留施設（市）」とは、特定車両用場所（市）、旅客用場所（市）及びこれらに付随するその他設備並びに専用使用部分（市）を総称していう。
- (79) 「特定車両用場所（市）」とは、特定車両停留施設（市）のうち、誘導車路、操車場所、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所をいう。
- (80) 「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号）をいう。
- (81) 「バス事業者（市）」とは、三宮バスターミナルに特定車両を停留させる民間事業者の総称をいう。
- (82) 「バス事業者部会」とは、現在、三宮バスターミナルを使用しているバス事業者で構成される部会をいう。
- (83) 「バスターミナル専有部分（市）」とは、市がミント神戸内において区分所有権を有する部分で、区分所有法第2条第3項に定める専有部分をいう。
- (84) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (85) 「不可抗力」とは、①地震、洪水、高潮、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であって三宮バスターミナル及び事業敷地の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）（①乃至④いずれも、要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。疑義を避けるために付言すると、市における議会議決が得られないことは不可抗力には該当しない。
- (86) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (87) 「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (88) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者を総称していう。
- (89) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する

要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）を含む。）をいう。

- (90) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例（神戸市の条例を含む。）及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書1(5)（遵守すべき法令等）に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (91) 「法令等変更」とは、第91条（法令等変更）第1項に定義する意味を有する。
- (92) 「募集要項」とは、市が令和【○】年【○】月【○】日付けで公表した三宮バスターミナル特定運営事業等に係る募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）（本事業（国）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (93) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付資料（資料1「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 特定事業契約書（案）」、資料2「三宮バスターミナル特定運営事業等 実施契約書（案）」、資料3「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 基本協定書（国）（案）」、資料4「三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）（案）」、資料5「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 要求水準書（案）」、資料6「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 様式集及び記載要領」及び資料7「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 事業者選定基準」を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して市が発出した書類（本事業（国）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (94) 「本完全無議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、本議決権株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
- (95) 「本議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (96) 「本事業」とは、本事業（国）と本事業（市）を総称していう。
- (97) 「本事業（国）」とは、一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等をいう。
- (98) 「本事業（市）」とは、三宮バスターミナル特定運営事業等をいう。
- (99) 「本施設（国）」とは、新バスターミナル（I期）内の施設のうち、利便施設（国）を除く施設をいう。
- (100) 「本施設（市）」とは、三宮バスターミナル内の施設のうち、利便施設（市）を

除く施設をいう。

- (101) 「民間事業者」とは、一般的な民間事業者をいう。
- (102) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。
- (103) 「ミント神戸」とは、三宮バスターミナル、商業施設、オフィス等で構成される神戸新聞会館ビルをいう。
- (104) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (105) 「優先交渉権者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された【○（代表企業名）】コンソーシアム（【○】株式会社を代表企業、【○】株式会社及び【○】株式会社を構成企業並びに【○】株式会社及び【○】株式会社を協力企業とするコンソーシアム）をいう。
- (106) 「要求水準」とは、事業者による本事業の実施にあたり、国及び市が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
- (107) 「要求水準書」とは、「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル 三宮バスターミナル特定運営事業等 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (108) 「要求水準書等」とは、実施契約、要求水準書、募集要項等及び事業提案書の総称をいう。
- (109) 「便利施設（市）」とは、三宮バスターミナル利便増進事業の対象であって、三宮バスターミナル内の施設のうち、運行情報提供設備（デジタルサイネージ）、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設（これら物件等の基礎部分に該当する躯体である床、柱、梁等の部分を除く。）であって、事業者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う道路占用物をいう。
- (110) 「利用者」とは、本施設（市）の利用者をいう。
- (111) 「旅客用場所（市）」とは、特定車両停留施設（市）のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客の用に供する場所のうち、専用使用部分（市）を除いた部分をいう。

以上

三宮バスターミナル特定運営事業等
事業者が付す保険等

令和6年4月
神戸市

三宮バスターミナル特定運営事業等に関する実施契約書第9条の定めるところにより、「三宮バスターミナル特定運営事業等」（以下「本事業」という。）に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。

ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1. 維持管理業務、運營業務に係る保険

事業者は、維持管理業務及び運營業務の履行に係る保険として、第三者賠償責任保険及び火災保険を付保する。

1.1. 保険名称

第三者賠償責任保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び運営企業とする。
- ④ 被保険者は、市、事業者、維持管理企業、運営企業及びその全ての下請負者とする。
- ⑤ 事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：1億円/1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円/1事故以下とする。

1.2. 保険名称

火災保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよいものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は運営企業及び維持管理企業とする。
- ④ 被保険者は、市とする。
- ⑤ 保険金額は、再調達価格（消費税を含む。）相当とする。

一般国道2号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
需要変動に基づく調整

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市
【事業者】

1. 基本的な考え方

本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業の運営・維持管理期間における需要変動リスクについて、国及び市と事業者が負担する観点から、需要変動に基づく調整を行う。

実際の収入額が当該年度の基準となる収入（以下「基準収入」という。）を上回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市に一部の金額を還元する（以下「プロフィットシェア」という。）。

実際の収入額が、基準収入を下回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市が一部の金額を補填する（以下「ロスシェア」という。）。

なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第 2 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

2. プロフィットシェア・ロスシェアの適用条件

2.1. 基準収入の設定

基準収入は、事業者から提案された当該年度の新バスターミナル運営等事業と三宮バスターミナル運営等事業における収入（以下「バスターミナル運営等事業収入」）（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）をもとに、国及び市及び事業者の協議によって、供用開始までに設定する。基準収入には、利便増進事業の収入は見込まない。

基準収入は、実績に基づき、運営開始後 5 年ごとに国及び市と事業者の協議によって見直すこととする。

2.2. プロフィットシェア

(1) 適用条件

各事業年度のバスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）実績が、当該年度の基準収入より 5.0%を超えて上回った場合に、プロフィットシェアを適用する。

なお、国及び市が、需要変動以外の要因に基づく変動であると判断した場合、事業者と協議を行い、特定事業契約及び実施契約の該当する条項に従って対応する。

【プロフィットシェアの適用条件】

$$P_n - P_{0n} > P_{0n} \times 0.05$$

P_n : n 期のバスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）実績※
 P_{0n} : n 期の基準収入

※新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業による収入の合計であり、利便増進事業の収入を見込まない。

(2) プロフィットシェア金額の算定方法

適用条件を満たした場合に、プロフィットシェア金額を算定する。

5.0%以内の上回った収入相当額については、事業者の帰属とする。

5.0%を超えて上回った収入相当額については、当該超過部分の50%が事業者に帰属し、50%がプロフィットシェア金額として、国及び市に還元されるものとする。プロフィットシェア金額のうち、国及び市への配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。

【プロフィットシェア金額の算定方法】

$$n \text{ 期のプロフィットシェア金額} = \{R_n - (R_{0n} \times 1.05)\} \times 0.5$$

R_n : n 期の、算定対象の収入の実績値

R_{0n} : n 期の、算定対象の収入の計画値

(算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営開始後に協議する。)

(3) プロフィットシェアの還元方法

国への還元相当額は、当該相当額を国から支払う維持管理・運営に係るサービス購入料等から控除する。還元相当額が当該年度の維持管理・運営に係るサービス購入料等を超える場合は、国と事業者の協議による。

市への還元相当額は、事業者が直接市に対して支払うものとする。

2.3. ロスシェア

(1) 適用条件

各事業年度のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績が、当該年度の基準収入より5.0%を超えて下回った場合に、ロスシェアを適用する。

なお、国及び市が、需要変動以外の要因に基づく変動であると判断した場合、事業者と協議を行い、特定事業契約及び実施契約の該当する条項に従って対応する。

【ロスシェアの適用条件】

$$P_{0n} - P_n > P_{0n} \times 0.05$$

P_n : n 期のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績※

P_{0n} : n 期の基準収入

※新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業による収入の合計であり、利便増進事業の収入を見込まない。

(2) ロスシェア金額の算定方法

適用条件を満たした場合に、ロスシェア金額を算定する。

5.0%以内の下回った収入相当額については、事業者の帰属とする。

5.0%を超えて下回った収入相当額については、当該不足部分の50%は事業者が負担し、50%がロスシェア金額として、国及び市により補填されるものとする。ロスシェア金額のうち、国及び市の配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。

【ロスシェア金額の算定方法】

$$n \text{ 期のロスシェア金額} = \{(C_{0n} \times 0.95) - C_n\} \times 0.5$$

C_n : n 期の、算定対象の収入の実績値

C_{0n} : n 期の、算定対象の収入の計画値

(算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営開始後に協議する。)

(3) ロスシェアの補填方法

国からの補填相当額は、予算が成立した場合に、国が事業者に対して支払うものとする。なお、支払い時期や支払い方法に関しては、事前に国と事業者で協議を行うものとする。

市からの補填相当額は、予算が成立した場合に、市が事業者に対して支払うものとする。なお、支払い時期や支払い方法に関しては、事前に市と事業者で協議を行うものとする。

2.4. 算定対象の見直しについて

プロフィットシェア金額の算定対象 (R_n, R_{0n}) 及びロスシェア金額の算定対象 (C_n, C_{0n}) について、運營業務開始時点ではバスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）とし、利便増進事業の収入を含まない。ただし、運營業務開始から5年以内に事業者から国及び市に申し出があった場合は、国及び市と事業者で協議を行い、該当する利便増進事業の収入を対象とすることを検討する。申し出に際して事業者は、利便施設の運営状況を踏まえて、バスターミナル運営等事業収入との関連性が認められることが確認できる資料を提出すること。

三宮バスターミナル特定運営事業等
業績等の監視及び改善要求措置要領

令和6年4月
神戸市

1. 基本的な考え方

1.1. 業績等の監視の基本的な考え方

本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、本事業の実施に関する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）について、事業者自らが確認及び管理する。各業務の業績等が要求水準書及び提案資料に定める要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合には、事業者自らが本事業の各業務を実施する企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

神戸市（以下「市」という。）は、事業者による確認結果等を監視することにより、要求水準の達成状況を確認する。

なお、維持管理、運営に係る減額については、国土交通省近畿地方整備局（以下「国」という。）が実施する業績等の監視と一体で行う。

1.2. 改善要求措置等の基本的な考え方

市は、事業者による業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しないおそれがあると判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善勧告、支払の減額等の改善要求措置や契約解除等の措置（以下、改善勧告以降を総称して「改善要求措置等」という。）を行う。改善要求措置等は、その業務不履行によって生じる各機能の麻痺又は各機能に与える支障の大きさ、並びに同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。

事業者は、業務不履行の発生が確認され、直ちに改善・復旧するよう市から改善の通告を受けた場合には、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画を市に提出し、その承認を得て、業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたる。ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを市に報告する。

改善・復旧計画には、業務不履行の内容、業務不履行の場所、業務不履行の原因、改善・復旧の方法・改善・復旧の期限・改善・復旧の責任者を記載する。

業務不履行に対する支払の減額は、「6. 業務不履行に伴う減額措置」に示す。

1.3. 業績等の監視及び改善要求措置等の構成

業績等の監視及び改善要求措置等は、以下のように構成される。

- ・財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・準備に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・維持管理、運営、利便増進事業に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

2. 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等

2.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

市は、事業者の事業体制及び事業収支等の財務状況に関して、事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

(2) 確認方法

確認方法は書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者等に聞き取り調査を行う場合がある。

a) 書類による確認

事業者は、以下の提出書類を、それぞれの提出時期までに、市に提出する。提出書類は国と同一のものとするを認めるが、市に関する部分を確認できるよう記載すること。

また、市は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

- ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し）：各支払に対応する業務履行期間終了後 20 日以内
- ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等：同上
- ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む）：各事業年度の最終日より 3 か月以内
- ・SPC が締結する契約書類の写し：契約締結日の 14 日前まで、及び契約締結後
- ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨：各会実施日から 14 日以内

b) 聞き取りによる確認

市は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は専門家等による聞き取り調査を実施することができる。

2.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

市は業績等を監視した結果、事業者の実施体制又は事業収支等の財務状況に関して事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況でないと判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び事業収支等の財務状況を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、事業体制又は事業収支等の財

務状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。市は改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 2.2. (1) a) の改善勧告の手続きに移行する。

(2) 契約解除

市は、前記 2.2. (1) の手続きを繰り返しても事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、基本協定、実施契約の解除を行うことができる。

3. 準備に関する業績等の監視及び改善要求措置等

3.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

準備業務に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、市はその報告に基づき確認を行う。監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

a) 書類による確認

事業者は、要求水準書「4.本事業に係る計画・報告」に規定する各種提出書類を、それぞれの提出時期までに市に提出する。

b) 随時の業績等の監視

市は、必要に応じて、事業者からの報告を求めることができる。

c) 実地における確認

市は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、市が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

3.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

市は、準備業務の状況を監視した結果、事業者の要求水準を満たさないと判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに要求水準を満たさない状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。

ただし、要求水準未達の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを市に報告する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、市は、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、3.2.(2)a) の再改善勧告等の手続きに移行する。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、3.2.(2)a) の再改善勧告等の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

a) 再改善勧告

市は、前記 3.2.(1) の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに要求水準未達の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。当該改善・復旧計画書においては、要求水準未改善の原因を明記しなければならない。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、要求水準未達の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準未達の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、構成企業若しくは協力企業の変更を求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 3.2.(2)a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 契約解除

市は、前記 3.2.(1) から 3.2.(2) の手続きを繰り返しても要求水準未達の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合、事業者の債務不履行と判断して、基本協定、実施契約の解除を行うことができる。

4. 維持管理、運営、利便増進事業に関する業績等の監視及び改善要求措置等

4.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

維持管理業務、運営業務、利便増進事業に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、市はその報告に基づき確認を行う。監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

a) 書類による確認

事業者は、要求水準書「4.本事業に係る計画・報告」に規定する各種提出書類を、それぞれの提出時期までに市に提出する。

b) 随時の業績等の監視

市は、バス事業者・ターミナル利用者等から維持管理・運営の状況について疑義の申出を受けた場合は事業者を確認し、必要に応じて事業者からの報告を求めることができる。その他市が必要と認める場合も同様とする。

c) 実地における確認

市は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、市が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

4.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

市は、業績等を監視した結果、事業者の業務不履行と判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを市に報告する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、市は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でない判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、4.2.(2)a) の再改善勧告

等の手続きに移行する。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、4.2. (2) a) の再改善勧告等の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

a) 再改善勧告

市は、前記 4.2. (1) の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。当該改善・復旧計画書においては、業務不履行未改善の原因を明記しなければならない。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、業務不履行となった業務を受託又は請け負っている構成企業若しくは協力企業を、他の構成企業若しくは協力企業に変更することを求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 4.2. (2) a) の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 減額措置

市は、維持管理業務、運営業務について事業者の業務不履行があった場合、事業者の債務不履行と判断して、上記の改善勧告等の手続きと併行して、サービス購入料の減額の措置をとる。詳細は「6. 業務不履行に伴う減額措置」を参照のこと。

(4) 契約解除

市は、前記 4.2. (1) から 4.2. (2) の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合、事業者の債務不履行と判断して、基本協定、実施事業契約の解除を行うことができる。

5. 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

5.1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

市は、事業期間の終了時において、運営権設定対象施設の性能の要求水準に対する達成状況を確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

市は事前に通知を行い、事業終了時の4年前から、運営権設定対象施設のうち、維持管理業務及び運営業務の対象である施設について、書類による確認と実地における確認を行う。事業者は、必要事項や申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

a) 書類による確認

事業者は、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに市に提出する。

表 1 提出する書類及び時期（事業終了時）

	提出書類	提出時期
①	年度業務報告書	事業終了時の4年前、事業終了時
②	月次業務報告書	事業終了時の4年前、事業終了時
③	施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料	事業終了時の1年前、事業終了時
④	その他市が必要と認める書類	随時

※提出済みの書類について、提出後に変更した場合は変更後の書類のみを提出すること。

b) 実地における確認

市は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、市が行う実地における確認に必要な協力を行うものとする。

5.2. 改善措置要求等

(1) 改善勧告等

a) 改善勧告

市は業績等を監視した結果、要求水準を達成していないと判断した場合は、事業者に対して直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

b) 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、市に提出する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準を達成していない状態が改善・復旧できる内容と認められ

ない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

c) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記 5.2. (1) a) の改善勧告の手続きに移行する。

(2) 契約の解除

市は、事業終了時まで改善が確認されない場合には、事業者の債務不履行と判断して、本件実施契約に定めるところに従い、事業期間終了前に基本協定及び実施契約の解除を行うことができる。

6. 業務不履行に伴う減額措置

6.1. 維持管理、運営に係る減額方法

(1) 基本的な考え方

実施契約期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、①②に該当する場合かつ事業者の責に帰す事由による場合は、国の支払う維持管理・運営にかかるサービス購入料の減額を目的として国と協議を行う。

(2) 重大な事象に対する減額

ア 次のいずれかに該当するかどうかにより判断する。これらに該当する主な具体例としては、別紙 重大な事象の具体例に掲げるような事象が想定される。

- ① 交通機能・公益機能の麻痺
- ② 重大な事故の発生
- ③ 明らかな不作為に起因する事故の発生
- ④ 法令違反
- ⑤ 提出書類、報告等における虚偽

重大事象の判断基準は、実施契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、市と事業者で協議のうえ、市が定める。

イ 重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、維持管理・運営にかかるサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、改善勧告を行った日から、改善及び復旧を確認した日までの間の日数の日割りとする。

ウ 発生した重大な事象に係る業務不履行が、以前に発生した重大な事象に係る業務不履行と同一の内容であると市がみなした場合には、上記イに加え、以前発生した重大な事象の発生回数を乗じた金額を減額する。

エ 再改善勧告を行った場合、維持管理・運営にかかるサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、再改善勧告を行った日から、改善及び復旧を確認した日までの間の日数の日割りとする。

(3) 重大な事象以外に対する減額

ア 重大な事象に該当しない場合については、要求水準を達成しているかどうかにより判断する。

市は、重大な事象以外の事象の判断基準を、実施契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、市と事業者で協議のうえ、定める。なお、判断基準には、各業務について次の事項を具体化した事項を含める。

- ① 重大な事象発生時の報告遅延
- ② 要求水準記載事項の未達成
- ③ 事業者による速やかな一次対応ができていない場合
- ④ 利用者・バス事業者等からのクレーム（要求水準の未達成による場合に限る）
- ⑤ 業務実施方法の誤りによる被害が派生した場合、誤りが繰り返される場合
- ⑥ 提出書類、報告等の提出遅延

イ 業務不履行を確認し、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、維持管理・運営にかかるサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、改善勧告を行った日から、改善・復旧計画を受領した日までの間の日数の日割りとする。

ウ 発生した業務不履行が、以前に発生した事象に係る業務不履行と同一の内容であると市がみなした場合には、上記イに加え、以前発生した事象の発生回数に乗じた金額を減額する。

エ 再改善勧告を行った場合、維持管理・運営にかかるサービス購入料の当期の支払予定額を減額する。減額の相当額は、再改善勧告を行った日から、再改善・復旧計画を受領した日までの間の日数の日割りとする。

6.2. 減額以外の損害賠償

市は、上記 6.1. による減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。

別紙 重大な事象の具体例

項目	具体的な事象（例）	重大な事象となる判断基準（例）	
		規模・内容等による判断基準	結果による判断基準
バスターミナル機能の停止	バスの入出庫、発着等ができない など	—	バス運行の不全 など
	利用者・バス事業者が必要な情報を入手できない など	運行情報提供設備の全停止 など	情報配信不能 など
ユニバーサルデザイン、バリアフリーの欠如	移動の支援を受けられない など	—	歩行者の移動不能 など
関係者との連携・協調の欠如	会議への不参加 バス事業者間の協議・調整の未実施 など	意図的な連携・協調の欠如 など	—
施設的美観・機能性・衛生性の喪失	施設が適切に維持管理されていない など	—	景観阻害回遊・滞留空間の機能不全 など
防災機能の喪失	誘導や安全確保、災害情報の提供を行わない など	—	対応を講じなかったことによる死傷者の発生など
物理的アクセス機能の停止	エレベーター停止など	エレベーター・エスカレーターの停止など	アクセス不能など
安全性の喪失	事故原因となる可能性のある状況の放置など	—	人身事故の発生、明らかな不作為に起因する事故の発生など
防犯性の喪失	防犯機能停止、警備の不備による事件の発生など	—	不審者の侵入による盗難等の発生など
防災機能の異常	消火器等の誤作動など	—	バスターミナル運営不能、機材・書類等への損害
電力供給、照明設備機能の停止	停電、断線	フロア単位、一定時間以上	バスターミナル運営不能
気密性・水密性の損失	窓の破損、漏水など	—	バスターミナル運営不能、機材・書類等への損害など
空調設備・換気設備機能の停止	熱源の停止など	一定時間以上など	バスターミナル運営不能、機材等への損害など
通信機能の停止	電話の断線・不通、業務用通信回線の断線・不通など	フロア単位、一定時間以上など	バスターミナル運営不能など

項目	具体的な事象（例）	重大な事象となる判断基準（例）	
		規模・内容等による判断基準	結果による判断基準
給湯給排水設備機能の停止	水漏れなど	－	水漏れによる執務不能、機材・書類等への損害など
緊急時等の対応の迅速性の欠陥	救急患者、負傷者等の放置、利用者の避難誘導不備など	－	迅速な応急措置を講じなかったことによる死傷者の発生など
衛生管理の不徹底	食中毒の発生など	－	入院者、通院者の発生など
不適切な商品の販売	法令に抵触する商品の販売	－	模造品の販売など
利用者ニーズへの不対応	利用者満足度の低水準	－	長期に亘る低い利用者満足度など
法的基準を順守していないこと	資格者以外の法定業務実施など	意図的と判断され得る違反など	法令違反による業務停止など
情報漏洩	個人情報、機密情報の漏洩	－	漏洩による損害の発生など
その他コンプライアンスの欠如	提出書類、報告等における虚偽など	主要な事項に係る虚偽、意図的な虚偽、事実の隠蔽など	－
その他	行政への著しい負担の発生など	－	不適切な業務実施に伴う著しい行政負担の発生など
	その他		

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル
特定運営事業等

基本協定書（国）
（案）

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局

【代表企業】

【構成企業】

【構成企業】

【協力企業】

【協力企業】

目 次

第1条	(目的及び解釈)	1
第2条	(当事者の義務)	3
第3条	(事業者の設立)	3
第4条	(株式の譲渡)	3
第5条	(特定事業契約の締結)	5
第6条	(運営権(国)の設定)	5
第7条	(業務の委託等)	6
第8条	(準備行為)	6
第9条	(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)	6
第10条	(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)	8
第11条	(特定事業契約不調の場合の処理)	8
第12条	(新バスターミナル利便増進事業の実施)	9
第13条	(本事業(国)終了後の代表企業の責任)	9
第14条	(秘密保持)	9
第15条	(契約の変更)	10
第16条	(有効期間)	10
第17条	(疑義に関する協議)	10
第18条	(準拠法及び管轄裁判所)	10
別紙1 出資者保証書の様式		
別紙2 誓約書の様式		

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等（以下「本事業（国）」という。）に関し、国土交通省 近畿地方整備局（以下「甲」という。）と【○】グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業（国）に関して甲及び神戸市が実施した公募手続において乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と、乙の設立する本事業（国）の遂行者（以下「事業者」という。）との間において、本事業（国）に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第14条第1項に基づき、本事業（国）の実施に関する特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）を締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いられる用語は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、甲が令和6年【○】月【○】日付けで公表した「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等 募集要項」（その後の変更を含み、本事業（市）のみに関する部分を除く。以下「募集要項」という。）において定められた定義と同義とする。
 - (1) 「協力企業」とは、乙のうち、事業者の本議決権株式を保有せず、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、本基本協定締結時点では【協力企業名】及び【協力企業名】をいう。
 - (2) 「構成企業」とは、乙のうち、事業者の本議決権株式を保有し、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。
 - (3) 「代表企業」とは、構成企業のうち、乙を代表して応募手続を行う企業をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】をいう。
 - (4) 「各業務」とは、募集要項等に定める本事業（国）に係る業務を個別に又は総称していう。
 - (5) 「本完全無議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、本議決権株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
 - (6) 「本議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
 - (7) 「本事業」とは、本事業（国）と本事業（市）を総称していう。
 - (8) 「本事業（市）」とは、三宮バスターミナル特定運営事業等をいう。

- (9) 「市」とは、神戸市をいう。
- (10) 「本施設（国）」とは、新バスターミナル（I期）内の施設のうち、利便施設（国）を除く施設をいう。
- (11) 「基本協定書（市）」とは、市と優先交渉権者との間で締結される三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書をいう。
- (12) 「業務委託契約」とは、事業者及び業務委託先との間で締結される各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
- (13) 「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う構成企業、協力企業をいう。
- (14) 「事業期間」とは、特定事業契約に定める本事業（国）を実施する期間をいう。
- (15) 「事業提案書」とは、乙が令和【○】年【○】月【○】日付けで甲に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式（本事業（市）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (16) 「実施契約」とは、三宮バスターミナルの維持管理・運営について、本事業（市）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約として市と事業者の間で締結する予定の契約をいう。
- (17) 「準備行為」とは、乙自らの費用及び責任において行う、本事業（国）の実施に関して合理的に必要な準備に係る行為をいう。
- (18) 「法人等」とは、法人又は団体若しくは個人をいう。
- (19) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (20) 「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (21) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者を総称していう。
- (22) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）を含む。）をいう。
- (23) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付資料（資料1「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 特定事業契約書（案）」、資料2「三宮バスターミナル特定運営事業等 実施契約書（案）」、資料3「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 基本協定書（国）（案）」、資料4「三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）（案）」、資料5「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 要求水準書（案）」、資料6「一般国

道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 様式集及び記載要領」及び資料7「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 事業者選定基準」を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。)並びに質問回答書その他これらに関して甲が発出した書類(本事業(市)のみに関する部分を除く。)をいう。

(24)「本事業(国)開始予定日」とは、令和7年4月【○】日をいう。

(25)「役員等」とは、個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店その他経営に実質的に関与している者をいう。

3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条 (当事者の義務)

1 甲及び乙は、本事業(国)に関する、甲と事業者との間での特定事業契約の締結及びPFI法第19条第1項に定める公共施設等運営権(以下「運営権(国)」という。)の設定に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 甲及び乙は、特定事業契約の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。

第3条 (事業者の設立)

1 乙は、本基本協定締結後、遅滞なく、特定事業契約の締結までに、募集要項等及び事業提案書に基づき、株式会社である事業者を神戸市内に設立し、当該事業者の定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲に提出するものとする。

2 乙のうち構成企業は、事業者を設立した後速やかに、別紙1(出資者保証書の様式)の様式及び内容の出資者保証書を作成して甲に提出する。また、乙以外の者に事業者の本完全無議決権株式を発行する場合、事業者を設立した後速やかに、事業者の本完全無議決権株式を当初取得する構成企業以外の者から、別紙2(誓約書の様式)の様式及び内容の誓約書を徴求して甲に提出する。

3 事業者の設立時において、構成企業の全ては事業者へ出資するものとし、事業者の本議決権株式を保有する者は構成企業のみとしなければならない。

第4条 (株式の譲渡)

1 構成企業は、保有する事業者の本議決権株式の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、時期を問わず、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。ただし、他の構成企業に対して、本議決権株式の一部を譲渡する場合を除く。な

お、事業者の本議決権株式を新たに発行する場合、事業者が甲の事前の承認を受ける義務を特定事業契約に定めることを確認する。

2 乙は、保有する本完全無議決権株式について、時期を問わず、譲渡、担保権設定その他の処分を行うことができる。

3 前二項の譲渡の際の譲受人は、譲渡の時期を問わず、次の各号に掲げる条件を全て満たすことを要し、乙は、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守する。なお、乙は、乙以外の者がかかる譲渡を行う場合については、本項と同様の譲渡先の制限に関する事業者の義務を特定事業契約に定めることを確認する。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) PFI法第9条の規定に該当しない者であること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者）に該当しないこと。

(9) 近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 乙が市との間で締結した本事業（市）についての基本協定の定めに従い、市が、

本事業（市）についての実施契約を締結しないことを決定したとき。

- 4 第1項第1文の承諾にあたり、甲は、当該本議決権株式の譲受人が前項の各条件及び当該本議決権株式を保有する構成企業と同等の資格要件、実績要件その他募集要項等に定める要件を満たし、かつ、当該譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承諾するものとする。
- 5 構成企業は、甲の承諾を得てその保有する事業者の本議決権株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人及び構成企業との連名で、別紙1（出資者保証書の様式）の様式及び内容の出資者保証書をあらかじめ甲に提出するものとし、事業者が、当該譲渡を行った者に対し、第3項に掲げる条件を全て満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を特定事業契約に定めることを確認する。
- 6 乙又は乙以外の者がその保有する事業者の本完全無議決権株式を譲渡する場合、事業者が、かかる譲渡を行った者をして、その譲受人から、別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ甲に提出させるものとし、また、第3項に掲げる条件を全て満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を特定事業契約に定めることを確認する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。

第5条（特定事業契約の締結）

- 1 甲及び乙は、特定事業契約の締結後も、本事業（国）の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 2 乙は、特定事業契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重する。

第6条（運営権（国）の設定）

- 1 甲は、特定事業契約の締結後速やかに、本施設（国）に対し、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、PFI法第19条第1項に基づき、乙に運営権（国）を設定するものとする。
 - (1) 特定事業契約の規定に従い、内装施工が完了し、甲が内装施工部分の引渡しを受けて所有権を取得していること。
 - (2) 特定事業契約、募集要項等及び事業提案書に基づき、運營業務及び維持管理業務の開始に向けた手続が円滑に進捗していること。
- 2 前項に基づき設定された運営権（国）は、特定事業契約で別途定める効力発生要件が充足されることを停止条件としてその効力が発生するものとする。
- 3 第1項に定める停止条件が全て成就した場合、甲は、事業者に対し、運営権設定書を交付し、運営権（国）を設定する。この場合、乙は、事業者をして、事業者の費用により、PFI法第27条に基づく運営権（国）の登録に必要な手続を行わせるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第7条 (業務の委託等)

- 1 乙は、事業者をして、本事業（国）に係る各業務の全てを業務委託先に一括して委託又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、募集要項等及び事業提案書に従い、事業者をして、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託先との間で業務委託契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 3 前項により事業者から業務の実施を受託し又は請け負った構成企業及び協力企業は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第8条 (準備行為)

- 1 乙は、特定事業契約の締結前にも、本事業（国）の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、特定事業契約の締結後速やかに、前項の甲の協力を得て行った準備行為の結果を、事業者に対し引き継ぐものとする。

第9条 (談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)

- 1 甲は、乙が本事業の優先交渉手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令又は納付命令」という。）において、本基本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規

定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 排除措置命令又は納付命令により、乙のいずれかに独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (6) その他乙のいずれかが前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否か若しくは損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として【○】円¹（本基本協定締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が本基本協定を履行した後も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として【○】円²（本基本協定締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

4 前二項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

5 第2項から前項までの場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業又は協力企業であった者

¹ 事業提案書に基づき、乙から提案されたサービス購入料の金額を記載する。

² 事業提案書に基づき、乙から提案されたサービス購入料の金額を記載する。

についても、同様とする。

第10条 (暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)

- 1 甲は、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 法人等の役員等に暴力団員等がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として【〇】円³(本基本協定締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する額を違約金としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 4 前二項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業又は協力企業であった者についても、同様とする。

第11条 (特定事業契約不調の場合の処理)

- 1 本事業(国)開始予定日までに、甲と事業者との間で特定事業契約が締結に至

³ 事業提案書に基づき、乙から提案されたサービス購入料の金額を記載する。

らなかった場合、特定事業契約に定める場合を除き、甲及び乙が本事業（国）の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、特定事業契約が締結に至らなかった理由が甲の責めに帰すべき事由によるものであると認められるとき、甲は、乙が準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第1項又は第10条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第1項の規定に従い特定事業契約が解除され又は特定事業契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第12条 （新バスターミナル利便増進事業の実施）

構成企業及び協力企業は、自ら若しくは自らが出資する会社（事業者を含まない。）又は事業者と連携する企業（総称して、以下「新バスターミナル利便増進事業実施企業」という。）をして、事前に書面による甲の承認を得た上で、関係法令を遵守し、新バスターミナル利便増進事業実施企業の責任及び費用負担において、新バスターミナル利便増進事業を行うことができるものとする。

第13条 （本事業（国）終了後の代表企業の責任）

事業期間終了後、事業者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、特定事業契約に基づき事業者が甲に対して負担する義務を、特定事業契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。

第14条 （秘密保持）

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業（国）を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業（国）の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 甲及び乙からの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うこと

を条件として開示する場合

- (2) 当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業（国）に関して事業者
に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会
計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を
負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金
融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場
合

第15条 （契約の変更）

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することがで
きない。

第16条 （有効期間）

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日
から特定事業契約に定める本事業（国）終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、特定事業契約が解除され
又は特定事業契約が締結に至らなかつた場合には、甲又は代表企業が相手方に対
して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲
及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第3号、
第5号乃至第7号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終
了後も存続するものとする。
 - (1) 第9条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第2項から第
5項まで
 - (2) 第10条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第2項から第4項まで
 - (3) 第11条（特定事業契約不調の場合の処理）
 - (4) 第13条（本事業（国）終了後の代表企業の責任）
 - (5) 第14条（秘密保持）
 - (6) 第18条（準拠法及び管轄裁判所）
 - (7) 本条（有効期間）

第17条 （疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の
解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを
定めるものとする。

第18条 （準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以 上

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに代表企業、その他の構成企業及び協力企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び代表企業が各1通を保有する。

令和6年【○】月【○】日

(甲)

住所 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4
大手前合同庁舎

氏名 支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 【氏名】

(乙) (代表企業)

住所 【住所】
商号 【商号】

(構成企業)

(構成企業)

(協力企業)

(協力企業)

別紙1 出資者保証書の様式

【○】年【○】月【○】日

国土交通大臣 【○】殿

出 資 者 保 証 書

国土交通省 近畿地方整備局（以下「国」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下「当社ら」と総称する。）との間で、令和【○】年【○】月【○】日付けで締結された一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 基本協定書（国）（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を国に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、【○】年【○】月【○】日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日時点における事業者の資本金の額及び株主構成等は以下のとおりであること。

事業者の資本金の額 : 【○】円
事業者の発行可能株式総数 : 【○】株
事業者の発行済株式の総数 : 【○】株

出資者（代表企業）

商号 【商号】

出資額 【○】円

引き受ける株式の総数 【○】株

引き受ける株式の種類 【○】株式

出資者（構成企業）

商号 【商号】

出資額 【○】円

引き受ける株式の総数 【○】 株
引き受ける株式の種類 【○】 株式

出資者（構成企業）
商号 【商号】
出資額 【○】 円
引き受ける株式の総数 【○】 株
引き受ける株式の種類 【○】 株式

- 3 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく国の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】（以下「代表企業」という。）は、当該本議決権株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、本事業（国）の事業期間中は、代表企業を変更しないこと。
- 4 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく国の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業でない構成企業である【構成企業名】及び【構成企業名】は、事業者の本議決権株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 当社らが保有する事業者の本議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者及びその他の議決権株式を保有する者との連名でこの出資者保証書と同じ様式の出資者保証書を国に提出すること。
- 6 当社らが保有する事業者の本完全無議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者から本基本協定別紙2（誓約書の様式）と同じ様式の誓約書を徴求し国に提出すること。
- 7 当社らが保有する事業者の本議決権株式又は本完全無議決権株式を譲渡する場合、当該譲渡の譲受人は、譲渡の時期を問わず、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項各号に掲げる条件を全て満たすことを要し、当社らは、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守すること。
- 8 当社らを代表又は代理して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、各当社らを代表して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印する権限を付与されているこ

と。

- 9 当社は、この出資者保証書に関する事項及び本基本協定に関する情報につき、①当該情報を知る必要のある当社らの役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社らと同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、②当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業（国）に関して事業者
に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社らと同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は③法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行又は本事業（国）の実施の目的以外には使用しないこと。ただし、次に掲げる情報を除く。
- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 国及び当社らからの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

以 上

(代表企業)

【代表企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

別紙2 誓約書の様式

【○】年【○】月【○】日

国土交通大臣 【○】殿

誓約書

国土交通省 近畿地方整備局（以下「国」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】、【協力企業名】及び【協力企業名】との間で、令和【○】年【○】月【○】日付けで締結された一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 基本協定書（国）（以下「本基本協定」という。）に関して、当社は、本日付けをもって、下記の事項を国に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日時点における当社が保有する事業者の本完全無議決権株式の数は【○】株であること。当社がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の額は【○】円であり、払い込み済みであること。
- 2 当社が保有する事業者の本完全無議決権株式を譲渡する場合、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項に掲げる条件を満たすことを要し、また、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し国に提出すること。
- 3 当社を代表又は代理してこの誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続きに基づき、当社を代表してこの誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
- 4 当社は、この誓約書に関する事項及び本基本協定に関する情報につき、①当該情報を知る必要のある当社の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、②当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業（国）に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は③法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融

商品取引業協会を含む。)の命令により開示を求められた情報を開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行又は本事業(国)の実施の目的以外には使用しないこと。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 国及び当社からの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

以 上

【企業名】

三宮バスターミナル特定運営事業等
基本協定書（市）
（案）

令和6年4月
神戸市

【代表企業】

【構成企業】

【構成企業】

【協力企業】

【協力企業】

目 次

第1条	(目的及び解釈)	1
第2条	(当事者の義務)	3
第3条	(事業者の設立)	3
第4条	(株式の譲渡)	3
第5条	(実施契約の締結)	5
第6条	(運営権(市)の設定)	5
第7条	(業務の委託等)	6
第8条	(準備行為)	6
第9条	(談合その他の不正行為による実施契約の不締結等)	6
第10条	(暴力団排除に係る実施契約の不締結等)	7
第11条	(実施契約不調の場合の処理)	8
第12条	(三宮バスターミナル利便増進事業の実施)	8
第13条	(本事業(市)終了後の代表企業の責任)	9
第14条	(秘密保持)	9
第15条	(契約の変更)	9
第16条	(有効期間)	10
第17条	(疑義に関する協議)	10
第18条	(準拠法及び管轄裁判所)	10
別紙1 出資者保証書の様式		
別紙2 誓約書の様式		

三宮バスターミナル特定運営事業等（以下「本事業（市）」という。）に関し、神戸市（以下「甲」という。）と【○】グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業（市）に関して甲及び国土交通省 近畿地方整備局が実施した公募手続において乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と、乙の設立する本事業（市）の遂行者（以下「事業者」という。）との間において、本事業（市）に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第14条第1項に基づき、本事業（市）の実施に関する実施契約（以下「実施契約」という。）を締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いられる用語は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、甲が令和6年【○】月【○】日付けで公表した「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等 募集要項」（その後の変更を含み、本事業（国）のみに関する部分を除く。以下「募集要項」という。）において定められた定義と同義とする。
 - (1) 「協力企業」とは、乙のうち、事業者の本議決権株式を保有せず、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、本基本協定締結時点では【協力企業名】及び【協力企業名】をいう。
 - (2) 「構成企業」とは、乙のうち、事業者の本議決権株式を保有し、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。
 - (3) 「代表企業」とは、構成企業のうち、乙を代表して応募手続を行う企業をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】をいう。
 - (4) 「各業務」とは、募集要項等に定める本事業（市）に係る業務を個別に又は総称していう。
 - (5) 「本完全無議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、本議決権株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号又は第9号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
 - (6) 「本議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
 - (7) 「本事業」とは、本事業（国）と本事業（市）を総称していう。
 - (8) 「本事業（市）」とは、三宮バスターミナル特定運営事業等をいう。

- (9) 「市」とは、神戸市をいう。
- (10) 「本施設（市）」とは、三宮バスターミナル内の施設のうち、利便施設（市）を除く施設をいう。
- (11) 「基本協定書（市）」とは、市と優先交渉権者との間で締結される三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書をいう。
- (12) 「業務委託契約」とは、事業者及び業務委託先との間で締結される各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
- (13) 「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う構成企業及び協力企業をいう。
- (14) 「事業期間」とは、実施契約に定める本事業（市）を実施する期間をいう。
- (15) 「事業提案書」とは、乙が令和【○】年【○】月【○】日付けで甲に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式（本事業（国）のみに関する部分を除く。）をいう。
- (16) 「特定事業契約」とは、新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備について包括的かつ詳細に規定する契約及び維持管理・運営について運営権（国）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約として国と事業者の間で締結する予定の契約をいう。
- (17) 「準備行為」とは、乙自らの費用及び責任において行う、本事業（市）の実施に関して合理的に必要な準備に係る行為をいう。
- (18) 「法人等」とは、法人又は団体若しくは個人をいう。
- (19) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (20) 「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (21) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者を総称していう。
- (22) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）を含む。）をいう。
- (23) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付資料（資料1「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 特定事業契約書（案）」、資料2「三宮バスターミナル特定運営事業等 実施契約書（案）」、資料3「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 基本協定書（国）（案）」、資料4「三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）（案）」、資料5「一般国道2号 神戸三宮駅 交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 要求水準書（案）」、資料6「一

般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 様式集及び記載要領」及び資料7「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 事業者選定基準」を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。)並びに質問回答書その他これらに関して甲が発出した書類(本事業(国)のみに関する部分を除く。)をいう。

(24)「本事業(市)開始予定日」とは、令和7年6月【○】日をいう。

(25)「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条 (当事者の義務)

1 甲及び乙は、本事業(市)に関する、甲と事業者との間での実施契約の締結及びPFI法第19条第1項に定める公共施設等運営権(以下「運営権(市)」という。)の設定に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 甲及び乙は、実施契約の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。

第3条 (事業者の設立)

1 乙は、本基本協定締結後、遅滞なく、実施契約の締結までに、募集要項等及び事業提案書に基づき、株式会社である事業者を神戸市内に設立し、当該事業者の定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲に提出するものとする。

2 乙のうち構成企業は、事業者を設立した後速やかに、別紙1(出資者保証書の様式)の様式及び内容の出資者保証書を作成して甲に提出する。また、乙は、乙以外の者に事業者の本完全無議決権株式を発行する場合、事業者を設立した後速やかに、事業者の本完全無議決権株式を当初取得する構成企業以外の者から、別紙2(誓約書の様式)の様式及び内容の誓約書を徴求して甲に提出する。

3 事業者の設立時において、構成企業の全ては事業者へ出資するものとし、事業者の本議決権株式を保有する者は構成企業のみとしなければならない。

第4条 (株式の譲渡)

1 構成企業は、保有する事業者の本議決権株式の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、時期を問わず、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。ただし、他の構成企業に対して、本議決権株式の一部を譲渡する場合を除く。な

お、事業者の本議決権株式を新たに発行する場合、事業者が甲の事前の承認を受ける義務を実施契約に定めることを確認する。

2 乙は、保有する本完全無議決権株式について、時期を問わず、譲渡、担保権設定その他の処分を行うことができる。

3 前二項の譲渡の際の譲受人は、譲渡の時期を問わず、次の各号に掲げる条件を全て満たすことを要し、乙は、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守する。なお、乙は、乙以外の者がかかる譲渡を行う場合については、本項と同様の譲渡先の制限に関する事業者の義務を実施契約に定めることを確認する。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) PFI法第9条の規定に該当しない者であること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと。

(9) 近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 乙が市との間で締結した本事業（市）についての基本協定の定めに従い、市が、

本事業（市）についての実施契約を締結しないことを決定したとき。

- 4 第1項第1文の承諾にあたり、甲は、当該本議決権株式の譲受人が前項の各条件及び当該本議決権株式を保有する構成企業と同等の資格要件、実績要件その他募集要項等に定める要件を満たし、かつ、当該譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承諾するものとする。
- 5 構成企業は、甲の承諾を得てその保有する事業者の本議決権株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人及び構成企業との連名で、別紙1（出資者保証書の様式）の様式及び内容の出資者保証書をあらかじめ甲に提出するものとし、事業者が、当該譲渡を行った者に対し、第3項に掲げる条件を全て満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を実施契約に定めることを確認する。
- 6 乙又は乙以外の者がその保有する事業者の本完全無議決権株式を譲渡する場合、事業者が、かかる譲渡を行った者をして、その譲受人から、別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ甲に提出させるものとし、また、第3項に掲げる条件を全て満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を実施契約に定めることを確認する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。

第5条（実施契約の締結）

- 1 甲及び乙は、実施契約の締結後も、本事業（市）の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 2 乙は、実施契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重する。
- 3 甲は、実施契約の締結までに、実施契約としての効力発生に必要な議会の議決を完了させなければならない。

第6条（運営権（市）の設定）

- 1 甲は、実施契約の締結後速やかに、本施設（市）に対し、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、PFI法第19条第1項に基づき、乙に運営権（市）を設定するものとする。
 - (1) 市において必要な議会の議決を完了していること。
 - (2) 実施契約、募集要項等及び事業提案書に基づき、運営業務及び維持管理業務の開始に向けた手続が円滑に進捗していること。
- 2 前項に基づき設定された運営権（市）は、実施契約で別途定める効力発生要件が充足されることを停止条件としてその効力が発生するものとする。
- 3 第1項に定める停止条件が全て成就した場合、甲は、事業者に対し、運営権設定書を交付し、運営権（市）を設定する。この場合、乙は、事業者をして、事業者の費用により、PFI法第27条に基づく運営権（市）の登録に必要な手続を行わせ

るものとし、甲はこれに協力するものとする。

第7条 (業務の委託等)

- 1 乙は、事業者をして、本事業（市）に係る各業務の全てを業務委託先に一括して委託又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、募集要項等及び事業提案書に従い、事業者をして、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託先との間で業務委託契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 3 前項により事業者から業務の実施を受託し又は請け負った構成企業及び協力企業は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第8条 (準備行為)

- 1 乙は、実施契約の締結前にも、本事業（市）の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、実施契約の締結後速やかに、前項の甲の協力を得て行った準備行為の結果を、事業者に対し引き継ぐものとする。

第9条 (談合その他の不正行為による実施契約の不締結等)

- 1 甲は、乙が本事業の優先交渉手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を解除し、又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規

定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれかに独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (6) その他乙のいずれかが前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び実施契約を解除するか否か又は実施契約を締結するか否か若しくは損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として30,000,000円を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が本基本協定を履行した後も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、損害の有無にかかわらず、違約罰として31,500,000円を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

4 前二項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

5 第2項から前項までの場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業又は協力企業であった者についても、同様とする。

第10条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）

- 1 甲は、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を解除し、又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 法人等の役員等に暴力団員等がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び実施契約を解除するか否か又は実施契約を締結するか否か若しくは損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として30,000,000円を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
 - 4 前二項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業又は協力企業であった者についても、同様とする。

第11条 (実施契約不調の場合の処理)

- 1 本事業（市）開始予定日までに、甲と事業者との間で実施契約が締結に至らなかった場合、実施契約に定める場合を除き、甲及び乙が本事業（市）の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、実施契約が締結に至らなかった理由が甲の責めに帰すべき事由によるものである（甲の議会において必要な議決が得られない場合は含まない。）と認められるとき、甲は、乙が準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）第1項又は第10条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）第1項の規定に従い実施契約が解除され又は実施契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第12条 (三宮バスターミナル利便増進事業の実施)

構成企業及び協力企業は、自ら若しくは自らが出資する会社（事業者を含まない。）又は事業者と連携する企業（総称して、以下「三宮バスターミナル利便増進事業実施企業」という。）をして、事前に書面による甲の承認を得た上で、関係法令を遵守し、三宮バスターミナル利便増進事業実施企業の責任及び費用負担において、三宮バスターミナル利便増進事業を行うことができるものとする。

第13条 （本事業（市）終了後の代表企業の責任）

事業期間終了後、事業者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、実施契約に基づき事業者が甲に対して負担する義務を、実施契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。

第14条 （秘密保持）

1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業（市）を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業（市）の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 甲及び乙からの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。

- (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業（市）に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

第15条 （契約の変更）

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第16条 (有効期間)

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から実施契約に定める本事業（市）終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、実施契約が解除され又は実施契約が締結に至らなかった場合には、甲又は代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第3号、第5号乃至第7号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - (1) 第9条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）第2項から第5項まで
 - (2) 第10条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）第2項から第4項まで
 - (3) 第11条（実施契約不調の場合の処理）
 - (4) 第13条（本事業（市）終了後の代表企業の責任）
 - (5) 第14条（秘密保持）
 - (6) 第18条（準拠法及び管轄裁判所）
 - (7) 本条（有効期間）

第17条 (疑義に関する協議)

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

第18条 (準拠法及び管轄裁判所)

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以 上

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに代表企業、その他の構成企業及び協力企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び代表企業が各1通を保有する。

令和7年3月【○】日

(甲)

【○】

神戸市長 久元 喜造

【○】

(乙) (代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

(協力企業)

(協力企業)

別紙1 出資者保証書の様式

【○】年【○】月【○】日

神戸市長 久元 喜造殿

出 資 者 保 証 書

神戸市（以下「市」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下「当社ら」と総称する。）との間で、令和【○】年【○】月【○】日付けで締結された三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、【○】年【○】月【○】日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日時点における事業者の資本金の額及び株主構成等は以下のとおりであること。

事業者の資本金の額 : 【○】円
事業者の発行可能株式総数 : 【○】株
事業者の発行済株式の総数 : 【○】株

出資者（代表企業）

商号 【商号】

出資額 【○】円

引き受ける株式の総数 【○】株

引き受ける株式の種類 【○】株式

出資者（構成企業）

商号 【商号】

出資額 【○】円

引き受ける株式の総数 【○】株

引き受ける株式の種類 【○】 株式

出資者（構成企業）

商号 【商号】

出資額 【○】 円

引き受ける株式の総数 【○】 株

引き受ける株式の種類 【○】 株式

- 3 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく市の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】（以下「代表企業」という。）は、当該本議決権株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、本事業（市）の事業期間中は、代表企業を変更しないこと。
- 4 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく市の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業でない構成企業である【構成企業名】及び【構成企業名】は、事業者の本議決権株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 当社らが保有する事業者の本議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者及びその他の議決権株式を保有する者との連名でこの出資者保証書と同じ様式の出資者保証書を市に提出すること。
- 6 当社らが保有する事業者の本完全無議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者から本基本協定別紙2（誓約書の様式）と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
- 7 当社らが保有する事業者の本議決権株式又は本完全無議決権株式を譲渡する場合、当該譲渡の譲受人は、譲渡の時期を問わず、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項各号に掲げる条件を全て満たすことを要し、当社らは、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守すること。
- 8 当社らを代表又は代理して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、各当社らを代表して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

- 9 当社は、この出資者保証書に関する事項及び本基本協定に関する情報につき、①当該情報を知る必要のある当社らの役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社らと同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、②当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業（市）に関して事業者が融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社らと同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は③法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合を除き、市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行又は本事業（市）の実施の目的以外には使用しないこと。ただし、次に掲げる情報を除く。
- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 市及び当社らからの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

以 上

(代表企業)

【代表企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

別紙2 誓約書の様式

【○】年【○】月【○】日

神戸市長 久元 喜造殿

誓約書

神戸市（以下「市」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】、【協力企業名】及び【協力企業名】との間で、令和【○】年【○】月【○】日付けで締結された三宮バスターミナル特定運営事業等 基本協定書（市）（以下「本基本協定」という。）に関して、当社は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日時点における当社が保有する事業者の本完全無議決権株式の数は【○】株であること。当社がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の額は【○】円であり、払い込み済みであること。
- 2 当社が保有する事業者の本完全無議決権株式を譲渡する場合、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項に掲げる条件を満たすことを要し、また、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
- 3 当社を代表又は代理してこの誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、当社を代表してこの誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
- 4 当社は、この誓約書に関する事項及び本基本協定に関する情報につき、①当該情報を知る必要のある当社の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、②当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業（市）に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は③法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合を除き、

市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行又は本事業（市）の実施の目的以外には使用しないこと。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 市及び当社からの開示を受ける前から、開示を受けた第三者が独自に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

以 上

【企業名】

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定
運営事業等

三宮バスターミナル特定運営事業等

要求水準書
(案)

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市

目 次

1. 総則	1
1.1. 要求水準書の目的.....	1
1.2. 事業者が提案した事業提案書.....	1
1.3. 要求水準の変更.....	1
1.4. 要求水準書の規定の取扱い.....	1
1.5. 法令並びに適用基準等.....	1
1.6. 秘密の保持.....	2
1.7. 業務の監視.....	2
1.8. 事業終了時の水準.....	2
1.9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について.....	2
2. 事業目的及び計画条件	2
2.1. 事業目的.....	2
2.1.1. 三宮再整備の目指す姿.....	2
2.1.2. 本事業の目的.....	3
2.2. 業務の概要.....	3
2.3. 業務の範囲.....	4
2.3.1. 新バスターミナル運営等事業.....	4
2.3.2. 三宮バスターミナル運営等事業.....	5
2.3.3. 新バスターミナル利便増進事業.....	6
2.3.4. 三宮バスターミナル利便増進事業.....	6
2.4. 事業期間（国）.....	6
2.4.1. 本事業（国）の事業期間.....	6
2.4.2. 内装整備業務期間.....	6
2.4.3. 運営権（国）存続期間.....	7
2.5. 事業期間（市）.....	7
2.5.1. 本事業（市）の事業期間.....	7
2.5.2. 運営権（市）の存続期間.....	7
2.6. 事業敷地に関する事項.....	7
2.6.1. 雲井通5丁目再開発事業.....	7
2.6.2. 新バスターミナル（I期）の概要.....	8
2.6.3. 本事業（国）の対象施設.....	9
2.6.4. 三宮バスターミナルの概要.....	10
2.6.5. 本事業（市）の対象施設.....	10
2.7. バスの集約方針.....	11
2.7.1. 集約対象となる中・長距離バスの定義.....	11
2.7.2. 各段階における集約の考え方.....	11
2.8. 追加投資等の取扱い（国）.....	11

2.8.1. 本施設（国）に係る追加投資等の取扱い.....	11
2.8.2. 利便施設（国）に係る追加投資等の取扱い.....	12
2.9. 追加投資等の取扱い（市）.....	12
2.9.1. 本施設（市）に係る追加投資等の取扱い.....	12
2.9.2. 利便施設（市）に係る追加投資等の取扱い.....	12
3. 経営管理.....	13
3.1. 基本的事項.....	13
3.1.1. 基本方針.....	13
3.1.2. 事業者に関する事項.....	13
3.1.3. 実施体制に関する事項.....	13
3.1.4. 本事業の調整に関する事項.....	13
3.1.5. 財務に関する事項.....	14
3.2. 経営等に関する報告.....	14
4. 本事業に係る計画・報告.....	15
4.1. 基本方針.....	15
4.2. 準備業務に係る書類の作成、提出.....	15
4.2.1. 計画書等.....	15
4.2.2. 報告書等.....	15
4.2.3. その他の業務報告.....	15
4.3. 維持管理業務及び運営業務に係る書類の作成、提出.....	15
4.3.1. 計画書等.....	15
4.3.2. 報告書等.....	16
4.3.3. その他の業務報告.....	17
5. 国編.....	18
5.1. 内装整備.....	18
5.1.1. 内装整備のコンセプト.....	18
5.1.2. 内装整備の基本方針.....	18
5.1.3. 内装整備の基本的条件.....	19
5.1.3.1. 内装設計・内装施工の条件.....	19
5.1.3.2. 整備方針.....	22
5.1.4. 施設性能.....	25
5.1.4.1. 建築の性能.....	25
5.1.4.2. 特定車両用場所（国）の性能.....	29
5.1.4.3. 設備の性能.....	30
5.1.5. 業務の実施.....	36
5.1.5.1. 基本的事項.....	36
5.1.5.2. 共通事項.....	37
5.1.5.3. 内装設計業務.....	40
5.1.5.4. 内装施工業務.....	43

5.1.5.5. 工事監理業務.....	47
5.2. 準備.....	50
5.2.1. 総則.....	50
5.2.1.1. 基本原則.....	50
5.2.1.2. 基本方針.....	50
5.2.1.3. 業務内容.....	50
5.2.1.4. 業務の実施体制.....	50
5.2.2. 業務の実施.....	51
5.2.2.1. 開業前研修.....	51
5.2.2.2. バス便の移行調整業務.....	51
5.2.2.3. 広報活動.....	51
5.2.2.4. 事業パンフレットの作成.....	51
5.2.2.5. 供用約款の策定.....	51
5.3. 維持管理.....	52
5.3.1. 総則.....	52
5.3.1.1. 基本原則.....	52
5.3.1.2. 基本方針.....	52
5.3.1.3. 業務内容.....	53
5.3.1.4. 業務の実施体制.....	53
5.3.2. 業務の実施.....	54
5.3.2.1. 建築物点検保守管理業務.....	54
5.3.2.2. 建築設備点検保守管理業務.....	54
5.3.2.3. 車路点検保守管理業務.....	55
5.3.2.4. 什器・備品維持管理業務.....	55
5.3.2.5. 警備業務.....	55
5.3.2.6. 清掃業務.....	56
5.3.2.7. 経常修繕業務.....	56
5.3.2.8. 交通事故復旧業務.....	57
5.3.2.9. 長期修繕計画案作成業務.....	57
5.4. 運営.....	58
5.4.1. 総則.....	58
5.4.1.1. 基本原則.....	58
5.4.1.2. 基本方針.....	58
5.4.1.3. 業務内容.....	59
5.4.1.4. 業務の実施体制.....	59
5.4.2. 業務の実施.....	60
5.4.2.1. 運行管理業務.....	60
5.4.2.2. 料金徴収業務.....	60
5.4.2.3. 安全対策業務.....	61
5.4.2.4. 利用者対応業務.....	61

5.4.2.5. 危機管理対応業務	62
5.4.2.6. バス便の移行調整業務	63
5.4.2.7. その他関連業務	64
5.5. 新バスターミナル利便増進事業	65
5.5.1. 基本的な考え方	65
5.5.2. 利便施設（国）の設置・運営	65
5.5.3. 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	65
5.5.4. その他留意点	65
6. 市編	67
6.1. 準備	67
6.1.1. 総則	67
6.1.1.1. 基本原則	67
6.1.1.2. 基本方針	67
6.1.1.3. 業務内容	67
6.1.1.4. 業務の実施体制	67
6.1.2. 業務の実施	68
6.1.2.1. 開業前研修	68
6.1.2.2. バス事業者部会からの引継ぎ	68
6.1.2.3. バス便の移行調整業務	68
6.1.2.4. 広報活動	68
6.1.2.5. 事業パンフレットの作成	68
6.1.2.6. 供用約款の策定	68
6.2. 維持管理	69
6.2.1. 総則	69
6.2.1.1. 基本原則	69
6.2.1.2. 基本方針	69
6.2.1.3. 業務内容	70
6.2.1.4. 業務の実施体制	70
6.2.2. 業務の実施	71
6.2.2.1. 建築物点検保守管理業務	71
6.2.2.2. 建築設備点検保守管理業務	71
6.2.2.3. 車路点検保守管理業務	71
6.2.2.4. 什器・備品維持管理業務	72
6.2.2.5. 警備業務	72
6.2.2.6. 清掃業務	73
6.2.2.7. 経常修繕業務	73
6.2.2.8. 交通事故応急対応業務	74
6.2.2.9. 長期修繕計画案作成業務	74
6.3. 運営	75
6.3.1. 総則	75

6.3.1.1. 基本原則.....	75
6.3.1.2. 基本方針.....	75
6.3.1.3. 業務内容.....	76
6.3.1.4. 業務の実施体制.....	76
6.3.2. 業務の実施.....	77
6.3.2.1. 運行管理業務.....	77
6.3.2.2. 料金徴収業務.....	77
6.3.2.3. 安全対策業務.....	78
6.3.2.4. 利用者対応業務.....	78
6.3.2.5. 危機管理対応業務.....	79
6.3.2.6. バス便の移行調整業務.....	80
6.3.2.7. その他関連業務.....	80
6.4. 三宮バスターミナル利便増進事業.....	82
6.4.1. 基本的な考え方.....	82
6.4.2. 利便施設（市）の設置・運営.....	82
6.4.3. 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務.....	82
6.4.4. その他留意点.....	83

添付資料 1 法令並びに適用基準等一覧

- ※添付資料 2 道路区域図
- ※添付資料 3 設計・施工工事区分表
- ※添付資料 4 設備 C 工事条件項目表
- ※添付資料 5 官製ベーシックプラン
- ※添付資料 6 床下げ範囲図
- ※添付資料 7 1階車路天井部分の点検範囲
- ※添付資料 8 再開発ビル（雲井5）バスタエリア C 工事想定スケジュール
- ※添付資料 9 再開発ビル（雲井5）避難安全検証（あらかじめ検討）チェックマニュアル案
- ※添付資料 10 再開発ビル（雲井5）省エネ適合性判定 C 工事条件
- ※添付資料 11 再開発ビル（雲井5）バリアフリー認定等関連条件
- ※添付資料 12 再開発ビル（雲井5）駐車場法等関連条件
- ※添付資料 13 再開発ビル（雲井5）実施設計図面
（13-1 意匠図、13-2 電気設備図、13-3 機械設備図、13-4 輸送設備図）
- ※添付資料 14 再開発ビル（雲井5）コンセプトゾーニング
- ※添付資料 15 再開発ビル（雲井5）権利床・保留床概要
- 添付資料 16 内装整備業務に関する成果物
- 添付資料 17 要求水準確認計画書の標準
- ※添付資料 18 管理組合の運営体制（案）
- 添付資料 19 資産の整備区分・財産区分・管理区分表（国）
- ※添付資料 20 三宮バスターミナルの概略図面及び特定車両停留施設の範囲図

- ※添付資料 21 三宮バスターミナル現況図
- ※添付資料 22 三宮バスターミナル現況写真
- ※添付資料 23 三宮バスターミナル竣工図
(23-1 電気設備図、23-2 機械設備図、23-3 土木図)
- ※添付資料 24 三宮バスターミナル修繕履歴一覧
- ※添付資料 25 三宮バスターミナル保全計画書
- ※添付資料 26 三宮バスターミナル施設運営に関する現況情報
- ※添付資料 27 ミント神戸ビル管理協議会規約
- 添付資料 28 資産の整備区分・財産区分・管理区分表（市）
- ※添付資料 29 発着想定便数と余裕枠
- ※添付資料 30 収支に関する公表資料
- 添付資料 31 維持管理・運営に係る実施体制の参考図

- 参考資料 1 国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画
- 参考資料 2 神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン]
- 参考資料 3 三宮周辺地区の『再整備基本構想』
- 参考資料 4 神戸三宮「えきまち空間」基本計画
- 参考資料 5 神戸三宮「えきまち空間」・税関線景観デザインコード

※：様式1「守秘義務の遵守に関する誓約書」、様式2「守秘義務対象資料提供申込書」、必要に応じて様式3「第二次被開示者への資料開示通知書」を提出した希望者のみに提供する。希望者は、必要事項を記入し、事前に電子メールにて、募集要項1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）のメールアドレスに期限必着にて提出するとともに、書面を郵送にて募集要項1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）の住所に捺印済み書類を速やかに提出すること。提出期限は、5月7日（火）（必着）とする。

なお、「添付資料6～15」に示す情報は募集要項等公表時点のものであり、今後の再開発ビル（雲井5）の工事進捗に応じて変更の可能性がある。設計時には事業者の責において再開発会社への確認・調整を行うこと。

1. 総則

1.1. 要求水準書の目的

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

1.2. 事業者が提案した事業提案書

事業者が提案した事業提案書の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

1.3. 要求水準の変更

国は特定事業契約の定めに基づき、市は実施契約の定めに基づき、事業期間中に要求水準の変更を行うことがある。

1.4. 要求水準書の規定の取扱い

- ①要求水準書の第2章から第6章又は下記に示す法令並びに適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、国及び市がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。
- ②要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく業務の実施方法の一例を参考として示すものであり、実際の業務の実施方法については、当該参考に関わらず、事業者が要求水準を満たすよう計画するものとする。
- ③要求水準書において、設定条件として示す内容については、事業者が要求水準を満たすよう事業提案を策定する際の前提となる条件として示すものであり、事業期間中に当該設定条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について協議するものとする。
- ④要求水準書は、実施方針及び募集要項における用語の定義を参照するものとする。

1.5. 法令並びに適用基準等

- ①新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業の実施にあたっては、関係法令による他、【添付資料1 法令並びに適用基準等一覧】に掲げる基準等を適用する。なお、【添付資料1 法令並びに適用基準等一覧】に示す制定時のものから本事業の特定事業契約及び実施契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする。また、特定事業契約及び実施契約締結後の改定については、その適用について国及び市と協議するものとする。
- ②適用基準等の解釈については、【添付資料1 法令並びに適用基準等一覧】に掲げる刊行物を参照するものとする。
- ③要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、要求水準書を優先するものとする。
- ④適用基準等において、「監督職員」が承諾等することとされている事項については、原則として、工事監理業務を実施する工事監理企業に読み替えて適用する。
- ⑤利便増進事業については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切

に使用するものとする。

1.6. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、国及び市の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

1.7. 業務の監視

国及び市は、事業者が特定事業契約及び実施契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

1.8. 事業終了時の水準

事業者は、運営・維持管理期間中の維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で本施設を保持していなければならない。なお、運営・維持管理期間終了日の約4年前から本施設の維持管理業務及び運営業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を国及び市に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

1.9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ①暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ②前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により国及び市に報告すること。
- ③前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、国及び市と協議を行うこと。

2. 事業目的及び計画条件

2.1. 事業目的

2.1.1. 三宮再整備の目指す姿

神戸は、都市的な建築物と美しい港、緑豊かな六甲山系により構成され、都市と自然が調和した上質な街並みが形成されてきた。また、明治の開港から培われた個性豊かなヒト・モノ・コトを受け入れる進取の気性が育まれ、震災を乗り越えた助け合いの心を持ち、多様な人々が集まり交流するまちである。

都心・三宮の再整備では、神戸らしさに磨きをかけ、「BE KOBE」の思いをまちづくりに活かしていくために、公共空間や沿道建築物とそこを訪れる人々の活動が相互に呼応し、三宮クロススクエアをはじめとする公共空間がまちの背景となり、沿道建築物と調和し、「人が主役」の居心地の良い「上質」で「洗練」された都市空間を創出していきたいと考えている。

神戸の玄関口である都心・三宮の再整備は、神戸全体のまちや経済を活性化し国際競争力を高めるうえで不可欠であると考えており、市民・事業者・行政が目指すべき将来像を共有し、その実現に向けて協働で取り組むため、平成27年9月に「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]」と「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定した。

三宮再整備では、海と山に囲まれ、駅とまちが近いという立地条件や美しいまちなみなどの資源を活かし、駅を出た瞬間に訪れた人々が自然とまちへ誘われる『美しき港町・神戸の玄関口』をコンセプトとして掲げ、「人が主役のまち」「居心地の良いまち」を目指して取り組みを進める。

「えき~まち空間」目標像

- 三宮の6つの駅があたかも一つの大きな「えき」となるような空間
- 「えき」と「まち」が行き来しやすく、より便利で回遊性を高める空間
- 美しき港町・神戸の玄関口にふさわしい象徴となる空間

2.1.2. 本事業の目的

兵庫・神戸の玄関口である神戸三宮駅周辺は、鉄道駅と中・長距離バス停が分散しているため、「乗換の利便性が低い」、「バス待合空間が不十分である」、「路上のバス停に起因する後続車の走行阻害が発生している」などの課題を抱えている。これらの課題を解消するため、国と市は、令和2年3月に「新たな中・長距離バスターミナル」等の整備を位置付けた「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」を策定した。「新たな中・長距離バスターミナル」の整備にあたっては、計画の具体化を民間事業者の知見と技術、ノウハウを広く取り入れながら官民連携で推進する。

本事業は、新バスターミナル（I期）の内装を整備し、ミント神戸の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと一体的な運用を行い、点在する中・長距離バス停の一部を集約した新たな運用を開始することで、三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図ることを目的とする。

2.2. 業務の概要

新バスターミナル（I期）では、再開発会社等が整備する再開発ビル（雲井5）の地下2階から地下1階の一部及び地上1階から3階までを道路法上の特定車両停留施設（国）として内装を整備する予定である。新バスターミナル（I期）のうち、特定車両停留施設（国）の内装整備については、国と事業者の間で締結する特定事業契約の定めるところにより、事業者が資金調達・内装設計・内装施工を行い、内装整備完了後に特定車両停留施設（国）の所有権を国に移転する（BT（Build-Transfer）方式）。

新バスターミナル（I期）の維持管理・運営については、特定車両停留施設（国）の所有権移転後、国が運営権設定対象施設（国）について事業者に対して運営権（国）を設定し、同契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（国）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。

三宮バスターミナルについては、市が運営権設定対象施設（市）について運営権（市）を設定し、市と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（市）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。なお、現在の三宮バスターミナルは特定車両停留施設ではないが、市は、新バスターミナル（I期）開業までに三宮バスター

ミナルを特定車両停留施設（市）に指定する。

また、再開発ビル（雲井5）に隣接する再開発ビル（雲井6）内に整備する新バスターミナル（Ⅱ期）が事業化された場合には、新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営する予定である。

なお、新バスターミナル（Ⅱ期）工事期間中、新バスターミナル（Ⅰ期）のバース数に影響が生じる場合、工事期間中のバス運行及び料金収入に関して調整を行う必要があるため、別途協議する。

2.3. 業務の範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとする。事業者は以下に示す業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。

なお、本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業と一体として、利便増進事業を経営するものとする。

※大規模修繕業務について、本施設（国）及び本施設（市）については事業範囲外とする。

2.3.1. 新バスターミナル運営等事業

a. 内装整備業務

- ①特定車両停留施設（国）の内装設計、内装施工、工事監理及びその関連業務

b. 準備業務

- ①開業前研修
- ②バス便の移行調整業務
- ③広報活動
- ④事業パンフレットの作成
- ⑤供用約款の策定

c. 維持管理業務

- ①建築物点検保守管理業務
- ②建築設備点検保守管理業務
- ③車路点検保守管理業務
- ④什器・備品維持管理業務
- ⑤警備業務
- ⑥清掃業務
- ⑦経常修繕業務
- ⑧交通事故復旧業務
- ⑨長期修繕計画案作成業務

d. 運営業務

- ①運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）

- ②料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ③安全対策業務
- ④利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ⑤危機管理対応業務
- ⑥バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ⑦その他関連業務（広報活動、再開発ビル（雲井5）の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

2.3.2. 三宮バスターミナル運営等事業

a. 準備業務

- ①開業前研修
- ②バス事業者部会からの引継ぎ
- ③バス便の移行調整業務
- ④広報活動
- ⑤事業パンフレットの作成
- ⑥供用約款の策定

b. 維持管理業務

- ①建築物点検保守管理業務
- ②建築設備点検保守管理業務
- ③車路点検保守管理業務
- ④什器・備品維持管理業務
- ⑤警備業務
- ⑥清掃業務
- ⑦経常修繕業務
- ⑧交通事故応急対応業務
- ⑨長期修繕計画案作成業務

c. 運營業務

- ①運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ②料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ③安全対策業務
- ④利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ⑤危機管理対応業務
- ⑥バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ⑦その他関連業務（広報活動、管理規約（市）の遵守、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

2.3.3. 新バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（国）の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設（国）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・利便施設（国）の設置、運営
- ・事業者が必要と見え、任意で行う事業・業務

なお、占用料は0円とする。

※なお、利便施設（国）の設置に係る要求水準の詳細については、本施設（国）の内装整備と不可分であるため、併せて記載している。

2.3.4. 三宮バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（市）の事業期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、利便施設（市）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・利便施設（市）の設置、運営
- ・事業者が必要と見え、任意で行う事業・業務

なお、国に準じて占用料は0円を想定している。

2.4. 事業期間（国）

2.4.1. 本事業（国）の事業期間

本事業（国）の事業期間は、特定事業契約締結から30年度間を想定している。事業期間は、事業者が本施設（国）の内装整備を実施する期間（内装整備業務期間）及び運営権（国）に基づき本施設（国）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

内装整備業務期間は、約2年11カ月（内装設計・内装施工約2年3カ月、再開発ビル（雲井5）の完了検査約5カ月、準備（※）約3カ月）、運営・維持管理期間は、本施設（国）の竣工後、運営権（国）を設定する令和10（2028）年度から事業期間終了までの約27年を想定している。

なお、本事業（国）の事業終了日は、本事業（市）と同一とする。

（※）準備業務は、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

2.4.2. 内装整備業務期間

内装整備業務期間は、内装設計に係る期間及び内装施工に係る期間で構成され、約2年11カ月（内装設計・内装施工約2年3カ月、再開発ビル（雲井5）の完了検査約5カ月、準備約3カ月）とする。

内装設計は、特定事業契約締結後から令和 8（2026）年 5 月 31 日までに完了すること。ただし、施設計画の一部については、再開発ビル（雲井 5）の建築確認申請（計画変更）手続き実施のため、令和 7（2025）年 6 月末までに決定すること（詳細は、「5.1.3.内装整備の基本的条件」を参照すること）。

内装施工は、設計完了及び再開発ビル（雲井 5）の建築確認申請（計画変更）終了後着手し、令和 9（2027）年 8 月より開始予定の再開発ビル（雲井 5）の完了検査準備開始前に完了すること。準備は再開発ビル（雲井 5）竣工後の令和 10（2028）年 1 月から 3 カ月程度を想定しているが、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

再開発ビル（雲井 5）にて想定するスケジュールについては、【添付資料 8 再開発ビル（雲井 5）バスターミナ C 工事想定スケジュール】を参照すること。

2.4.3. 運営権（国）存続期間

運営権（国）存続期間は、運営権（国）を設定した日から、27 年後の応当日の前日までとする。運営権（国）存続期間は、運営・維持管理期間終了日をもって終了し、運営権（国）は同日をもって消滅する。

2.5. 事業期間（市）

2.5.1. 本事業（市）の事業期間

本事業（市）の事業期間は、実施契約締結から 30 年度間を想定している。事業期間は、準備業務を実施する期間（準備業務期間）及び運営権（市）に基づき本施設（市）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

準備業務期間は約 2 年 9 カ月、運営・維持管理期間は、運営権（市）を設定する令和 10（2028）年度から事業期間終了までの約 27 年を想定している。

なお、本事業（市）の事業終了日は、本事業（国）と同一とする。

2.5.2. 運営権（市）の存続期間

運営権（市）存続期間は、運営権（市）を設定した日から、27 年後の応当日の前日までとする。運営権（市）存続期間は、事業終了日をもって終了し、運営権（市）は同日をもって消滅する。

2.6. 事業敷地に関する事項

2.6.1. 雲井通 5 丁目再開発事業

a. 雲井通 5 丁目再開発事業の目的

雲井通 5 丁目再開発事業は、国道 2 号等神戸三宮駅前空間整備事業計画（国・市）などに基づくバスターミナル及び公益施設とともに、商業施設、業務施設及び宿泊施設等からなる複合再開発を実施し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものである。

b. 雲井通 5 丁目再開発事業の概要

- ①事業名称 神戸三宮雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業
- ②施行者 雲井通 5 丁目再開発株式会社

- ③施行区域 兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目 345 番の一部、346 番、347 番の一部、同五丁目 301 番、302 番、303 番、317 番、318 番、319 番、320 番の一部、322 番の一部、323 番、324 番
- ④敷地面積 約 8,230 m²
- ⑤延べ面積 約 98,900 m²
- ⑥建物構造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
- ⑦階数/高さ 地下2階、地上32階、塔屋1階 / 約164m
- ⑧主要用途 商業施設、特定車両停留施設、公益施設、業務施設、宿泊施設
- ⑨公共施設 市道葺合南146号線を幅員18mに道路拡幅

c. 雲井通5丁目再開発事業の工事完了時期

令和9（2027）年12月頃（予定）

2.6.2. 新バスターミナル（I期）の概要

a. 計画概要

新バスターミナル（I期）の計画概要を下記に示す。

表1 新バスターミナル（I期）の計画概要

① 施設名	神戸三宮駅交通ターミナル
② 所在地	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
③ 面積	約 6,820 m ² 2～3階 バス待合空間・チケット売り場・各種店舗等：約 3,200 m ² 1階 バス乗降場：約 3,000 m ² （I期） 地下1階 エレベーター施設：約 20 m ² 地下2階：約 600 m ²
④ 整備事業区分	道路事業（国道） ※雲井通5丁目再開発事業と調整を図りながら整備推進
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設（地下2階、地下1階、地上1階～3階）
⑥ 周辺公共・民間事業	デッキ、三宮クロススクエア （ホテル、オフィス、店舗、ホール等）
⑦ バース数(予定)	乗降5バース、待機4バース

b. 事業区域

本事業（国）は、A工事の完了後、再開発会社等が整備する再開発ビル（雲井5）の一部について、バスターミナル専有部分として、国が区分所有権を取得する区域を事業区域とする。バスターミナル専有部分は、【添付資料2 道路区域図】に示す。

なお、道路区域図内の凡例に示す赤線「C 工事間仕切り等」は概ね位置が決まっている箇所であり、事業者は位置を変更することができない。

2.6.3. 本事業（国）の対象施設

本事業（国）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

表2 新バスターミナル（I期）の主な対象施設

施設区分	施設名称	施設詳細	想定フロア	
特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路	1階	
		操車場所	1階	
		停留場所	1階	
		その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの	1階	
	旅客用 場所	乗降場	乗降場	1階
		通路	エレベーター（バスターミナル専有部分内）	地下2階～3階
			エスカレーター（バスターミナル専有部分内）	1階～3階
	その他	トイレ	1階・3階	
		待合室・案内所・乗車券販売所	2階・3階	
		ベンチ	1階～3階	
授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN		3階 1階～3階		
その他設備	運行管理室・事務室	2階		
	電気設備	店舗以外		
	機械設備	店舗以外		
	放送設備	1階～3階		
	監視設備	地下2階、1階～3階		
利便施設（占用）	飲食・物販施設（店舗）	3階		
	運行情報提供設備	1階～3階		
	手荷物預かり・手荷物宅配	2階		
	自動販売機	地下2階、1階～3階		
	自動発券機	2階		
	ATM・外貨両替機	2階		
	コインロッカー	2階・3階		
	更衣室	3階		
	電気設備（店舗部分）	3階		
	機械設備（店舗部分）	3階		

2.6.4. 三宮バスターミナルの概要

a. 概要

三宮バスターミナルの概要を下記に示す。三宮バスターミナルの概略図面等は、【添付資料 20 三宮バスターミナルの概略図面及び特定車両停留施設の範囲図】を参照すること。

表 3 三宮バスターミナルの概要

① 施設名	三宮バスターミナル
② 所在地	神戸市中央区雲井通7丁目
③ 面積	約 1,900 m ² うちミント神戸敷地内：約 1,200 m ²
④ 供用開始時期	平成 18 年 11 月
⑤ 現施設管理者	神戸市、西日本旅客鉄道株式会社
⑥ バース数	乗降 5 バース、降車 3 バース
⑦ 待合室等	面積約 400 m ² チケットカウンター、トイレ

b. 事業区域

本事業（市）は、特定車両停留施設に指定された区域を事業区域とする。指定範囲の詳細については、【添付資料 20 三宮バスターミナルの概略図面及び特定車両停留施設の範囲図】を参照すること。

2.6.5. 本事業（市）の対象施設

本事業（市）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

表 4 三宮バスターミナルの主な対象施設

施設区分	施設名称		施設詳細
特定車両 停留施設	特定車両用 場所		誘導車路 操車場所 停留場所 その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの
	旅客用 場所	乗降場	乗降場
		その他	トイレ 待合室・乗車券販売所 ベンチ 公共無線 LAN
	その他設備		管理室 電気設備 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備
利便施設（占用）		自動販売機 自動発券機 運行情報提供設備	

2.7. バスの集約方針

新バスターミナル（Ⅰ期）（Ⅱ期）及び三宮バスターミナルへの集約方針については、「三宮周辺地区のバスのあり方研究会（※）」において検討している。各段階における集約方針は下記のとおりである。

【添付資料 29 発着想定便数と余裕枠】に令和2年4月ダイヤに基づく新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナル、それぞれの想定バス便数を示す。なお、参考として提示するものであり、事業期間中に運行するバス便数として決定したものではない。

（※）国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所及び神戸市を事務局とする、学識経験者、バス事業者、兵庫県バス協会等で構成される研究会。

2.7.1. 集約対象となる中・長距離バスの定義

長距離便、中距離便、近郊便（市内を除く）、及び市内の観光に資するバスとする。

2.7.2. 各段階における集約の考え方

a. 新バスターミナル（Ⅰ期）完成時点

①新バスターミナル（Ⅰ期）への集約方法

- ・利用者にとっての分かりやすさを考慮し、方面別に集約することとし、最も便数が多い「四国、淡路島方面」の乗車便を集約する。
- ・「四国・淡路島方面」の乗車便の空きバースを活用し、路上の長距離路線の乗車便を集約する。

②三宮バスターミナルへの集約方法

- ・「四国、淡路島方面」の乗車便を新バスターミナル（Ⅰ期）へ移行する。
- ・空港バスの乗車便及び降車便を集約する。

（参考）

- ・新バスターミナル（Ⅰ期）完成時点では、一部の降車便は路上での降車のままとなる。

b. 新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点

新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点では、「新バスターミナル（Ⅰ期）（Ⅱ期）」、「三宮バスターミナル」及び周辺道路を活用して、全ての中・長距離バス便を集約する。

2.8. 追加投資等の取扱い（国）

2.8.1. 本施設（国）に係る追加投資等の取扱い

a. 追加投資

事業者は、本施設（国）について、運営権（国）存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資をすることができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（国）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（国）との一体性が認められる対象については国の所有物となり、運営権設定対象施設（国）に含む。追加投資を実施するにあたっては、管理組合の事前承認を得ること。

b. 大規模修繕

事業者は、本施設（国）の長期修繕計画の案を作成し、国に提出すること。

2.8.2. 利便施設（国）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（国）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理組合へ事前確認を行うこと。

2.9. 追加投資等の取扱い（市）

2.9.1. 本施設（市）に係る追加投資等の取扱い

a. 追加投資

事業者は、本施設（市）について、運営権（市）存続期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資を行うことができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（市）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（市）との一体性が認められる対象については市の所有物となり、運営権設定対象施設（市）に含む。追加投資を実施するにあたっては、管理協議会の事前承認を得ること。

b. 大規模修繕

事業者は、本施設（市）の長期修繕計画の案を作成し、市に提出すること。

2.9.2. 利便施設（市）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（市）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理協議会へ事前確認を行うこと。

3. 経営管理

3.1. 基本的事項

3.1.1. 基本方針

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業提案書に基づき、適正かつ確実に事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

本事業は、約30年間にわたり、新バスターミナル（I期）の内装整備、維持管理、運営及び三宮バスターミナルの維持管理、運営及び利便増進事業を一体的に実施する事業である。事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけでなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために国及び市の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

3.1.2. 事業者に関する事項

事業者は、事業遂行にあたり、毎年度公認会計士又は監査能力のある第三者（以下「第三者監査人」という。）の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告すること。事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ることができるよう、下記に掲げる事項を満たすこと。

- ①「会社法（平成17年7月26日法律第86号）」に定める株式会社として設立していること。
- ②定款において、本事業の実施のみを事業者の目的とすることを規定していること。
- ③定款において、監査役を置くことを規定していること。
- ④創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。
- ⑤全ての株主が、事業提案書にあらかじめ示された出資者であること。
- ⑥応募企業又は各構成企業は、事業者に出資して、株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）すべての割当てを受けること。

3.1.3. 実施体制に関する事項

事業期間を通じて、下記に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。

- ①各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- ②各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切にリスクの分担が図られていること。
- ③各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。
- ④上記を満たす限りにおいて、第5章国編に定める各責任者（統括管理責任者、維持管理責任者、運営責任者、運営副責任者）と、第6章市編に定める各責任者（統括管理責任者、維持管理責任者、運営責任者、運営副責任者）は、兼任を可とする。

3.1.4. 本事業の調整に関する事項

事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ

確実に事業を遂行できるよう、下記に掲げる事項を行うこと。総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、第5章国編及び第6章市編に定める統括管理責任者と兼任を可とする。

- ①事業者は、本事業全体の目的及び内容を十分に理解し、下記の②から⑦までの事項を適切に行うことができる総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを国・市共通で配置すること。
- ②応募企業又は各構成員における業務計画、業務実施内容及び要求水準の達成状況を、定期的かつ適切に把握・管理し、適切かつ確実な事業遂行を図ること。
- ③応募企業又は各構成員の提案・意見を聴取・調整することにより、新バスターミナル（I期）の内装整備、維持管理、運営及び三宮バスターミナルの維持管理、運営及び利便増進事業までの業務を包括的に行う利点を活かした、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- ④構成員間の意見調整を適切に行い、常に構成員間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を遂行すること。
- ⑤総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、国・市との連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うとともに、国・市・事業者間の協議を開催し、協議の円滑な進行・調整を図ること。
- ⑥各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- ⑦その他事業の必要な調整と管理に必要な事項を実施すること。

3.1.5. 財務に関する事項

事業期間を通じて、下記に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

- ①健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- ②本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- ③収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。

3.2. 経営等に関する報告

事業者は、第4章の本事業に係る計画・報告に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を国及び市に提出すること。

4. 本事業に係る計画・報告

4.1. 基本方針

- ①本事業において、長期間にわたり質の高いサービスを効率的、効果的かつ安定的に提供し続けていくため、各業務に十分な準備をもって臨み、日々の業務から得られる経験をもとに、常に業務改善を図ることが必要である。
- ②事業者は自らが実施する業務の計画及び実施内容を、計画書等及び報告書等として作成・記録し、適切な業務管理に努めること。
- ③事業者は自らが実施する業務の計画及び実施内容を踏まえ、適切な営業時間を設定すること。なお、トイレと待合室については、バスの運行時間中は原則営業すること。
- ④事業者は、契約締結後速やかに、自らの提案した事業提案書に基づき、事業期間全体に係る事業計画書を作成し、国及び市に提出すること。
- ⑤内装整備業務に係る成果物（計画・報告等）については、第5章及び【添付資料16 内装整備業務に関する成果物】に記載する。
- ⑥利便増進事業の計画・報告については、様式・内容・提出日等を国及び市と協議して定めること。なお、他業務の計画・報告と併せて計画・報告することも認める。
- ⑦計画書等、報告書等については、原則、国が一体の窓口として受領する。

4.2. 準備業務に係る書類の作成、提出

準備業務について、以下の書類を作成し、国及び市に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ国及び市と協議して定めること。

4.2.1. 計画書等

事業者は、業務開始 30 日前までに準備業務計画書を作成し、国及び市に提出すること。また、準備業務計画書の記載内容に変更があった場合や、国又は市が準備業務計画書の記載内容が不適切と判断した場合は、準備業務計画書を修正し、再度提出すること。

4.2.2. 報告書等

事業者は、業務毎の実施状況について定期的に国及び市へ提出し、確認を受けること。

4.2.3. その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに国及び市に報告すること。また、国又は市から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

4.3. 維持管理業務及び運営業務に係る書類の作成、提出

維持管理業務及び運営業務のそれぞれについて、以下の書類を作成し、国及び市に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ国及び市と協議して定めること。

4.3.1. 計画書等

事業者は、維持管理業務及び運営業務の実施にあたり下表に示す計画書等を作成し、提出す

ること。事業者は、事業提案書に記載した内容について、計画書等へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。また、次の場合は、計画書等を修正し、再度提出すること。

- ①計画書等の提出後、計画書等の記載内容に変更があった場合
- ②国及び市に計画書等の記載内容が不適切と判断された場合

表5 計画書等の作成

提出時期	計画書等	主な内容
供用開始 30 日前	・要求水準確認書	・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類
供用開始 30 日前	・業務仕様書	・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書
供用開始 30 日前	・消防計画書	
供用開始 30 日前	・防災業務計画書	
供用開始 30 日前	・緊急時対応マニュアル	
供用開始 30 日前	・長期修繕計画書（案）	
供用開始 30 日前	・特定車両停留施設の供用約款	・停留料金の徴収方法、利用方法、利用制限
供用開始 30 日前	・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・経常修繕業務計画書 ・特定車両停留施設運営業務計画書 ・運営業務計画書 ・利便増進事業計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務従事者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
各事業月開始の 3 日前	・月次業務計画書	・上記項目における当該月実施分
各事業年度開始の 30 日前	・年間業務計画書	・上記項目における当該年度実施分

4.3.2. 報告書等

事業者は、業務毎の実施状況について下表に示す報告書等を作成し、国及び市へ提出し、確認を受けること。なお、全ての報告書等は、本事業が終了するまで適切に保管すること。具体的な保管方法については、国及び市との協議により決定することとする。また、国及び市が報告書等の内容を公表する際は、企業ノウハウの保護の観点から配慮を行うものとする。

表6 報告書等の作成

提出時期	報告書等	主な内容
各年度終了後 90日まで	年度業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項
各年度終了後 90日まで	財務関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する書類(キャッシュフロー計算書等) ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPCの事業報告書(会計監査人の監査報告書を含む) ・SPCが締結する契約書類の写し ・SPCの株主総会及び取締役会議事要旨
翌月10日まで	月次業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報(業務日誌) ・点検保守・修繕対応記録 ・打合せ議事録 ・要求水準書の達成状況の確認結果 ・その他必要となる事項
国又は市の要請 があった場合	日報	<ul style="list-style-type: none"> ・日毎に実施した業務内容

4.3.3. その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに国及び市に報告すること。また、国及び市から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

5. 国編

5.1. 内装整備

5.1.1. 内装整備のコンセプト

新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備のコンセプトは「多様な都市機能が集積する再開発ビル（雲井5）の低層階に、神戸らしさが演出された充実したバス待合空間を整備する」ことを目指し、「中・長距離バスの待合空間を中心に、商業と観光関連の機能を集積した空間の整備」「ニーズや需要の変化を踏まえた上で、ワークスタイル待合など、付帯施設の充実した空間を整備するとともに、兵庫らしさや神戸らしさを演出する店舗など、魅力的な施設の整備」を行うこととしている。

また、「神戸らしさが演出された充実した待合空間」として、以下の3つの視点が設定されている。

● 神戸そして兵庫を“見て・知って・体感する空間”

大規模ホールや図書館とも連携し、人の移動のみならず知的情報や文化交流等を受発信する空間

● ゆとりある待合空間“旅立ちラウンジ”

出発時や到着時に、誰もが思い思いの時間を持つことができる利便性・機能性・快適性及び神戸が育んできた進取の気性につながる先進性を備える待合空間

● さまざまな人々と「まち」をつなぐ“新たな発見のある空間”

多様な交通ニーズに対応しながら「バスターミナル」と「まち」、そして「まち」と「まち」をつなぎ、賑わいや新たな交流を生み出す空間

5.1.2. 内装整備の基本方針

内装整備における建築計画の基本方針は「誰もが旅の待ち時間や到着後の時間を思い思いに持つことができる、快適な待合空間の整備に向けて、再開発ビル（雲井5）周辺、及び再開発ビル（雲井5）内の施設等の設えを踏まえながら、導入機能を配置する」とする。

設備計画の基本方針は「省資源、省エネルギー、ランニングコスト、メンテナンス性、設備更新の容易さ等に配慮しながら、条件を踏まえた設備計画を行う」とする。

具体的方針については、以降に示す。

表7 内装整備に関する基本方針

対 象	内 容
全体	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺から再開発ビル（雲井5）、そしてバスへの乗車にかけて、スムーズな動線となるように施設を配置すること。・ 年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した計画とすること。・ 再開発ビル（雲井5）全体との調和を図り、高いデザイン性を備えたものとする。・ 災害時において、帰宅困難者輸送の拠点として活用することを想定した計画とすること。・ 災害時の対応として、再開発ビル（雲井5）内の案内表示等との連携が可能な計画とすること。・ 新バスターミナル（Ⅱ期）開業後においても、施設利用上の利便性が確保出来る計画とすること。

対 象	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> サインは多言語（日本語・英語・中国語・韓国語）に対応したものとすること。
乗降場	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子利用者等の利用に配慮した幅員を確保すること。 高齢者や障がい者等に配慮し、バス乗車までの負担軽減を目的としてベンチを設置すること。 バス乗車直前での緊急的な利用が可能なトイレを設置すること。
待合	<ul style="list-style-type: none"> 2階が新バスターミナルの玄関口となることに配慮した計画とすること。 パウダーコーナー等、利便施設（国）は3階を中心に設置すること。 施設利用者が快適に過ごすことができる空間とすることに十分に配慮しつつ、再開発ビル（雲井5）の利用者も利用できる計画とすること。 新バスターミナル（Ⅱ期）の待合空間を兼ねていることから、新バスターミナル（Ⅱ期）完成後の施設利用者増加にも対応できる施設とすること。
機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> バスのチケット販売に関する機能は、集約して配置すること。 荷物を持つての移動距離が小さくなるよう、コインロッカーや手荷物預かり・手荷物宅配等は施設利用者に配慮した配置とすること。 利便施設（国）（飲食・物販、ロッカー、ATM等）は、収益性も含めて十分に検討し、配置すること。 施設利用者だけでなく、他の利用者も利用できる計画とすること。 再開発ビル（雲井5）周辺、及び再開発ビル（雲井5）内の施設との機能的な連携、管理に配慮すること。

5.1.3. 内装整備の基本的条件

5.1.3.1. 内装設計・内装施工の条件

(1) 内装設計・内装施工の工事区分

本事業（国）では、A 工事及び B 工事は特定業務代行者が設計・施工し、事業者は、A 工事及び B 工事以外の工事（以下「C 工事」という。）を設計・施工するものとする。設計・施工の工事区分に関する詳細は、【添付資料3 設計・施工工事区分表】を参照すること。

(2) 適用基準等

内装整備にあたっては、関係法令による他【添付資料1 法令並びに適用基準等一覧】に掲げる基準等を適用する。特に「特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令」に示される構造及び設備の一般的技術的基準を遵守すること。

(3) C 工事に係る設備条件

C 工事計画に係る設備条件とし、特記すべき事項を以下に示す。

その他、再開発ビル（雲井5）にて整備する項目等については、【添付資料4 設備 C 工事条件項目表】を参照すること。

a. 換気設備

- (a) 1階待合、2、3階待合、店舗系統における A 工事設備としてのガラリ想定風量は給気：50,550m³/h、排気：47,800m³/h とする。

- (b) 1階特定車両用場所（国）の車路部分に関しては、空気中の一酸化炭素の占める割合が0.01%以下を保つように、第3種換気方式を想定して換気設備を設けること。
- (c) 1階特定車両用場所（国）車路系統におけるA工事設備としてのガラリ想定風量は、（バスターター及び車路排気を対象として34,700m³/hとする。

b. 搬送設備

エレベーター及びエスカレーター設置位置については、【添付資料5 官製ベーシックプラン】に示す位置を遵守すること。

(4) 床下げ範囲の条件

事業者は、2、3階において利便増進施設等で厨房・OAフロアを設ける場合には【添付資料6 床下げ範囲図】に示す床下げ範囲・レベルを遵守した上で、内装設計・内装施工を行うこと。

(5) 法手続き等の条件

a. 建築確認申請

- (a) 建築確認申請（計画変更等）等に係る手続きは再開発会社等が実施する。事業者のC工事範囲の設計に伴う計画変更等各種許認可の図書作成については、再開発会社が委任する特定業務代行者と協力し、速やかに行うこと。なお、申請に係る図書作成及び手数料については、事業者の負担とする。
- (b) 内装整備に伴う再開発ビル（雲井5）の計画変更手続きについて、令和7（2025）年7月からを予定しているため以下に示す事項については、令和7（2025）年6月末までに決定し、許認可手続きに必要な設計図書・技術資料等の作成を行うこと。
 - ・天井まで達する間仕切り壁の位置
 - ・設備機器のプロット
- (c) 再開発ビル（雲井5）の建築確認申請手続きについては【添付資料5 官製ベーシックプラン】を基に完了しており、各階における建築基準法上の用途は以下を前提とする。

表8 建築基準法上の用途

階数	用途
3階	商業施設
地下2階～2階	その他

- (d) 再開発ビル（雲井5）の建築確認申請手続きにおける想定条件については【添付資料13 再開発ビル（雲井5）実施設計図面】を参照すること。
- (e) 再開発ビル（雲井5）は確認申請において、避難安全検証法を実施しており「あらかじめ検討」を含めた大臣認定の取得を予定している。そのため、内装設計にあたっては、【添付資料9 再開発ビル（雲井5）避難安全検証（あらかじめ検討）チェックマニュアル案】に示す条件を遵守した施設計画とし、以下の項目についても留意すること。
 - ・居室利用の孫室の設置は不可とする。
 - ・重物販（本屋・家具屋）を設ける場合は(b)に示す計画変更手続き開始前に再開発会社と調整すること。
 - ・間仕切り位置の変更を行う場合は指定された条件において実施すること。

b. 建築物エネルギー消費性能適合性判定

再開発ビル（雲井5）は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく、建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施している。導入設備等については、再開発会社の指定する条件を遵守した計画とすること。詳細条件については、【添付資料10 再開発ビル（雲井5）省エネ適合性判定に係るC工事条件】に拠る。

c. バリアフリー法の規定に基づく条件

再開発ビル（雲井5）は「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「バリアフリー認定」の取得を予定している。また、バリアフリー法等に基づく、法規制等の適合義務がある。詳細条件については、【添付資料11 再開発ビル（雲井5）バリアフリー認定等関連条件】に拠る。

表9 バリアフリーに係る適合項目別対象エリア

適合項目	対象エリア（バスターミナル専有部分（国）内）
バリアフリー法「建築物移動等円滑化基準」	2・3階（自動車等の一時的な駐停車を可能とするエリアを計画する場合、地下2階部分も含む）（バックヤードを除く）
バリアフリー法「建築物移動等円滑化誘導基準」	全域（バックヤードを除く）
福祉のまちづくり条例「特別特定建築物:バスターミナル」	全域（バックヤードを除く）

d. 駐車場法の規定に基づく条件

地下2階にバスターミナル用の集配施設・車寄せ、事務車の一時停車スペースやレンタカーの中継所等、自動車等の一時的な駐停車を可能とするエリアを計画する場合は、駐車場法に基づく「路外駐車場設置の届出」に準拠し、駐車場法の技術的基準への適用が必要となる場合がある。詳細条件については、【添付資料12 再開発ビル（雲井5）駐車場法等関連条件】に拠る。

e. 再開発ビル（雲井5）工事工程に基づく条件

再開発ビル（雲井5）の施工工程を踏まえて以下の事項については指定された期日までに決定すること。また、その他工事進捗、計画変更に応じて各種調整事項が生じる場合には、再開発会社に協力すること。その他、再開発ビル（雲井5）が想定するスケジュールについては【添付資料8 再開発ビル（雲井5）バスターミナルC工事想定スケジュール】を参照すること。

表10 再開発ビル（雲井5）工事工程に基づく期日条件

期日	内容
令和7（2025）年 4月中	・ バスターミナルの車路に面する部分の建具・防水の取り合い等
令和7（2025）年	・ 検証区画、テナント貸しを想定する区画のリースライン、天井高さ、

期 日	内 容
6 月中	店舗用途

5.1.3.2. 整備方針

(1) 旅客用場所（国）、その他設備の整備方針

旅客用場所（国）、その他設備の整備方針は以下のとおりとする。

表 11 旅客用場所（国）、その他設備の整備方針

対 象	内 容
乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子使用者同士がすれ違えるように十分な幅員を確保すること。 ・ バスの運行情報を提供するための表示（運行情報提供設備等）を設置すること。 ・ バリアフリーに配慮し、バス乗車口、トイレ、エレベーターのスムーズな動線を確保すること。 ・ ホームドアにより、特定車両用場所（国）と区分することで、安全性、環境に配慮すること。 ・ 高齢者や障がい者等に配慮し、バス乗車までの負担軽減を目的としてベンチを設置すること。
待合室	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス乗降や他の交通モードへの乗換までの時間を過ごすことができるベンチ及びテーブル等を設置すること。 ・ わかりやすく、各施設にアプローチしやすい配置とすること。 ・ 車椅子使用者等が遠回りすることのないよう、移動等の円滑化を図ること。 ・ 新バスターミナル（Ⅱ期）での施設利用者増加にも対応できるように、可変性に配慮した施設配置とすること。 ・ 2階には新バスターミナルの玄関口として、チケット販売機能及び案内機能を配置すること。 ・ 人の移動のみならず知的情報や文化交流等を受発信する空間とすること。 ・ 「バスターミナル」と「まち」、そして「まち」と「まち」をつなぎ、賑わいや新たな交流を生み出す空間とすること。 ・ ベンチは、新バスターミナル（Ⅰ期）において整備する待合室の中に整備すること。
運行管理室・事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本施設（国）内の運行管理（バスの采配、遅延のバス誘導員への伝達、運行情報提供設備への遅延情報の入力など）を行うための業務従事者が活動する場所、本施設（国）の運営にかかわる業務従事者の執務室とし、OA 機器等を設置すること。OA 機器の設置に関して必要に応じてサーバールームを設置すること。 ・ 突発事象が発生した場合にすぐに対応できるように、配置すること。 ・ 再開発ビル（雲井 5）の自動火災報知装置（副受信機）の設置が予定されている。
バス監視設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階にバスの運行状況を監視できるカメラ等を設置すること。 ・ 監視用モニターはカラーモニターとし、運行管理室・事務室に設置

対 象	内 容
	すること。
乗車券販売所	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者にわかりやすいように、視認性に配慮すること。 車椅子使用者にも配慮した運用とすること（ローカウンターを設ける、若しくは常時勤務する者がカウンターの前に出て対応）。 新バスターミナル（Ⅱ期）での乗り入れ便数の増加にも対応できるように、バス事業者（国）の予約システムの導入状況を勘案しつつ、窓口を適宜配置すること。
案内所	<ul style="list-style-type: none"> 問合せ客が乗車券販売所に並び発券業務に支障をきたさないように、わかりやすい場所に案内所を設置する。 案内所が担うべき必須機能は、「バス利用者に対するバス利用情報提供」、「バス利用者に対する切符購入方法や券売機の案内」、「新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設案内」、「他の交通機関への乗換案内」とする。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> 小さな子供を連れた施設利用者に配慮し、空間にゆとりのある3階に授乳室を設置すること。 給湯設備等の備品を設ける独立した授乳用のブースを整備するとともに、おむつ替え専用の共用スペースを整備すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 2階は共用部分のトイレを利用し、1階の乗降場及び3階の待合内に施設利用者数の想定に応じた衛生器具数を確保したトイレを設置すること。 トイレの利用可能時間はバスが運行している時間とし、3階トイレはバスターミナル専有部分（国）以外の施設利用者の利用も可とすること。 2階共用部分のトイレについては、バスターミナル専有部分（国）外となるが、本施設（国）の営業時間内の利用が可能となる予定である。 男性用、女性用それぞれのトイレには、ベビーチェアを1箇所以上設置すること。 洗浄便座付き大便器、オストメイト洗浄機、手すり、非常用呼び出しボタン、洗面器・子供用おむつ交換台等を備えるバリアフリーストイルも併設すること。
パウダークーナー	<ul style="list-style-type: none"> 女性のバス利用客向けのサービスとして設置すること。

(2) 特定車両用場所（国）の整備方針

特定車両用場所（国）の整備方針は以下のとおりとする。

表 12 特定車両用場所（国）の整備方針

対 象	内 容
バスバース	<ul style="list-style-type: none"> 1階に5台のバスが停車可能なバスバースを計画すること。 バース等の配置については、【添付資料5 官製ベーシックプラン】を基本とするが、事業者の提案を妨げるものではない。

対 象	内 容
待機場	・ 1階に4台のバスが待機可能なスペースを確保すること。

(3) 利便施設（国）の整備方針

利便施設（国）の整備方針は以下のとおりとする。

表 13 利便施設（国）の整備方針

対 象	内 容
飲食・物販施設 (店舗)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者の利便性に配慮するとともに、施設利用者以外の利用も考慮し、3階を中心として飲食や物品等の提供を行う施設を配置すること。 ・ テーブル、椅子を配置したイートイン、フードコート形式での利用を想定する。 ・ 兵庫らしさや神戸らしさを演出する店舗を配置すること。 ・ 施設利用者が少ない新バスターミナル（I期）においては、将来のベンチスペースを活用してテイクアウトスペースとするなど、収益性に留意した運用を想定する。
運行情報提供設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り場、行き先、発車時刻、運行情報等を提供する運行情報提供設備を各階（1階、2階、3階）及び各乗り場に設置すること。設置に際しては、デジタルサイネージと共有することで、災害時には避難誘導情報も提供することを想定する。
手荷物預かり・ 手荷物宅配	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物を持つての移動距離が小さくなるように、手荷物預かり・手荷物宅配を設置すること。 ・ 手荷物預かり・手荷物宅配は兼用とし、「手荷物一時預かり」、「ホテル当日配送」、「空港受け取りサービス」、「通常発送」に関するサービスの提供を想定する。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女兼用を想定し、必要に応じてコイン式シャワー及び脱衣スペースを備える個別ブースタイプのシャワールームを設置すること。 ・ 女性の利用を想定し、ドライヤー等の備品を設置するとともに化粧等のスペースを考慮すること。 ・ シャワールームを設置する場合は更衣室との兼用を想定する。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設（店舗）の営業時間外においても、施設利用者の飲料品等の提供が可能となるよう適宜設置すること。
自動発券機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等にも配慮した運用（高さや画面など配慮した構造、若しくは常時勤務する者がカウンターの前に出て対応）を想定している。 ・ バス事業者（国）の予約システムの導入状況を勘案しつつ、自動発券機を適宜設置すること。 ・ トラブル時にすぐに対応できるように、設置位置に留意すること。
ATM・外貨両替機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨両替機は多言語に対応したものとする。 ・ トラブル時にすぐに対応できるように、設置位置に留意すること。
コインロッカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ コインロッカーの数量については、施設の想定利用者数に応じた数

対 象	内 容
	<p>量を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コインロッカーのサイズについては、多様なニーズに応じるため大・中・小に割り振ること。 ・ 荷物を持つての移動距離が小さくなるように2階に設置するとともに、不足分については3階に設置すること。

上記に記載のない項目についても、事業者の提案を可能とする。

ただし、地下2階バスターミナル専有部分（国）については、将来的には2次交通として多様なモビリティなども利用できる交通結節点を目指す。自動車駐車場、レンタカー及びカーシェアの車両保管場所としての用途は不可とする。

想定される利用方法は以下のとおり。

- ・ バスターミナル用の集配施設・車寄せ、事務車の一時停車スペース
- ・ レンタカーの中継所

※地下2階バスターミナル専有部分（国）については、貸出及び返却の一時的な中継利用は可能だが、自動車駐車場としての用途は不可とする。

- ・ スマートロッカー
- ・ 電動マイクロモビリティ等のシェアスペース

※道路法施行令上の自転車駐車器具を設置することを想定。なお、エレベーターで移動できるものとする。

5.1.4. 施設性能

本項に規定する事項は、原則、運営権設定対象施設（国）に限るものとする。

5.1.4.1. 建築の性能

(1) 共通事項

- (a) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版：令和4年5月10日 国営建技第1号）」において、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- (b) 各空間や各室の性能は、事業運営を見据えて必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとする。
- (c) 各空間や各室に設置する設備・什器等については地震時の転倒防止対策を講じること。

(2) ゾーニング

- (a) 各要求水準を満足した上で、再開発ビル（雲井5）の構造計画や設備計画と整合させ、全体としてバランスのとれた合理的で機能的な計画とすること。
- (b) 各室やエリアの配置は、【添付資料5 官製ベーシックプラン】を参考とし、事業者にて提案すること。
- (c) 各諸室及びスペースの利用形態及び特性を十分に把握し、昇降設備との位置関係も考慮

し、フロア毎に機能的な計画とすること。

- (d) 再開発ビル（雲井5）設計のスパン割り等と各室の面積や用途及び設備システム等との整合性を考慮すること。
- (e) 各室の形状は、その用途と什器・備品・設備機器の配置を考慮し、縦横のバランスがとれた、できる限り凹凸のない使い勝手のよい計画となるよう配慮すること。
- (f) 間仕切り位置を柱部に合わせる等、極力室内に独立柱が出ない計画とすること。
- (g) 主要動線の幅は、車椅子使用者同士がすれ違える十分な幅員を確保すること。
- (h) 各階において、その階の床仕上げ高さは、原則として同一とすること。ただし、設備室及び条件が明示されている室については、この限りでない。
- (i) 各室の天井高は、施設利用者が快適に過ごせる高さとする。

(3) 仕上げ

- (a) 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とすること。
- (b) 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。
- (c) 色や柄については、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とすること。
- (d) 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止すること。
- (e) 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行うこと。
- (f) 外装、内装の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性や空間的なつながりに配慮し、再開発ビル（雲井5）全体との調和にも留意すること。

(4) 内装計画

a. 共通

- (a) 仕上げ材は、諸室やスペースの用途及び使用頻度、部位の特性を把握した上で選定するとともに、耐久性や維持管理に配慮した材料とすること。
- (b) 内装仕上げの色彩は、本施設（国）の機能にふさわしい色彩とすること。また、各室・スペースが空間的に同一となった場所は、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一すること。
- (c) 同一空間内で同一部位に2種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理すること。

b. 床

- (a) 水勾配の目的がある場合を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦とすること。
- (b) 床仕上げ材は、日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損や剥離等が生じないものとする。
- (c) 廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。
- (d) 床置きする各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、原則として床面から突出させないこと。
- (e) 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障がないものとする。

c. 壁

- (a) 日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきが生じない仕様とすること。
- (b) 壁面に設置する各種設備機器（消火器ボックス含む。）は、法令等により規定のあるものを除き、原則として壁面に埋め込み突出させないこと。
- (c) 堅樋やドレン等の堅配管は、基本的に壁面内に隠蔽とするが、容易に点検及び清掃ができるものとする。
- (d) ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針増補版（一財）日本建築防災協会（2014年9月1日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- (e) ガラススクリーンは、鋼製枠による全面ガラスの構造とし、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（平成3年4月4日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。また、可動部は蹴込みを想定した形状とすること。

d. 天井

- (a) 1階、地下2階を除き、梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することが出来ない設備機器を除く。）及びその横引き配管は、原則として天井内に隠蔽すること。
- (b) 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検可能とすること。
- (c) 天井面に取り付ける各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、原則として天井面から突出させないこと。
- (d) 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のSPAN割からのモジュールを設定し計画すること。
- (e) バスバース部及び車寄せの車路には、施設利用者から視認可能な範囲にルーバー天井等の設置等、意匠上の配慮を行うこと。

e. 造り付け家具

- (a) 設置する場所、仕様は、事業者にて適切に計画すること。

(5) 建具計画

a. 共通

- (a) 日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反りが発生しないようにすること。
- (b) 高齢者、障がい者等の利用が想定される出入口は、支障となる段差を生じないようにすること。また、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (c) ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針増補版（一財）日本建築防災協会（2014年9月1日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の

採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。また、可動部は蹴込みを想定した形状とすること。

- (d) 自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止等の処置を行うこと。また、非常時開放装置を設けること。
- (e) 管理用シャッターを設置する場合は、障害物感知装置を設けること。
- (f) 扉等の仕上げは、壁の仕上げ・色彩と調和したものとする。

b. 各室出入口

- (a) 有効開口幅は 900 mm以上とし、各室の機能・規模に応じ、施設利用者をはじめ収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な有効寸法であるとともに使い勝手を考慮した幅、位置とすること。
- (b) 各室の性能が確保できる気密性を有すること。
- (c) 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行うこと。
- (d) 形状は原則としてフラッシュ扉（ガラス入りを含む。）とし、同一空間内については高さを揃えるなど意匠バランスに配慮すること。
- (e) 鍵の仕様は事業者提案とし、国と調整の上決定すること。
- (f) 待合空間・廊下への出入口扉は内開きを基本とし、開閉時に扉が外部に突出しないようにすること。
- (g) 戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけないようにすること。
- (h) 設備関係諸室の遮音を考慮する室については、気密型とすること。その場合、グレモンハンドルとし、待合空間・廊下に面する部分は、取り外し式のハンドルとすること。

c. その他の建具及び点検口

- (a) 数量及び性能は、設置目的の機能を満足しているものとする。
- (b) 寸法は、設置目的である機器類及び物品等の搬出入が可能な大きさとし、必要以上に大きくしないこと。

d. 建具廻り

- (a) ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設けること。また、ブラインドボックス等は天井埋込みとするなど、露出しない構造を基本とすること。
- (b) 建具と内部仕上げの取合い部は、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生がないものとする。

e. 電気錠

- (a) 自動扉・出入口扉のうち、施設管理上必要な扉について、電気錠を設けること。

(6) サイン

a. 共通事項

- (a) 施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装の設え、アート及び家具等を活用し、誰もがスピーディかつ正確に目的地へたどり着くことのできる、わかりやすい誘導計画とすること。
- (b) サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、デザインや仕様等の意匠性に統一性があり建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- (c) サインは、導入機能改変の可能性がある場所に設置するものは、改変に伴い表示内容変更を行うことが可能な仕様とすること。
- (d) 表記文字はピクトグラムを除き日本語・英語・中国語・韓国語とすること。
- (e) その他再開発ビル（雲井5）のサイン計画と、調整を図ること。

b. 総合案内板

- (a) 本施設（国）の主要な動線上に総合案内板を設置すること。
- (b) 総合案内板には主たる出入口、現在地、トイレ、階段、エレベーター、エスカレーター、避難口等の共用部分を明示すること。また、施設利用者に周知が必要な機能を明示すること。
- (c) インターホン（障がい者の利用出来る対策を含む。）、点字及び触知図等の装置を併設すること。

c. フロア案内板

- (a) 各階のエレベーターホール付近に、フロア案内板を設置すること。
- (b) フロア案内板には当該階の簡易な平面形を記載し、主たる出入口、現在地、トイレ、階段、エレベーター、避難口等の共用部分を明示すること。
- (c) 点字及び触知図等の装置を併設すること。

d. その他

- (a) 各室には室名サインを設置すること。設置場所、設置位置及び表示内容は、国との協議によるものとする。
- (b) ピクトグラムは JISZ8210 による。ただし、該当する規格がない場合はこの限りでない。
- (c) 視覚障がい者誘導ブロックを適切な位置に敷設すること。敷設の位置、色、形状及び材質については「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の規定を満たすこと。
- (d) エレベーター内に、各階案内板を設置すること。

5.1.4.2. 特定車両用場所（国）の性能

(1) バスバース・車寄せ・車路

- (a) 1階にバスバース A～E（5台）及び待機場（4台）を整備すること。
- (b) 路面標示、縁石・車止めの設置、衝突防止（コーナーガード・カーブミラー等）の安全対策施設、案内標識等の設置を行うこと。なお、路面標示については所轄の警察署と国が事前に協議を行うため、事業者は協議に向けて協力すること。

- (c) 舗装は、通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、沈下、不陸及び段差等が生じない構造とすること。なお、側溝の蓋等を設置する場合には、耐荷重性能等が適切な計画とすること。
- (d) 車路への吹き込みによる地下部分への雨水の侵入を防ぐとともに、ゲリラ豪雨による浸水についても考慮すること。また、地下部分に漏水がないようにすること。
- (e) 適切な排水性能が確保できる構造とし、再開発ビル（雲井5）の排水計画と整合を図ること。

5.1.4.3. 設備の性能

(1) 電気設備

a. 共通事項

- (a) 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版：令和4年5月10日 国営設第29号）」において「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- (b) 使用する電線・ケーブル類は盤内を含めて、EM電線・EMケーブルを採用すること（盤内の高圧KIP電線を除く）。電気設備における配線接続点の仕舞は、一般ケーブルを想定したものであるとしている。なお、EM電線・EMケーブルを採用する箇所では、使用環境や負荷状況によりシュリンクバック現象の発生が予測される箇所については、対策品等を採用すること。
- (c) 幹線用のケーブルラック、保護管等は、敷設する配線・ケーブルの20%以上の割増しを見込んだ寸法、数とすること。
- (d) 設計照度、幹線・分岐ケーブル（電線を含む）のサイズ、受変電機器の選定及び容量、発電機器の選定及び容量、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格充電電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子利得等は、「建築設備設計基準」の計算方法により性能を満たしていることを検証すること。
- (e) 機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とすること。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に国と十分協議すること。
- (f) 電気設備関連諸室（幹線経路及びEPSを含む。）は、機材増設、機器更新、保守点検等に配慮し機器レイアウト及びスペースの確保を行うこと。また、機器発熱に対応した適切な空調・換気機能を確保するとともに管球類、設備備品、予備品及び附属品等の保管スペースを確保すること。
- (g) 通信・情報機器及び監視制御設備等の装置は、電源の瞬時電圧低下等により機能停止を招かぬよう、停電対策を行うこと。
- (h) レイアウト変更等に容易に変更対応できるように、必要に応じてOA盤をEPS等に設置すること。
- (i) 見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など景観性、意匠性に配慮すること。

b. 電灯設備

- (a) 屋内空間となることから照度の確保に留意すること。

- (b) LED 機器を採用すること。
- (c) 適宜人感センサーを設け、省エネルギー化を図ること。

c. 動力設備

- (a) 防火区画や用途区分を形成するシャッターは A 工事（建築工事）にて設置し、A 工事の感知器にて降下するものとする。ただし巻き上げは、電動シャッターを設置しても、バスターミナル専用高圧受変電設備から電源供給するものとする。

d. 受変電設備

- (a) 安全性、信頼性が確保できる計画とすること。
- (b) 電気室は 3 階バスターミナル専有部分（国）内の室内北側に配置し、5 階の特高受変電設備より高圧 6.6kV×2 回線にて電力供給を受ける。高圧受変電設備（最大容量は 500kVA）はモールド型とする。メンテナンスに必要なスペースや電気容量の増設に対応可能なスペースも考慮して、必要な規模を確保するとともに、搬出入経路にも配慮すること。
- (c) 専用高圧受変電設備を納める電気室は 200 m²未満となるよう計画すること。
- (d) 特高受変電設備の専用高圧受変電設備に送り出すフィーダーは、A 系と B 系の 2 系統用意するため、専用高圧受変電設備も A 系/B 系の 2 回線引込を予定している。
- (e) 電力引込は本線／予備線の 2 回線受電としているが、如何なる状況でも左記の切替には停電を要する。但し電力会社の要請による切替や、電力会社と調整した上での切替は、無停電切替を可能とすること。
- (f) 受変電設備に用いる機器は不燃化を図ること。

e. 自家発電設備

- (a) 非常用発電機から専用高圧受変電設備に供給する発電機電源は、3 φ 3 W で合計 100kW 程度、1 φ 3 W で合計 100kVA 程度を想定する。なお負荷納入時の条件等は、全体共用の仕様に準じるものとし、詳細は再開発会社等との別途協議とする。
- (b) 一般停電時の稼働時間は、都市ガスインフラからの中圧ガスが供給されている場合、72 時間を計画する。ただし中圧ガスの供給が断絶した場合、貯蔵する液体燃料を使用した非常用発電機の稼働は可能だが、供給容量や時間は、再開発会社等との別途協議とする。
- (c) 火災停電時は、防災設備に電源を供給するため、原則一般負荷は全て開放し、電源供給が無いものとする。

f. 電話・LAN設備

- (a) 施設計画に応じて適切な設備を計画すること。
- (b) 電線共同溝から MDF 室まで NTT のメタル回線と光回線用管路を整備しているため、その他回線を要する場合は別途通信業者にて引込調整を行うこと。
- (c) 特定車両停留施設内で利用可能な公衆無線 LAN 設備（無料 Wi-Fi）を導入すること。導入機器については、施設利用者が遅延なく利用可能かつ十分な接続端末数に対応可能な仕様とすること。

g. 携帯電話設備

- (a) バスターミナル専有部分（国）内での良好な携帯電波の受信状況を確保するため、必要に応じて、事業者にて専門の情報通信業者に依頼し行うものとする。

h. 放送設備

- (a) バスターミナル専有部分（国）内全体に放送できる装置を設置すること。

i. テレビ共同受信設備

- (a) アンテナは地上波×2（神戸局、大阪局）及びBS/CS110°のみとし、左記以外のチャンネル受信を要する場合、別途通信業者と光回線等による契約を行うものとする。

j. 監視カメラ設備・防犯設備・入退出管理設備

- (a) バスターミナル専有部分（国）は、再開発ビル（雲井5）の営業時間外においても利用される前提であるため、防犯上死角のないように監視カメラを設置する等エリア内のセキュリティに十分配慮すること。
- (b) 監視カメラの映像は運行管理室・事務室において確認可能な仕様とすることとし、仕様詳細（録画時間を含む。）は国と協議すること。
- (c) 導入システムについては、再開発ビル（雲井5）との連携についても留意すること。

k. 防災設備

- (a) 防災設備の一括監視は、1階の防災センターを予定している。
- (b) スプリンクラーヘッドの位置や防煙区画の位置については、【添付資料5 官製ベーシックプラン】を基にA工事として実施するため、位置変更等が生じる場合はB工事における対応となる。

l. 中央監視制御設備

- (a) 照明、動力等の各種制御・監視、防犯・入退室管理、鍵管理装置等の各種連携及び監視が可能なシステムとすること。

(2) 機械設備

a. 共通事項

- (a) 機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版：令和4年5月10日 国営設第29号）」（以下「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」という。）の該当部分を参照する。なお「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- (b) 耐震安全性は再開発ビル（雲井5）における設定条件に準拠し、配管及びダクト材料を選定すること。
- (c) 水損対策の必要な室には、水系の配管を設けない。やむを得ず設ける場合は、下記による水損対策を行うこと。
 - ・漏水を検知し自動的に配管を閉塞できる構造とすること。

- ・漏水に対する警報及び状態を運行管理室・事務室にて監視できる構造とすること。
- ・室内の機器の床面には、漏水による浸水を防止する防水堤を設けること。
- (d) 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保すること。
- (e) 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮すること。
- (f) 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則2週間以内に対応可能なものとする。
- (g) 原則として、使用する電線・ケーブル類は、EM電線・EMケーブルを採用すること。なお、EM電線・EMケーブルを採用する箇所、使用環境や負荷状況によりシュリンクバック現象の発生が予測される箇所については、対策品等を採用すること。
- (h) 給排水、空調配管、ガス配管等は、再開発ビル（雲井5）全体の設備系統の一部として構成されることを想定し、ビルからの供給端（バルブ等）を本事業（国）区画内の最寄り位置にA工事として設置する。供給端以降の各設備敷設を本事業（国）所掌とする。

b. 空気調和設備

- (a) 施設計画に応じて適切な設備を計画すること。
- (b) 1階への空調配管を計画する場合は【添付資料5 官製ベーシックプラン】における運行管理室・事務室付近のPS・DSでの立ち下げが必要となるため留意すること。
- (c) 各種配管からの漏水及び水損事故の防止を行うとともに、更新工事の容易性を確保すること。
- (d) 吹出口は風量・風向調整可能な機構を有するものとする。

c. 換気設備

- (a) 施設計画に応じて適切な設備を計画すること。
- (b) 給排気ガラリについてはA工事として設置する。以降の各設備敷設を本事業（国）所掌とする。
- (c) 飲食店舗を計画する場合の厨房排気設備系統は、排気装置の設置場所、排気の解放場所、排気ダクト敷設場所等について再開発ビル（雲井5）の指定する共用エリアを使用すること。

d. 自動制御設備

- (a) 自動制御の方式は、エネルギーの効率的使用を図る為、最新式かつ適切な方式を採用すること。
- (b) 中央監視装置は運行管理室・事務室に設置し、空気調和設備、換気設備、給水設備、排水設備等のシステム・監視制御を行うこと。監視設備を独立したシステムとして構築する場合は、再開発ビル（雲井5）中央監視設備との間で一括警報のやり取りを可能とすること。若しくは再開発ビル（雲井5）と協議の上、ハードとしては再開発ビル（雲井5）中央監視システムの一部として構成するが、設備に対するアクセス権限の設定によりソフトとして本事業専用の監視システムとすることも可能とする。この場合、再開発ビル（雲井5）中央監視システムの監視点数の増加や通信配線の延長等はB工事として実施する。

e. 衛生設備

- (a) 衛生器具の個数は、施設の用途、利用状況等に応じた適切なものとする。
- (b) 衛生器具の形式等は、用途、利用方法等に応じた適切なものとする。

f. 給水設備

- (a) 衛生的な水を適切かつ安定して供給すること。

g. 給湯設備

- (a) 安定供給、ランニングコスト、耐久性、保守性の点で適切な熱源・供給方式を採用すること。
- (b) 給湯設備においては、使用する用途に必要な温度、量及び圧力の湯を衛生的に供給すること。

h. 排水設備

- (a) 【添付資料5 官製ベーシックプラン】に基づき施設全体の排水計画を行っているため、施設の配置及び各階平面における諸室の配置等（以下「平面計画」という。）の大幅な変更を行う場合は、自然流下による排水ができない場合があることに留意すること。

i. 消火設備

- (a) 厨房設備（油脂を含む蒸気を発生させるおそれのあるもの）の排気フード及び排気ダクト等には、神戸市火災予防条例第9条の2に準拠したものとし、自動消火装置をC工事で設置すること。

j. ガス設備

- (a) ガス設備は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、耐久性、耐震性及び信頼性のあるものとする。

(3) 搬送設備

a. 共通

- (a) 耐震安全性の分類は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」にある「A」の基準を満たすものとする。
- (b) 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における誘導的基準を満たすとともに、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の整備基準を満たすこと。また「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の付加仕様についても適用すること。
- (c) エレベーター・エスカレーターの監視制御盤は、運行管理室・事務室に設置すること。
- (d) エレベーター全台数のかご内にカメラを設置し、監視を行うこと。
- (e) 管制運転は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の表「制御装置の機能」を有するものとする。
- (f) エレベーター乗場・かご及びエスカレーターの意匠は、再開発ビル（雲井5）全体の仕様

に準じること。

- (g) エレベーター・エスカレーターの主な想定諸元を以下に示す。詳細は【添付資料 13 再開発ビル（雲井 5）実施設計図面】を参考とすること。なお、諸元変更に伴い再開発ビル（雲井 5）の各種法手続きの変更が生じる場合には、事業者の負担にて実施すること。

表 14 エレベーターの諸元表（参考）

号機名	No.6/7
機械室	なし
用途	乗用
停止箇所	5カ所（B2、B1、1～3階）
乗降方向	貫通二方向
積載量（kg）	1150
定員（名）	17
速度（m/min）	90
ピット深さ	1550
オーバーヘッド	4450
電動機容量	AC-10kW

表 15 エスカレーターの諸元表（参考）

号機名	ES11-1、ES11-2	ES12-1、ES12-2
設置台数	2台	2台
幅	S1000	S1000
速度	30m/min	30m/min
傾斜角度	30度	30度
設置階	1階-2階	2階-3階
階高	5550mm	5900mm
電動機容量	11kw/台	11kw/台
設備容量	14kVA/台	14kVA/台

5.1.5. 業務の実施

5.1.5.1. 基本的事項

(1) 事業者の役割

『「要求水準書」及び「事業計画書」のとおり「本施設（国）」及び「成果物」を完成させること』を実現するためには、内装整備を実施する内装設計企業、内装施工企業、工事監理企業の役割分担を適切に行うとともに、各企業の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うことが重要である。特に本施設（国）の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理することが極めて重要である。

事業者は、内装設計企業、内装施工企業、工事監理企業に対して委託あるいは請負わせる業務に関して、内装整備をより適切に実施するために、その業務内容を精査した上で業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。

事業者は、総括代理人に、内装設計企業、内装施工企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うものとする。

各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各

業務の遂行に必要となる能力を有する者を適切に配置すること。また、国が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。

(2) 成果物の提出時期

成果物の部数、説明及び提出時期は【添付資料16 内装整備業務に関する成果物】による。

5.1.5.2. 共通事項

(1) 内装整備工事費コスト管理計画書の作成

事業者は、基本設計着手前、基本設計終了時、内装整備工事着手前、内装整備工事途中及び内装整備工事完了時の各段階において内装整備工事費コスト管理計画書を作成し、国に提出する。内装整備工事費コスト管理計画書の内容、提出時期は次表のとおりとする。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に国と協議し変更することができる。

工事着手前の内装整備工事費コスト管理計画書は、特定事業契約に記載の内訳書と整合するものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において基本設計終了時とのコスト比較を行い、工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、あるいはその他必要が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。

表 16 内装整備工事費コスト管理計画書の内容

名称	内容	提出時期
総括表	内装整備工事費の金額を「建築」「電気設備」「機械設備」「搬送設備」「その他」に区分して記載し、国に提出する。	基本設計着手前
工種別内訳表	各工種別の内訳金額を記載する。 各工種の項目については「公共工事内訳書標準様式（建築工事編・設備工事編）」を参照のこと。	基本設計終了時 工事着手前
内訳明細書	構成・区分については、「公共工事内訳書標準様式（建築工事編・設備工事編）」によるものとし、内訳がわかるように区分を行う。	特定事業契約に規定する内訳書の確定時、工事完了時
変更金額一覧表	変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で国と協議した上で、速やかに作成し提出する。 構成・区分については、「公共工事内訳書標準様式（建築工事編・設備工事編）」によるものとし、内訳がわかるように区分を行う。	設計・施工過程において、コストの変動が生じた時及び変更金額の確認の必要が生じた時

総括表、工種別内訳表、内訳明細書は、提出時以降の設計、施工工程において変更があった場合には、変更協議の内容に応じて修正を行う。

(2) 事業費内訳書等

特定事業契約に規定する「内装整備費」の内訳書の内訳区分については、特定事業契約に基づき作成する。要求水準書の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、上記の「内装整備費」の内訳書の内訳区分を用いる。

いずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を国に説明するものとする。

(3) コスト縮減報告書の作成

民間の技術力や創意工夫の活用などPFI方式によりコスト縮減を図った内容を整理し、報告書として取りまとめ、本施設引渡し時に国に提出する。

報告書作成にあたっては、コスト縮減の具体的な内容を記載する。コスト縮減効果が明確なもの以外でも効率化が達成できた内容を含むものとし、コスト縮減額の算定が可能なものは併せて記載するものとする。

(4) 業務要求水準及び提案内容の確認

- (a) 事業者は【添付資料 17 要求水準確認計画書の標準】を参考に要求水準確認計画書を作成し、国は要求水準確認計画書により業績監視を行う。

(5) 要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方

- (a) 事業者は、要求水準書及び事業提案書の内容を満たすため、各業務の工程表に基づくとともに、以下の対応により内装設計業務、内装施工業務及び工事監理業務の管理を行う。
- ・ 設計時における、設計図書及び計算書等の書類の確認
 - ・ 各部位の施工前における、施工計画書、品質管理計画書及び施工図の確認
 - ・ 各部位における、工事監理業務計画書に基づいた施工の確認

(6) 要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書の作成

- (a) 事業者は、上記を踏まえ、着手前に要求水準確認計画書を国と協議の上で作成し、国に提出するとともに確認を受ける。なお、内容は「建築」「設備」に区分する。
- (b) 事業者は、本施設（国）の基本設計着手前に、内装整備業務に係る要求水準確認計画書を、内装整備業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させる。
- (c) 内装整備業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等。）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等。）、確認をする者（内装設計企業、内装施工企業、工事監理企業。）その他必要な事項を記載するものとする。
- (d) 事業者は、本施設（国）の工事着手前に、工事に係る要求水準確認計画書を、内装設計企業で作成することが適当と判断する部分については内装整備業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させ、工事監理企業で作成することが適当と判断する部分については工事監理業務の工事監理者に作成させ、その他の部分については内装施工業務の監理技術者又は主任技術者に作成させる。

- (e) 工事に係る要求水準確認計画書については、内装設計業務に係る要求水準確認計画書に基づく内装設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、内装設計業務に係る要求水準確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には内装設計業務に係る要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目毎に要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等。）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等。）、確認をする者（内装設計企業、内装施工企業、工事監理企業。）その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で工事に係る要求水準確認計画書として取りまとめるものとする。
- (f) 内装設計業務に係る要求水準確認計画書及び工事に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計着手時、基本設計終了時、建設工事着手時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- (g) 事業者は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、その結果を要求水準確認計画書の作成者に要求水準確認報告書として取りまとめさせ、国に提出し、説明をする。なお、報告書はチェックリスト形式とし、項目に通し番号を設け、設計図書の該当箇所にマーキング及び当該番号を記載したものでセルフチェックの上、提出する。

(7) 内装設計・内装施工工程表の作成

事業者は、本事業（国）の内装整備業務着手前までに、国と協議を行い、各種書類の提出時期及び国との協議調整工程を盛り込んだ内装設計・内装施工工程表を作成の上、国に提出するとともに確認を受ける。内装設計・内装施工工程表には以下の内容を記入する。

a. 調査工程

- (a) 事業者が実施する調査の工程

b. 設計工程

- (a) 基本設計（平面計画協議期間を含む。）の工程
- (b) 実施設計の工程
- (c) 確認申請等各種申請手続き及びその調整の工程
- (d) 透視図等の提出時期
- (e) その他設計の工程管理に必要な事項

c. 施工工程

- (a) 調査を実施する場合の工程並びに、「仕上げ」、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空気調和設備」及び「昇降機設備」等各工事における工程、その他施工の工程管理に必要な事項を、再開発ビル（雲井5）の工事工程と調整の上、記載する。

d. 国への施設等の引渡し工程

(8) 記録等の作成

事業者は、国及びその他関係機関と協議・打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。

(9) 電子データのセキュリティ確保

事業者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる成果物等、電子データを国に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策されたものを提出する。また、ウイルス対策のためのソフトウェアについて、常に最新データに更新（アップデート）されたものを使用しなければならない。

5.1.5.3. 内装設計業務

事業者は、要求水準書及び事業提案書並びに内装設計・内装施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。

(1) 内装設計業務計画書の作成

事業者は、基本設計着手前に、内装設計業務計画書を作成の上、国に提出し、確認を受ける。業務計画書の内容には、実施体制、工程等を盛り込むものとし、詳細については国と協議を行うこと。

(2) 管理技術者及び各主任担当技術者の通知

事業者は、基本設計着手前に、資格確認資料に記載された内装設計業務における管理技術者及び各主任担当技術者を選任の上、国に通知し確認を受ける。なお、管理技術者及び各主任担当技術者は、C工事内のテナント工事に係る設計についても包括的な当該業務の責を担う。

(3) リサイクル計画書の作成

事業者は、内装設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い内装設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として作成し、国に提出する。

(4) 内装設計

a. 基本設計

業務内容は「国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）」別添一の第1項第1号イによる。

事業者は、基本設計終了前に、平面計画について国と協議する。この場合の協議期間は40日を見込む。また、協議の内容は平面計画のみならず、フロア間にわたるものも含むものとする。なお、当該協議を行うために、国との事前の打合せを、設計業務と並行して行う。

b. 実施設計

業務内容は「国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）」別添一の第1項第2号イによ

る。

実施設計は、工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。また、工事着手後に実施設計書の変更を行う場合に作成する設計も、同様の内容とする。

c. 工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務

業務内容は「国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）」別添一の第1項第3号による。

(5) 設計図書を作成

a. 適用基準等

図面の作成は【添付資料1 法令並びに適用基準等一覧】に掲げる基準等を適用する。

b. 基本設計書の提出

基本設計書は、「建築」、「電気設備」、「機械設備」、「搬送設備」及び「その他」に区分し、それぞれ国に提出し、確認を受ける。

c. 実施設計書の説明・提出

実施設計書は、上記b.の区分に基づき作成し、工事着手前に内容の説明を行い、国の確認を受ける。また、実施設計終了時に国に提出する。

d. 設計意図伝達に関する資料等の作成

事業者は、内装施工企業、工事監理企業等に設計意図を正確に伝達するため、設計意図の伝達に関する以下の資料等を作成し、国に説明し、確認を受ける。

- (a) 施工図・機器納入仕様書等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等
- (b) 仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む。）の色彩、柄等についてまとめた色彩等計画書
- (c) 設計内容に関する質疑に関する検討及び回答案

e. 面積算出資料の提出

事業者は、各設計段階において、建築基準法に基づく各階それぞれの運営権設定対象施設（国）及び非運営権施設（国）の面積を面積表にまとめ、面積算出資料とともに国に提出する。

(6) 透視図等の作成

a. 事業紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、本施設（国）の事業内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。内容は、事業の目的及び内装整備方針に基づいた内装設計コンセプトを説明文、イメージ図等を加えて作成する。なお、作成にあたっては、プレゼンテーションソフトを用いることを基本とする。

b. 透視図

建物の内観透視図を作成し、下記により国に提出する。

- ・ 大きさ彩色A3版
- ・ カット数は内観10カットとする。
- ・ 対象箇所について事前に国の確認を受けること。

c. 事業紹介ポスター

工事着手前に、図面及び透視図等を使用し、本施設（国）のコンセプト及び施設概要等の説明文・イメージ図等を加えて本事業紹介用のポスター（カラー）を作成するものとし、大きさ等は【添付資料16 内装整備業務に関する成果物】を参照すること。

(7) 申請及び手続き等

- 建築確認申請（計画変更等）等に係る手続きは再開発会社等が実施する。事業者のC工事範囲の設計完了に伴う計画変更等各種許認可に図書作成については、再開発会社が委任する設計者（特定業務代行者）と協力し、速やかに行うこと。なお、申請に係る図書作成及び手数料については、事業者の負担とする。
- 申請及び手続き等で関係行政機関等に提出した書類の写しを国に提出する。正・副本の扱いについては国の指示による。
- 国が実施する地域住民等への説明補助作業を行うこと。

(8) 公共建築設計者情報システムの登録

事業者は、設計業務完了時において、設計業務完了後10日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、国の確認を受けた後に（一社）公共建築協会に提出するとともに、（一社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを国に提出する。

(9) 成果物等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、特定事業契約の秘密の保持等の規定を遵守の上、成果物等の情報を適正に管理する。なお、国は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

●成果物とは

- ① 【添付資料16 内装整備業務に関する成果物】に規定する成果物（未完成の成果物を含む。）。
 - ② その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの、紙媒体によるものの他、これらの電子データ等を含むものとする。
- 国の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
 - 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合の他は、国が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

- (d) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - (e) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、業務完了と同時に国に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - (f) 契約の履行に関して知り得た秘密については、特定事業契約に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記 a.及び b.の規定は、特定事業契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a.、b.及び c.の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(10) その他、業務の履行に係る条件等

a. 写真の著作権の権利等について

写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。事業者は、次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ国の承諾を受けた場合は、この限りでない。）。

- ・ 写真を公表すること。
- ・ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5.1.5.4. 内装施工業務

事業者は、要求水準書及び事業提案書及び内装設計・内装施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。内装施工業務は、設計図書に基づき「本施設（国）」を施工する業務の他、施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

(1) 内装整備工事

事業者は、内装設計成果に基づき本施設（国）の内装整備工事を実施する。

(2) 工事着手届の提出

事業者は、本施設（国）の工事着手前に、工事着手届を国に提出し、確認を受ける。

(3) 監理技術者又は主任技術者の通知

事業者は、工事着手前に、資格確認資料に記載した「建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）」第26条に定める監理技術者又は主任技術者を選任の上、国に通知し、確認を受ける。なお、監理技術者及び主任技術者は、C工事内のテナント工事に係る工事についても包括的な当該業務の責を担う。

(4) 施工体制台帳及び施工体系図の作成

事業者は、下記の事項又は書類を盛り込んだ上で、「建設業法」に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、国に提出する。

- (a) 「建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）」第14条の2第1項第2号

ロの請負契約及び同項第4号ロの下請負契約に係る「建設業法」第19条第1項及び第2項の規程による書面の写し

- (b) 統括安全衛生責任者名、安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (c) 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）の顔写真
- (d) 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名及び工期
- (e) 緊急時の連絡体制表

(5) 施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出

- (a) 事業者は、工事着手前に、監理技術者又は主任技術者に総合施工計画書を作成させ、工事監理者が確認し、国に提出する。
- (b) 事業者は、一工程の施工の着手前に、総合施工計画書に基づいて監理技術者又は主任技術者に工種別の施工計画書及び品質管理計画書を作成させ、工事監理者が確認し、国に提出する。
- (c) 事業者は、各部位の施工後に、監理技術者又は主任技術者に施工計画書等に基づき適切に施工したことを示す施工報告書及びその他関連する書類を作成させ、工事監理者が確認し、国に提出する。
- (d) 施工計画書及び品質管理計画書においては、「要求水準書」及び「事業計画書」に定められた要求水準が達成されるような計画とするものとし、施工計画及び品質管理計画の策定にあたっては、要求水準確認計画書における内装整備工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。

(6) 施工体制の点検

事業者は、国から、監理技術者又は主任技術者の設置状況及びその他の工事現場の施工体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これに対応する。

(7) 実施工程表、月間工程表の提出

- (a) 事業者は工事着手前に、「仕上げ」、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空気調和設備」及び「搬送設備」の区分毎に、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、国に提出する。
- (b) 事業者は、上記(a)の区分毎に月間工程表を作成し、該当月前月末日までに国に提出する。

(8) 進捗状況報告書の提出

事業者は、(7)(a)の区分毎に出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月国に提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。

(9) 再開発ビル（雲井5）工事との調整

事業者は、工事期間中に再開発ビル（雲井5）工事との工程及び仮設等の調整を行う。調整にあたっては、総合図（本工事と別途工事との取合い部分。）を用いて国と協議し、再開発ビ

ル（雲井5）工事への協力を行う。

(10) 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、内装設計業務及び内装施工業務において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、事前に国にその内容を提示し確認を得る。

(11) 申請及び手続き等

- (a) 事業者は、工事の実施、完了及び本施設の供用開始に必要な一切の協議、申請及び手続きを行う。なお、協議、申請及び手続き等に必要な費用は事業者負担とする。
- (b) 事業者は、上記の書類について写しを保存し、工事完了時に速やかに国に製本の上、提出する。正・副本の扱い等体裁については、国と協議して定める。

(12) 国有財産台帳附属図面の調整に係る資料等の作成

事業者は、国有財産台帳附属図面を「国有財産台帳等取扱要領について（平成13年5月24日財理第1859号）」により作成し、工事完了の30日前までに国に提出するとともに、国が作成する統一的管理機関の申請に協力すること。また保存及び表示登記に必要な図面を作成する。

(13) 特定調達物品等採用の実績報告

事業者は、工事完了時における「グリーン購入法」の特定調達物品等の採用状況（数量、採用率等）を資機材等毎にまとめ、国に提出する。

(14) 完成図の作成

完成図は、内装整備工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとして下記により作成し、内装整備工事完了時に速やかに国に提出する。

また、作成に際しては特定業務代行者と適宜調整を行うこと。

図面の作成は【添付資料1 法令並びに適用基準等一覧】に掲げる基準等を適用する。

完成図は下記に掲げる内容を含むものとする。

a. 建築

特記仕様書、概要書、各階平面図（室名及び室面積が表示されたもの）、断面図、仕上表、面積表、展開図、矩計図、詳細図、天井伏図、建具、施工計画書及びその他必要な図書等

b. 電気設備

特記仕様書、各階の各種配線図及び文字、図示記号、分電盤、動力制御盤、配電盤等の単線接続図、各種系統図、電気関連諸室の平面図、機器配置図、各種構内線路図、主要機器一覧表及びその他必要な図書等

c. 機械設備

特記仕様書、主要機器一覧表、衛生器具一覧表、各種系統図、各種平面図（各階）、主要

機械室詳細図（平面・断面）、便所詳細図、自動制御設備等の特殊設備図及びその他必要な図書等

d. 搬送設備

特記仕様書、機器一覧表及びその他必要な図書等

e. その他

サイン図、各種試験成績書・報告書及びその他必要な図書等

(15) 施設の保全に関する資料の作成

保全に係る資料は、本施設（国）及び本施設（国）が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、引渡しまでに、国に提出する。なお、資料には「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（平成28年12月22日国営保第36号）」に基づく「建築物等の利用に関する説明書」の作成を含むものとする。

(16) 完成写真の提出

a. 完成写真

事業者は、本施設（国）の完成写真を撮影することとし、完成時に提出する。撮影画素数等は下記による。

- (a) 撮影画素数 1,000 万画素以上
- (b) カット数 20 カット
- (c) 撮影箇所は国と協議

b. 写真の撮影に関する著作権者の権利

写真の撮影に関する著作権者の権利は次の(a) 及び(b) によることとし、事業者は撮影者等との契約にあってもそれらの承諾を条件とする。

- (a) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で使用することができるものとする。この際、著作権名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
- (b) 事業者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(17) 内装整備工事内容紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、内装整備工事期間中に、内装整備工事の内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。なお、作成にあたっては、プレゼンテーションソフトを用いることを基本とする。

(18) 事業記録の作成

事業者は、事業の概要、完成引渡し時までの経緯、技術的資料等を整理し、取りまとめた事

業記録を作成する。なお、事業記録の作成にあたっては、全体の構成計画を作成しその内容について国と協議すること。

5.1.5.5. 工事監理業務

(1) 工事監理

工事監理業務の内容は以下のとおりとする。

- (a) 工事監理業務は、「建築士法（昭和 25 年法律第 202 号第 2 条第 7 項）」に定める工事監理者の立場で行う業務とする。
- (b) 工事監理業務の内容は、「国土交通省告示第 8 号（令和 6 年 1 月 9 日）」別添一の第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める業務とする。
- (c) 工事監理者は、工事期間中に本施設（国）に係る再開発ビル（雲井 5）工事との調整に協力する。
- (d) その他、設計図書どおりに本施設（国）が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

(2) 工事監理者及び各監理主任技術者の通知

事業者は、内装整備工事に着手する前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び監理主任技術者を選任の上、国に通知し、確認を受ける。なお、工事監理者及び各監理主任技術者（建築、電気、機械）は、C工事内のテナント工事に係る工事についても包括的な当該業務の責を担う。

(3) 工事監理業務計画書の提出

- (a) 事業者は、工事に着手する前に、工事監理者に業務工程計画、業務体制、業務方針等について工事監理業務計画書を作成させ、国に提出し、確認を受ける。
- (b) 事業者は、工事監理者に設計図書どおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施するために必要な確認方法及び確認時期、記録方法その他の事項について、施工工程毎に工程別工事監理業務計画書を作成させ、国に提出し、確認を受ける。
- (c) 工事監理業務計画書等の作成にあたっては、工事に係る要求水準確認計画書における各業務内容や役割分担との整合性を確保するものとする。
- (d) 工事監理業務計画書等については、工事の進捗に応じ変更の必要が生じた場合は、国と協議し、確認を受ける。
- (e) 工事監理企業が自ら施工状況を実地に確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは工事監理企業の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務計画書の作成を行うこと。

(4) 工事監理状況の報告

工事監理者は、工事と設計図書との照合及び確認の結果を記録し、特定事業契約に規定する工事監理状況報告により、当該記録を国に毎月提出する。記録の内容に変更があった場合は同様とする。

(5) 工事監理業務報告書の作成

- a. 事業者は、工事期間中、工事監理者に工事監理に関する記録について工事監理業務報告書として作成させ、国に毎月提出し、確認を受ける。
- (a) 工事監理業務報告書は、工事監理記録及び工事記録写真として、要求水準確認計画書の内容のうち工事監理業務に係るものや工事監理業務計画書に定められた業務を的確に実施したこと、設計図書に基づいて工事が施工されていることを確認したこと、その施工状況が要求水準に適合していることを確認したことについて、国が確認できる内容とする。
- (b) 工事監理企業が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは工事監理企業の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。

(6) 施工計画書及び品質管理計画書の確認

工事監理者は、施工計画書及び品質管理計画書が要求水準確認計画書の計画内容に照らして適正なものになっていることを確認するものとし、確認できない場合には施工計画書及び品質管理計画書の是正を求めるものとする。

(7) 施工報告書の確認

工事監理者は、建設業務において作成する施工報告書に関して要求水準確認計画書及び施工計画書並びに品質管理計画書どおりに施工されていることを確認するものとし、確認できない場合には是正を求めるものとする。

(8) 工事関係書類の提出

工事監理者は、施工図、承諾図、工事写真等、品質や出来形を確認する資料を国に提出し、確認を受ける。

(9) 図面等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、特定事業契約の秘密の保持等の規定を遵守の上、図面等の情報を適正に管理する。なお、国は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

●図面等とは

- (a) 次に該当する図面、特記仕様書等
- ① 内装施工業務に係る設計図書
 - ② 【添付資料16 内装整備業務に関する成果物】に規定する成果物（未完成の提出書類等を含む。）。
 - ③ その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
- (b) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書等とし、紙媒体によるものの他、これらの電子データ等を含むものとする。
- ① 国の承諾無く、図面等の情報を工事の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。

- ② 業務の履行のための協力者等へ図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 図面等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合の他は、国が必要と認めただけに限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与資料等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、業務の完了と同時に国に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - ⑥ 特定事業契約の履行に関して知り得た秘密については、特定事業契約に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記 a.及び b.の規定は、特定事業契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a.から c.の規定は、協力者等に対しても対象とする。
- e. 図面等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるものの他、これらの電子データ等を含むものとする。
- (a) 次に該当する図面、特記仕様書等
 - ・ 内装施工業務に係る設計図書
 - ・ 内装整備工事の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
 - (b) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む。）
 - (c) 完成図（未完成の図書を含む。）
 - (d) 工事完成写真

5.2. 準備

5.2.1. 総則

5.2.1.1. 基本原則

- ①事業提案書及び事業者が作成する準備業務計画書に基づき、準備業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように実施し、要求水準を下回る可能性がある場合には、適切な状態に改善する。
- ④国から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

5.2.1.2. 基本方針

- ①円滑に本施設（国）の維持管理・運営業務が実施できるよう、運営・維持管理期間の開始までの間に必要な準備を行うこと。
- ②国と協議の上、区分所有者（国）全員により構成される管理組合が設置する店舗・バスターミナル分会（仮）等に参加し、業務の履行に必要な調整を行うこと。
- ③再開発ビル（雲井5）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営する方針のもと、円滑かつ効率的な維持管理に寄与すること。
- ④業務遂行上知り得た国の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、特定事業契約終了後も対象とする。ただし、国により承諾を受けた情報においてはこの限りでない。
- ⑤業務遂行上知り得た個人情報「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」を踏まえて適正に取り扱うこと。
- ⑥上記の国の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合若しくは生じたおそれがある場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

5.2.1.3. 業務内容

- ・開業前研修
- ・バス便の移行調整業務
- ・広報活動
- ・事業パンフレットの作成
- ・供用約款の策定

5.2.1.4. 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②準備・維持管理・運営業務全体を統括して管理する統括管理責任者を置くこと。
- ③国・市及び乗り入れバス事業者と意見交換できる場を確保すること。
- ④各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。また、国が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。

⑤緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保すること。

5.2.2. 業務の実施

5.2.2.1. 開業前研修

①バス事業者（国）に対して利用ルールの徹底及び訓練を行うため、新バスターミナル（I期）開業前に、バス事業者（国）、業務従事者等への事前研修及び事前試走訓練を実施すること。

5.2.2.2. バス便の移行調整業務

- ①事業者は、新バスターミナル（I期）完成時点における集約方針に基づきバス便の移行調整を行うこと。調整にあたっては、国、市及びバス事業者との調整の場を設けること。なお、集約方針はあくまで方針であり、各バスターミナルでのバスの発着位置（バース）や発着時刻は、調整の場で協議し、事業者が決定すること。
- ②バスの停車時間等のターミナル内の利用ルールについては、国・市及び乗り入れバス事業者と調整の上、供用開始までに決定すること。

5.2.2.3. 広報活動

①新バスターミナル（I期）等のPR及び情報提供、利用促進のために、ウェブサイトの管理運営等、必要な媒体の作成、配布、管理等を行うこと。

5.2.2.4. 事業パンフレットの作成

①事業者は、事業パンフレットを内装整備工事着手時までに作成し、国に提出すること。また、内装整備工事完了時に修正し、国に提出すること。パンフレットは、事業の概要、本施設（国）の概要等を、パース、図面、イラスト等により説明するものとする。

5.2.2.5. 供用約款の策定

- ①事業者は、国と協議の上、供用開始30日前までに、特定車両停留施設（国）の供用に係る事項（停留料金の徴収方法、利用方法、利用制限等）に関する供用約款を策定すること。策定した供用約款を変更する場合も、あらかじめ国と協議を行うこと。
- ②事業者は、策定した供用約款及び停留料金について、施設利用者が容易に確知できるよう、事業者のウェブサイトやパンフレット等に掲載し、供用開始前に公表すること。

5.3. 維持管理

5.3.1. 総則

5.3.1.1. 基本原則

- ①事業提案書及び第4章に規定する各種計画書等に基づき、維持管理業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように維持管理し、要求水準を下回る可能性がある場合には、修繕等の方法で適切な状態に改善する。
- ④国から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

5.3.1.2. 基本方針

- ①2.1.1. 三宮再整備の目指す姿に基づき、業務を実施すること。
- ②本施設（国）の適切な維持管理を行い、安全かつ円滑な公共サービスの水準が適切に確保されるよう業務を実施すること。
- ③施設利用者の利便性の向上に資するよう、施設利用者のニーズを適切に把握して維持管理を実施すること。
- ④年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮すること。
- ⑤再開発ビル（雲井5）の維持管理を担う企業等と積極的に連携・協調し、再開発ビル（雲井5）全体の効率的かつ効果的な維持管理に寄与すること。
- ⑥国と協議の上、区分所有者（国）全員により構成される管理組合が設置する店舗・バスターミナル分会（仮）等に参加し、業務の履行に必要な調整を行うこと。
- ⑦再開発ビル（雲井5）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営する方針のもと、円滑かつ効率的な維持管理に寄与すること。
- ⑧非常時において施設の機能停止が生じないよう、適切に機能維持の確保がなされるよう維持管理を実施すること。
- ⑨施設利用者の安全を確保するため、事故防止や防災等に努め、適切に危険防止等の措置を講ずること。
- ⑩適切に衛生環境を確保するとともに、施設利用者の快適性の向上に資するよう維持管理を実施すること。
- ⑪省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう業務を実施すること。
- ⑫運営・維持管理期間中の光熱水費等の縮減の他、運営・維持管理期間終了後の修繕費等の縮減を含め、長期的な経済性に配慮すること。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）」を参考に取り組むこと。
- ⑬運営・維持管理期間終了後の国（又は次期事業者）の維持管理業務の適切な継続に資するよう、運営・維持管理期間終了時の適切な引継ぎに配慮するとともに、運営・維持管理期間終了後の維持管理に関して国（又は次期事業者）が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにすること。

- ⑭業務遂行上知り得た国の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、特定事業契約終了後も対象とする。ただし、国により承諾を受けた情報においてはこの限りでない。
- ⑮業務遂行上知り得た個人情報「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」を踏まえて適正に取り扱うこと。
- ⑯上記の国の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合若しくは生じたおそれがある場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

5.3.1.3. 業務内容

a. 事業者が実施する維持管理業務

- ・ 建築物点検保守管理業務
- ・ 建築設備点検保守管理業務
- ・ 車路点検保守管理業務
- ・ 什器・備品維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務
- ・ 経常修繕業務
- ・ 交通事故復旧業務
- ・ 長期修繕計画案作成業務

b. 国が別途実施する維持管理業務

- ・ 緊急時対応業務

5.3.1.4. 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②準備・維持管理・運営業務全体を統括して管理する統括管理責任者の下に維持管理責任者を1名置くこと。維持管理責任者は運営責任者と兼任が可能である。また、統括管理責任者との兼任が可能である。
- ③事業者は営業時間中、維持管理業務に係る国との連絡が常時可能な体制を確保すること。
- ④国と協議の上、管理組合が設置する店舗・バスターミナル分会（仮）等に参加できる体制を確保すること。
- ⑤各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とすること。また、国が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- ⑥事業者は、業務従事者に対して、第4章に規定する各種計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行うこと。
- ⑦緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保すること。

⑧事業者は、再開発ビル（雲井5）の維持管理並びに防火及び防災管理のため、管理組合が選任する各分会の管理者が設置する者（以下を想定）の指示又は措置に従うこと。

- ・電気事業法に基づく電気主任技術者
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく、建築物環境衛生管理技術者
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、廃棄物管理責任者
- ・消防法に基づく、統括防火・防災管理者
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、エネルギー管理統括者
- ・その他法令に基づく、敷地及び共用部分等の管理者が選任する者

⑨バスターミナル専有部分（国）について、消防法に基づく防火管理者及び防災管理者を置くこと。

5.3.2. 業務の実施

5.3.2.1. 建築物点検保守管理業務

a. 業務の対象範囲

建築物点検保守管理業務の対象範囲は、本施設（国）内の建物の躯体を除いた、壁、床及び天井の仕上げ工事による部分を含む室内側部分並びに壁及び柱の内装塗装部分を含む室内側部分（建具等含む）とする。ただし、1階車路の天井部分の点検範囲は【添付資料7 1階車路天井部分の点検範囲】に従うこと。

b. 要求水準

- ①対象範囲について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、適切に保守等を行い所要の機能を保持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせ、躯体の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。
- ④点検保守及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。

5.3.2.2. 建築設備点検保守管理業務

a. 業務の対象範囲

建築設備点検保守管理業務の対象範囲は、本施設（国）内の設備全てとする。

b. 要求水準

- ①設備について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を行い所要の機能を保持すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせ、設備の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。

5.3.2.3. 車路点検保守管理業務

a. 業務の対象範囲

車路点検保守管理業務の対象範囲は、本施設（国）内の車路全て（特定車両用場所）とする。

b. 要求水準

- ①車路について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、適切に保守等を行い所要の機能を保持すること。
- ②定期点検及び日常点検を組み合わせて、車路の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。

5.3.2.4. 什器・備品維持管理業務

a. 業務の対象範囲

什器・備品維持管理業務の対象範囲は、本施設（国）の維持管理・運営において必要となる什器・備品全てとする。

b. 要求水準

- ①関係法令に基づきバスターミナル機能を維持するとともに、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するため、必要な什器・備品（消耗品等）の交換、補充を行うこと。
- ②業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合は保守、更新等適切な方法により対応すること。
- ③什器・備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、確実に管理すること。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量を必ず含むものとする。

5.3.2.5. 警備業務

a. 業務の対象範囲

警備業務の対象範囲は、本施設（国）全てとする。

b. 要求水準

- ①本施設（国）の防犯、防火及び防災に万全を期し、施設利用者が安心して利用できる環境の確保のために有人警備及び機械警備を行うこと。業務の実施においては、警備業法、労働基準法等関係法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- ②有人警備は、新バスターミナル（I期）営業時間内の必要な時間に配備することとし、警備員は、導入する機能や内装レイアウト等に対応して、待合等に最低1人以上を確保すること。交通誘導員及び乗場案内スタッフとの兼任も可とする。
- ③警備員は、警備業法による教育を受け、事件及び事故の際の現場保存、負傷者や急病人に対する応急手当、初期火災の消火や避難誘導、暴漢等の襲撃を受けた際の自己及び他者の生命身体防護を適切に行うための研修・訓練を受けているとともに、警備員として適切な所作

を行える者であること。また、警備の責任者は警備業務の実務経験を有し、警備業法第 23 条第 4 項に基づく施設警備業務に係る 1 級検定又は 2 級検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

- ④機械警備は、本施設（国）内の必要な箇所において、監視カメラが常時適切に稼働・録画していること。
- ⑤機械警備設備の設置にあたっては、事務室にて各フロアの警備状況が一元管理できる計画とすること。
- ⑥再開発ビル（雲井 5）の共用部分については、原則再開発ビル（雲井 5）で警備を行うため、事業者は共用部分（国）における不審者や不具合等を発見した場合等には、再開発ビル（雲井 5）へ対応を引継ぐ等の一次対応を行うこと。
- ⑦事業者は警備日誌を作成し、保管すること。また、業務報告書（月報）に添付して提出すること。

5.3.2.6. 清掃業務

a. 業務の対象範囲

清掃業務の対象範囲は、本施設（国）全てとする。

b. 要求水準

- ①神戸の玄関口にふさわしい空間になるよう、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ適切に清掃を実施し、清潔な衛生環境を保持し、施設利用者の快適性及び施設の美観・機能性・衛生性を確保すること。
- ②使用する器具・備品、補充のための消耗品等は全て事業者が準備すること。また、常に機器・備品の整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準拠し厳重に管理すること。
- ③新バスターミナル運営等事業の実施に伴い発生する全ての廃棄物について、適正に処理すること。
- ④1 階の壁面及び天井含む特定車両用場所（国）についても清掃を行い、車両の運行に支障の無い環境を維持すること。
- ⑤再開発ビル（雲井 5）の共用部分（国）については、原則再開発ビル（雲井 5）で清掃を行うが、事業者は共用部分（国）における汚れや不具合等を発見した場合等に、再開発ビル（雲井 5）へ対応を引継ぐ等の一次対応を行うこと。
- ⑥事業者は清掃日誌を作成し、保管すること。また、業務報告書（月報）に添付して提出すること。

5.3.2.7. 経常修繕業務

a. 業務の対象範囲

経常修繕業務の対象範囲は、本施設（国）全てとする。

b. 要求水準

- ①本施設（国）が正常に機能することに加えて、神戸の玄関口にふさわしい空間として維持していくために必要な経常修繕を実施すること。なお、経常修繕の範囲は、劣化・損傷した部

位・部材又は機能を実用上支障のない状態に回復させるために実施する補修、修理、部品の交換等のうち、日常的に発生する不具合に対応するためその都度行うものに限る。ただし、本施設（国）の性能・機能を維持するために必要となる修繕については、大小を問わず、事業者が行うこと。

- ②路面標示について、車両の運行に支障の無い状態を維持すること。
- ③経常修繕を行った場合は、修繕箇所について国に報告を行い、必要に応じて国の立会いによる確認を受けること。

5.3.2.8. 交通事故復旧業務

a. 業務の対象範囲

交通事故復旧業務の対象範囲は、道路区域（国）内全てとする。

b. 要求水準

- ①道路区域（国）内において交通事故等が発生した場合、事業者は正確かつ迅速な情報提供、施設利用者の避難誘導を行う等、必要な措置を講じるものとし、国に速やかに報告すること。
- ②道路区域（国）内の施設が交通事故等による被害を受けた場合、事業者は、必要な範囲において自らの費用負担で応急措置を講ずるものとし、速やかにその内容を国へ通知すること。
- ③本施設（国）において交通事故等により被害を受けた施設等を復旧する場合、被害状況に応じて、国で工事を実施若しくは国が原因者に対して原形復旧に係る工事の施行を求めるものとする。
- ④国で工事を実施する場合、本施設（国）の復旧に必要な費用については、国が原因者に対して原形復旧に係る工事費の全部又は一部を請求する。
- ⑤利便施設（国）の復旧に要する費用については事業者が負担するものとする。

5.3.2.9. 長期修繕計画案作成業務

a. 業務の対象範囲

長期修繕計画案作成業務の対象範囲は、本施設（国）内全てとする。

b. 要求水準

- ①事業者は、経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画について、長期修繕計画書（案）として作成し、国の承認を得ること。また、本施設（国）の機能及び性能を適切に維持し、ライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に応じた技術水準を保つため、長期修繕計画を必要に応じて見直すこと。
- ②施設管理・資産管理を適切に行うため、建築物台帳・設備台帳（以下「施設台帳」という。）を電子媒体で管理すること。また、施設内の正確な情報を把握し、関連する各業務の合理化を図れるよう、完成図面を適切に管理すること。
- ③運営・維持管理期間終了4年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、運営・維持管理期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業終了後に国が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書（案）」を国に提出し、引き渡しについて国と協議を始めること。また、運営・維持管理

期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて国に提出すること。なお、「次期修繕提案書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものとする。

5.4. 運営

5.4.1. 総則

5.4.1.1. 基本原則

- ①事業提案書及び第4章に規定する計画書等に基づき、運営業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように運営し、要求水準を下回る可能性がある場合には、適切な状態に改善する。
- ④国から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

5.4.1.2. 基本方針

- ①2.1.1. 三宮再整備の目指す姿に基づき、業務を実施すること。
- ②三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図る事業目的のもと、兵庫・神戸の玄関口に相応しい、施設利用者にとって安全かつわかりやすく、質の高いサービスを提供すること。
- ③再開発ビル（雲井5）の運営を担う企業等と積極的に連携・協調し、再開発ビル（雲井5）全体の効率的かつ効果的な運営に寄与すること。
- ④国と協議の上、区分所有者（国）全員により構成される管理組合が設置する店舗・バスターミナル分会（仮）等に参加し、業務の履行に必要な調整を行うこと。
- ⑤再開発ビル（雲井5）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営することにより、施設利用者の利便性の向上に寄与すること。
- ⑥施設利用者のニーズを適切に把握して施設運営を実施すること。
- ⑦年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮すること。
- ⑧休業日を設けず通年営業を行うこと。営業時間を変更しようとする場合は、国と事前に協議すること。
- ⑨非常時において施設の機能停止が生じないよう、適切に機能維持の確保がなされるよう施設運営を実施すること。
- ⑩施設利用者の安全を確保するため、事故防止や防災等に努め、適切に危険防止等の措置を講ずること。
- ⑪省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう施設運営を実施すること。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）」を参考にに取り組むこと。
- ⑫運営・維持管理期間終了後の国（又は次期事業者）の運営業務の適切な継続に資するよう、運営・維持管理期間終了時の適切な引継ぎに配慮するとともに、運営・維持管理期間終了後

の運営に関して国（又は次期事業者）が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにすること。

- ⑬業務遂行上知り得た国の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、特定事業契約終了後も対象とする。ただし、国により承諾を受けた情報においてはこの限りでない。
- ⑭業務遂行上知り得た個人情報「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」を踏まえて適正に取り扱うこと。
- ⑮上記の国の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合若しくは生じたおそれがある場合は、速やかに国に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

5.4.1.3. 業務内容

a. 事業者が実施する運營業務

- ・運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・安全対策業務
- ・利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・危機管理対応業務
- ・バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・その他関連業務（広報活動、再開発ビル（雲井5）の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

5.4.1.4. 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②準備・維持管理・運營業務全体を統括して管理する統括管理責任者の下に運営責任者1名及び運営副責任者（人数は任意）を置くこと。運営責任者は維持管理責任者と兼任が可能である。また、統括管理責任者との兼任が可能である。
- ③事業者は営業時間中、国と、運営責任者又は運営副責任者との連絡が常時可能な体制を確保すること。
- ④事業者は営業時間中、再開発ビル（雲井5）の運営を担う企業との連携が常時可能な体制を確保すること。また、営業時間内は、事務室等に最低1名以上、再開発ビル（雲井5）の運営を担う企業と連絡可能な人員を配置すること。
- ⑤国と協議の上、管理組合が設置する店舗・バスターミナル分会（仮）等及びテナント会に参加できる体制を確保すること。
- ⑥国・市及び乗り入れバス事業者と意見交換できる場を確保すること。
- ⑦新バスターミナル（Ⅱ期）に集約するバス便数については、学識経験者や国、市、バス事業者等による「三宮周辺地区のバスのあり方研究会」その他の関連する会議体で意見交換を行

うため、参加できる体制を確保すること。

- ⑧各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要となる能力を有する者を適切に配置すること。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とすること。また、国が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- ⑨事業者は、業務従事者に対して、第4章に規定する計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行うこと。
- ⑩緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保すること。

5.4.2. 業務の実施

5.4.2.1. 運行管理業務

事業者は、5.4.1.4.業務の実施体制⑥⑦を含めた以下の要求水準に基づき、運行管理業務を行う。主な実施内容は運行ダイヤの調整、運行管理である。

a. 運行ダイヤの調整

- ①新バスターミナル（I期）及び三宮バスターミナルを利用するバス事業者情報を取りまとめ、一括管理すること。また、国、市等からのバス事業者情報に関する提供依頼があった場合は、速やかに対応すること。
- ②バスの運行ダイヤの変更が必要となった場合、円滑な運行に支障をきたさないために、影響するバス事業者（国）間の協議・調整を綿密に行うこと。

b. 運行管理

- ①バス事業者（国）の利便性確保等のために、満空情報等の情報提供、バス車両の案内・誘導及びバス車両の入出庫管理を実施すること。
- ②バス車両による周辺道路交通への影響を最小限に抑えるため、混雑時においては再開発ビル（雲井5）の運営を担う企業等と適宜調整の上、必要な対応を適切に実施すること。
- ③バス車両の入出庫時等に問題が発生した場合に、速やかに対処すること。
- ④バス車両の停留場所について、バス事業者（国）からの要望等を踏まえ、バス事業者（国）間の調整を適切に行うとともに、円滑かつ快適な運行のため、停留場所を適切に管理すること。
- ⑤バス車両の定時出発が確実に行われるよう、常時、運行管理を行うとともに、新バスターミナル（I期）内に設置する運行情報提供設備等と連携し、バス利用者に対してわかりやすい運行ダイヤの案内を実施すること。

5.4.2.2. 料金徴収業務

事業者は以下の要求水準に基づき、停留料金の設定、届出、收受等の料金徴収業務を行う。

- ①停留料金の設定については、下記を遵守すること。
 - ・バス車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ・バス車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

- ・特定車両停留施設（国）を利用することができるバス車両と同一の種類車両を同時に2両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- ②供用開始までに、設定した停留料金を国に届け出ること。国は、事業者が届け出た停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、国が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じることができる。
- ③供用開始後に停留料金を変更する場合も、事前に国に連絡の上、変更した停留料金を国に届け出ること。
- ④供用約款に則り、バス事業者（国）からの停留料金の収受を適切に行うこと。

5.4.2.3. 安全対策業務

事業者は以下の要求水準に基づき、安全対策業務を行う。主な実施内容は安全対策、安全教育である。

a. 安全対策

- ①新バスターミナル（I期）を利用するバス車両の安全運行に努めるため、バス車両の入場管理を行うこと。
- ②走行速度等の構内走行ルールを設定し、バス車両の走行状況の監視を常時行うこと。
- ③警察との調整により、必要な交通誘導員を配置し、構内での待ち渋滞等が発生しないよう、適切にバス車両を誘導すること。また、繁忙時間帯は入庫路付近に入場管理を行う交通誘導員を配置すること。なお、交通誘導員の配置にあたっては国が行う警察協議の結果に基づき決定する。事業者は、国による警察協議への協力を行うこと。
- ④乗降場には、必要となる乗場案内スタッフを、営業時間中は1名以上配置し、繁忙時間帯は常時2名以上配置すること。また、施設利用者が円滑に利用できるよう乗場案内・誘導等の対応を行うこと。
- ⑤新バスターミナル（I期）内において混雑が予想される場合は、交通誘導員を適切に配置し、円滑かつ安全な通行及び整理・誘導を行うこと。なお、交通誘導員は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものを配置すること。
- ⑥新バスターミナル（I期）内で重大な事故等が起きた場合は、警察等に連絡する等の適切な措置を講じ、速やかに国に報告すること。

b. 安全教育

- ①バス事業者（国）及び交通誘導員、乗場案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、利用ルールに関する指導、安全な運行等の安全対策について指導、改善すること。
- ②バス事業者（国）及び交通誘導員、乗場案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、定期的な安全教育を実施すること。

5.4.2.4. 利用者対応業務

事業者は以下の要求水準に基づき、利用者対応業務を行う。主な実施内容はチケット販売の調整及び運営、利用者案内、対応、苦情への対応である。

a. チケット販売の調整及び運営

- ①バス利用者へのチケット販売について、新バスターミナル（I期）を利用するバス事業者（国）と調整を行うこと。

b. 利用者案内、対応

- ①新バスターミナル（I期）において、誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して利用者案内、対応を実施すること。
- ②新バスターミナル（I期）の営業時間内において、乗車券販売所及び案内所等において迅速かつ適切に受付対応を行うこと。
- ③案内所に窓口案内スタッフを配置する場合は、①②を満たすことができる適切な体制を確保すること。
- ④新バスターミナル（I期）及び三宮バスターミナルの利用に関する各種問合せ等に対して、誠意をもって相談対応を行うこと。
- ⑤訪日外国人等旅行者の利用を想定し、乗車券販売所、案内所、各種サイン、パンフレット等については、多言語対応にすること。なお、各種サインは、日本語・英語・中国語・韓国語に対応したものとし、乗車券販売所、案内所、パンフレット等については、日本語・英語・その他必要とされる言語に対応すること。

c. 苦情への対応

- ①新バスターミナル（I期）の施設利用者等から、本事業（国）において実施する業務に関する苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、国に報告すること。なお、必要に応じて、対応方法等について国と協議すること。

5.4.2.5. 危機管理対応業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、大規模災害やテロ等の発生時における危機管理対応業務を行う。

- ①大規模災害（地震や豪雨等）やテロ等の発生時における緊急時対応マニュアルの作成等の対応策を準備すること。また、大規模災害やテロ等の発生時における対応について関連法令及び緊急時対応マニュアル等に従ってバス利用者等の安全を確保すること。
- ②事故・火災等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、防災業務計画書に基づき、正確かつ迅速な情報提供、バス利用者等の避難誘導を行う等、被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講じること。また、国及び関係機関に速やかに報告し、円滑かつ確実な連携に努めること。
- ③防災業務計画書は、再開発ビル（雲井5）による災害対策・安全対策に関するルールを遵守の上、作成すること。また、再開発ビル（雲井5）とも連携の上、毎年度、防災業務計画書に基づき、防災訓練及び情報伝達訓練を行うこと。
- ④本事業（国）を実施する上で予見される様々な危険に備え、緊急連絡網の作成や避難通路の確保・表示、避難誘導・情報連絡等の役割分担といった危機管理体制を明確にして施設職員に周知するとともに、平常時から、再開発ビル（雲井5）の危機管理関連部署、所轄の警察

- 署、消防署、保健所、病院等との連絡体制を構築しておき、危機の発生に備えること。
- ⑤災害による被害を受けた場合は、必要な範囲において、応急措置を講ずるものとし、速やかにその内容を国に報告すること。
 - ⑥再開発ビル（雲井5）では、ホールを緊急避難場所、一時滞在施設とすることを想定している。新バスターミナル（Ⅰ期）については、緊急避難場所や一時滞在施設とすることを想定していないが、大規模災害やテロ等の発生時には避難者が一時的に滞留することも想定し、避難者のホールへの誘導や安全確保を行うこと。また、国、市からの要請により、新バスターミナル（Ⅰ期）内に設置する運行情報提供設備等において、バスの臨時運行情報や災害情報、避難場所に関する情報提供を行うこと。
 - ⑦災害発生時には、3日間程度、運營業務の継続を行うこと。災害発生時の運營業務の内容については、国と協議して決定すること。
 - ⑧災害発生時において、発生する帰宅困難者への代替輸送提供に関する兵庫県等との調整は、国が実施する。事業者は、国の調整が完了するまでの初期対応を行うこと。調整完了後は、国の指示又は要請を受けて協力すること。

5.4.2.6. バス便の移行調整業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、バス便の移行調整業務を行う。主な実施内容は移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討である。

a. 移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加

- ①新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約方針の詳細は、引き続き「三宮周辺地区のバスのあり方研究会」で検討を行うため、事業者も参加すること。
- ②新バスターミナル（Ⅱ期）が事業化された場合は、新バスターミナル（Ⅱ期）開業までに、集約方針に基づきバス便の移行調整を行うこと。調整にあたっては、国、市及びバス事業者との調整の場を設けること。なお、集約方針はあくまで方針であり、各バスターミナルでのバスの発着位置（バース）や発着時刻は、調整の場で協議し、事業者が決定すること。

b. 移行対象バス以外の取扱い検討

- ①新バスターミナル（Ⅰ期）完成時点の集約方針に基づくバス便の移行調整を実施した後、容量に余裕がある場合は、国及び市と事業者による協議の上、新バスターミナル（Ⅰ期）完成時点の集約対象バス便以外のバス便の利用を認める。ただし、利用にあたっては、集約対象バス便の臨時便・続行便を優先させるものとし、次いで新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約対象バス便の集約を優先して検討すること。また、新規バス路線は、新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約対象バス便に支障がないことが明らかな場合に限るものとする。
- ②新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約方針に基づくバス便の移行調整を実施した後、容量に余裕がある場合は、国及び市と事業者による協議の上、新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約対象バス便以外のバス便の利用を認める。ただし、利用にあたっては、集約対象バス便の臨時便・続行便を優先させるものとする。なお、新規バス路線は、利用者の利便性を考慮の上、各バスターミナルでの発着位置を事業者が決定すること。
- ③現時点での新バスターミナル（Ⅰ期）における想定発着便数と余裕枠については、【添付資料

29 発着想定便数と余裕枠】を参照すること。ただし、【添付資料 29 発着想定便数と余裕枠】は現時点での想定であり、既存バスの増便、新規バス路線の追加を行う場合は、新バスターミナル（Ⅱ期）供用開始前までは、「三宮周辺地区のバスのあり方研究会」における意見も参考にするとともに、事前に国、市の承認を得ること。

- ④新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点では、新バスターミナル（Ⅰ期）及び新バスターミナル（Ⅱ期）は乗車が主、三宮バスターミナルは降車が主となることを前提として、既存バスの増便、新規バス路線の追加を検討すること。

5.4.2.7. その他関連業務

a. 広報活動

- ①新バスターミナル（Ⅰ期）等の PR 及び情報提供、利用促進のために、ウェブサイトの管理運営等、必要な媒体の作成、配布、管理等を行うこと。
- ②災害発生時には、ウェブサイトの他、新バスターミナル利便増進事業において設定する各種設備等と連携の上、正確かつ迅速な情報発信を行うこと。

b. 再開発ビル（雲井5）の管理組合への参加

- ①事業者は、国と協議の上、再開発ビル（雲井5）の管理組合活動（総会、店舗・バスターミナル分会（仮）、低層分会（仮）を想定）に参加すること。

c. 三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加

- ①現在、えきまち空間全体及び再開発ビル（雲井5）を含む周辺において、兵庫・神戸の玄関口としての特徴を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため地権者間でエリアマネジメント組織の組成が検討されている。三宮駅周辺のエリア全体で賑わいが感じられるイベントの運営や広報活動などのエリアマネジメント活動が予定されていることから、当該組織に加入し、定例会議等に参加すること。加えて、再開発ビル（雲井5）を含む周辺においては、まちづくりに資するイベント等の企画提案・実施など、エリアマネジメント活動に積極的に取り組むこと。

5.5. 新バスターミナル利便増進事業

5.5.1. 基本的な考え方

事業者は、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設（国）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。

- ・利便施設（国）の設置、運営
 - ・事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務
- なお、占用料は0円とする。

5.5.2. 利便施設（国）の設置・運営

事業者は、5.1. 内装整備に示す要求水準に基づき、利便施設（国）の設置を行い、設置した利便施設（国）を運営・維持管理期間中、適切に維持管理・運営すること。

なお、新バスターミナル利便増進事業における飲食・物販施設（店舗）の設置、運営等に際しては、管理組合が設置するテナント会に参加し、再開発ビル（雲井5）全体として最適な調整を図ることで、再開発ビル（雲井5）全体のサービス向上に寄与すること。

5.5.3. 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

事業者は、第三者から収入等を得る事業活動を行う場合には国の承認を得ること。なお、任意事業・任意業務の実施にあたっては、以下に掲げる用に供するものは設置を許可しない。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが規定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- ・公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

5.5.4. その他留意点

- ①バスの効率的かつ安全な運行管理を図るため、バス管制設備（バス管制用のセンサー設備、バス管制に係る表示機・サーバー等の機器等）の設置及び運用を行うことも可とする。
- ②事業者は、利便施設（国）の設置にあたり、【添付資料14 再開発ビル（雲井5）コンセプトゾーニング】及び【添付資料15 再開発ビル（雲井5）権利床・保留床概要】を参考に導入機能やコンセプトを検討するなど、再開発ビル（雲井5）と一体の施設として相乗効果が発揮されるように留意すること。なお、再開発ビル（雲井5）内において、バスターミナル専有部分（国）外の権利床（共有床）に賃借権等を有する者であっても、本事業（国）への参画を妨げるものではない。
- ③再開発ビル（雲井5）の管理組合が設置するテナント会に定期的に参加し、上記に係る調整を再開発ビル（雲井5）と行うこと。

- ④事業者は、新バスターミナル利便増進事業として、バスターミナル専有部分（国）に自らの費用負担においてデジタルサイネージ等の広告を設置し、広告事業を行うことも可とする。

6. 市編

6.1. 準備

6.1.1. 総則

6.1.1.1. 基本原則

- ①事業提案書及び事業者が作成する準備業務計画書に基づき、準備業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように実施し、要求水準を下回る可能性がある場合には、適切な状態に改善する。
- ④市から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

6.1.1.2. 基本方針

- ①円滑に本施設（市）の維持管理・運営業務が実施できるよう、運営・維持管理期間の開始までの間に必要な準備を行う。
- ②三宮バスターミナルの維持管理・運営に関して、バス事業者部会と必要な引継ぎを行うこと。
- ③区分所有者（市）により構成される管理協議会と業務の履行に必要な調整を行うこと。
- ④ミント神戸に近接する再開発ビル（雲井5）に位置する新バスターミナル（I期）と一体的に維持管理・運営する方針のもと、円滑かつ効率的な業務実施に寄与すること。
- ⑤業務遂行上知り得た市の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、実施契約終了後も対象とする。ただし、市により承諾を受けた情報においてはこの限りでない。
- ⑥業務遂行上知り得た個人情報「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」及び「神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月20日）」を踏まえて適正に取り扱うこと。
- ⑦上記の市の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合若しくは生じたおそれが認められた場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

6.1.1.3. 業務内容

- ・開業前研修
- ・バス事業者部会からの引継ぎ
- ・バス便の移行調整業務
- ・広報活動
- ・事業パンフレットの作成
- ・供用約款の策定

6.1.1.4. 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②準備・維持管理・運営業務全体を統括して管理する統括管理責任者を置くこと。

- ③市・国及び乗り入れバス事業者と意見交換できる場を確保すること。
- ④各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。また、市が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- ⑤緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保すること。

6.1.2. 業務の実施

6.1.2.1. 開業前研修

- ①バス事業者（市）に対して利用ルールの徹底及び訓練を行うため、新バスターミナル運営等事業と一体的に、バス事業者、業務従事者等への事前研修及び事前訓練を実施すること。

6.1.2.2. バス事業者部会からの引継ぎ

- ①三宮バスターミナルの維持管理・運営の移行に当たりバス事業者部会と調整の上、必要となる引継ぎを行うこと。

6.1.2.3. バス便の移行調整業務

- ①事業者は、新バスターミナル（I期）完成時点における集約方針に基づきバス便の移行調整を行うこと。調整にあたっては、市、国及びバス事業者との調整の場を設けること。なお、集約方針はあくまで方針であり、各バスターミナルでのバスの発着位置（バース）や発着時刻は、調整の場で協議し、事業者が決定すること。
- ②現在、三宮バスターミナルの降車バースのうち2バースは路線バスの一部が降車利用をしている。新バスターミナル（I期）完成時点では、引き続きそのバースに路線バスが降車利用することを予定しているため、その点を留意の上、移行調整を行うこと。

6.1.2.4. 広報活動

- ①三宮バスターミナル等のPR及び情報提供、利用促進のために、ウェブサイトの管理運営等、必要な媒体の作成、配布、管理等を行うこと。

6.1.2.5. 事業パンフレットの作成

- ①事業者は、5.2.2.4. 事業パンフレットの作成にあたり、市と協議の上、三宮バスターミナルの概要についてパンフレットに掲載すること。

6.1.2.6. 供用約款の策定

- ①事業者は、市と協議の上、供用開始30日前までに、特定車両停留施設（市）の供用に係る事項（停留料金の徴収方法、利用方法、利用制限等）に関する供用約款を策定すること。策定した供用約款を変更する場合も、あらかじめ市と協議を行うこと。
- ②事業者は、策定した供用約款及び停留料金について、施設利用者が容易に確知できるよう、事業者のウェブサイトやパンフレット等に掲載し、供用開始前に公表すること。

6.2. 維持管理

6.2.1. 総則

6.2.1.1. 基本原則

- ①事業提案書及び第4章に規定する各種計画書等に基づき、維持管理業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように維持管理し、要求水準を下回る可能性がある場合には、修繕等の方法で適切な状態に改善する。
- ④市から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

6.2.1.2. 基本方針

- ①2.1.1. 三宮再整備の目指す姿に基づき、業務を実施すること。
- ②本施設（市）の適切な維持管理を行い、安全かつ円滑な公共サービスの水準が適切に確保されるよう業務を実施すること。
- ③施設利用者の利便性の向上に資するよう、施設利用者のニーズを適切に把握して維持管理を実施すること。
- ④年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮すること。
- ⑤ミント神戸の維持管理を担う企業等と積極的に連携・協調し、ミント神戸全体の効率的かつ効果的な維持管理に寄与すること。
- ⑥区分所有者（市）により構成される管理協議会と業務の履行に必要な調整を行うこと。
- ⑦ミント神戸に近接する再開発ビル（雲井5）に位置する新バスターミナル（I期）と一体的に維持管理・運営する方針のもと、円滑かつ効率的な維持管理に寄与すること。
- ⑧非常時において施設の機能停止が生じないよう、適切に機能維持の確保がなされるよう維持管理を実施すること。
- ⑨施設利用者の安全を確保するため、事故防止や防災等に努め、適切に危険防止等の措置を講ずること。
- ⑩適切に衛生環境を確保するとともに、施設利用者の快適性の向上に資するよう維持管理を実施すること。
- ⑪省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう業務を実施すること。
- ⑫運営・維持管理期間中の光熱水費等の縮減の他、運営・維持管理期間終了後の修繕費等の縮減を含め、長期的な経済性に配慮すること。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）」を参考に取り組むこと。
- ⑬運営・維持管理期間終了後の市（又は次期事業者）の維持管理業務の適切な継続に資するよう、運営・維持管理期間終了時の適切な引継ぎに配慮するとともに、運営・維持管理期間終了後の維持管理に関して市（又は次期事業者）が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにすること。
- ⑭業務遂行上知り得た市の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、実施契約終了後も対象とする。ただし、市により承諾を受けた情報

においてはこの限りでない。

- ⑮業務遂行上知り得た個人情報とは「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」及び「神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月20日）」を踏まえて適正に取り扱うこと。
- ⑯上記の市の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合若しくは生じたおそれがある場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

6.2.1.3. 業務内容

a. 事業者が実施する維持管理業務

- ・ 建築物点検保守管理業務
- ・ 建築設備点検保守管理業務
- ・ 車路点検保守管理業務
- ・ 什器・備品維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務
- ・ 経常修繕業務
- ・ 交通事故応急対応業務
- ・ 長期修繕計画案作成業務

b. 市が別途実施する維持管理業務

- ・ 緊急時対応業務

6.2.1.4. 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②準備・維持管理・運営業務全体を統括して管理する統括管理責任者の下に維持管理責任者を1名置くこと。維持管理責任者は運営責任者と兼任が可能である。また、統括管理責任者との兼任が可能である。
- ③事業者は営業時間中、維持管理業務に係る市との連絡が常時可能な体制を確保すること。
- ④各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とすること。また、市が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- ⑤事業者は、業務従事者に対して、第4章に規定する各種計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行うこと。
- ⑥緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保すること。
- ⑦事業者は、管理協議会の管理者及び管理者が管理協議会業務の一部を委託した第三者の指示又は措置に従うこと。
- ⑧バスターミナル専有部分（市）について、消防法に基づく防火管理者及び防災管理者を置く

こと。

6.2.2. 業務の実施

6.2.2.1. 建築物点検保守管理業務

a. 業務の対象範囲

建築物点検保守管理業務の対象範囲は、本施設（市）内の天井、壁、床、柱、建具等の全て（建物の躯体を除いた、床及び天井の仕上げ工事による部分を含む室内側部分並びに壁及び柱の内装塗装部分を含む室内側部分。）とする。

b. 要求水準

- ①対象範囲について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、適切に保守等を行い所要の機能を保持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせて、躯体の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。なお、法定点検は管理協議会が実施する予定のため、管理協議会が行う法定点検に協力すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。
- ④点検保守及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。
- ⑤点検保守及び確認の具体内容は、管理協議会と協議の上決定すること。

6.2.2.2. 建築設備点検保守管理業務

a. 業務の対象範囲

建築設備点検保守管理業務の対象範囲は、本施設（市）内の設備全てとする。

（バスターミナル用キュービクル・車路部天井照明、街路灯等を含み、【添付資料 25 三宮バスターミナル保全計画書】に示す「全体共用部分等」を除く）

b. 要求水準

- ①設備について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を行い所要の機能を保持すること。
- ②法定点検、定期点検及び日常点検を組み合わせて、設備の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。なお、法定点検は管理協議会が実施する予定のため、管理協議会が行う法定点検に協力すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。
- ④点検保守及び確認の具体内容は、管理協議会と協議の上決定すること。

6.2.2.3. 車路点検保守管理業務

a. 業務の対象範囲

車路点検保守管理業務の対象範囲は、本施設（市）内の車路全て（特定車両用場所）とする。

b. 要求水準

- ①車路について、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、適切に保守等を行い所要の機能を保持すること。
- ②定期点検及び日常点検を組み合わせ、車路の機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握すること。
- ③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。

6.2.2.4. 什器・備品維持管理業務

a. 業務の対象範囲

什器・備品維持管理業務の対象範囲は、本施設（市）の維持管理・運営において必要となる什器・備品全てとする。

b. 要求水準

- ①関係法令に基づきバスターミナル機能を維持するとともに、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するため、必要な什器・備品（消耗品等）の交換、補充を行うこと。
- ②業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合は保守、更新等適切な方法により対応すること。
- ③什器・備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、確実に管理すること。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量を必ず含むものとする。
- ④現在、市は三宮バスターミナルにおいて KOBE Free Wi-Fi を利用可能な状態としている。事業者は KOBE Free Wi-Fi の契約を市より引き継ぎ、事業期間中 KOBE Free Wi-Fi を利用可能な状態に保つこと。事業期間中に、KOBE Free Wi-Fi の運用方法に変更があった場合は、市と協議の上対応方法を決定すること。

6.2.2.5. 警備業務

a. 業務の対象範囲

警備業務の対象範囲は、本施設（市）全てとする。

b. 要求水準

- ①本施設（市）の防犯、防火及び防災に万全を期し、施設利用者が安心して利用できる環境の確保のために有人警備若しくは機械警備（併用可）を行うこと。業務の実施においては、警備業法、労働基準法等関係法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- ②有人警備を行う場合は、三宮バスターミナルの夜間営業時間内は常時配備することとし、警備員は、導入する機能や内装レイアウト等に対応して、必要人数を確保すること。交通誘導員及び乗場案内スタッフとの兼任も可とする。
- ③配置する警備員は、警備業法による教育を受け、事件及び事故の際の現場保存、負傷者や急病人に対する応急手当、初期火災の消火や避難誘導、暴漢等の襲撃を受けた際の自己及び他者の生命身体の防護を適切に行うための研修・訓練を受けているとともに、警備員として適切な所作を行える者であること。また、警備の責任者は警備業務の実務経験を有し、警備業

法第 23 条第 4 項に基づく施設警備業務に係る 1 級検定又は 2 級検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

- ④機械警備を行う場合は、本施設（市）内の必要な箇所において、監視カメラ等機械警備設備を設置すること。なお、監視カメラの録画時間等の仕様は市と協議して決定すること。
- ⑤機械警備を行う場合は、事業者の負担において機械警備設備を設置すること。機械警備設備の設置にあたっては、新バスターミナルの事務室にて各フロアの警備状況が一元管理できる計画とすることも可とする。
- ⑥事業者は警備日誌を作成し、保管すること。また、業務報告書（月報）に添付して提出すること。

6.2.2.6. 清掃業務

a. 業務の対象範囲

清掃業務の対象範囲は、本施設（市）全てとする。

b. 要求水準

- ①神戸の玄関口にふさわしい空間になるよう、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ適切に清掃を実施し、清潔な衛生環境を保持し、施設利用者の快適性及び施設の美観・機能性・衛生性を確保すること。
- ②使用する器具・備品、補充のための消耗品等は全て事業者が準備すること。また、常に機器・備品の整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準拠し厳重に管理すること。
- ③三宮バスターミナル運営等事業の実施に伴い発生する全ての廃棄物について、適正に処理すること。
- ④壁面及び天井含む特定車両用場所（市）についても清掃を行い、車両の運行に支障の無い環境を維持すること。
- ⑤ミント神戸の共用部分については、原則管理協議会で清掃を行うが、事業者は共用部分における汚れや不具合等を発見した場合等に、管理協議会へ対応を引継ぐ等の一次対応を行うこと。
- ⑥事業者は清掃日誌を作成し、保管すること。また、業務報告書（月報）に添付して提出すること。

6.2.2.7. 経常修繕業務

a. 業務の対象範囲

経常修繕業務の対象範囲は、本施設（市）全てとする。

b. 要求水準

- ①本施設（市）が正常に機能することに加えて、神戸の玄関口にふさわしい空間として維持していくために必要な経常修繕を実施すること。なお、経常修繕の範囲は、劣化・損傷した部位・部材又は機能を実用上支障のない状態に回復させるために実施する補修、修理、部品の交換等のうち、日常的に発生する不具合に対応するためその都度行うものに限る。ただし、本施設（市）の性能を維持するために必要となる修繕については、大小を問わず、事業者が

行うこと。

- ②路面標示について、車両の運行に支障の無い状態を維持すること。
- ③経常修繕を行った場合は、修繕箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。

6.2.2.8. 交通事故応急対応業務

a. 業務の対象範囲

交通事故応急対応業務の対象範囲は、道路区域（市）内全てとする。

b. 要求水準

- ①道路区域（市）内において交通事故等が発生した場合、事業者は正確かつ迅速な情報提供、施設利用者の避難誘導を行う等、必要な措置を講じるものとし、市に速やかに報告すること。
- ②道路区域（市）内の施設が交通事故等による被害を受けた場合、事業者は、必要な範囲において自らの費用負担で応急措置を講ずるものとし、速やかにその内容を市へ通知すること。
- ③交通事故等により被害を受けた施設等の復旧は、市が原因者に対して原形復旧に係る工事の施行を求める。ただし、利便施設（市）の復旧については、事業者が原因者と調整し、解決を図ること。

6.2.2.9. 長期修繕計画案作成業務

a. 業務の対象範囲

長期修繕計画案作成業務の対象範囲は、本施設（市）全てとする。

b. 要求水準

- ①事業者は、経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画について、【添付資料 25 三宮バスターミナル保全計画書】を参考に長期修繕計画書（案）を作成し、市の承認を得ること。また、本施設（市）の機能及び性能を適切に維持し、ライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に応じた技術水準を保つため、長期修繕計画を必要に応じて見直すこと。
- ②施設管理・資産管理を適切に行うため、建築物台帳・設備台帳（以下「施設台帳」という。）を電子媒体で管理すること。また、施設内の正確な情報を把握し、関連する各業務の合理化を図れるよう、完成図面を適切に管理すること。
- ③運営・維持管理期間終了4年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、運営・維持管理期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業終了後に市が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書（案）」を市に提出し、引き渡しについて市と協議を始めること。また、運営・維持管理期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて市に提出すること。なお、「次期修繕提案書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものとする。

6.3. 運営

6.3.1. 総則

6.3.1.1. 基本原則

- ①事業提案書及び第4章に規定する計画書等に基づき、運営業務を行う。
- ②要求水準を的確に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- ③要求水準を常に満たすように運営し、要求水準を下回る可能性がある場合には、適切な状態に改善する。
- ④市から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

6.3.1.2. 基本方針

- ①2.1.1. 三宮再整備の目指す姿に基づき、業務を実施すること。
- ②三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図る事業目的のもと、兵庫・神戸の玄関口に相応しい、施設利用者にとって安全かつわかりやすく、質の高いサービスを提供すること。
- ③ミント神戸の運営を担う企業等と積極的に連携・協調し、ミント神戸全体の効率的かつ効果的な運営に寄与すること。
- ④区分所有者（市）により構成される管理協議会と業務の履行に必要な調整を行うこと。
- ⑤ミント神戸に近接する再開発ビル（雲井5）に位置する新バスターミナル（I期）と一体的に維持管理・運営することにより、施設利用者の利便性の向上に寄与すること。
- ⑥施設利用者のニーズを適切に把握して施設運営を実施すること。
- ⑦年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮すること。
- ⑧休業日を設けず通年営業を行うこと。営業時間を変更しようとする場合は、市と事前に協議するものとする。
- ⑨非常時において施設の機能停止が生じないよう、適切に機能維持の確保がなされるよう施設運営を実施すること。
- ⑩施設利用者の安全を確保するため、事故防止や防災等に努め、適切に危険防止等の措置を講ずること。
- ⑪省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう施設運営を実施すること。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）」を参考に取り組むこと。
- ⑫運営・維持管理期間終了後の市（又は次期事業者）の運営業務の適切な継続に資するよう、運営・維持管理期間終了時の適切な引継ぎに配慮するとともに、運営・維持管理期間終了後の運営に関して市（又は次期事業者）が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにすること。
- ⑬業務遂行上知り得た市の情報について秘密を保持すること。業務従事者についても秘密保持を徹底すること。また、実施契約終了後も対象とする。ただし、市により承諾を受けた情報においてはこの限りでない。
- ⑭業務遂行上知り得た個人情報「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第

57号)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」及び「神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月20日）」を踏まえ適正に取り扱うこと。

- ⑮上記の市の情報又は個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合若しくは生じたおそれがある場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

6.3.1.3. 業務内容

a. 事業者が実施する運營業務

- ・ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・ 安全対策業務
- ・ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・ 危機管理対応業務
- ・ バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・ その他関連業務（広報活動、管理規約（市）の遵守、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

b. 市が別途実施する業務

- ・ ミント神戸周辺におけるバース増設検討業務

6.3.1.4. 業務の実施体制

- ①関係法令を満たす他、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築すること。
- ②準備・維持管理・運營業務全体を統括して管理する統括管理責任者の下に運営責任者1名及び運営副責任者（人数は任意）を置くこと。運営責任者は維持管理責任者と兼任が可能である。また、統括管理責任者との兼任が可能である。
- ③事業者は営業時間中、市と、運営責任者又は運営副責任者との連絡が常時可能な体制を確保すること。
- ④事業者は営業時間中、ミント神戸の商業施設、オフィス等の運営を担う企業との連携が常時可能な体制を確保すること。
- ⑤市・国及び乗り入れバス事業者と意見交換できる場を確保すること。
- ⑥新バスターミナル（Ⅱ期）に集約するバス便数については、学識経験者や市、国、バス事業者等による「三宮周辺地区のバスのあり方研究会」その他の関連する会議体で意見交換を行うため、参加できる体制を確保すること。
- ⑦各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要な能力を有する者を適切に配置すること。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とすること。また、市が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任すること。
- ⑧事業者は、業務従事者に対して、第4章に規定する計画書等に基づき、必要となる事項につ

いて適切に研修等を行うこと。

⑨緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保する。

6.3.2. 業務の実施

6.3.2.1. 運行管理業務

事業者は 6.3.1.4. 業務の実施体制⑤⑥を含めた以下の要求水準に基づき、運行管理業務を行う。主な実施内容は運行ダイヤの調整、運行管理である。

a. 運行ダイヤの調整

- ①三宮バスターミナル及び新バスターミナル(I期)を利用するバス事業者情報を取りまとめ、一括管理すること。また、市、国等からのバス事業者情報に関する提供依頼があった場合は、速やかに対応すること。
- ②バスの運行ダイヤの変更が必要となった場合、円滑な運行に支障をきたさないために、影響するバス事業者(市)間の協議・調整を綿密に行うこと。

b. 運行管理

- ①バス事業者(市)の利便性確保等のために、満空情報等の情報提供、バス車両の案内・誘導及びバス車両の入出庫管理を実施すること。
- ②バス車両による周辺道路交通への影響を最小限に抑えるため、混雑時においてはミント神戸の運営を担う企業等と適宜調整の上、必要な対応を適切に実施すること。
- ③バス車両の入出庫時等に問題が発生した場合に、速やかに対処すること。
- ④バス車両の停留場所について、バス事業者(市)からの要望等を踏まえ、バス事業者(市)間の調整を適切に行うとともに、円滑かつ快適な運行のため、停留場所を適切に管理すること。
- ⑤バス車両の定時出発が確実に行われるよう、常時、運行管理を行うとともに、ミント神戸内に設置する運行情報提供設備等と連携し、バス利用者に対してわかりやすい運行ダイヤの案内を実施すること。

6.3.2.2. 料金徴収業務

事業者は以下の要求水準に基づき、停留料金の設定、届出、收受等の料金徴収業務を行う。

- ①停留料金の設定については、下記を遵守すること。
 - ・バス車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ・バス車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
 - ・特定車両停留施設(市)を利用することができるバス車両と同一の種類車両を同時に2両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- ②供用開始までに、設定した停留料金を市に届け出ること。市は、事業者が届け出た停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、市が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じることができる。

- ③供用開始後に停留料金を変更する場合も、事前に市に連絡の上、変更した停留料金を市に届け出すこと。
- ④供用約款に則り、バス事業者（市）からの停留料金の収受を適切に行うこと。

6.3.2.3. 安全対策業務

事業者は以下の要求水準に基づき、安全対策業務を行う。主な実施内容は安全対策、安全教育である。なお、業務にあたってはミント神戸ビル北側のバースを使用している路線バス事業者と連携して実施すること。

a. 安全対策

- ①三宮バスターミナルを利用するバス車両の安全運行に努めるため、バス車両の入場管理を行うこと。
- ②走行速度等の構内走行ルールを設定し、バス車両の走行状況の監視を常時行うこと。
- ③交通誘導員を三宮バスターミナルのバス車両の入庫路付近に配置するとともに、構内での待ち渋滞等が発生しないよう、適切にバス車両を誘導すること。また、市と協議の上、必要に応じて周辺バスターミナル及びバス事業者（市）と連携し、磯上線及び三宮東交差点の交通誘導を行うこと。なお、交通誘導員の配置にあたっては市が行う警察協議の結果に基づき決定する。事業者は、市による警察協議への協力を行うこと。
- ④乗降場には、必要となる乗場案内スタッフを必要人数（交通誘導員及び警備員と兼任も可）配置すること。また、施設利用者が円滑に利用できるよう乗場案内・誘導等の対応を行うこと。
- ⑤三宮バスターミナル内において混雑が予想される場合は、交通誘導員を適切に配置し、円滑かつ安全な通行及び整理・誘導を行うこと。なお、交通誘導員は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものを配置すること。
- ⑥三宮バスターミナル内で重大な事故等が起きた場合は、警察等に連絡する等の適切な措置を講じ、速やかに市に報告すること。

b. 安全教育

- ①バス事業者（市）及び交通誘導員、乗場案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、利用ルールに関する指導、安全な運行等の安全対策について指導、改善すること。
- ②バス事業者（市）及び交通誘導員、乗場案内スタッフ、警備員等の業務従事者に対して、定期的な安全教育を実施すること。

6.3.2.4. 利用者対応業務

事業者は以下の要求水準に基づき、利用者対応業務を行う。主な実施内容はチケット販売の調整及び運営、利用者案内、対応、苦情への対応である。なお、業務にあたってはミント神戸ビル北側のバースを使用している路線バス事業者と連携して実施すること。

a. チケット販売の調整及び運営

- ①バス利用者へのチケット販売について、バス事業者（市）と調整の上、三宮バスターミナル

において、利用者が円滑にチケット販売サービスを利用できる環境を整えること。ただし、三宮バスターミナルは新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点には降車便が主となることから、その際のチケット販売の調整及び運營業務の内容は別途市と協議し決定すること。

b. 利用者案内、対応

- ①三宮バスターミナルにおいて、誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して利用者案内、対応を実施すること。
- ②三宮バスターミナル及び新バスターミナル（Ⅰ期）の利用に関する各種問合せ等に対して、誠意をもって相談対応を行うこと。
- ③訪日外国人等旅行客の利用を想定し、乗車券販売所、案内所、各種サイン、パンフレット等については、多言語対応にすること。なお、各種サインは、日本語・英語・中国語・韓国語に対応したものとし、乗車券販売所、案内所、パンフレット等については、日本語・英語・その他必要とされる言語に対応すること。

c. 苦情への対応

- ①三宮バスターミナルの施設利用者等から、本事業（市）において実施する業務に関する苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、市に報告する。なお、必要に応じて、対応方法等について市と協議すること。

6.3.2.5. 危機管理対応業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、大規模災害やテロ等の発生時における危機管理対応業務を行う。

- ①大規模災害（地震や豪雨等）やテロ等の発生時における緊急時対応マニュアルの作成等の対応策を準備すること。また、大規模災害やテロ等の発生時における対応について関連法令及び緊急時対応マニュアル等に従ってバス利用者等の安全を確保すること。
- ②事故・火災等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、防災業務計画書に基づき、正確かつ迅速な情報提供、バス利用者等の避難誘導を行う等、被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講じること。また、市及び関係機関に速やかに報告し、円滑かつ確実な連携に努めること。
- ③防災業務計画書は、ミント神戸による災害対策・安全対策に関するルールを遵守の上、作成すること。また、ミント神戸とも連携の上、毎年度、防災業務計画書に基づき、防災訓練及び情報伝達訓練を行うこと。
- ④本事業を実施する上で予見される様々な危険に備え、緊急連絡網の作成や避難通路の確保・表示、避難誘導・情報連絡等の役割分担といった危機管理体制を明確にして施設職員に周知するとともに、平常時から、管理協議会、所轄の警察署、消防署、保健所、病院等との連絡体制を構築しておき、危機の発生に備えること。
- ⑤災害による被害を受けた場合は、必要な範囲において、応急措置を講ずるものとし、速やかにその内容を市に報告すること。
- ⑥大規模災害やテロ等の発生時には災害の種別に応じて緊急避難場所への誘導や安全確保を行うこと。また、市、国からの要請により、三宮バスターミナル内に設置する運行情報提供設

備等において、バスの臨時運行情報や災害情報、避難場所に関する情報提供を行うこと。

- ⑦災害発生時には、3日間程度、運營業務の継続を行うこと。災害発生時の運營業務の内容については、市と協議して決定すること。

6.3.2.6. バス便の移行調整業務

事業者は、以下の要求水準に基づき、バス便の移行調整業務を行う。主な実施内容は移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討である。

a. 移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加

- ①新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約方針の詳細は、引き続き「三宮周辺地区のバスのあり方研究会」で検討を行うため、事業者も参加すること。
- ②新バスターミナル（Ⅱ期）が事業化された場合は、新バスターミナル（Ⅱ期）開業までに、集約方針に基づきバス便の移行調整を行うこと。調整にあたっては、市、国及びバス事業者との調整の場を設けること。なお、集約方針はあくまで方針であり、各バスターミナルでのバスの発着位置（バース）や発着時刻は、調整の場で協議し、事業者が決定すること。

b. 移行対象バス以外の取扱い検討

- ①新バスターミナル（Ⅰ期）完成時点の集約方針に基づくバス便の移行調整を実施した後、容量に余裕がある場合は、市及び国と事業者による協議の上、新バスターミナル（Ⅰ期）完成時点の集約対象バス便以外のバス便の利用を認める。ただし、利用にあたっては、集約対象バス便の臨時便・続行便を優先させるものとし、次いで新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約対象バス便の集約を優先して検討すること。また、新規バス路線は、新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約対象バス便に支障がないことが明らかな場合に限るものとする。
- ②新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約方針に基づくバス便の移行調整を実施した後、容量に余裕がある場合は、市及び国と事業者による協議の上、新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点の集約対象バス便以外のバス便の利用を認める。ただし、利用にあたっては、集約対象バス便の臨時便・続行便を優先させるものとする。なお、新規バス路線は、利用者の利便性を考慮の上、各バスターミナルでの発着位置を事業者が決定すること。
- ③現時点での三宮バスターミナルにおける想定発着便数と余裕枠については、【添付資料 29 発着想定便数と余裕枠】を参照すること。ただし、【添付資料 29 発着想定便数と余裕枠】は現時点での想定であり、既存バスの増便、新規バス路線の追加を行う場合は、新バスターミナル（Ⅱ期）供用開始前までは、「三宮周辺地区のバスのあり方研究会」における意見も参考にするとともに、事前に市、国の承認を得ること。
- ④新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点では、新バスターミナル（Ⅰ期）及び新バスターミナル（Ⅱ期）は乗車が主、三宮バスターミナルは降車が主となることを前提として、既存バスの増便、新規バス路線の追加を検討すること。

6.3.2.7. その他関連業務

a. 広報活動

- ①三宮バスターミナル等の PR 及び情報提供、利用促進のために、ウェブサイトの管理運営等、

必要な媒体の作成、配布、管理等を行うこと。

- ②災害発生時には、ウェブサイトの他、利便増進事業において設定する各種設備等と連携の上、正確かつ迅速な情報発信を行うこと。

b. 管理規約（市）の遵守

- ①事業者は、管理規約（市）を遵守すること。

c. 三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加

- ①現在、えきまち空間全体及び再開発ビル（雲井5）を含む周辺において、兵庫・神戸の玄関口としての特徴を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため地権者間でエリアマネジメント組織の組成が検討されている。三宮駅周辺のエリア全体で賑わいを感じられるイベントの運営や広報活動などのエリアマネジメント活動が予定されていることから、当該組織に加入し、定例会議等に参加すること。加えて、再開発ビル（雲井5）を含む周辺においては、まちづくりに資するイベント等の企画提案・実施など、エリアマネジメント活動に積極的に取り組むこと。

6.4. 三宮バスターミナル利便増進事業

6.4.1. 基本的な考え方

事業者は、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、利便施設（市）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。

- ・利便施設（市）の設置、運営
- ・事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、国に準じて占用料は0円を想定している。

6.4.2. 利便施設（市）の設置・運営

事業者は、以下に示す整備方針に基づき、利便施設（市）の設置を行い、設置した利便施設（市）を運営・維持管理期間中、適切に維持管理・運営すること。

なお、利便施設（市）の設置、運営等に際しては、管理協議会に参加し、ミント神戸全体として最適な調整を図ることで、ミント神戸全体のサービス向上に寄与すること。

表 17 利便施設（市）の整備方針

対 象	内 容
運行情報提供設備	・ 乗り場、行き先、発車時刻、運行情報等を提供する運行情報提供設備を待合室に設置すること。 設置に際しては、デジタルサイネージと共有することで、災害時には避難誘導情報も提供することを想定する。
自動販売機	・ 施設利用者の飲料品等の提供が可能となるよう適宜設置すること。 ・ 災害対応自動販売機を設置するものとし、災害対応自動販売機設置に関する協定を市と事前に締結すること。
自動発券機	・ バス事業者の予約システムの導入状況を勘案しつつ、必要に応じて整備する。 ・ 整備する際は、高齢者や障がい者等にも配慮した運用とすること（高さや画面など配慮した構造、若しくは常時勤務する者がカウンターの前に出て対応）とし、トラブル時にすぐに対応できるように、配慮すること。

6.4.3. 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

事業者は、第三者から収入等を得る事業活動を行う場合には市の承認を得ること。なお、任意事業・任意業務の実施にあたっては、以下に掲げる用に供するものは設置を許可しない。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが規定されている者の事務所又はこれに類する施設の用

- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

6.4.4. その他留意点

- ①バスの効率的かつ安全な運行管理を図るため、バス管制設備（バス管制用のセンサー設備、バス管制に係る表示機・サーバー等の機器等）の設置及び運用を行うことも可とする。
- ②事業者は、利便施設（市）の設置にあたり、【添付資料 20 三宮バスターミナルの概略図面及び特定車両停留施設の範囲図】を参考に導入機能やコンセプトを検討し、ミント神戸と一体の施設として相乗効果が発揮されるように留意すること。
- ③事業者は、利便増進事業として、バスターミナル専有部分（市）に自らの費用負担においてデジタルサイネージ等の広告を設置し、広告事業を行うことも可とする。
- ④三宮バスターミナルは、新バスターミナル（Ⅱ期）完成時点には降車便が主となることから、到着した利用者のおもてなし等を意識した利便施設の設置も検討し、設置に関して市と協議を行うこと。加えて、新バスターミナル（Ⅰ期）完成時点でも、利用者が快適に過ごせる待合空間の検討及び利用者のニーズや周辺の観光案内所の配置を踏まえた上で、導入すべき観光案内やおもてなしの機能の検討を行うこと。

【法令並びに適用基準等一覧】**(ア) 法令**

1. 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
2. 特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令（令和 2 年国土交通省令第 91 号）
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
4. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
5. 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
6. 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
7. 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）
8. 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）
9. 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）
10. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
11. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
12. 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
13. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
14. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
15. 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
16. 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）
17. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
18. 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
19. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
20. 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
21. 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
22. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
23. 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
24. 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
25. 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
26. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
27. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
28. 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
29. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
30. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年政令第 40 号）
31. 地球温暖化対策の促進に関する法律（平成 10 年法律 117 号）
32. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

33. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
34. 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
35. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
36. 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
37. 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
38. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
39. 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
40. 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
41. 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
42. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
43. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
44. 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
45. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
46. 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
47. 警備業法
48. その他関係法令

(イ) 条例

1. 兵庫県建築基準条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 32 号）
2. 兵庫県福祉のまちづくり条例（平成 4 年 10 月 9 日 条例第 37 号）
3. 兵庫県環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号）
4. 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 18 号）
5. 神戸市建築物の安全の確保等に関する条例（平成 20 年 4 月 1 日条例第 1 号）
6. 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成 6 年 3 月 31 日条例第 51 号）
7. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 45 号）
8. 神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例（平成 14 年 4 月 15 日条例第 8 号）
9. 神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月 1 日条例第 6 号）
10. 神戸市都市景観条例（令和 3 年 12 月 23 日条例第 25 号）
11. 神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月 11 日条例第 50 号）
12. 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月 31 日条例第 57 号）
13. その他関連条例

(ウ) 要綱・基準 【共通】

1. 官庁施設の基本的性能基準
2. 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
3. 官庁施設の環境保全性基準
4. 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
5. 官庁施設の防犯に関する基準
6. 官庁施設の津波防災診断指針
7. 建築物解体工事共通仕様書
8. 営繕工事電子納品要領
9. 建築設計業務等電子納品要領
10. 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
11. 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】
12. 官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式
13. 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
14. 官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン
15. 民間資金の活用等による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針
16. PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン
17. PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
18. VFM(Value For Money)に関するガイドライン
19. 契約に関するガイドライン-PFI 事業契約における留意事項について-
20. モニタリングに関するガイドライン
21. 官庁施設の P F I 事業手続き標準 (第 1 版)

(エ) 要綱・基準 【建築】

1. 建築設計基準
2. 建築設計基準の資料
3. 建築構造設計基準
4. 建築構造設計基準の資料
5. 構内舗装排水設計基準
6. 構内舗装排水設計基準の資料
7. 建築工事標準詳細図
8. 木造計画設計基準
9. 木造計画設計基準の資料
10. 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
11. 公共建築木造工事標準仕様書
12. 建築工事設計図書作成基準

13. 建築工事設計図書作成基準の資料
14. 検察庁支部、法務局支局等庁舎設計基準

(オ) 要綱・基準 【設備】

1. 建築設備計画基準
2. 建築設備設計基準
3. 雨水利用・排水再利用設備計画基準
4. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
5. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
6. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
7. 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
8. 建築設備工事設計図書作成基準
9. 建築設備工事設計図書作成基準の資料
10. 雨水利用の推進に関する基本方針
11. 電気通信施設設計要領（電気編）
12. 電気通信施設設計要領（案）（通信編）
13. 電気通信施設設計要領（案）（情報通信システム編）
14. 光ファイバケーブル施工要領
15. 雷害対策設計施工要領（案）
16. 電気通信設備工事共通仕様書
17. 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）
18. 電気通信設備工事写真管理基準（案）
19. 電気通信施設設計業務共通仕様書
20. 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）
21. 電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）
22. 電気通信施設保守業務共通仕様書（案）
23. 電気通信設備工事監督技術基準（案）
24. 建築設備設計計算書作成の手引
25. 建築設備耐震設計・施工指針

(カ) 要綱・基準 【積算】

1. 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
2. 公共建築工事積算基準等関連資料
3. 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り
4. 公共建築工事積算研究会参考歩掛り
5. 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料
6. 営繕工事積算チェックマニュアル
7. 営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】
8. 営繕積算システム RIBC2 用データ（複合単価ファイル、名称ファイル等）

(キ) 要綱・基準 【保全】

1. 建築保全業務共通仕様書
2. 建築保全業務積算基準
3. 建築保全業務積算要領
4. 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例
5. 地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
6. 官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項
7. 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて
8. 建築保全業務監督検査様式

(ク) 要綱・基準 【その他】

1. 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改訂版）
2. 昇降機技術基準の解説
3. 昇降機耐震設計・施工指針
4. 警察用電子交換機（E94i）仕様書
5. 建築物修繕措置判定手法
6. 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン

【内装整備業務に関する成果物】

(1) 共通事項に関する成果物

成果物の内容	原図等		コピー等		提出・確認時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
内装整備工事費 コスト管理計画書	A 3 または A 4	1	A 4 ファイル綴じ	10	要求水準書第 5 章第 1 節第 5 項による
内装設計業務に係る 要求水準確認計画書	A 3 または A 4	1	A 4 のり入れ製本	5	要求水準書第 5 章第 1 節第 5 項による
内装整備工事に係る 要求水準確認計画書	A 3 または A 4	1	—	—	要求水準書第 5 章第 1 節第 5 項による
内装設計業務に係る 要求水準確認報告書	A 3 または A 4	1	A 4 のり入れ製本 (A EM 分冊可)	5	基本設計終了時 工事着手前 ※1 実施設計終了時
内装整備工事に係る 要求水準確認報告書	A 3 または A 4	1	—	—	本件工事に係る 要求水準確認計 画書で規定した 時期 ※1 工事完了時
設計・施工工程表	A 3 または A 4	—	A 4 ファイル綴じ	5	要求水準書第 5 章第 1 節第 5 項による
事業パンフレット	—	—	A 4 カラー 8 頁程度	3000	工事着手時
			A 4 カラー 8 頁程度	3000	工事完了時
電子データ	C D - R または D V D - R A 4 ファイ ル綴じ	5	—	—	各成果品の提出 と同時期

※1 説明・確認とし、提出は行わない。

(2) 内装設計業務に関する成果物

成果物の内容	原図等		コピー等		提出・確認時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
内装設計業務計画書	A 3 または A 4	1	A 4 のり入れ製本	5	基本設計着手前
内装設計説明書	A 3 または A 4	1	A 4 ファイル綴じ	1	基本設計着手時
			A 4 のり入れ製本	1	実施設計着手時
リサイクル計画書	A 4	—	A 4 ファイル綴じ	1	実施設計終了時
基本設計書	A 3	各 1 ※ 1	A 4 のり入れ製本	各 5 ※ 1	基本設計終了時
実施設計書	A 1	各 1 ※ 1	A 4 のり入れ製本 (AEM分冊可)	各 10 ※ 1	工事着手前 ※ 2 実施設計終了時
設計計算書	A 4	各 1 ※ 1	A 4 のり入れ製本 (AEM分冊可)	各 10 ※ 1	工事着手前 ※ 2 実施設計終了時
実施設計変更書	A 1	各 1 ※ 1	A 4 のり入れ製本 (AEM分冊可)	各 10 ※ 1	提出の必要が生じた時
設計意図伝達資料	A 4	1	A 4 のり入れ製本	5	工事完了時
面積表及び面積算出資料	A 3 または A 4	—	A 4 ファイル綴じ	5	基本設計終了時
			A 4 ファイル綴じ	5	工事着手前
			A 4 ファイル綴じ	5	実施設計終了時
設計内容紹介 プレゼンテーション資料	電子データのみ		実施設計途中		
透視図	彩色 A 3	1	彩色 A 4	3	工事着手前
事業紹介ポスター	彩色 A 1	1	彩色 A 3	10	工事着手前
各種申請書類	—	—	A 4 のり入れ製本	1	工事着手前
電子データ	CD-R または DVD-R A4 ファイル綴じ	5	—	—	各成果品の提出と同時期

※ 1 基本設計書、実施設計書は各区分ごとに作成する。

※ 2 説明・確認とし、成果物の提出は実施設計終了時とする。確認後、変更または追記が生じた場合は、変更内容及びその理由に関する説明資料を作成し、国の確認を受ける。

(3) 内装整備工事に関する成果物

成果物の内容	原図等		コピー等		提出・確認時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
総合施工計画書	A 3 または A 4	1	—	—	工事着手前
施工体制台帳及び施工体系図	A 3 または A 4	1	—	—	工事着手前及び提出の必要が生じた時
施工計画書及び品質管理計画書	A 3 または A 4	1	—	—	当該部分の工事着手前
施工報告書及び品質管理報告書	A 3 または A 4	1	—	—	当該部分の工事完了時
実施工程表	A 1 または A 3	—	—	—	工事着手前
月間工程表	A 3 または A 4	1	—	—	当該月前月末日
進捗状況報告書	A 3 または A 4	1	—	—	当該月末日
各種申請書類	—	—	A 4 ファイル綴じ	1	工事完了時
国有財産台帳付属図面の調製に係る資料	A 3 または A 4	1	A 3 または A 4	1	工事完了時
完成図（施工図含む）	A 1 A 3	各 1	A 2 のり入れ製本 A 4 のり入れ製本 （AEM分割）	各 3	工事完了時
設計計算書（実施分）	A 4	各 1	A 4 のり入れ製本 （AEM分割）	各 3	工事完了時
施設の保全に関する資料	A 1 または A 4	1	金文字黒表紙ファイル製本 A 4 （A 1 折り込み）	3	工事完了時
完成写真	—	—	キャビネ版	2	工事完了時
事業内容紹介 プレゼンテーション資料	電子データのみ				工事期間中

成果物の内容	原図等		コピー等		提出時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
工事監理業務計画書	A 3 または A 4	1	—	—	工事着手前
工程別工事監理業務計画書	A 3 または A 4	1	—	—	工事中毎月
工事監理業務報告書	A 3 または A 4	1	—	—	工事中毎月
電子データ	C D - R または D V D - R A 4 ファイ ル綴じ	1	—	—	各成果品の提出 と同時期

(4) 工事監理業務に関する成果物

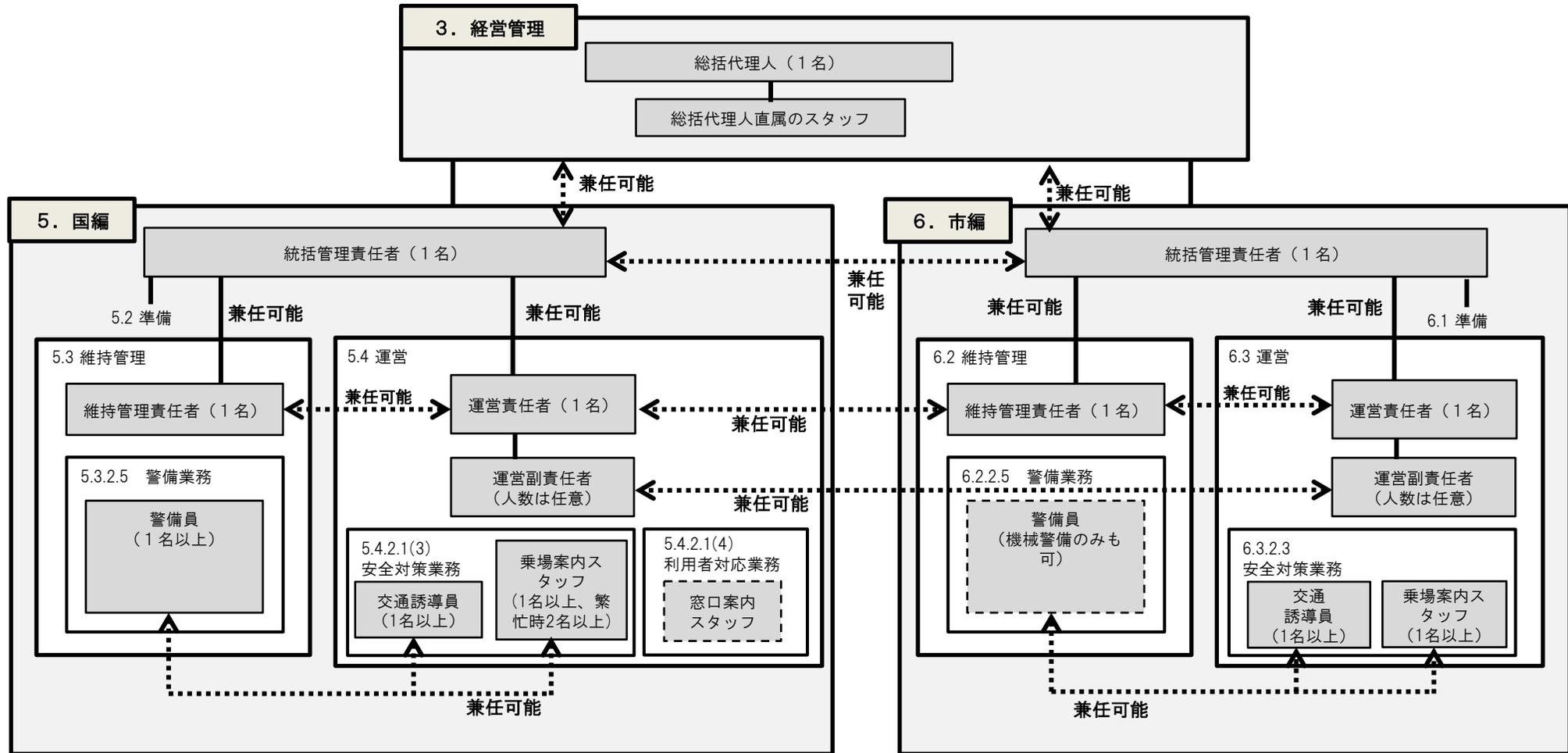
成果物の内容	原図等		コピー等		提出時期
	大きさ等	部数	大きさ等	部数	
工事監理業務計画書	A 3 または A 4	1	—	—	工事着手前
工程別工事監理業務計画書	A 3 または A 4	1	—	—	工事中毎月
工事監理業務報告書	A 3 または A 4	1	—	—	工事中毎月
電子データ	C D - R または D V D - R A 4 ファイ ル綴じ	1	—	—	各成果品の提出 と同時期

【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)】

項目	細目	設置階	法的位置づけ	整備区分		財産区分	管理区分	
				施工	費用負担		維持	運営権設定
EVホール	床	B2F	道路付属物	民	国	国	民	○
車路	舗装、白線、路面表示	B2F	道路付属物	ビル/民	国	国	民	○
	舗装、白線、路面表示	1階	道路付属物	民	国	国	民	○
	車止め	B2F	道路付属物	民	国	国	民	○
	カーブミラー	1階	道路付属物	民	国	国	民	○
乗降場	床	1階	道路付属物	民	国	国	民	○
	サイン(標識)	1階	道路付属物	民	国	国	民	○
	ホームドア	1階	道路付属物	民	国	国	民	○
	標柱	1階	道路付属物	民	国	国	民	○
安全設備	横断防止柵	1階	道路付属物	民	国	国	民	○
	照明灯	B2F、1階	道路付属物	民	国	国	民	○
機械設備	バス監視設備(カメラ)	1階	道路占有物	民	民	民	民	○
	EV車充電設備等の次世代モビリティ設備全工事 ※提案がある場合	B2F	道路占有物	民	民	民	民	—
	業務放送(アンプ、チューナー、スピーカー、マイク等)	1階、2階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	設備監視(カメラ)	B2F、1階、2階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	エスカレーター(A)	1階→3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	エレベーター	B2F、1階、2階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
基幹設備	事務室	2階	道路付属物	民	国	国	民	○
	運行管理室		道路付属物	民	国	国	民	○
	便所	1階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	換気空調(店舗除く)	1階、2階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	換気空調(店舗)	3階	道路占有物	民	民	民	民	—
	防災設備	B2F、1階、2階、3階	—	ビル	ビル	ビル	ビル	—
	電気室	3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	待合室	2階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	案内所	2階	道路付属物	民	国	国	民	○
	乗車券販売所	2階	道路付属物	民	国	国	民	○
	ベンチ	1階、2階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	授乳室	3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	パウダーコーナー		道路付属物	民	国	国	民	○
	公共無線LAN	1階、2階、3階	道路付属物	民	国	国	民	○
	運行管理室・事務室の備品	2階	道路占有物	民	民	民	民	—
	バスチケットカウンターの備品		道路占有物	民	民	民	民	—
	時刻表ラック	2階、3階	道路占有物	民	民	民	民	—
	AED		道路占有物	民	民	民	民	—
利便施設	飲食・物販施設(店舗)	3階	道路占有物	民	民	民	民	—
	運行情報提供設備 (旅客案内設備、バース毎の運行案内情報板、バース満空情報管理/表示設備)	1階、2階、3階	道路占有物	民	民	民	民	—
	バス管制設備 ※提案がある場合	1階、2階	道路占有物	民	民	民	民	—
	手荷物預かり・手荷物宅配	2階	道路占有物	民	民	民	民	—
	自動販売機	B2F、1階、2階、3階	道路占有物	民	民	民	民	—
	自動券売機	2階	道路占有物	民	民	民	民	—
	ATM・外貨両替機	2階	道路占有物	民	民	民	民	—
	コインロッカー	2階、3階	道路占有物	民	民	民	民	—
シャワールーム・更衣室	3階	道路占有物	民	民	民	民	—	

【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)】

項目	細目	法的位置づけ	整備区分		財産区分	管理区分		
			施工	費用負担		維持	運営権設定	
車路	舗装、白線、路面表示	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	天井	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	排水施設(街渠・桝など)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	カーブミラー	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
乗降場	床	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	天井	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	サイン(標識・点字含む)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	排水施設(街渠・桝など)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	安全柵	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	標柱	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
安全設備	横断防止柵	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	照明灯	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
機械設備	監視設備(カメラ) ※提案がある場合	道路占有物	民	民	民	民	○	
	放送施設(アンプ、チューナー、スピーカー、マイク等)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
基幹設備	自動ドア(防護柵含む)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	シャッター	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	便所	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	換気空調	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	防災設備(バスターミナル専有部分 (市)に含まないもの)	—	ミント神戸	ミント神戸	ミント神戸	ミント神戸	—	
	防災設備(上記以外)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	電気設備(分電盤・変圧設備含む)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	待合室	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	乗車券販売所	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	管理室(控室)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	ベンチ(待合室内椅子)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	チケットカウンター	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	附属物(サイン・点字・手摺など)	道路付属物	既設	既設	市	民	○	
	バスチケットカウンターの備品 ※提案がある場合	道路占有物	民	民	民	民	○	
	公共無線LAN ※KOBE Free Wi-Fi(リース)を利用	道路付属物	既設	既設	民	民	○	
	管理室の備品 ※提案がある場合	道路占有物	民	民	民	民	○	
	時刻表ラック ※提案がある場合	道路占有物	民	民	民	民	○	
	AED ※提案がある場合	道路占有物	民	民	民	民	○	
	利便施設	運行情報提供設備	道路占有物	民	民	民	民	—
		バス管制設備 ※提案がある場合	道路占有物	民	民	民	民	—
自動販売機		道路占有物	民	民	民	民	—	
自動券機 ※提案がある場合		道路占有物	民	民	民	民	—	



一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特
定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
様式集及び記載要領

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市

目次

1. 作成要領	1
2. 守秘義務対象資料の提供に関する書類	3
(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書	4
(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書	6
(様式3) 第二次被開示者への資料開示通知書	7
(様式4) 破棄義務の遵守に関する報告書	8
3. 説明会・質問に関する提出書類	9
(様式5) 募集要項等に関する説明会参加申込書	10
(様式6) 募集要項等に関する質問書(第1回)	11
(様式7) 募集要項等に関する質問書(第2回)	12
4. 第一次審査書類の受付時における提出書類	13
4.1. 参加表明書等	14
(様式8) 参加表明書	15
(様式9) 応募者の名称等	16
(様式10) 委任状(構成員→代表企業)	17
(様式11) 競争的対話に関する議題提案書	18
4.2. 資格審査書類	19
(様式12-①) 参加資格要件確認申請書(応募企業及び応募グループの代表企業用)	20
(様式12-②) 参加資格要件確認申請書(代表企業以外の構成企業及び協力企業用)	21
(様式13) 応募企業、構成員に共通の参加資格確認書	22
(様式14) 内装設計業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	23
(様式15-①) 配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等	24
(様式15-②) 配置予定の総合主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	26
(様式15-③) 配置予定の電気設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	28
(様式15-④) 配置予定の機械設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	30
(様式16) 内装施工業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	32
(様式17) 配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等	33
(様式18) 工事監理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	35
(様式19-①) 配置予定の工事監理者の資格・工事監理業務の実績等	36
(様式19-②) 配置予定の建築監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	38
(様式19-③) 配置予定の電気設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	40
(様式19-④) 配置予定の機械設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	42
(様式20) 維持管理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	45
(様式21) 運営業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	46
(様式22) 添付資料提出確認書	47

5. 第二次審査に関する提出書類.....	48
5.1. 関係提出書類	49
(様式23) 第二次審査提出書類提出書.....	50
(様式24) 応募者の名称等.....	51
(様式25) 委任状(代表企業)	52
(様式26) 要求水準書及び添付資料に関する確認書.....	53
5.2. 提案審査書類	54
(様式27-1) 実施方針及び体制.....	55
(様式27-2) 資金調達及び収支計画.....	56
(様式27-3) 内装整備業務	57
(様式27-4) 準備業務	61
(様式27-5) 維持管理業務	62
(様式27-6) 運営業務	63
(様式27-7) 利便増進事業	64
(様式28) サービス対価提案書.....	65
6. その他.....	66
(様式29) 応募辞退届	67
(様式30) 構成員変更届	68

1. 作成要領

(1) 共通事項

各提出書類を作成する際には、特に指示のない限り以下の事項に留意すること。

- ・ 提出書類は、特に提出方法の指定の記載がない場合は、電子データを CD-R に保存し提出すること。押印書類及び証明書等以外の紙面のみでの提出は一切受け付けない。
- ・ 言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とすること。
- ・ 提出書類には、各規定様式を使用すること。また、紙提出の書類については、ファイル等に左綴じとすること。

(2) 各提出書類

a) 守秘義務対象資料の提供に関する書類

① 守秘義務対象資料申込時の提出書類

守秘義務対象資料申込時の提出書類を作成する際には、様式 1 及び様式 2、必要に応じて様式 3 をまとめて電子メールの添付ファイル及び簡易書留による郵送にて提出すること。なお、応募グループを構成する場合は、全ての企業毎に書類を提出すること。

また、守秘義務対象資料受領後に応募グループを構成し、様式 1 及び様式 2 を提出していない企業がある場合は、速やかに書類を提出すること。

② 守秘義務対象資料の破棄完了後の提出書類

守秘義務対象資料の破棄が完了した際には、様式 4 を簡易書留による郵送にて提出すること。なお、様式 2 を提出した企業毎に書類を提出すること。

b) 募集要項等に関する質問提出時の提出書類

募集要項等に関する質問提出時の提出方法等については、募集要項を参照のうえ、第 1 回は様式 6、第 2 回は様式 7 を作成し、提出すること。様式 6、7 については Microsoft Excel（Windows 版、Microsoft Excel に対応した形式）を使用すること。

c) 参加表明等

本事業への参加表明にあたっては様式 8～様式 11 を作成し、各 1 部提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式 10 の作成を必要としない。様式 11 については Microsoft Excel（Windows 版、Microsoft Excel に対応した形式）を使用すること。

d) 資格審査書類

様式 12～様式 22 を各 1 部提出すること。様式 12 及び様式 14～21 添付書類については、別途、原本（紙）を提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式 12-②の作成を必要としない。

- ・ 電子データとして、CD-R を 3 枚提出すること。

- ・ 電子データは、オリジナルデータの他、資格審査書類を1ファイルにまとめたPDFデータを提出すること。

e) 提案審査書類

提案書を作成するには、特に指示のない限り以下の事項に留意すること。

- ・ 提案書（様式 23～様式 28）は、10部（正1部・副9部、カラー印刷）をハードファイルに綴じ、提出すること。併せてCD-Rを3部（正1部・副2部）提出すること。証明等に関する書類は、別途、原本（紙）を提出とすること。
- ・ 電子データは、オリジナルデータの他、提案書を1ファイルにまとめたPDFデータを提出すること。
- ・ 提案書（副）については、応募企業及び構成企業並びに協力企業の社名や社章等、応募者を特定又は類推できる記載は行わないこと。
- ・ 各提出書類で使用する文字の大きさは、本文中文字を10.5ポイント以上、図表内文字を8ポイント以上とし、上下左右に20mm程度の余白を設定すること。
- ・ 提案書の作成ソフトは、Microsoft Word（Windows版、Microsoft Wordに対応した形式）を基本とする。様式 27-2-A～GについてはMicrosoft Excel（Windows版、Microsoft Excelに対応した形式）を使用し、セル内には数式を残すこと。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよいものとする。
- ・ 各様式に指定された枚数制限を守ること。また、同一の様式が複数枚にわたる場合は、様式番号の横に頁番号を記載すること。
- ・ 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図表、写真等を追加してもよいものとする。また、着色についても応募者の自由とする。
- ・ 各様式の記載事項について、様式間での整合性を確保すること。
- ・ PDFデータは、テキストのカット・アンド・ペーストが可能な状態とすること。

2. 守秘義務対象資料の提供に関する書類

(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等 募集要項
守秘義務の遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

商号又は名称： _____
所在地： _____
代表者氏名： _____ 印

当社は、今般、国土交通省近畿地方整備局（以下、国）及び神戸市（以下、市）から、令和6年4月23日付で公表のありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」（以下、本事業）の募集要項等において、本事業への参画に係る検討を目的（以下、本目的）として、本誓約書を提出した者に国、市及び雲井通5丁目再開発株式会社（以下、再開発会社）から提供される資料（以下、守秘義務対象資料）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、国、市及び再開発会社に対して、募集要項に示された様式3により、事前の書面による通知を行ったうえで、グループの構成法人（グループになろうとする者を含む。以下同じ）、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社、並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します）、協力会社（本事業に関し、業務の委託若しくは請負等を受ける者、協力会社になろうとする者を含む。以下同じ）、融資を行う金融機関、格付機関及び公募アドバイザー等（以下「第二次被開示者」と総称）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者に本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、守秘義務対象資料等の国、市及び再開発会社から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、国、市及び再開発会社はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条（秘密の保持）

当社は、国、市及び再開発会社から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下、法令等）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、国、市及び再開発会社から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、国、市、再開発会社又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、国、市、再開発会社又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報取扱）

国、市及び再開発会社から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により国、市、再開発会社及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により国、市、再開発会社及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第5条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより国、市、再開発会社又は第三者（国、市及び再開発会社に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第6条（期間、書類の破棄等）

- 1 当社は、受領した守秘義務対象資料を、提出書類を提出しないことが明らかになった時点又は提案書提出期限のいずれか早い時点で責任をもって、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、書類破棄以降も存続するものとします。
- 2 受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、提出書類を提出しないことが明らかになった時点又は提案書提出期限のいずれか早い時点で責任をもって、これらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第7条（準拠法、管轄）

- 1 本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。
- 2 当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等 募集要項
守秘義務対象資料提供申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

商号又は名称： _____
所在地： _____
代表者氏名： _____ 印

令和6年4月23日付で公表のありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」の募集要項等に関し、下記の通り守秘義務対象資料の提供を申し込みます。

担当者 (代表者)	所属			
	氏名		役職名	
	送付先住所			
	電話番号			
	FAX番号			
	E-mail			

※募集要項記載の担当部局にメールで送付後、郵送等により提出して下さい。

※「資料5 要求水準書(案)」において「※：様式1、様式2、必要に応じて様式3を提出した希望者のみに提供する。」と記載された資料について、提供します。

(様式3) 第二次被開示者への資料開示通知書

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等 募集要項
第二次被開示者への資料開示通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

商号又は名称： _____
所在地： _____
代表者氏名： _____ 印

令和6年4月23日付で公表のありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」の募集要項等に関し、国土交通省近畿地方整備局から提供又は開示を受けた守秘義務対象資料について、以下の者に対して資料を開示するので通知します。

なお、これらの情報開示対象者は当社に対し、当社が国土交通省近畿地方整備局、神戸市及び雲井通5丁目再開発株式会社に対して誓約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負うことを約束します。

■第二次被開示者

商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
当社との関係	

商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
当社との関係	

※欄が不足する場合は適宜追加して下さい。

破棄義務の遵守に関する報告書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業]

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

当社は、今般、近畿地方整備局から令和6年4月23日付で募集要項等の公表があった「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」に係る優先交渉権者の選定における応募を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする貸与資料の貸与を受けましたが、「守秘義務の遵守に関する誓約書(写)」第6条に基づき、以下のとおり、破棄を完了したことを報告します。

記

破棄完了日	
破棄方法	

以上

3. 説明会・質問に関する提出書類

(様式5) 募集要項等に関する説明会参加申込書

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
募集要項等に関する説明会参加申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

商号又は名称： _____
所在地： _____
代表者氏名： _____ 印

「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等 募集要項等に関する説明会」に関し、下記の通り説明会参加申込書を提出します。

法人名 またはグループ名				
所在地				
グループの場合の 構成法人名				
担当者 (代表者)	所属			
	役職名			
	氏名	(フリガナ)		
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			
説明会の参加者数※		現地	人	
		WEB	人	

※説明会の参加者数は、1者(複数法人で構成されたグループとして申し込む場合は1グループ)につき5名以内として下さい。

(様式6) 募集要項等に関する質問書 (第1回)

(様式6) 募集要項等に関する質問書 (第1回)

令和 年 月 日

募集要項等に関する質問書

「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」「三宮バスターミナル特定運営事業等」に関する募集要項等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■募集要項に関する事項							
(記載例)	募集要項	2	1		(4)	募集要項等	
(記載例)	同上	3	2	2.1	(6)	a)本事業(国)の事業期間	
1							
2							
3							
4							

本項に示す様式は見本である。別添の Excel ファイルに記入し、提出すること。

10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	資料5 要求水準書(案)	13	3	3.1	3.3.1	基本方針	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

- ※1 適宜、行の挿入・削除を行ってください。
- ※2 () の記載にあたっては、特殊文字は使わず、半角の括弧と数値により記載を行ってください。
- ※3 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合、別の質問として記入してください。
- ※4 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式変更を行わないでください。
- ※5 提出にあたっては、この※書きは削除して提出してください。

(様式7) 募集要項等に関する質問書 (第2回)

(様式7) 募集要項等に関する質問書 (第2回)

令和 年 月 日

募集要項等に関する質問書

「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」「三宮バスターミナル特定運営事業等」に関する募集要項等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■募集要項に関する事項							
(記載例)	募集要項	2	1		(4)	募集要項等	
(記載例)	同上	3	2	2.1	(6)	a)本事業(国)の事業期間	
1							
2							
3							
4							

本項に示す様式は見本である。別添の Excel ファイルに記入し、提出すること。

10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	資料5 要求水準書(案)	13	3	3.1	3.3.1	基本方針	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※1 適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※2 () の記載にあたっては、特殊文字は使わず、半角の括弧と数値により記載を行ってください。

※3 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合、別の質問として記入してください。

※4 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式変更を行わないでください。

※5 提出にあたっては、この※書きは削除して提出してください。

4. 第一次審査書類の受付時における提出書類

4.1. 參加表明書等

(様式8) 参加表明書

令和 年 月 日

参加表明書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

令和6年4月23日付で募集要項等の公表がありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」に係る企画競争に参加することを表明します。

(様式9) 応募者の名称等

令和 年 月 日

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
応募者の名称等

応募者名	
------	--

応募企業 又は 代表企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割] ※ 本事業における役割（グループにおける役割等）を簡潔に示して下さい。
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割]
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割]

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

(様式10) 委任状 (構成員→代表企業)

令和 年 月 日

委任状

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

私達は、下記の民間事業者をグループの代表企業とし、令和6年4月23日付で募集要項等の公表がありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」に関し、次の権限を委任します。

<委任事項>

- ・書類の提出に関する件

<添付書類>

- ・印鑑証明書

受任者	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

※ 代表者の印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用してください。

(様式 1 1) 競争的対話に関する議題提案書

様式11 競争的対話に関する議題提案書

令和 年 月 日

競争的対話に関する議題提案書

「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」「三宮バスターミナル特定運営事業等」に関する競争的対話について、次のとおり申し込みを行います。

提出者	会社名	
	所属	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
参加者 1	会社名	
	所属	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

本項に示す様式は見本である。別添の Excel ファイルに記入し、提出すること。

1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

- ※1 適宜、行の挿入・削除を行ってください。
- ※2 実施日時は、参加申込書の受付後に開催会場等の詳細とあわせて連絡します。
- ※3 参加形式は「対面形式」のみとし、「Web形式」は認めません。
- ※4 参加人数は10名以内とします。
- ※5 企業ごとではなく、応募者ごとの参加とします。
- ※6 競争的対話の内容は、事業者の技術・ノウハウに関わる内容を伏せた上で、公表及び要求水準書に反映することとします。
- ※7 「確認したい内容」が具体的に記載されていない場合、再提出を求めることがあります。

4.2. 資格審查書類

(様式 1 2 - ①) 参加資格要件確認申請書 (応募企業及び応募グループの代表企業用)

令和 年 月 日

一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
参加資格要件確認申請書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

応募者名 : _____

応募企業又は応募グループの代表企業 : _____

所在地 : _____

代表者氏名 : _____ 印

令和 6 年 4 月 23 日付で募集要項等の公表がありました「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」に係る参加資格要件について確認されたく、下記の関係書類を添えて提出します。

当社は、募集要項に定められた応募者に求められる参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<関係書類>

1. 募集要項 3. 2. の要件に掲げられている事項に係る実績を証する書類

※ 代表者の印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用してください。

(様式 1 2 - ②) 参加資格要件確認申請書 (代表企業以外の構成企業及び協力企業用)

令和 年 月 日

一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
参加資格要件確認申請書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

応募者名 _____
構成企業又は協力企業
商号又は名称 : _____
所在地 : _____
代表者氏名 : _____ 印

令和 6 年 4 月 23 日付で募集要項等の公表がありました「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」に係る参加資格要件について確認されたく、本書を提出します。

当社は、募集要項に定められた応募者に求められる参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<関係書類>

1. 募集要項 3. 2. の要件に掲げられている事項に係る実績を証する書類

枚目 / 枚中

- ※ 代表者の印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用してください。
- ※ 構成企業又は協力企業ごとに別葉としてください。

応募企業、構成員に共通の参加資格確認書

企業名		
ア	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	はい・いいえ
イ	PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。	はい・いいえ
ウ	破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。	はい・いいえ
エ	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	はい・いいえ
オ	会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。	はい・いいえ
カ	国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。	はい・いいえ
キ	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）に該当しないこと。	はい・いいえ
ク	近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。及び、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。	はい・いいえ
ケ	本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人は以下に示すとおりである。 ・パシフィックコンサルタンツ株式会社 ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所	はい・いいえ
コ	有識者委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。	はい・いいえ
サ	上記ケ及びコに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。	はい・いいえ

注) 1. 応募企業、代表企業、構成企業又は協力企業ごとに本様式を使用し、提出して下さい。

2. 募集要項を確認した上で、「はい・いいえ」のいずれかに「○」をつけて下さい。

(様式 1 4) 内装設計業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

内装設計業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

内装設計業務を実施する

企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「土木関係建設コンサルタント業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和 5・6 年度一般競争参加資格の認定を受けている者であることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
 - ・ 主として内装設計業務にあたる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - ・ 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - ・ 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文 1. 2. の順に整理してください。

配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等

参加資格要件	<p>次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。</p> <p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)を満たす業務において、担当する業務分野(管理技術者の場合は「総合」の分野も含む。)の設計業務実績を有する者であること。 また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。 なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、管理技術者と各主任担当技術者のいずれかとの兼務を認める。 また、第一次審査書類提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件</p> <p>a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で4,500㎡以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>b. 国土交通省告示第八号(令和6年1月9日)における別添二(以下「告示別添二」という。)の四.業務施設、五.商業施設、一二.文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>c. 上記a.及びb.の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。</p> <p>(オ) 内装設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。)にあること。</p> <p>(カ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置できること。</p> <p>(キ) 上記(ア)(エ)及び(オ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>	
	配置予定管理技術者の氏名	
	上記の者の一級建築士登録番号	〇〇〇〇(取得年月日:〇年〇月〇日)
	上記のものを雇用する企業名	
	上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)
	上記企業の一級建築士事務所登録番号	〇〇〇〇(登録年月日:〇年〇月〇日)
	長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。

設計業務実績の内容※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
	業務の発注者名	〇〇〇〇
	業務の受注者名	〇〇〇〇
	受注形態	・単独 ・共同企業体 ()
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
	建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
	構造	〇〇造
	建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇m ² (〇,〇〇〇m ²)
	階数	地上〇〇階地下〇〇階
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※(エ)については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

配置予定の総合主任担当技術者の資格・設計業務の実績等

参加資格要件	<p>次に掲げる基準を満たす総合主任担当技術者を配置できること。</p> <p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)を満たす業務において、担当する業務分野の設計業務実績を有する者であること。 また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。 なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、管理技術者と各主任担当技術者のいずれかとの兼務を認める。 また、第一次審査書類提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件</p> <p>a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で4,500㎡以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>b. 国土交通省告示第八号(令和6年1月9日)における別添二(以下「告示別添二」という。)の四.業務施設、五.商業施設、一二.文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>c. 上記a.及びb.の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。</p> <p>(オ) 内装設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。)にあること。</p> <p>(カ) 上記(ア)(エ)及び(オ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>	
配置予定総合主任担当技術者の氏名		
上記のものを雇用する企業名		
上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)	
上記企業の一級建築士事務所登録番号	○○○○(登録年月日:○年○月○日)	
長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。	

設計業務実績の内容※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
	業務の発注者名	〇〇〇〇
	業務の受注者名	〇〇〇〇
	受注形態	・単独 ・共同企業体 ()
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
	建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
	構造	〇〇造
	建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇m ² (〇,〇〇〇m ²)
	階数	地上〇〇階地下〇〇階
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※(エ)については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

配置予定の電気設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等

参加資格要件	次に掲げる基準を満たす電気設備主任担当技術者を配置できること。		
	<p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したもの)であって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)を満たす業務において、担当する業務分野の設計業務実績を有する者であること。 また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。 なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、管理技術者と各主任担当技術者のいずれかとの兼務を認める。 また、第一次審査書類提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件</p> <p>a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で4,500㎡以上の公共施設で工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。</p> <p>b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に電灯設備及び火災報知設備を含むもの。</p> <p>c. 上記a. 及びb. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。</p> <p>(オ) 上記(ア) (エ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>		
	配置予定電気設備主任担当技術者の氏名		
	上記のものを雇用する企業名		
	上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)	
	上記企業の一級建築士事務所登録番号	〇〇〇〇(登録年月日:〇年〇月〇日)	
	長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。	
	績の内容※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
		業務の発注者名	〇〇〇〇
		業務の受注者名	〇〇〇〇

受注形態	・単独 ・共同企業体（ ）
施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
構造	〇〇造
建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇m ² （〇,〇〇〇m ² ）
階数	地上〇〇階地下〇〇階
工事種目	・電灯設備 ・火災報知設備 （担当した工事種目を囲むこと）
業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※（エ）については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

配置予定の機械設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等

参加資格要件	次に掲げる基準を満たす機械設備主任担当技術者を配置できること。		
	<p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)を満たす業務において、担当する業務分野の設計業務実績を有する者であること。</p> <p>また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。</p> <p>なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、管理技術者と各主任担当技術者のいずれかとの兼務を認める。</p> <p>また、第一次審査書類提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件</p> <p>a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で4,500㎡以上の公共施設で工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。</p> <p>b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。</p> <p>c. 上記a. 及びb. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。</p> <p>(オ) 上記(ア) (エ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>		
	配置予定機械設備主任担当技術者の氏名		
	上記のものを雇用する企業名		
	上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)	
	上記企業の一級建築士事務所登録番号	〇〇〇〇(登録年月日:〇年〇月〇日)	
	長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。	
	績設計業務実 の内容 ※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
		業務の発注者名	〇〇〇〇
		業務の受注者名	〇〇〇〇

受注形態	・単独 ・共同企業体（ ）
施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
構造	〇〇造
建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇m ² （〇,〇〇〇m ² ）
階数	地上〇〇階地下〇〇階
工事種目	・空気調和設備 ・給排水設備 （担当した工事種目を囲むこと）
業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※（エ）については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

(様式16) 内装施工業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

内装施工業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

内装施工業務を実施する

企業名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に認定されている者であることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
 2. 次の a から c の各工事に携わる内装施工企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれ a から c に示す点数以上であること（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の経営事項評価点数がそれぞれ a から c に示す点数以上であること。）を証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
 - a 建築工事 1 1 0 0 点以上
 - b 電気設備工事 1 1 0 0 点以上
 - c 暖冷房衛生設備工事 1 1 0 0 点以上
- ・ 主として内装施工業務にあたる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - ・ 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - ・ 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。

配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等

参加資格要件	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、經常JVとして参加する場合、JV構成員のうち下記（ア）に示す工事種別を実施するものについてAからDまでの基準をすべて満たす配置予定技術者を配置できること。</p> <p>また、第一次審査書類提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても下記の要件を満たしていなければならない。</p> <p>（ア）工事種別 建築工事</p> <p>A 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。</p> <p>a. 一級建築士の免許を有する者</p> <p>b. 1級建築施工管理技士と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。</p> <p>B 平成26年4月1日以降、第一次審査書類提出期限の日までに元請として完成及び引き渡し完了した下記a. からc. までのすべての要件を満たす工事（新築又は増築工事とし、いずれの場合も躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設</p> <p>b. 構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造</p> <p>c. 上記a. からb. までは同一工事の実績であること。</p> <p>C 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>D 配置予定技術者（その他のJV構成員の配置予定技術者を含む。）は、内装施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。）にあること。</p> <p>（イ）同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。</p> <p>（ウ）在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和5年3月13日付け国不建第601号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28年5月31日付け国土建第119</p>
--------	---

	<p>号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて」(平成28年12月19日付け国土建第357号)において定められた在籍出向等の要件に適合していること。</p> <p>(エ)上記(ア)から(ウ)までについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>	
配置予定技術者の従事役職	主任(又は監理)技術者〇〇〇〇	
法令による資格・免許	<p>一級建築施工管理技士(取得年月日及び登録番号)</p> <p>一級建築士(取得年月日及び登録番号)</p> <p>監理技術者資格者証(交付年・交付番号及び有効期限)</p> <p>監理技術者講習修了証(交付年・交付番号及び有効期限)</p>	
上記のものを雇用する企業名		
上記のものを雇用している期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日(年 ヶ月)	
上記の企業が分担する工事種別	〇〇工事	
上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)	
長期休暇期間	<p>令和 年 月 日～令和 年 月 日</p> <p>※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。</p>	
工事経験の概要	工事名称	〇〇〇〇工事(CORINS 登録番号)
	工事の発注者名	〇〇〇〇
	工事の受注者名	〇〇〇〇
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	最終契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	工 期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	受注形態	・単独 ・甲型共同企業体(出資比率〇%) ・乙型共同企業体
	受注形態	・現場代理人 ・監理技術者 ・主任技術者 ・その他()
	建物用途	<p>建物用途を記載する。</p> <p>複合施設にあつては、主たる用途を記載する。</p>
	構造	〇〇造
	建物規模	延べ床面積〇,〇〇〇㎡(〇,〇〇〇㎡)
	階数	地上〇〇階地下〇〇階
	工事種別	・建築工事 ・電気設備工事 ・暖冷房衛生設備工事 (担当した工事種別を囲むこと)
評 定 点		

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※(ア)Bについては、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

(様式18) 工事監理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

工事監理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

工事監理業務を実施する

企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「土木関係建設コンサルタント業務」及び「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けている者であることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
 - ・ 主として工事監理業務にあたる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
 - ・ 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
 - ・ 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。

配置予定の工事監理者の資格・工事監理業務の実績等

参加資格要件	次に掲げる基準を満たす工事監理者を配置できること。	
	<p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の工事監理業務に携わったものに限る。)を満たす工事において担当する業務分野(工事監理者の場合は「建築監理」の分野の実績を含む。)の工事監理業務実績を有すること。 また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。 なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。 また、第一次審査書類提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件</p> <p>a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で1,500㎡以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>b. 国土交通省告示第八号(令和6年1月9日)における別添二(以下「告示別添二」という。)の四.業務施設、五.商業施設、一二.文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>c. 上記a.及びb.の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。</p> <p>(オ) 工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。)にあること。</p> <p>(カ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置できること。</p> <p>(キ) 上記(ア)(エ)及び(オ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>	
配置予定工事監理者の氏名		
上記の者の一級建築士登録番号	〇〇〇〇(取得年月日:〇年〇月〇日)	
上記のものを雇用する企業名		
上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)	
上記企業の一級建築士事務所登録番号	〇〇〇〇(登録年月日:〇年〇月〇日)	
長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。	

工事 監理 業務 実績 の 内容 ※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
	業務の発注者名	〇〇〇〇
	業務の受注者名	〇〇〇〇
	受注形態	・単独 ・共同企業体 ()
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
	建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
	構造	〇〇造
	建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇m ² (〇,〇〇〇m ²)
	階数	地上〇〇階地下〇〇階
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※(エ)については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

配置予定の建築監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等

参加資格要件	次に掲げる基準を満たす建築監理主任技術者を配置できること。	
	<p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の工事監理業務に携わったものに限る。)を満たす工事において担当する業務分野の工事監理業務実績を有する者であること。</p> <p>また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。</p> <p>また、第一次審査書類提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件</p> <p>a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で1,500㎡以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>b. 国土交通省告示第八号(令和6年1月9日)における別添二(以下「告示別添二」という。)の四.業務施設、五.商業施設、一二.文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。</p> <p>c. 上記a.及びb.の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。なお、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。</p> <p>(オ) 工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。)にあること。</p> <p>(カ) 上記(ア)(エ)及び(オ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>	
	配置予定建築監理主任技術者の氏名	
	上記のものを雇用する企業名	
	上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)
	上記企業の一級建築士事務所登録番号	〇〇〇〇(登録年月日:〇年〇月〇日)
長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる	

		資料を添付すること。
工事 監理 業務 実績 の 内容 ※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
	業務の発注者名	〇〇〇〇
	業務の受注者名	〇〇〇〇
	受注形態	・単独 ・共同企業体 ()
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
	建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
	構造	〇〇造
	建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇m ² (〇,〇〇〇m ²)
	階数	地上〇〇階地下〇〇階
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※(エ)については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

配置予定の電気設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等

参加資格要件	<p>次に掲げる基準を満たす電気設備監理主任技術者を配置できること。</p> <p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の工事監理業務に携わったものに限る。)を満たす工事において担当する業務分野の工事監理業務実績を有する者であること。 また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。 なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。 また、第一次審査書類提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件(工事種目のシステム一式工事であること。) a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で1,500㎡以上の公共施設で工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。 b. 告示別添二の四.業務施設、五.商業施設、一二.文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に電灯設備及び火災報知設備を含むもの。 c. 上記a.及びb.の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。</p> <p>(オ) 上記(ア)(エ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>	
	配置予定電気設備監理主任技術者の氏名	
	上記のものを雇用する企業名	
	上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)
	上記企業の一級建築士事務所登録番号	〇〇〇〇(登録年月日:〇年〇月〇日)
	長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。

工事 監理 業務 実績 の 内容 ※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
	業務の発注者名	〇〇〇〇
	業務の受注者名	〇〇〇〇
	受注形態	・単独 ・共同企業体 ()
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
	建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
	構造	〇〇造
	建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇㎡ (〇,〇〇〇㎡)
	階数	地上〇〇階地下〇〇階
	工事種目	・電灯設備 ・火災報知設備 (担当した工事種目を囲むこと)
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※(エ)については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

配置予定の機械設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等

参加資格要件	次に掲げる基準を満たす機械設備監理主任技術者を配置できること。	
	<p>(ア) 平成26年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の工事監理業務に携わったものに限る。)を満たす工事において担当する業務分野の工事監理業務実績を有する者であること。</p> <p>また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>(イ) 携わった実績については、次の(エ)に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。</p> <p>(ウ) 工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。</p> <p>また、第一次審査書類提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(エ) 実績要件(工事種目のシステム一式工事であること。)</p> <p>a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で1,500㎡以上の公共施設で工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。</p> <p>b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。</p> <p>c. 上記a. 及びb. の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。</p> <p>(オ) 上記(ア) (エ)について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p>	
	配置予定機械設備監理主任技術者の氏名	
	上記のものを雇用する企業名	
	上記企業について構成企業又は協力企業の別	構成企業・協力企業(いずれかを囲むこと)
	上記企業の一級建築士事務所登録番号	〇〇〇〇(登録年月日:〇年〇月〇日)
長期休暇期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。	

工事 監理 業務 実績 の 内容 ※	業務名称	〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号)
	業務の発注者名	〇〇〇〇
	業務の受注者名	〇〇〇〇
	受注形態	・単独 ・共同企業体 ()
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	業務工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事
	建物用途	建物用途を記載する。 複合施設にあつては、主たる用途を記載する。
	構造	〇〇造
	建物規模	延べ面積〇〇,〇〇〇m ² (〇,〇〇〇m ²)
	階数	地上〇〇階地下〇〇階
	工事種目	・空気調和設備 ・給排水設備 (担当した工事種目を囲むこと)
	業務実施上の立場	〇〇〇〇として従事

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加・作成すること。

※(エ)については、各用途の合計面積が分かる面積計算書を提出すること。

※「参加資格要件」の欄は、削除の上、作成・提出することも可能とする。

(様式20) 維持管理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

維持管理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

維持管理業務を実施する

企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 令和5・6年度一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)審査において、「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であることを証する書類の写しを本様式の後(うしろ)に添付します。

- ・ 主として維持管理業務にあたる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
- ・ 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。

(様式 2 1) 運營業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

運營業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類

運營業務を実施する
企 業 名

代表企業、構成企業、
協力企業の別

1. 特定車両停留施設の運營業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績（※）を有することを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。

（※）一般乗合旅客自動車運送事業（高速バス、路線バス）又は一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績とする。

- ・ 主として運營業務にあたる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
- ・ 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
- ・ 1. を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。

(様式 2 2) 添付資料提出確認書

添付資料提出確認書

企業名		添付書類	部数	応募者 確認	近畿地方 整備局確認
I	会社概要（パンフレット等の使用も可）		1		
II	企業単体の貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書（直近3期分）		1		
III	連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）		1		
IV	会社定款（直近のものに原本証明を添付すること）		1		
V	印鑑証明書		1		
VI	法人税納税証明書（募集要項等の公表日以降に交付されたもの）		1		
VII	消費税納税証明書（募集要項等の公表日以降に交付されたもの）		1		
VIII	登記簿謄本（直近3ヶ月以内の現在事項全部証明書）		1		
IX	競争参加資格審査の等級等を証する書類の写し		1		
X	業務実績及び有資格者を証明できる資料		1		

- 注) 1. 応募企業、代表企業、構成企業又は協力企業ごとに本様式を使用し、提出して下さい。
2. 必要書類が揃っていることを確認した上で、「応募者確認」欄に「○」をつけて下さい。

5. 第二次審査に関する提出書類

5.1. 關係提出書類

令和 年 月 日

第二次審査提出書類提出書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

令和6年4月23日付で募集要項等の公表がありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」について、募集要項に基づき、必要書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します

[応募企業又は応募グループの代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

(様式 2 4) 応募者の名称等

令和 年 月 日

一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
応募者の名称等

応募者名	
------	--

応募企業 又は 代表企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割] ※ 本事業における役割（グループにおける役割等）を簡潔に示して下さい。
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割]
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名 印
	担当者氏名 所属 電話 ファックス メールアドレス
	[本事業における役割]

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

(様式 25) 委任状 (代表企業)

令和 年 月 日

委任状

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
構成企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
協力企業	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

私達は、下記の民間事業者をグループの代表企業とし、令和6年4月23日付で募集要項等の公表がありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」に関し、次の権限を委任します。

<委任事項>

- ・書類の提出に関する件

<添付書類>

- ・印鑑証明書

受任者	商号又は名称 所在地 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

※ 代表者の印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用してください。

要求水準書及び添付資料に関する確認書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

令和 6 年 4 月 23 日付で募集要項等の公表がありました「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」に関し、提案書類の内容が、要求水準書に規定される要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

[応募企業又は応募グループの代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

5.2. 提案審查書類

(様式27-1) 実施方針及び体制

実施方針及び体制

①実施方針（A4版1ページ以内）

- ・事業者選定基準「実施方針」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・下記の事項については、必ず記載すること。
 - >本施設の営業時間

②実施体制（A4版2ページ以内）

- ・事業者選定基準「実施体制」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・下記の事項については、必ず記載すること。
 - >出資構成及び出資者ごとの保有議決権付株式及び出資額
 - >総括代理人、統括管理責任者、維持管理責任者、運営責任者、運営副責任者の配置

③リスク分担（A4版3ページ以内）

- ・事業者選定基準「リスク分担」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・下記の事項については、必ず記載すること。
 - >想定するリスクの列挙とその分担

(様式 27-2) 資金調達及び収支計画

資金調達及び収支計画

①資金調達 (A4版1ページ以内)

- ・事業者選定基準「資金調達」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・下記の様式についても併せて記載し、整合性を確保すること。
 - >様式27-2-A 初期投資計画
 - >様式27-2-B 内装設計・内装施工・工事監理費の内訳
 - >様式27-2-C 投資計画及び資金調達計画

②収支計画 (A4版2ページ以内)

- ・事業者選定基準「収支計画」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・下記の様式についても併せて記載し、整合性を確保すること。
 - >様式27-2-D 資金収支計画
 - >様式27-2-E 収入明細
 - >様式27-2-F 対価明細
 - >様式27-2-G 費用明細

- ・下記の事項については、必ず記載すること。
 - >収入及び費用の算出根拠
 - >停留料金の料金体系・料金設定
 - >利便増進事業の収入(テナント賃料等)の積算根拠

(様式27-3) 内装整備業務

内装整備業務

①周辺施設を踏まえた交通・動線計画 (A4版1ページ以内)

- ・事業者選定基準「周辺施設を踏まえた交通・動線計画」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。

②再開発ビルと調和した快適で機能性の高い施設計画 (A4版2ページ以内)

- ・事業者選定基準「再開発ビルと調和した快適で機能性の高い施設計画」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。

③将来的な対応可能性・メンテナンス性 (A4版1ページ以内)

- ・事業者選定基準「将来的な対応可能性・メンテナンス性」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。

④施工計画 (A4版1ページ以内)

- ・事業者選定基準「施工計画」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。

- ・上記①～④に共通して、下記の様式についても併せて記載し、整合性を確保すること。

- >様式27-3-図面集-1 建築概要及び建築計画
- >様式27-3-図面集-2 仕上表
- >様式27-3-図面集-3 透視図
- >様式27-3-図面集-4 施設平面図 (地下2階、1～3階)
- >様式27-3-図面集-5 施設断面図・展開図
- >様式27-3-図面集-6 設備計画概要 (電気設備、機械設備)
- >様式27-3-図面集-7 各種備品等リスト

(様式 27-3-図面集-●) (下表の様式番号部分を記載)

○○○○○ (下表の内容部分を記載)

様式	内容	留意事項	縮尺	最大枚数	様式タイプ
1	(1) 建築概要及び建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ・様式に従って記載してください。 ・建築計画については、主要な設計ポイントを簡潔にまとめてください。 	—	1	指定
2	(2) 仕上表	<ul style="list-style-type: none"> ・様式に従って記載してください。 	—	1	指定
3	(3) 透視図	<ul style="list-style-type: none"> ・内観図 (1～3階の各階、複数階を連続的に1カットで表現することも可とする。) 	—	2	自由
4	(5) 施設平面図 (地下2階、1～3階)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の内容は必ず記載してください。 ○主要な寸法、各諸室の床面積 ○施設利用者の動線をカラーで明記 ○内装整備にて設置予定の什器を破線で明記 	1/500	2	自由
5	(7) 施設断面図・展開図	<ul style="list-style-type: none"> ・2面以上 (バス乗降場と待合空間の関係性がわかる断面を1面以上記載すること。) (施設の特徴を示すために断面・立面の一部を省略することを可とする) 	1/200	1	自由
6	(9) 設備計画概要 (電気設備、機械設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の各主要設備の考え方を記載してください。 ○空調・換気設備の系統、スペック及び空調・換気能力等 ○災害対応に資する各種設備の能力等 ○機械設備については、各種系統図、給水、排水、蒸気用の配管の管種を明記すること ○その他各設備の考え方 	—	2	自由
7	(13) 各種備品等リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・備品種別ごと又は諸室ごとに設置する備品の仕様・寸法、数量等を記載してください。 	—	任意	自由

※「様式タイプ」が「自由」のものについて、留意事項に従い記述すること。

※A3 横長・枚数は規定枚数以内とし、本文文字の大きさは10.5ポイント以上 (図・表は除く) とすること。

※イメージ図、図面、表等については、指定の枚数以内で適宜付記すること。

※本様式の記述の中で、他の提案様式や図面等を参照する際には、参照先がわかるように様式番号を記載すること。

(1) 建築概要及び建築計画

項 目		概 要	
面積	延べ面積合計	6,836.11 m ²	
	3階	旅客用場所(国)	m ²
		利便施設	m ²
		小計	2,294.58 m ²
	2階	旅客用場所(国)	m ²
		利便施設	m ²
		小計	940.34 m ²
	1階	旅客用場所(国)	m ²
		特定車両用場所(国)	m ²
		小計	2993.04 m ²
地下1階	旅客用場所(国)	22.70 m ²	
	小計	22.70 m ²	
地下2階	旅客用場所(国)	m ²	
	利便施設	m ²	
	小計	585.45 m ²	
機能諸元	待合スペース席数 (旅客用場所(国))	3階	席
		2階	席
		1階	席
	待合スペース席数 (利便施設)	3階	席
		2階	席
		1階	席
	トイレ	男子(3階)	大: 個、小: 個、洗面器: 台
		男子(1階)	大: 個、小: 個、洗面器: 台
		女子(3階)	大: 個、洗面器: 台
		女子(1階)	大: 個、洗面器: 台
		バリアフリー	3階: 室、1階: 室
	パウダーコーナー	3階	洗面器: 台
	授乳室	3階	1人用: 室、人用: 室
	更衣室		室
	ATM・外貨両替機		ATM: 台、外貨両替機: 台
コインロッカー	3階	大: 台、中: 台、小: 台	
	2階	大: 台、中: 台、小: 台	
運行情報提供設備 (利用者用モニター台数)	3階	台	
	2階	台	
	1階	台	
自動販売機		台	
自動発券機		台	

(2) 仕上表

<仕上表>

エリア		仕上げ						天井高 (m)	面積 (㎡)	エリア計 面積 (㎡)
階	室名	床	幅木	壁	回り縁	天井	その他特記事項			
【旅客用場所 (国)】										
1	乗降場									
	待合室									
	運行管理室・事務室									
	トイレ									
	トイレ (バリアフリー)									
	授乳室									
	通路									
	倉庫									
3	電気室									
3	空調機械室									
【特定車両用場所 (国)】										
1	車路									
【利便施設】										
2	飲食・物販施設									
3	飲食・物販施設									
	通路									
	更衣室									
	倉庫									
B2	(地下2階施設)									

※ 適宜、欄を追記すること。

※ A3 横長・1枚以内とすること

(様式 27-4) 準備業務

準備業務

① 準備業務 (A4版2ページ以内)

- ・ 事業者選定基準「準備」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・ 下記の事項については、必ず記載すること。
 - > 新バスターミナル (I期) における準備業務の開始予定時期
 - > 三宮バスターミナルにおける準備業務の開始予定時期

(様式 27-5) 維持管理業務

維持管理業務

①点検保守管理・清掃・経常修繕（A4版3ページ以内）

- ・事業者選定基準「点検保守管理・清掃・経常修繕」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・事業者選定基準の評価の視点「施設・設備の長寿命化」「利用者の快適性・美観の確保」のいずれに該当する内容かを判別できるように記載すること。

②警備・交通事故復旧・交通事故応急対応（A4版1ページ以内）

- ・事業者選定基準「警備・交通事故復旧・交通事故応急対応」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・下記の事項については、必ず記載すること。
 - > 有人警備の配置人数、配置時間、兼任の有無
 - > 機械警備の設置個所
 - > 交通事故等が発生した場合の対応

③長期修繕計画案作成（A4版1ページ以内）

- ・事業者選定基準「長期修繕計画案作成」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。

(様式27-6) 運營業務

運營業務

①運行管理・安全対策・利用者対応・バス便の移行調整（A4版6ページ以内）

- ・事業者選定基準「運行管理・安全対策・利用者対応・バス便の移行調整」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・事業者選定基準の評価の視点「円滑かつ安全なバス運行に向けた方策」「利用者の利便性・快適性の確保」のいずれに該当する内容を判別できるように記載すること。
- ・下記の事項については、必ず記載すること。
 - >交通誘導員の配置人数、配置時間、兼任の有無
 - >乗場案内スタッフの配置人数、配置時間、兼任の有無
 - >窓口案内スタッフの配置有無、配置人数、配置時間、兼任の有無

②危機管理対応（A4版3ページ以内）

- ・事業者選定基準「危機管理対応」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・下記の事項については、必ず記載すること。
 - >大規模災害（地震や豪雨等）の発生時の対応
 - >事故・火災等の災害時の対応

③広報・エリアマネジメントへの参加（A4版2ページ以内）

- ・事業者選定基準「広報・エリアマネジメントへの参加」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。

(様式 27-7) 利便増進事業

利便増進事業

①利便増進事業（A4版4ページ以内）

- ・事業者選定基準「利便増進事業」の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。
- ・事業者選定基準の評価の視点「利便施設の設置・運営」「事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務」のいずれに該当する内容かを判別できるように記載すること。

サービス対価 提案書

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

応募企業又は応募グループの代表企業 商号又は名称
所在地
役職・氏名 印
＜代理人の場合＞住所
氏名 印

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等の「募集要項等」(「要求水準書(添付資料を含む)」、「事業者選定基準」、「様式集及び記載要領」、「特定事業契約書(案)(別紙を含む)」、「実施契約書(案)(別紙を含む)」及び「基本協定書(国)(案)(別紙を含む)」、「基本協定書(市)(案)(別紙を含む)」を含む。)の内容を承諾するとともに、これに基づく応募条件を熟知したので、下記のとおり応募します。

下記金額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって本件事業を実施します。

記

【内装整備費】

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金										

【維持管理・運営に係るサービス購入料】

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金										

◆備考

- ・金額は、算用数字で表示すること。
- ・代理人による提出の場合は、代表企業欄及び代理人欄に記載すること。

6. その他

(様式 29) 応募辞退届

応募辞退届

件名 一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等

上記について、都合により応募を辞退します。

令和 年 月 日

商号又は名称

所在地

代表者氏名

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担当者 (会社名・部署名・氏名) : _____

連絡先 1 : _____

連絡先 2 : _____

令和 年 月 日

構成員変更届

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 殿
神戸市長 久元 喜造 殿

[応募企業又は応募グループの代表企業]

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

令和6年4月23日付で募集要項等の公表がありました「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 三宮バスターミナル特定運営事業等」について、参加表明書及び参加資格要件確認申請書を提出しましたが、下記の理由により、別添のとおり構成企業【協力企業】を変更させていただきたく、当該変更後の企業に係る参加資格要件確認申請書及び関係書類を添え、構成員等変更届を提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること、またこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

注)1. 【】は、協力企業の場合に記載する。

募集要項等に関する質問書

「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」「三宮バスターミナル特定運営事業等」に関する募集要項等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■募集要項に関する事項							
(記載例)	募集要項	2	1		(4)	募集要項等	
(記載例)	同上	3	2	2.1	(6)	a)本事業(国)の事業期間	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

■その他資料に関する事項							
(記載例)	資料5 要求水準書(案)	13	3	3.1	3.3.1	基本方針	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※1 適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※2 () の記載にあたっては、特殊文字は使わず、半角の括弧と数値により記載を行ってください。

※3 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合、別の質問として記入してください。

※4 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式変更を行わないでください。

※5 提出にあたっては、この※書きは削除して提出してください。

(様式7) 募集要項等に関する質問書 (第2回)

令和 年 月 日

募集要項等に関する質問書

「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」「三宮バスターミナル特定運営事業等」に関する募集要項等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■募集要項に関する事項							
(記載例)	募集要項	2	1		(4)	募集要項等	
(記載例)	同上	3	2	2.1	(6)	a)本事業(国)の事業期間	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

■その他資料に関する事項							
(記載例)	資料5 要求水準書(案)	13	3	3.1	3.3.1	基本方針	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※1 適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※2 () の記載にあたっては、特殊文字は使わず、半角の括弧と数値により記載を行ってください。

※3 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合、別の質問として記入してください。

※4 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式変更を行わないでください。

※5 提出にあたっては、この※書きは削除して提出してください。

令和 年 月 日

競争的対話に関する議題提案書

「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」「三宮バスターミナル特定運営事業等」に関する競争的対話について、次のとおり申し込みを行います。

提出者	会社名	
	所属	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
参加者 1	会社名	
	所属	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容(具体的に記載すること)
■個別対話の議題							
(記載例)	募集要項	2	1		(4)	募集要項等	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※1 適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※2 実施日時は、参加申込書の受付後に開催会場等の詳細とあわせて連絡します。

※3 参加形式は「対面形式」のみとし、「Web形式」は認めません。

※4 参加人数は10名以内とします。

※5 企業ごとではなく、応募者ごとの参加とします。

※6 競争的対話の内容は、事業者の技術・ノウハウに関わる内容を伏せた上で、公表及び要求水準書に反映することとします。

※7 「確認したい内容」が具体的に記載されていない場合、再提出を求めることがあります。

【様式27-2-A】初期投資計画

(1)内装整備費等

事業年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	合計 (千円)
	SPC設立→契約・内装整備期間・準備期間				
内装整備費					
内装設計費※1	税抜				
内装施工費※1	税抜				
工事監理費※1	税抜				
必要な行政手続・申請手続に関する費用※2	税抜				
事業者(SPC)の開業に伴う諸費用※2	税抜				
内装整備期間中の事業者(SPC)の運営費(人件費・事務費等)※2	税抜				
建中金利	税抜				
内装整備に係る保険料	税抜				
その他内装整備に関する初期投資と認められる費用	税抜				
	(税抜計)				
内装整備に係る消費税等					
	(税込計)				

※1の内装設計費、内装施工費、工事監理費の内訳を様式27-2-Bに記載すること。

※2の必要な行政手続・申請手続に関する費用、事業者(SPC)の開業に伴う諸費用、内装整備期間中の事業者(SPC)の運営費は、新バスターミナルの内装整備費と三宮バスターミナルへの初期投資に分けて記載すること。

(2)三宮バスターミナルへの初期投資

事業年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	合計 (千円)
	SPC設立→契約・内装整備期間・準備期間				
三宮バスターミナルへの初期投資					
必要な行政手続・申請手続に関する費用	税抜				
事業者(SPC)の開業に伴う諸費用	税抜				
内装整備期間中の事業者(SPC)の運営費(人件費・事務費等)	税抜				
〇〇〇※3	税抜				
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
	(税抜計)				
三宮バスターミナルへの初期投資に係る消費税等					
	(税込計)				

※3三宮バスターミナルに関する初期投資を計画している場合は記入すること。なお、初期投資に対して市は負担しない。

(3)利便増進事業に係る初期投資

事業年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	合計 (千円)
	SPC設立→契約・内装整備期間・準備期間				
利便増進事業に係る初期投資(新バスターミナル)					
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
	(新バスターミナル計)①				
利便増進事業に係る初期投資(三宮バスターミナル)					
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
	(三宮バスターミナル計)②				
利便増進事業に係る初期投資(共通)					
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
〇〇〇	税抜				
	(共通計)③				
利便増進事業に係る初期投資(①+②+③)	(税抜計)				
利便増進事業に係る消費税等					
	(税込計)				

<様式全体に関する備考>

※金額は、円単位で入力し、千円単位で表示すること。

※必要に応じて、項目を追加または細分化すること。不要な行は削除すること。

※物価変動は見込まないこと。

※算定根拠は必要に応じて別紙を追加して記載すること。

※他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。

※電子データは、必ず関数、計算式を残したファイル(本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。)とすること。

【様式27-2-B】内装設計費、内装施工費、工事監理費の内訳

(1)内装設計費、内装施工費、工事監理費の内訳

(単位:千円)

事業年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	合計
	SPC設立←→契約・内装整備期間・準備期間				
内装設計費					
直接原価					
直接人件費	税抜				
直接経費	税抜				
間接原価	税抜				
一般管理費等	税抜				
	(小計)				
内装施工費					
直接工事費(本工事費)					
内装工事	税抜				
付帯設備工事	税抜				
什器・備品等の調達・設置	税抜				
共通仮設費	税抜				
現場管理費	税抜				
一般管理費等	税抜				
	(小計)				
工事監理費					
直接原価					
直接人件費	税抜				
直接経費	税抜				
間接原価	税抜				
一般管理費等	税抜				
	(小計)				
合計					

<備考>

※金額は、円単位で入力し、千円単位で表示すること。

※項目は適宜、追加及び削除すること。

※消費税等(地方消費税を含む。以下、同じ。)を除いた額で記入すること。

※物価変動は見込まないこと。

※算定根拠は以下に従い、別紙を追加して記載すること。

内装設計費:令和6年国土交通省告示第八号 別添一記載の「基本設計に関する標準業務」「実施設計に関する標準業務」における業務項目のうち本事業に必要な項目ごとに作成すること。

内装施工費:公共建築工事内訳書標準書式(国土交通省 最新版)に基づいて作成すること

工事監理費:令和6年国土交通省告示第八号 別添一記載の「工事監理に関する標準業務」その他の標準業務」における業務項目のうち本事業に必要な項目ごとに作成すること。

※他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。

※電子データは、必ず関数、計算式等を残したファイル(本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。)とすること。

【様式27-2-C】投資計画及び資金調達計画

(1) 投資計画書(修繕・更新含む)

単位:千円

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計
		SPC設立→契約・内装整備期間・準備期間					→維持管理・運営期間																										
バスターミナル運営等事業																																	
事業者による投資(修繕・更新含む)のうち国の保有資産となるもの																																	
什器・備品	(説明○○○○)																																
車路・乗降場の経常修繕	(説明○○○○)																																
機械設備の経常修繕	(説明○○○○)																																
基幹設備の経常修繕	(説明○○○○)																																
○○○	(説明○○○○)																																
事業者による投資(修繕・更新含む)のうち市の保有資産となるもの																																	
什器・備品	(説明○○○○)																																
車路・乗降場の経常修繕	(説明○○○○)																																
機械設備の経常修繕	(説明○○○○)																																
基幹設備の経常修繕	(説明○○○○)																																
○○○	(説明○○○○)																																
事業者による投資のうち事業者の保有資産となるもの																																	
什器・備品	(説明○○○○)																																
機械設備の経常修繕	(説明○○○○)																																
基幹設備の経常修繕	(説明○○○○)																																
○○○	(説明○○○○)																																
		(バスターミナル運営等事業計)①																															
利便増進事業																																	
新バスターミナル																																	
○○○	(説明○○○○)																																
○○○	(説明○○○○)																																
三宮バスターミナル																																	
○○○	(説明○○○○)																																
○○○	(説明○○○○)																																
共通																																	
○○○	(説明○○○○)																																
○○○	(説明○○○○)																																
		(利便増進事業計)②																															
投資計画計(①+②)																																	
		(税抜計)																															
投資計画に係る消費税等																																	
		(税込計)																															

(2) 資金調達計画

単位:千円

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計
		SPC設立→契約・内装整備期間・準備期間					→維持管理・運営期間																										
出資金																																	
(出資者名)																																	
(出資者名)																																	
(出資者名)																																	
	(小計)																																
借入金																																	
(借入種別・金融機関名・利率)																																	
(借入種別・金融機関名・利率)																																	
(借入種別・金融機関名・利率)																																	
	(小計)																																
その他																																	
(調達先)																																	
(調達先)																																	
(調達先)																																	
	(小計)																																
合計																																	

(3) 出資金明細表

単位:千円、%

出資者	出資金	出資割合	調達時期	調達期間	その他

(4) 借入金明細表

金融機関等	借入金利	金利の説明	返済期間	返済方法(固定・変動)	その他(関心表明の有無等)

(5) その他明細表

単位:千円

調達先	調達金額	調達時期	調達期間	その他

<(1) 投資計画書(修繕・更新含む)に関する備考>

- ※資本的支出(固定資産取得となる支出)を記載すること。
- ※金額は、円単位で入力し、千円単位で表示すること。
- ※必要に応じて、項目を追加または細分化すること。不要な行は削除すること。
- ※物価変動は見込まないこと。
- ※他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
- ※算定根拠は説明欄に記載するものとし、説明欄に収まらない場合は、欄外又は別紙を追加して記載すること。
- ※電子データは、必ず関数、計算式等を残したファイル(本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。)とすること。

<(2) 資金調達計画、(3) 出資金明細表、(4) 借入金明細表、(5) その他明細表に関する備考>

- ※金額は、円単位で入力し、千円単位で表示すること。
- ※必要に応じて、項目を追加または細分化すること。
- ※他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。
- ※消費税等を含んだ資金需要に対する資金調達総額を記入すること。
- ※出資金明細表は、想定される出資者について全て記入すること。
- ※借入金明細は、同一の調達先であっても異なる調達条件により資金調達を行った場合には、調達条件毎に分けて記入すること。
- ※金利は、小数点第4位以下四捨五入とし、小数点以下第3位まで記入すること。
- ※優先・劣後構造を採用することを想定している場合には、この詳細について適宜「その他」に記入すること。
- ※提案書(副)は、資金提供者が応募者の場合は匿名とし、応募者と関係ない第三者(金融機関等)の場合は実名を記載すること。

【様式27-2-E】収入明細

(1) 停留料金収入

単位:千円

説明	単位 便・千円	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計			
		SPC設立→	→契約・内装整備期間・準備期間	→維持管理・運営期間																																
想定バス便数																																				
乗車																																				
長距離	0km以上	便/日																																		
中距離	～0km未満	便/日																																		
単距離	～0km未満	便/日																																		
降車																																				
長距離	0km以上	便/日																																		
中距離	～0km未満	便/日																																		
単距離	～0km未満	便/日																																		
想定バス便数(計)		便/日																																		

停留料金収入

乗降料金																																				
乗車																																				
長距離	0円/便	千円																																		
中距離	0円/便	千円																																		
単距離	0円/便	千円																																		
降車																																				
長距離	0円/便	千円																																		
中距離	0円/便	千円																																		
単距離	0円/便	千円																																		
乗降料金(計)①		千円																																		
基本料金等②																																				
〇〇〇	〇〇〇	千円																																		
〇〇〇	〇〇〇	千円																																		
〇〇〇	〇〇〇	千円																																		
基本料金等(計)②		千円																																		
停留料金収入③=①+②		千円																																		

※例示として、長距離、中距離、短距離を示しているが、必要に応じて行を追加して提案すること。また、説明を追記すること。

※新バスターミナルと三宮バスターミナルで単価を変える場合は、行を追加しそれぞれのバスターミナルの停留料金収入を記入すること。

※他の留意事項は、以下を参照すること。

(2) その他の収入

説明	単位 千円	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計			
		SPC設立→	→契約・内装整備期間・準備期間	→維持管理・運営期間																																
負担金収入																																				
三宮バスターミナル営繕業務委託費負担金※1	千円																																			
負担金収入(計)①	千円																																			
〇〇〇																																				
〇〇〇	千円																																			
〇〇〇	千円																																			
〇〇〇	千円																																			
〇〇〇(計)②	千円																																			
その他の収入③=①+②	千円																																			

※1 現在三宮バスターミナルを運営している三宮バスターミナル協議会が収入している負担金。詳細は、守秘義務対象資料(添付資料30)を参照すること。

※想定するその他の収入がある場合は記入すること。

※他の留意事項は、以下を参照すること。

(3) 利便増進事業収入

説明	単位 千円	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計			
		SPC設立→	→契約・内装整備期間・準備期間	→維持管理・運営期間																																
飲食・物販施設収入	千円																																			
手荷物預かり・手荷物宅配収入	千円																																			
自動販売機収入	千円																																			
コインロッカー	千円																																			
広告収入	千円																																			
〇〇〇	千円																																			
〇〇〇	千円																																			
利便増進事業収入(計)	千円																																			

< 株式会社全体に関する備考 >

※金額は、円単位で入力し、千円単位で表示すること。

※必要に応じて、項目を追加または細分化すること。不要な行は削除すること。

※物価変動は見込まないこと。

※消費税等(地方消費税を含む。以下、同じ。)を除いた額で記入すること。

※算定根拠は説明欄に記載するものとし、説明欄に収まらない場合は、欄外又は別紙を追加して記載すること。

※他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。

※電子データは、必ず関数、計算式等を残したファイル(本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。)とすること。

【様式27-2-F】対価明細

(1)内装整備費

単位:千円

説明	単位 千円	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計		
		SPC設立→	→契約・内装整備期間・準備期間	→維持管理・運営期間																															
内装整備費(税抜)	千円																																		
内装整備費に係る消費税等	千円																																		
	消費税率:10%																																		
計	千円																																		

(2)維持管理・運営に係るサービス購入料等

説明	単位 千円	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計			
		SPC設立→	→契約・内装整備期間・準備期間	→維持管理・運営期間																																
維持管理・運営にかかるサービス購入料(税抜)	千円																																			
維持管理・運営にかかるサービス購入料に係る消費税等	千円																																			
	消費税率:10%																																			
計	千円																																			

※維持管理・運営に係るサービス購入料は、事業期間を通じて同額とすること。

※金額は、円単位で入力し、千円単位で表示すること。

※物価変動は見込まないこと。

※サービス対価は支払いまでの期間のズレを考慮せず、発生年度に計上すること。

※他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。

※電子データは、必ず関数、計算式等を残したファイル(本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。)とすること。

【様式27-2-G】費用明細

(1)バスターミナル運営等事業費

単位:千円

説明	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度	R36年度	合計	
	SPC設立	→契約・内装整備期間	→準備期間	→維持管理・運営期間																													
営業費用																																	
バスターミナル運営等事業費																																	
内装整備工事原価																																	
準備業務費																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	
維持管理費																																	
建築物保守管理費																																	
建築設備保守管理費																																	
車路点検保守管理費																																	
什器・備品維持管理費																																	
警備費																																	
清掃費																																	
経常修繕費																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	
運営費																																	
人件費																																	
光熱水費																																	
管理費・共益費(バスターミナル)※2																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	
三宮バスターミナル関連雑支出※1																																	
利便増進事業費																																	
管理費(利便増進)※2																																	
運行情報提供設備																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	
その他費用																																	
SPC運営費																																	
保険料																																	
〇〇〇																																	
減価償却費																																	
減価償却費(バスターミナル運営等事業)																																	
事業者による投資のうち国の保有資産となるもの																																	
事業者による投資のうち市の保有資産となるもの																																	
事業者による投資のうち事業者の保有資産となるもの																																	
減価償却費(利便増進事業)																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	
〇〇〇																																	

※算定根拠は説明欄に記載するものとし、説明欄に収まらない場合は、欄外又は別紙を追加して記載すること。

※金額は、円単位で入力し、千円単位で表示すること。

※必要に応じて、項目を追加または細分化すること。不要な行は削除すること。

※消費税等(地方消費税を含む、以下、同じ。)を除いた額で記入すること。

※物価変動は見込まないこと。

※他の様式と関連のある項目の数値は、整合を取ること。

※電子データは、必ず関数、計算式等を残したファイル(本様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む。)とすること。

※1 現在三宮バスターミナルを運営している三宮バスターミナル協議会が支出している施設使用料や道路占用料(9番降車場)等の費用。詳細は、守秘義務対象資料(添付資料30)を参照すること。

※2 管理費・共益費(バスターミナル)、管理費(利便増進)については、守秘義務対象資料(添付資料30)を参照すること。

※占用料について

新バスターミナル及び三宮バスターミナルの占用料は0円として計画すること。(費用として記載する必要なし)

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定
運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
事業者選定基準

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市

— 目 次 —

1. 「事業者選定基準」の位置づけ.....	1
2. 優先交渉権者選定の方法	1
2.1. 選定方法の概要	1
2.2. 事業者選定の体制.....	1
3. 審査の手順.....	2
4. 第一次審査.....	3
5. 第二次審査.....	3
5.1. 審査の手順及び方法	3
5.2. 事業提案の位置づけ	3
5.3. 事業提案の審査方法	4
6. 評価項目.....	4

1. 「事業者選定基準」の位置づけ

本事業者選定基準は、国土交通省近畿地方整備局（以下「国」という。）及び神戸市（以下「市」という。）が「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」及び「三宮バスターミナル特定運営事業等」（以下「本事業」という。）を実施する能力を有する民間事業者として、特定事業契約及び実施契約の締結を優先的に交渉する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

2. 優先交渉権者選定の方法

2.1. 選定方法の概要

優先交渉権者には、PFI 事業やバスターミナルの内装整備・維持管理・運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、優先交渉権者の選定にあたっては、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）により事業提案の評価を行う。

また、優先交渉権者の選定にあたっては、本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）の参加資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、参加資格の確認を受けた応募者（以下「提案提出者」という。）の提出する提案書の評価を行う「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、第一次審査における審査結果は、第二次審査のための事業提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

2.2. 事業者選定の体制

国及び市は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等からなる有識者委員会を設置する。有識者委員会は、各提案提出者からの提案に対する評価案について、意見を国及び市に報告し、国及び市はこれを受けて、提案提出者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

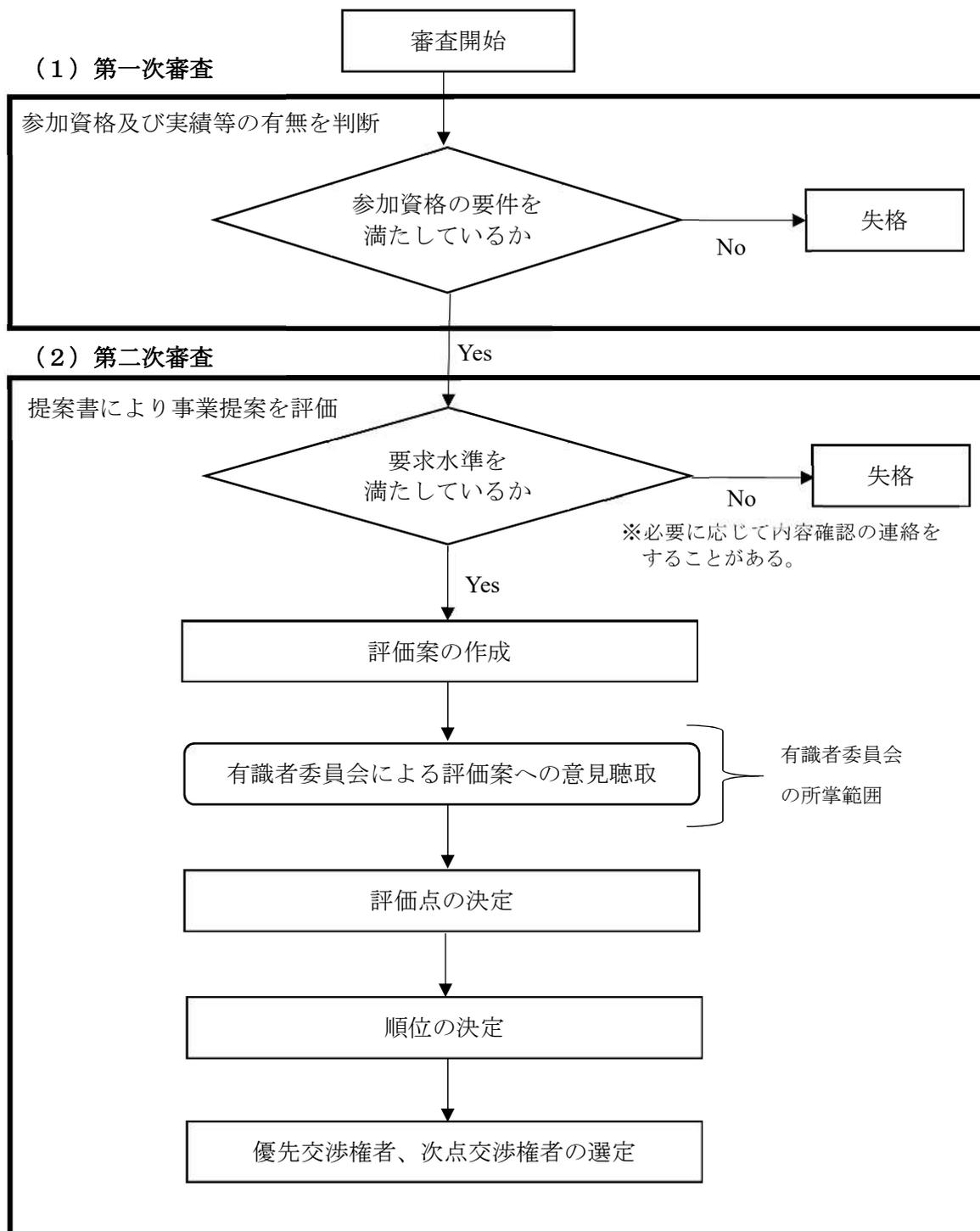
表 有識者委員会の委員

氏名	所属
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部 教授
小谷 通泰	神戸大学 名誉教授
甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
北詰 恵一	関西大学環境都市工学部 教授
正司 健一	神戸大学 名誉教授

（五十音順、敬称略）

3. 審査の手順

審査の手順を以下に示す。



4. 第一次審査

応募者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていない項目があれば失格とする。

5. 第二次審査

5.1. 審査の手順及び方法

優先交渉権者を選定するため、提案提出者から提出された提案書の提案内容等を審査するものである。第二次審査の手順は、以下のとおりである。

(1) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を満たしているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を満たしていない場合は失格とする。

なお、要求水準とは「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の要求水準書」に定める要求水準をいう。

(2) 事業提案審査

事業提案について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて評価点を付与する。評価点は1000点を上限値とし、各評価項目の配点の詳細は「6.評価項目」で示す。

(3) 優先交渉権者の選定等

a) 優先交渉権者の選定

国及び市は、サービス対価の上限以下の提案価格を提示した提案提出者それぞれについて、5.1.(2)の事業提案審査による評価点を算出し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。なお、評価点が同点の場合は、本事業の実施で重要と考える評価項目「実施方針及び実施体制」及び「内装整備業務」「運營業務」の合計点が高い提案提出者を優先交渉権者として選定する。これによりなお同点となった場合には、くじにより優先交渉権者を選定する。

b) 評価内容の公表

国及び市は、優先交渉権者を選定した後、評価点について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

5.2. 事業提案の位置づけ

優先交渉権者の提示した事業提案は、基本協定及び特定事業契約及び実施契約にその内容が反映されるとともに、優先交渉権者は、これを履行しなければならない。

また、評価点は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため評価点に関する評価内容は、国及び市と優先交渉権者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

5.3. 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。図・表あるいはイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容を優先するものとする。

(2) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を満たしているか否かを、要求水準書をもとに審査する。事業提案が要求水準を満たしていない場合は失格とする。なお、提出書類において求める記載事項は、「様式集及び記載要領」に示す。

事業提案は、国及び市が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。国及び市は、事業提案について、内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を満たすことが可能であると判断できる場合に、これを満たすものと判断する。

(3) 事業提案審査

事業提案審査では、国及び市が重視する評価項目について、優れた内容であるかどうかの審査を行う。評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を達成していれば0点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に加算点の付与を行う。

評価基準は評価項目ごとに設定しており、また評価項目ごとに配点を行っている。

各評価項目の評価基準及び配点は「6.評価項目」による。

6. 評価項目

評価点の評価項目は以下のとおりである。各評価項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

表 評価項目の配点

評価項目	配点
1) 実施方針及び実施体制	110
2) 資金調達及び収支計画	70
3) 内装整備業務	100
4) 準備業務	40
5) 維持管理業務	90
6) 運営業務	230
7) 利便増進事業	60
8) 公共負担額（サービス購入料※）	300
計	1000

※維持管理・運営に係るサービス購入料について評価する。内装整備費は評価の対象としない。

1 実施方針及び実施体制

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)	
実施方針	事業の特性を踏まえた方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「三宮再整備の目指す姿」の達成に資する方針や計画が具体的に提案されているか。 ・ 新バスターミナル・三宮バスターミナルの一体的な運用について、具体的な方法が提案されているか。 	20 (2)	
実施体制	SPC 出資構成、業務実施・連絡調整の体制、人材配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる業務実施体制が構築されているか。 ・ 出資構成、出資者ごとの保有議決権付株式及び出資額などの体制が、本事業を適正かつ確実に実施するために合理的な内容となっているか。 ・ 全体調整や、国、市、その他関係者（再開発会社等）との報告・連絡・相談を図るための方策が具体的に提案されているか。 ・ 確実に事業を遂行するための十分な資格、経験、ノウハウを有した人材が配置されているか。 ・ 神戸市内の雇用創出に寄与する、人材配置や雇用施策が具体的に提案されているか。 	40 (4)	110 (11)
リスク分担	各企業分担と対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクが的確かつ網羅的に想定され、そのリスクの分担及び担保する契約条件等の明確化が図られているか。 ・ リスク事象を顕在化させない方策や、顕在化した際の具体的かつ有効な対応策が提案されているか。 ・ 本事業の安定性向上及び国・市のリスク負担軽減に資する方策（「事業者が付す保険等」以上の保険を付すなど。ただし、リスク対応として有効かつ適切である場合に限る。）が具体的に提案されているか。 ・ テナントの誘致方策及び撤退時の対応方策など、利便増進事業のリスク管理について具体的に提案されているか。 	50 (5)	

2 資金調達及び収支計画

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)	
資金調達	資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妥当性・確実性の高い資金調達計画や、事業の安定的な実施に必要な資金を確保する方法が示されているか。 ・ 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっているか。 ・ 事業内容の変更や急な資金需要や収入の減少に対し、柔軟な対応が可能な資金調達方法が示されているか。 	30 (3)	70 (7)
収支計画	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新バスターミナル（Ⅰ期）と三宮バスターミナルとの一体運営を踏まえ、全事業期間を通じて安定的に事業が行われるための、実現性・妥当性のある収支計画となっているか。 ・ 収入及び費用の算出根拠が明確であり、妥当な収支計画となっているか。 ・ 停留料金について、相場価格等と比較して不当に高額ではなく、乗り入れバス事業者にとって妥当性のある料金体系・料金設定がなされているか。 ・ 利便増進事業の収入（テナント賃料等）について、積算根拠が明確、かつ事業期間を通して事業性が担保される設定がなされているか。 	40 (4)	

3 内装整備業務

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)
周辺施設を踏まえた交通・動線計画	<ul style="list-style-type: none"> 交通計画 動線計画 	<ul style="list-style-type: none"> バスターミナルとして円滑な運行・運営を実現できる施設計画となっているか。 周辺施設からのアクセスに配慮した動線計画上の工夫が考えられているか。 三宮周辺の交通結節機能を向上させる提案がなされているか。 	20 (2)
再開発ビルと調和した快適で機能性の高い施設計画	<ul style="list-style-type: none"> デザイン 空間構成 機能連携 快適性 利便性 機能性 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発ビルのデザインとの一体性が確保されているか。 兵庫らしさや神戸らしさを演出する高いデザイン性を有しているか。 再開発ビル内の機能との連携に配慮した施設計画となっているか。 誰もが快適に利用できる施設計画となっているか。 これからの待合空間に求められる機能が導入されているか。 機能的で、使い勝手がよい、施設計画等となっているか。 年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず誰もが快適に利用できる具体的で優れた提案がなされているか。 	40 (4)
将来的な対応可能性・メンテナンス性	<ul style="list-style-type: none"> 可変性 柔軟性 技術革新への対応 更新の容易さ メンテナンス性 	<ul style="list-style-type: none"> 新バスターミナル（Ⅱ期）を見据えた施設計画となっているか。 将来的なレイアウト変更等柔軟な運用を見据えた施設計画となっているか。 今後の技術革新を見据えた設備計画となっているか。 長期的な施設利用を前提とした、十分な耐久性・更新性の容易さを有しているか。 メンテナンス性に配慮した施設計画等となっているか。 <p>(将来的なレイアウト変更や、技術革新等による機器更新等について、バスターミナル事業運営の影響を最小限とする具体の提案がある場合に優位に評価する。)</p>	20 (2)
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保及び環境保全対策 施工合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発ビル側工事との調整に向けた工夫がなされているか。 事業提案を確実に遂行するための工程、品質確保に関する提案がなされているか。 建築材料、設備資機材の長寿命化・更新性に配慮し、長期にわたる品質確保が検討された提案がなされているか。 生産性の向上に資する有効な技術や施工合理化の導入等、具体的で効果がある提案がなされているか。 	20 (2)
			100 (10)

4 準備業務

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)	
準備	円滑な準備に向けた体制・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業前に国・市及び乗り入れバス事業者と意見交換できる場について、具体的な体制や方法が提案されているか。 ・ バス便の移行調整を円滑に進めるための効果的な計画が提案されているか。 	40 (4)	40 (4)

5 維持管理業務

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)	
点検保守管理・清掃・経常修繕	施設・設備の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物、建築設備、車路、什器・備品における劣化状況、損傷等の異常の有無を的確に把握するための、具体的かつ効率的な方策が提案されているか。 ・ 機能を保持し長期的な耐久性を確保するために効果的な点検・保守の実施方法が、具体的に提案されているか。 	20 (2)	90 (9)
	利用者の快適性・美観の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸の玄関口にふさわしい空間として維持していくための、美観上、具体的かつ効果的な経常修繕の計画が提案されているか。 ・ 利用者の快適性及び施設的美観・機能性・衛生性を確保するための、具体的かつ効果的な清掃計画が提案されているか。 	40 (4)	
警備・交通事故復旧・交通事故応急対応	利用者が安心・安全に利用できる環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者が安心して利用できる環境の確保のために、有人警備及び機械警備を組み合わせた効果的かつ効率的な警備方法が、具体的に提案されているか。 ・ 機械警備について、機器トラブル時の対応など具体的な対応が提案されているか。 ・ 交通事故等が発生した場合の正確かつ迅速な利用者対応や応急措置が可能な体制が提案されているか。 ・ 有事における現場対応が可能な体制が構築されているか。 	10 (1)	
長期修繕計画案作成	計画的な経常修繕及び設備等更新の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルコストの低減を図るための効果的な考え方が提案されているか。 ・ 時代の変化に応じた技術水準を保つための見直し方針が、具体的に提案されているか。 	20 (2)	

6 運營業務

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)	
運行管理・安全対策・利用者対応・バス便の移行調整	円滑かつ安全なバス運行に向けた方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス事業者及び再開発ビル（雲井5）の運営を担う企業、ミント神戸の商業施設・オフィス等の運営を担う企業等との協議・調整・連絡体制について、具体的な提案がなされているか。 ・ 周辺道路交通への影響抑制に資する、具体的かつ効果的な方策が提案されているか。 ・ 円滑かつ安全なバス運行に資する案内・誘導に関する運営の提案がなされているか。 ・ 事故等の発生時における具体的な対応方針に関する提案があるか。 ・ 最新技術の積極的な活用など、先進的なサービス水準を保つための具体的な方策が提案されているか。 ・ 想定発着便数と余裕枠を踏まえた上で、実現可能性の高い既存バスの増便や新規バス路線の追加に関する方策が提案されているか。 	60 (6)	230 (23)
	利用者の利便性・快適性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者にとってわかりやすく快適な対応を行うための、チケット販売や案内等の具体的な方策が示されているか。 ・ ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの配慮が具体的に提案されているか。 ・ 多数のバス事業者が乗り入れることを前提に、各社のロケーションシステムの一元化等、利用者にとってわかりやすい案内方策が示されているか。 ・ 利用者からの評価や施設の競争力を把握する方法など、継続的なサービス向上に資する効果的かつ具体的な提案がされているか。 		
危機管理対応	災害発生時に備えた計画・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害（地震や豪雨等）の発生時について、バス利用者等の安全確保に資する具体的かつ確実性の高い施設計画や運営計画が提案されているか。 ・ 事故・火災等の災害について、被害の発生又は拡大防止に必要な措置が具体的に提案されているか。 ・ 予見される様々な危険に備えた体制の構築や平常時の対応について、確実性の高い提案がされているか。 ・ 帰宅困難者輸送の拠点として必要な機能を備えているか。 ・ 災害時の対応を見据えた設備・機器のバックアップに対する考え方が合理的か。必要な設備を備えているか。 	60 (6)	

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)	
広報・エリアマネジメントへの参加	利用促進・まちづくりに資する取組	<ul style="list-style-type: none"> PR 及び情報提供、利用促進に資する、効果的かつ具体的な広報の方策が提案されているか。 まちづくりに資するイベント等の企画提案・実施など、エリアマネジメント活動への積極的な取組が具体的に提案されているか。 	30 (3)	

7 利便増進事業

評価分類	評価の視点	評価基準 ※「・」の数と点数は対応しない。	配点 (全体の割合)	
利便増進事業	利便施設の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 利便施設について、効率的に維持管理・運営するための実現性の高い計画が提案されているか。 バスターミナル利用者の利便性に寄与する、具体的な運営方法（運営時間等）が提案されているか。 再開発ビル（雲井5）全体に寄与する、利便性向上や賑わい創出の具体的な提案がなされているか。 ミント神戸全体に寄与する、利便性向上や賑わい創出の具体的な提案がなされているか。 利便施設について、兵庫らしさや神戸らしさの演出に資する具体的な機能が提案されているか。 バス需要のオフピーク時の待合空間における賑わい創出について、具体的に提案されているか。 神戸の玄関口として、まちづくりへの波及効果が期待できる提案がなされているか。 訪日外国人等旅行客の利用を想定し、キャッシュレス決済に対応する具体的な提案がなされているか。 三宮バスターミナルにおいて、神戸に到着した利用者のおもてなし等を意識した具体的な提案がなされているか。 	40 (4)	60 (6)
	事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務」について、バスターミナル運営等事業との連携・相乗効果が見込める具体的な提案がされているか。 次世代モビリティの活用の具体的な提案がなされているか。 (特にモーダルコネクト強化に資する具体的な提案があった場合に、優位に評価する。) 	20 (2)	

8 公共負担額（サービス購入料）

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)	
公共負担額	サービス購入料の提案額	<ul style="list-style-type: none"> ・ より低い公共負担額（維持管理・運営に係るサービス購入料）が提案されているか。 ・ 募集要項に示す維持管理・運営に係るサービス購入料の上限金額を基準として、以下の算出方法に基づき、提案額から評価点を算定する。なお、評価点については、算出された得点の小数点以下第3位を四捨五入する。 <p><算出方法> $300 \text{ 点} \times (1 - \text{提案価格} / \text{上限金額})$</p>	300 (30)	300 (30)